# 阿見 町議会会議録

平成24年第1回定例会 (平成24年2月27日~3月8日)

阿見町議会

# 平成24年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	3 9
◎会期日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	4 0
◎第1号(2月27日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2	4 3
○出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	43
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	43
○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	4 5
○開 会	2	4 7
・会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	4 7
<ul><li>会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	2	4 7
• 諸般の報告	2	4 8
・議案第3号から議案第5号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	4 9
・議案第6号から議案第20号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・・	Ę	5 0
・議案第21号から議案第27号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・	Ę	5 8
<ul><li>議案第28号(上程,説明,質疑,委員会付託) ····································</li></ul>	(	63
・議案第29号から議案第35号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・	8	8 9
・請願第1号から請願第2号(上程,委員会付託)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 (	5 (
○散 会	1 (	) 5
◎第2号(2月28日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 (	Э 7
〇出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 (	7 7
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 (	7 7
○議事日程第2号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 (	9
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 :	1 0
○開 議	1 :	1 1
• 一般質問	1 :	1 1
石井 早苗 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 .	1 1
藤井 孝幸	1 2	2 2
紙井 和美 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 :	5 4
細田 正幸 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 (	3 <b>4</b>
○散 会	1 (	3 7

◎第3号(2月29日) · · · · · · · · 1	6 9
〇出席,欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6 9
〇出席説明員及び会議書記 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6 9
〇議事日程第 $3$ 号 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 1
〇一般質問通告事項一覧 $\cdots$ 1	7 2
〇開 議······ 1	7 3
• 一般質問······ 1	7 3
浅野	7 3
倉持 松雄1	9 3
川畑 秀慈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	9 7
難波 千香子 · · · · · · · · · 2	0 6
柴原 成一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	1 6
<ul><li>休会の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2</li></ul>	2 0
○散 会	2 0
◎第4号(3月8日) · · · · · · · · 2	2 1
○出席, 欠席議員 · · · · · · · · · 2	2 1
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 1
○議事日程第4号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	2 3
○開 議······ 2	2 5
<ul><li>議案第3号(委員長報告,討論,採決)····································</li></ul>	2 5
<ul><li>議案第4号(委員長報告,討論,採決)····································</li></ul>	2 6
<ul><li>議案第5号(委員長報告,討論,採決)····································</li></ul>	2 7
・議案第6号から議案第20号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・・2	2 8
・議案第21号から議案第27号(委員長報告、討論、採決)・・・・・・・・・・2	3 8
<ul><li>議案第28号(委員長報告,討論,採決)</li></ul>	5 8
・議案第29号から議案第35号(委員長報告、討論、採決)・・・・・・・・・・・2	6 3
• 請願第 1 号(委員長報告,討論,採決)	6 9
• 請願第 2 号(委員長報告,討論,採決)	7 2
· 決議案第 1 号(上程,説明,質疑,討論,採決)····································	7 5
<ul><li>・意見書案第1号(上程,説明,質疑,討論,採決)・・・・・・・・・・・2</li></ul>	7 7

•議員提出議案第1号(上程,説明,質疑,討論,採決)	2 7 9
・阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	280
<ul><li>・行政改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	281
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	282
○閉 会	283

第1回定例会

# 阿見町告示第40号

平成24年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年2月20日

阿見町長 天田 富司男

1 期 日 平成24年2月27日

2 場 所 阿見町議会議場

平成24年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	2月27日	(月)	午前10時	本会議	<ul><li>・開会</li><li>・議案上程</li><li>・提案理由の説明</li><li>・質疑</li><li>・委員会付託</li></ul>
第2日	2月28日	(火)	午前10時	本会議	•一般質問(4名)
第3日	2月29日	(水)	午前10時	本会議	• 一般質問 (5名)
第4日	3月1日	(木)	午後2時	委員会	<ul><li>総務(議案審査)</li></ul>
第5日	3月2日	(金)	午前10時	委員会	• 民生教育(議案審査)
第6日	3月3日	(土)	休	会	• 議案調査
第7日	3月4日	(日)	休	会	• 議案調査
第8日	3月5日	(月)	午前10時	委員会	<ul><li>・産業建設(議案審査)</li></ul>
第9日	3月6日	(火)	休	会	・議案調査
第10日	3月7日	(水)	休	会	• 議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	3月8日	(木)	午前10時	本会議	<ul><li>・委員長報告</li><li>・討論</li><li>・採決</li><li>・閉会</li></ul>

第 1 号

[ 2月27日]

# 平成24年第1回阿見町議会定例会会議録(第1号)

平成24年2月27日(第1日)

## ○出席議員

1番 佐藤幸明君 2番 平 岡 博 君 3番 川畑秀慈君 4番 難 波 千香子 君 5番 紙 井 和 美 君 6番 久保谷 充 君 7番 石 井 早 苗 君 柴 原 成 一 君 8番 9番 浅 野 栄 子 君 10番 藤井孝幸君 11番 久保谷 実 君 12番 吉田憲市君 小松沢 秀 幸 君 13番 14番 倉 持 松 雄 君 15番 大 野 孝 志 君 16番 豊 君 櫛田 17番 実 君 諏訪原 18番 細 田 正 幸 君

# ○欠席議員

なし

## ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 教 育 長 青 山 壽々子 君 総 務 部 長 坪 田 匡 弘 君 生 長 横田健一君 民 部

生活產業部長 﨑 慎 一 君 篠 都市整備部長 横 田 充 新 君 教育委員会教育次長 竿 留 美 君 防 忠 消 長 川村 男 君 会計管理者兼 宮 本 寛 則 君 会 課 計 長 総 務 課 長 篠 原 尚 彦 君 企画財政課長 原 君 湯 幸 徳 税 務 課 長 衛 君 吉 田 収 納 課 長 武 井 浩 君 社会福祉課長兼 稔 君 出 田 福祉センター所長 障害福祉課長 柴 Щ 義 君 健康づくり課長 弘 勝 山 君 商工観光課長 鹿志村 浩 行 君 町民活動推進課長 野 利 君 明 飯 都市計画課長 菊 池 彰 君 都市施設管理課長 柳 生 典 昭 君 水 道 課 坪 田 博 君 長 中央公民館長 野 耕 君 浅

# ○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 大 竹 久

#### 平成24年第1回阿見町議会定例会

#### 議事日程第1号

平成24年2月27日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第3号 阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について

議案第4号 阿見町震災復興まちづくり基金条例の制定について

議案第5号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付

金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について

日程第5 議案第6号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部

改正について

議案第7号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第8号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部改正について

議案第9号 阿見町税条例の一部改正について

議案第10号 阿見町災害遺児手当支給条例の一部改正について

議案第11号 阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第12号 阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について

議案第13号 阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

議案第14号 阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第15号 阿見町営住宅管理条例の一部改正について

議案第16号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第17号 阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正に

ついて

議案第18号 阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第19号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第20号 阿見町火災予防条例の一部改正について

日程第6 議案第21号 平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号)

議案第22号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

- 議案第23号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第24号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3 号)
- 議案第25号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4 号)
- 議案第26号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第27号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第28号 平成24年度阿見町一般会計予算
- 日程第8 議案第29号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計予算
  - 議案第30号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
  - 議案第31号 平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
  - 議案第32号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
  - 議案第33号 平成24年度阿見町介護保険特別会計予算
  - 議案第34号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
  - 議案第35号 平成24年度阿見町水道事業会計予算
- 日程第9 請願第1号 東海第二原発の廃炉を求める請願書
  - 請願第2号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願

#### 午前10時00分開会

○議長(佐藤幸明君) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから 平成24年第1回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(佐藤幸明君) 日程第1,会議録署名議員の指名について,本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって,

7番 石 井 早 苗 君

8番 柴原成一君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る2月20日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

#### 〔議会運営委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○議会運営委員会委員長(諏訪原実君) 皆さん、おはようございます。会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成24年第1回定例会につきまして、去る2月20日、議会運営委員会を開催いたしました。 出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から3月8日までの11日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提 案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目, 2月28日は午前10時から本会議で一般質問, 4名。

3日目、2月29日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

- 4日目、3月1日は委員会で、午後2時から総務常任委員会。
- 5日目, 3月2日は委員会で,午前10時から民生教育常任委員会。
- 6日目から7日目までは休会で議案調査。
- 8日目、3月5日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。
- 9日目から10日目までは休会で議案調査。

11日目, 3月8日は最終日となりますが,午前10時から本会議で委員長報告,討論,採決, 閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長(佐藤幸明君) お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月8日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月8日までの11日間と決定しました。

#### 諸般の報告

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第3号から議案第35号のほか、東海第二原発の 廃炉を求める請願書、TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願、以上35件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、平成24年度阿見町予算編成に関する陳情書、東海第2原子力発電所の再稼働を認めず廃炉を求める意見書の提出を求める陳情書の2件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成23年12月分から平成24年1月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のと おりです。

次に、平成23年度普通建設等事業進捗状況、契約状況報告について、2月24日付で町長から

報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。 以上で諸般の報告を終わります。

議案第3号 阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について

議案第4号 阿見町震災復興まちづくり基金条例の制定について

議案第5号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を 受け取る権利の放棄に関する条例の制定について

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第4、議案第3号、阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について、議案第4号、阿見町震災復興まちづくり基金条例の制定について、議案第5号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年第1回定例会、24年度の予算案であります。その中には、特に防災関連の予算または放射能の問題、非常に大事な予算案であります。どうか議員各位には、慎重審議よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議案に入りたいと思います。

議案第3号,阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について,提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正を受け、総合計画の策定に関し、必要な事項について定めるものであります。

これまで阿見町では、地方自治法を根拠に基本構想を策定し、基本計画及び実施計画とあわせた総合計画に基づく町政運営を行ってまいりました。しかしながら、地方分権が背景となる法改正を受け、総合計画策定に関する判断は各自治体に委ねられたところであります。これを受け、阿見町では、今後とも総合計画を策定し、これをもとに町政運営を行うため、本条例を定めるものであります。

次に,議案第4号,阿見町震災復興まちづくり基金条例の制定について,提案理由を申し上 げます。

本案は、先般、国より茨城県に交付された特別交付税による県の復興基金を財源に、市町村 が実施する復興事業に充てることを目的とした市町村復興まちづくり支援事業費交付金が創設 され、本町には5,200万円が交付されることから、当該交付金を管理し、復興事業の財源として充当するための基金を設置するものであります。

次に,議案第5号の阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について,提案理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災の影響により二重債務の問題を抱える中小企業者の事業の再生を促進するため、茨城県産業復興機構が既往債務を買い取る場合等において、町が損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利を放棄できるようにするものであります。

茨城県内の各自治体において、被災中小企業者等の再生に迅速に対応するため、県下一斉に 条例を制定することとされております。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案3件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いい たします。質疑を許します。

# [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号から議案第5号については、 会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員 会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会,産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月8日の本会議に おいて審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第6号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 について

議案第7号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第8号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について

議案第9号 阿見町税条例の一部改正について

議案第10号 阿見町災害遺児手当支給条例の一部改正について

議案第11号 阿見町介護保険条例の一部改正について

- 議案第12号 阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について
- 議案第13号 阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- 議案第14号 阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第15号 阿見町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第16号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町立公民館の設置,管理及び職員に関する条例の一部改正につい て
- 議案第18号 阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第20号 阿見町火災予防条例の一部改正について

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第5、議案第6号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議案第7号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第8号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第9号、阿見町税条例の一部改正について、議案第10号、阿見町災害遺児手当支給条例の一部改正について、議案第11号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第12号、阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について、議案第13号、阿見町予防接種健康被害調查委員会条例の一部改正について、議案第14号、阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第15号、阿見町営住宅管理条例の一部改正について、議案第16号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第17号、阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正について、議案第18号、阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第19号、阿見町主図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第19号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第20号、阿見町大災予防条例の一部改正について、以上15件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

#### [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 議案第6号から議案第20号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第6号の阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について申し上げます。

地方公共団体が職員を公益的法人等へ派遣する場合、その職員の人件費を補助金に含めて支出することは、地方公務員の派遣等に関する法律に抵触するという裁判例が出たことから、こ

れまで人件費を補助金に含めて支出してきた団体において、直接支払う方法に変更する動きが 出てきております。

当町においても、これまで社会福祉協議会に派遣している職員の人件費を補助金に含めて支 出してきたことから直接支払う方法に変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

まず、阿見町道の駅整備推進会議につきましては、学識経験者、議会及び町内各種団体等の 代表の委員等で組織し、道の駅の設置に関し、その基本構想の策定、その他必要な事項を審議 することを目的に設置するものであります。

次に、阿見町協働の指針検討委員会につきましては、町民と行政による協働のまちづくりを 推進するため、その基本となる協働の指針を策定するに当たり諸般の検討をするため、協働の 指針検討委員会を設置するものであります。

次に、阿見町都市再生整備計画事業評価委員会につきましては、国においてまちづくり交付 金事業から都市再生整備計画事業へと補助制度の改正が行われたため、町条例について所要の 改正を行うものであります。

次に、阿見町公民館運営審議会及び阿見町図書館協議会の主な担任事務の改正につきましては、議案第17号の阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正及び議案第18号の阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関連して、附属機関の事務の根拠となる例規名を改正するものであります。

次に、議案第8号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について申し上げます。

まず, 町税徴収嘱託員につきましては, 来年度より収納課において介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収事務を行うことに伴い, 職名を町税等徴収嘱託員に変更するものであります。

次に、都市再生整備計画事業評価委員会委員、協働の指針検討委員会委員、道の駅整備推進会議委員につきましては、議案第7号に関連して、非常勤特別職として報酬及び費用弁償について定めるため、別表に追加及び改正を行うものであります。

次に、身体障害者相談員及び知的障害者相談員につきましては、身体障害者福祉法及び知的 障害者福祉法の一部改正に伴い、町が相談員を委嘱することになるため、非常勤特別職として 別表に追加するものであります。

次に、議案第9号の阿見町税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」及び「経済社会の構造の変化に対応した

税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、町税条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、町たばこ税の税率について、平成25年4月1日から県たばこ税の一部が市町村たばこ税に税源委譲されることに伴い、1,000本につき4,618円を5,262円に引き上げるものであります。

町民税においては、東日本大震災からの復興を図ることを目的に、地方公共団体が実施する 防災のための施策に要する費用の財源確保のため、臨時措置として、平成26年度から平成35年 度までの各年度分の個人町民税の均等割の税率について、3,000円に500円を加算して3,500円 とする特例規定を創設するものであります。

次に、議案第10号の阿見町災害遺児手当支給条例の一部改正について申し上げます。

本案は、障害に関する用語の整理に関する法律により、「廃疾」を「障害」に改めるとともに、児童福祉法の一部を改正する法律が平成24年4月1日に公布、施行されることに伴い、児童福祉施設の定義の内容の変更等、所要の改正を行うものであります。

議案第11号の阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険料率が介護保険法の規定により、事業運営期間である3年間を通じての支 出及び収入等の状況を勘案して設定することとされているため、平成24年度から平成26年度ま での第1号被保険者の介護保険料率について、介護保険事業計画に定める介護給付等対象サー ビスの見込み量や介護保険制度改正に伴う介護報酬の改定率等に基づいて算出した額に改正す るものであります。

次に、議案第12号の阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正及び議案第13号の阿見町予 防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について申し上げます。

本案は、町の組織機構の改編等に伴い、主管する組織について改正等を行うものであります。 次に、議案第14号の阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について申し上げます。

本案は、昨年10月、都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、関連する道路法施行令の一部があわせて改正されたことに伴い、町条例の文言の整理等の改正を行うものであります。

次に、議案第15号の阿見町営住宅管理条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の制定に伴う公営住宅法の改正により、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、入居基準のうち同居親族要件の条文が廃止されたため、現行の入居資格制度を維持するため条例で規定するものであります。

次に、議案第16号の阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について申し上げます。本案は、地域主権改革一括法の制定に伴い、地方公営企業法及び地方公営企業施行令で定められていた利益の処分に伴う減債積立金、利益積立金等の積み立て義務規定が削除されることを受け、町条例に利益の処分、資本剰余金の処分、欠損の処理について規定することで、企業財務の運用の健全化を自主的に図るものであります。

次に、議案第17号、阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正及び議案 第18号の阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法の制定に伴い、社会教育法及び図書館法が改正され、公民館運営審議会及び図書館協議会の委員の任命要件について、地域の実情に応じ市町村の条例で定めるとされたことを受け、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号の阿見町手数料徴収条例の一部改正について申し上げます。

本案は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を 定める省令の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、町条例について所要の改正を行 うものであります。

改正内容としましては、主に石油コンビナート等に設けられている「浮き蓋付特定野外タンク貯蔵所」の安全性を確保するため、技術上の基準を設ける危険物の規制に関する政令が公布されたことにより、同条例別表第2に標記されている貯蔵所の設置許可申請に同タンクの審査手数料を追加するものであります。

次に、議案第20号の阿見町火災予防条例の一部改正について申し上げます。

本案は、危険物の規制に関する政令が改正されたことに伴い、町条例について所要の改正を 行うものであります。

主な改正内容としましては、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたことにより、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことになるものの技術上の基準について経過措置を講じるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案15件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いい たします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 阿見町介護保険条例の改定ですけども、これはまあ、いわゆる保険料の値上げになるというふうに思いますが、この値上げの理由と、あとそれから何%値上げに

なるのかというのの説明をお願いいたします。

それから、議案第9号のたばこ税と町民税の均等割の改定ですけども、たばこ税については、 県に入っていたたばこ税の一部が町に振り替えられるということですけれども、そのことによって税収がどれだけプラスになるのかが1点ですね。

あとそれから、東日本大震災からの復興を図るために、今後10年間、個人町民税の均等割ですね、それを3,000円を500円プラスして取るという説明ありましたけれども、これは1年幾らになって10年間で幾らになるのか。

あとそれから、東日本大震災で復興を図るということですけども、茨城県もその大震災の区域に入っていると思うんですけども、これとの関係で阿見町はどうなるのかという説明をお願いいたします。

以上, 2点質問いたします。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

議案第11号の阿見町介護保険条例の一部改正についての保険料の値上げの理由と改定率ということでありますが、保険料を値上げする理由としましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、介護保険を給付する方が増えてきていると、それに伴って給付額が増大しているというような状況でございます。この件については、さきの全協でも御説明しましたとおり、ただいま第5期の介護保険事業計画を策定中と、もうあらかた保険料については決定してるというようなことで、今回この条例の改正ということになったわけでございます。

基準額で申しますと、今まで3,700円であったものが今回4,400円になるということで、改定率でいいますと約16%の値上げというようなことでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 町税条例の一部改正に関する件にお答えいたします。

まずは、たばこ税が値上げになってどのぐらいの税収になるのかということでございます。 1,000本で644円の値上げと、引き上げということでございます。

[「総務部長、たばこ税は値上げじゃあんめよ」と呼ぶ者あり]

○総務部長(坪田匡弘君) あ、値上げじゃないんですけれども、町のほうの税収が変わると、配分が変わるということです。今の消費が継続するというふうに考えますと、約4,600万円ほどの増収が見込まれるということでございます。

それと、個人町民税の均等割の500円が加算になるという件では、年間で約1,100万円程度の 増収になると。ですから、10年間で1億1,000万円という計算ができるかと思います。 それともう1点は、茨城県との関係で阿見町はどうなのかということでございますけれども、今申し上げましたとおり、県と市町村との税収の割合の配分が変わるということが1つございます。それと、先ほど震災復興まちづくり基金という条例も制定で提案しておりますけれども、こういった震災復興のまちづくりの交付税、それが県のほうで一度受けて市町村に交付するというような形もあります。それから、今回の震災に関連しましては、特別交付税とか各種補助金とかがかなり交付されます。その中で補助金につきましては、かなり国の交付金も手厚く配分されるんですけれども、例えば土地改良に関する交付金などは、一部各団体が負担しなければいけないんですけれども、そういったところにも県の単費が補てんされているというようなことで、国とあわせまして県でもそれなりに負担をして市町村に助成をするというような形があります。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 議案第9号関係ですけども、要するに、まあ、町民税ですから、年間1,100万円、町民税、災害のために負担するわけですよね。私が聞いてるのは、国・県から来るってのは、災害受けてるのだからいいと思うんですけども、阿見町も茨城県も東日本大震災の被害圏に入っているわけですよね。そういう場合、この1,100万円税収が増収になるわけでしょ。これは災害のための復興にとか防災のために使うと、そういう条件があるわけですよね。その場合、この1,100万はどうなのかっていうことを聞いてるわけですよ。これは増収したやつは当然阿見町の町民のために使うのか。今、国と県から防災のための補助があるっていう説明ありましたけれども、それにプラスして1,000万円を使うということなのか。その辺は、はっきり説明してもらいたいわけですよ。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えします。

税収が増になった場合の、その使い方ということかと思います。これは町の収入ということになりますので、これから防災関係のさまざまな施策ですね、当面は復旧に関する事業で、道路とかそういった傷んだところの復旧の工事、それと放射能対策事業、それから今後の防災対策ということで、防災無線、行政無線の整備それから防災倉庫等々のそういったものに充当していくということでございます。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 議案第19号の手数料なんですが、先ほど町長の説明によりますと、石油コンビナートの浮き蓋に関する審査料を課すということだったんですが、阿見町で対象のも

のがあるんでしょうか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。消防長川村忠男君。
- ○消防長(川村忠男君) はい、お答えいたします。

資料のほうに概要ということ、説明資料ということで入っているかと思うんですけども、これは主に石油コンビナート、ですから、茨城県でいえば鹿島、神栖とか、大きいところ、湾岸のあるところであって、全国で今570基ほどあります。当然、阿見町にはございません。以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 議案第10号ですけれども、阿見町災害遺児手当支給条例の一部を改正。これの内容は、災害遺児っていうことになっておりますけれども、阿見町に現在この条例で災害遺児に支給している人は何人いるのか教えていただきたい。

それから、議案第14号、阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について。いろいろ電柱とか 細かいやつがいっぱい載ってるわけですけれども、現在この条例で徴収している使用料ですね、 これは幾らになるのか教えていただきたい。

以上、2件質問いたします。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) 1点目の阿見町災害遺児手当支給条例の件で、現在対象者が何名かというようなことでございますが、現在この支給をしているものは1名でございます。 以上です。
- ○議長(佐藤幸明君) 都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) 道路占用の件でございますが、来年度も多いのは電柱、それから埋設管を占用するNTTとか東電、そういうものもございます。現在の徴収額については、ちょっと今、手元に資料ございませんけど、来年は一応1,500万ほどの予算は計上してございます。現在の徴収料については、後ほど御報告したいと思います。
- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号から議案第20号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月8日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いいたします。

都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長(横田充新君) 失礼しました。先ほどの占用料,23年度分なんですが,最終的なあればなってないんですが,現在1,500万弱ということになります。

以上です。

議案第21号 平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号)

議案第22号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第23号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第24号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第25号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第26号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第27号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(佐藤幸明君) 次に,日程第6,議案第21号,平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号),議案第22号,平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号),議案第23号,平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号),議案第24号,平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号),議案第25号,平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号),議案第26号,平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号),議案第27号,平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号),以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

#### 〔町長天田富司男君登壇〕

〇町長(天田富司男君) 議案第21号から議案第27号の補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第21号の一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に18億6,969万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ161億6,248万9,000円とするほか、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正及び地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正について、歳入から主なものを申し上げます。

第1款町税では、景気後退の影響から個人所得の低迷が続いており、個人町民税の所得割が減額となる一方、法人町民税では、当初予算で想定していた以上の落ち込みは見られないことから、緩やかな持ち直しの動きなどを勘案し、町民税法人税割を増額。

第15款国庫支出金では、子ども手当国庫負担金を減額する一方、社会資本整備総合交付金を 増額するとともに、学校施設環境改善交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金を新規計上。

第16款県支出金では、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金を減額する一方、市町村復興まちづくり支援事業費交付金を新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため繰り入れしていた財政調整基金繰入金を皆減。

第20款繰越金では、歳出の財源に充てるため前年度繰越金を増額。

第21款諸収入では、環境整備工場建設工事の談合に係る川崎重工業株式会社からの和解金を 新規計上。

第22款町債では、保育所整備事業債を減額する一方、社会資本整備総合交付金事業債を増額 するとともに、事業前倒しにより学校耐震化事業債及び給食センター整備事業債を新規計上す るものであります。

次に、4ページからの歳出でありますが、事業費の確定などによる計上のほか、国庫補助金の前倒しに伴う給食センター整備事業に係る経費を追加しております。

第2款総務費では、一般管理費で、臨時職員社会保険料を減額するほか、住民情報ネットワーク運営事業の電算システム委託料及び使賃料を減額。財産管理費で印刷製本費及び電気使用料を減額。地域安全対策費で原発事故避難者宿舎借上料を増額。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、国保財政安定化支援に係る繰出額の確定に伴い国民健康保険特別会計繰出金を、介護給付費等の増により介護給付費繰出金をそれぞれ増額。障害者福祉費で、利用件数の減により自立支援医療給付費を、児童措置費で支給基準の変更により子ども手当をそれぞれ減額。

第4款衛生費では、予防費で接種率が見込みを下回ったことにより任意及び定期予防接種委託料を減額する一方、塵芥処理費で環境整備工場建設工事の談合に係る国・県への返還金を、放射能対策費で表面汚染測定器購入代をそれぞれ新規計上。

第5款農林水産業費では、農業振興費で水田農業構造改革対策事業補助金を減額する一方、 農地費で土地改良区が実施する農地・農業用施設災害復旧工事に対する補助金を新規計上。

第7款土木費では、街路事業費で都市計画道路荒川沖・寺子線及び中郷・寺子線整備事業を、 公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を、土地区画整理費で本郷第一土地区画整理事 業繰出金を、開発費で阿見吉原土地区画整理事業分担金をそれぞれ減額。

第9款教育費では、学校管理費で朝日中学校耐震化に係る経費を増額。学校給食費で給食セ

ンター整備事業に係る経費を増額。

第11款公債費では、元金及び利子の償還費を減額。

第12款諸支出金では、財政調整基金への積立金を増額するとともに、震災復興まちづくり基金積立金を新規計上するものであります。

次に、6ページの第2表・繰越明許費でありますが、財産管理費ほか10件について、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

次に、7ページの第3表・債務負担行為補正については、アンテナショップ運営委託料に係る業務が平成24年4月から円滑に進められるよう今年度内に契約を締結するため、債務負担行 為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、8ページの第4表・地方債補正につきましては、学校施設耐震化事業及び給食センター整備事業を追加するとともに、社会資本整備総合交付金事業等5件について事業費の確定により限度額を変更するほか、震災復興特別交付税で措置される災害復旧事業を廃止するものであります。

次に、議案第22号の国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に3億4,169万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ<math>54億272万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、交付額の確定に伴い療養給付費等交付金を減額する一方、前期高齢者交付金を増額。財源調整のため支払準備基金繰入金を減額する一方、前年度からの繰越金を増額。

歳出では、一般及び退職被保険者療養給付費を増額する一方、保険財政共同安定化事業拠出 金を減額するものであります。

次に、議案第23号の公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から6,935万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億6,677万7,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容としましては、吉原地区下水道整備の事業費減等に伴い、吉原地区下水道整備負担金、一般会計繰入金及び下水道債をそれぞれ減額。

歳出では、管理費で、汚水量の減に伴い霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金を減額。下水道事業費で、茨城県が施行している吉原地区の下水道工事の減により委託料を減額するものであります。

次に、4ページの繰越明許費でありますが、管渠維持管理費につきましては、行政区との調整に伴い災害復旧工事が遅延となることにより、公共下水道整備事業につきましては、茨城県の事業調整に伴い吉原地区下水道工事が遅延となることにより、また霞ヶ浦湖北流域下水道事

業負担金につきましては、震災の影響による資器材入手困難のため工事が遅延となることにより、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更、廃止するものであります。次に、議案第24号の土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から4,132万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億7,775万7,000円とするほか、繰越明許費の設定をするものであります。

歳入の主な内容としましては、本郷第一土地区画整理事業の保留地処分金及び同事業の繰入 金を減額する一方、同事業の繰越金を増額。

歳出では、事業費の確定により、本郷第一土地区画整理事業における換地処分業務委託料、登記業務委託料、整地等工事及び補償金を減額するものであります。

3ページの繰越明許費でありますが、関係権利者との協議に時間を要したため、年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

次に、議案第25号の農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から1,061万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,390万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、事業費の確定等により農業集落排水事業補助金、一般会計繰 入金を減額する一方、前年度からの繰越金及び雑入の消費税還付金を増額。

歳出では、県補助金の減により実穀上長地区農業集落排水事業分の農業集落排水事業債減債 基金費を減額するものであります。

次に、議案第26号の介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は,既定の予算額に6,655万9,000円を追加し,歳入歳出それぞれ22億3,635万3,000円と するものであります。

歳入の主な内容としましては、保険給付費の増に伴い、支払基金交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金繰入金を増額。そのほか、前年度繰越金を増額。

歳出では、利用者及び事業所の増等に伴い居宅介護サービス給付費を増額。そのほか、介護 給付費負担金及び地域支援事業支援交付金の実績精算に伴い、負担金及び交付金に返還が生じ たため、償還金の国庫支出金等返還金を増額するものであります。

次に、議案第27号の後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,219万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億5,051万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、被保険者の増に伴い後期高齢者医療保険料を増額。

歳出では、後期高齢者医療保険料広域連合への納付金の額定に伴い同納付金を増額するもの

であります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については、委員会への付託を予定しております ので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

- ○18番(細田正幸君) 議案第21号の23年度一般会計補正予算,14ページで、今まであんまり項目にのっかっていない項目が新たにのっているんですけれども、株式売払代金500万。普通、一般的に考えると、株を持っていると、その後、高くなったとか安くなったとかっつう変動があるわけですけども、この500万の内容について、何の株を売り払ったのか、それから、取得したときのお金と差額があったら説明をお願いしたい。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。

これは、筑波都市整備株式会社、これ、UR関係の会社でございますが、これ、以前も同額で購入しております。当初、1万4、900株を500万で保持しておりましたが、荒川本郷地区の事業がURに伴う事業が、まあ、ああいう形で中止ということになりまして、この株を持ってる意味そのものがどうなのかということで、これ牛久のほうで、ひたち野うしく駅周辺、これはURで区画整理事業を実施しておりますので、牛久のほうに譲渡したということでございます。〇議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。

13番小松沢秀幸君。

- ○13番(小松沢秀幸君) 1万4,900株を500万で買ったということですが、それを同額500万で売った。これは、できるならば1円でも高く売ってもよかったんではないか。その辺のいきさつをお尋ねいたします。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。

これはですね、そのURのほうが開発した後に、その植栽管理だとか道路の維持管理だとか、そういうものをやっている会社でございます。あの周りの、UR関係の市町村が株主になっているというようなことでございまして、特に利益が出ているということではないようですので、買った当初の金額で牛久のほうも譲っていただきたいと、そういうことで、当初の金額でお譲りしたという形でございます。

○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号から議案第27号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月8日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時10分からといたします。

午前11時05分休憩

午前11時11分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号 平成24年度阿見町一般会計予算

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第7、議案第28号、平成24年度阿見町一般会計予算を議題 といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

#### [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 平成24年第1回阿見町議会定例会の開会に当たり、平成24年度の町 政運営の基本方針について、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御 協力を賜りたいと存じます。

私が阿見町長に就任して以来、早いもので二年が経過しようとしております。私はこの間、まちづくりの基本は「町民の良識が町政の常識である」との理念に立ち、広聴会等を通し、より多くの町民の皆様方の御意見を伺いながら、「笑顔のあふれるまちづくり」の実現のため、全力で取り組んでまいりました。おかげをもちまして、町政は着々と進展していると思います。議員各位並びに町民の皆様には、御理解と御協力をいただき、ここに改めて感謝を申し上げます。

さて、昨年3月に発生しました東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電事故では、東 北地方を中心に甚大な被害がもたらされ、発生から1年近くが経過した現在でも、その状況を 見ると心が痛む思いであります。当町におきましても、道路などのインフラを中心とした損壊 で大きな被害がもたらされ、原発事故による放射能の影響もあわせると相当大きな被害となっております。

現在,阿見町では,放射能対策方針に基づく除染計画の策定を進めており,順次本格的な除 染作業を実施することとしておりますが,一日も早く町民の皆様の不安払拭を図るとともに, 安心・安全な生活環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

現在, 我が国の経済は, 海外経済の減速や円高の影響などから景気回復の動きが足踏み状態となっております。今後は, 新興国や資源国に牽引される形で海外経済の回復が期待され, 震災復興関連の需要が徐々に顕在化していくことなどから, 緩やかに景気は回復していくと見られます。しかしながら, 欧州の金融財政危機が与える国際経済への影響など, さまざまな景気の下振れ懸念を抱えていることも事実であり, 当面は景気の動向を注視せざるを得ない状況であります。

そうした中、平成23年度末の国と地方を合わせた長期債務残高を見てみますと、約894兆円の見込みとなっており、国と地方自治体の財政状況は極めて危機的な状況にあります。本町の財政状況につきましては、歳入面では、企業業績回復の兆しが見えてはいるものの、一方では円高の進行による企業収益の減少等により、法人町民税は横ばいの状況にあります。また、個人所得の回復のおくれによる個人町民税の減収が見込まれ、一般財源の安定した確保が難しい状況となっております。歳出面では、扶助費や他会計への繰出金が高負担となっており、重要施策の推進に当たっては、財源の一部を基金に頼らざるを得ない状況となっております。また、震災における復旧・復興事業や放射能対策、それに関連する事業に要する費用等も財政圧迫の要因となっております。

このような状況におきましても、震災以降、町民ニーズが高まっている安心・安全な生活環境の整備を優先的に進めるとともに、町民生活に必要不可欠な行政サービスにも手を抜くことなく取り組んでいきたいと考えております。そのためには、引き続き行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めながら、優先度の高い事業から着実に実施してまいりたいと思います。

これらの点を踏まえながら、町政運営の重要課題の取り組みについて、第5次総合計画の施策の大綱に沿って基本方針を申し述べたいと思います。

1つ目は、「みんなの声が活きるまちづくり」であります。

町民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的意識を共有し、連携・協力することにより、地域の公共的な課題解決を行う「協働のまちづくり」を目指し、地域コミュニティー活動や町民活動について積極的に推進してまいります。

新たな取り組みとして,町民やNPO法人,ボランティア団体の代表者で構成する協議会を

設置し、協働の基本ルールとなる指針を作成し、協働の範囲を広めてまいります。

また,「住民が主人公の町政」を実現するため,町民の皆様から直接町政に対する御意見や 提言などをいただく広聴会を引き続き実施し,町民の皆さんが町の施策や運営にかかわるシス テムをつくってまいります。

さらに、男女が性別にとらわれず、あらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる男女共同 参画社会の実現を図るため、阿見町男女共同参画社会基本条例及び男女共同参画プランに基づ き施策を展開してまいります。

次に、大学との連携につきましては、茨城大学農学部、茨城県立医療大学、東京医科大学茨 城医療センターにおいて、それぞれの専門である農業や保健医療分野のみならず、さまざまな 分野での事業連携を図るとともに、現在、協定を締結していない東京医科大学茨城医療センタ ーとの地域連携協力協定の締結に向けて、協議を進めたいと思います。

本年1月に新たに締結した鹿島アントラーズとのフレンドリータウン協定に基づき、県立カシマサッカースタジアムでの試合観戦の招待やスタジアム見学ツアーの実施、さらには、自治体PRイベントへの参加など、フレンドリータウンとしての特典を活かし、地域振興・地域活性化を推進してまいります。

2つ目は、「環境を守り育むまちづくり」であります。

地球温暖化による異常気象や生態系への影響が深刻化する中,阿見町環境基本条例及び環境 基本計画に基づき,町民と行政が一体となって,環境に優しいまちづくりを推進してまいりま す。

特に、環境負荷の低減や経費負担の縮減を図るため、公共施設や防犯灯照明のLED化を推進するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減対策として、一般住宅への太陽光発電システムの設置に対する助成を行うことにより、地球環境に優しい再生可能エネルギーの導入促進を図ってまいります。

また、廃棄物の不法投棄の監視、取り締まりなど、環境美化への取り組みを強化するととも に、違反者に対しては断固たる姿勢を持って対処してまいります。

ごみ処理施設につきましては、適正な維持管理、計画的な維持補修に努め、効率的な施設運営に努めてまいります。

また, 恵まれた自然環境を次世代に継承できるよう, 平地林や霞ヶ浦, 神田池など, 湖沼・河川について, 積極的に保全・再生を行ってまいります。

3つ目は、「安全で安心に暮らせるまちづくり」であります。

町民が安心して暮らすことのできる清潔で潤いのある生活環境を目指し、上水道及び下水道の整備促進を図ってまいります。

上水道事業につきましては、普及率の向上を図るため水道施設整備基本計画を前倒しし、整備をより加速させ、給水区域の拡大を図るとともに、加入分担金の軽減措置を実施するなど、普及促進に努めてまいります。

下水道事業につきましては、全体計画に基づき、未整備地区への管渠整備の推進と接続率の向上を図ってまいります。

また, 荒川本郷地区の流末を確保するため, 流域下水道への接続を推進するとともに, 茨城 県が施工している阿見吉原土地区画整理事業地内への管渠整備につきましては, 茨城県との協 定に基づき, 整備を進めてまいります。

さらに,下水道使用料の適正化を図り,事業の健全経営に努めてまいります。

次に、地域防災につきましては、災害に強いまちづくりを目指し、今回の東日本大震災を教訓として阿見町地域防災計画の見直しを進めるとともに、防災拠点としての役割を十分発揮できるよう役場庁舎に自家発電装置を整備するなど、総合的な防災体制の強化を図ってまいります。

災害発生時等における情報伝達体制の確保を図るため、防災行政無線の整備に向け、情報通信システムの検討を行ってまいります。

次に、消防・救急につきましては、老朽化した消防庁舎及び附帯設備、さらには、消防緊急 指令システムの部分更新を実施するとともに、非常備消防における消防団車両の更新を行うな ど、消防機能の充実・強化を図ってまいります。

4つ目は「健やかで明るくやさしいまちづくり」であります。

健康と福祉のまちづくりを推進するため「あみ健康づくりプラン21」に基づき、町民の主体的な健康づくりを積極的に推進するとともに、医療機関との連携を図りながら、地域医療の充実に努めてまいります。

現在、国が推進しているワクチン接種事業にも積極的に取り組み、疾病予防の推進を図って まいります。

また、高齢化社会に対応するため阿見町長寿福祉計画・第5期介護保険事業計画に基づき、 高齢者が健康で生きがいを持ち安心して生活を送ることができるよう、生活支援サービス等の 充実を図ってまいります。

次に、少子化対策、次世代を担う子供たちのための施策としましては、現在、教育委員会で 実施している放課後子ども教室と児童福祉課で実施している放課後児童クラブを一元化するこ とにより、放課後対策の効率的な事業運営を図ってまいります。施設面においては、舟島小学 校への専用施設の建設を進めてまいります。

また、保育所の入所待機児童の解消を図るため、平成25年4月の開所に向け荒川本郷地区に

民間の認可保育所を整備するとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、新たに家庭的 保育事業の実施に向け準備を進めてまいります。

加えて、医療福祉につきましては、小学校6年生までの医療費負担の無料化を引き続き実施 してまいります。

障害者福祉におきましては、第2期阿見町障害者基本計画・障害福祉計画に基づき、障害者が住みなれた地域や家庭で生きがいのある生活が営める町を目指し、障害福祉サービスの充実 と障害者の自立支援を推進してまいります。

5つ目は、「いきいき学びのまちづくり」であります。

心豊かな人づくりを目指し、自ら学び自ら考える力、社会の変化に適切に対応できる力を育 てるため、幼児教育、学校教育の充実を図ってまいります。

教育の振興につきましては、教育基本法に基づき阿見町教育振興基本計画及び生涯学習推進 計画を策定し、教育に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

また、児童生徒の安全な教育環境を確保するため、年次計画により進めている学校施設の耐 震化について、耐震診断調査及び実施設計を前倒しするとともに、必要な施設について耐震化 を加速させてまいります。

さらに、地産地消の推進や学校給食の安全性と質の向上を確保するため、平成25年9月の供用開始に向け、炊飯設備を含めた学校給食センターを、太陽光発電やLED照明に代表される省エネルギー設備を導入して施設整備を進めてまいります。

次に、生涯学習につきましては、学習活動の活性化を図るため、町民ニーズに合った内容と 学習の場を提供するとともに、ふれあい地区館活動など、町民自らが主体的に活動できるよう 支援してまいります。また、地域において活動している音楽愛好家によるミニコンサートの実 施など、音楽で元気にするまちづくりを推進してまいります。

さらに、スポーツ・レクリエーションにつきましては、町民の健康や体力づくりの場の提供 や町民交流を目的とした町民運動会を推進するとともに、スポーツに対する子供の意識や技術 力の向上を図るため、トップアスリートやプロ選手の直接指導によるスポーツ教室を実施する など、スポーツ振興を図ってまいります。

次に、予科練平和記念館につきましては、町民はもとより多くの方々に戦史の記録を伝承し、 次の世代へ継承できるよう、常設展示のほか、収蔵品や館外の資料等を使用した特別展を実施 するとともに、あらゆる広報媒体を活用した周知活動を行うことにより、来館者の増を図って まいります。

6つ目は、「暮らしを支える活力あるまちづくり」であります。

安定した暮らしを将来にわたり支え、活力とにぎわいのある地域産業を推進してまいります。

まず、農業の振興につきましては、農業振興の中核となる担い手を確保・育成するため、認 定農業者に対する支援・相談活動を行うとともに、新たな農業後継者への支援策について、国 の動向を見きわめながら育成支援を拡充し、安定した農業経営と生活基盤づくりを支援してま いりたいと思います。

耕作放棄地の再生・利用の取り組みに対する支援を行うとともに、農地や農業用排水などの 保全活動に対する支援を行ってまいります。

さらに、農産品のブランド化や環境に配慮した持続性の高い農業生産方式の浸透を図るとと もに、地産地消を推進してまいります。

次に、商業の振興につきましては、本町を取り巻く商業環境の変動を踏まえ、町商工会と連携を図りながら、地元消費の拡大につながるプレミアム付商品券の発行や、地域資源を活かした新商品の開発支援を行うなど、地域商業の活性化に努めてまいります。

さらには、農業・商業の振興を図るため、あみプレミアム・アウトレット内に常設型の物産 施設を出店し、町内の農産物・物産品等の出荷体制の構築を図るための社会実験を実施してま いります。

工業の振興につきましては、企業立地奨励金や雇用促進奨励金などの優遇措置や、本町の利便性等について積極的にPRし、茨城県と連携して阿見東部工業団地への企業誘致を推進し、あわせて2月14日に起工した雪印メグミルクの操業を支援してまいります。

次に、消費生活につきましては、消費者としての権利が守られ、安心・安全な消費生活が送れるよう、消費生活センター機能の充実・強化を図ってまいります。

次に、観光の振興につきましては、あみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館など、 広域的な集客施設を有効活用するとともに、町の重要な観光資源である霞ヶ浦を初め、竹林、 桜などを最大限に活用した周遊型観光プランの実現に努めてまいります。

観光施設のネットワーク化や観光ボランティアの育成、さらには観光物産イベントや地域ブランドの発掘・開発など、観光施策につきましては、あみ観光協会と連携しながら進めてまいります。

さらに、地域振興及び観光振興の拠点となり得る道の駅整備構想については、新たに「(仮称)道の駅整備推進会議」を組織し、基本構想の策定に取り組んでまいります。

7つ目は、「快適で便利な美しいまちづくり」であります。

活力ある地域づくりと安全で安心な生活ができるよう,都市基盤整備を図り、快適で美しい 都市環境づくりに努めてまいります。

まず、都市基盤の軸となる幹線道路につきましては、都市計画道路荒川沖・寺子線の延伸・ 整備を行うとともに、中央市街地と西部市街地を連結する幹線道路ネットワークを確立するた め、都市計画道路中郷・寺子線の整備を引き続き進めてまいります。また、都市計画道路福田 工業団地線につきましては、アクセス強化による利便性の向上を図るため、県事業と連携を図 り、県道竜ヶ崎阿見線から福田工業団地外周道路を結ぶ工事を町事業として整備してまいりま す。

さらに、生活道路である町道整備につきましては、国の交付金制度を活用し、積極的に整備 促進を図ってまいります。

次に、土地区画整理事業につきましては、本郷第一地区の保留地販売の促進を図るとともに、 吉原地区においては、事業者である茨城県と連携をとりながら、円滑な事業推進と適正な土地 利用の誘導に努めてまいります。

交通体系につきましては、平成23年2月より開始したデマンドタクシーの実証運行を継続するとともに、実証運行の評価・検証で明らかになった町民ニーズ等に対応するため、運行車両の増車やJR荒川沖駅付近への乗り入れなどに取り組んでまいりたいと思います。

その他,良好な住環境づくりを目指し,公園・緑地などの保全・整備に努め,魅力ある景観 形成の整備促進を図ってまいります。

最後に、「効率・効果・透明性を大切にするまちづくり」であります。

本町を取り巻く社会情勢や町民ニーズに迅速かつ的確に対応することができるよう、行政組織機構の見直しを行い、住民サービスのさらなる向上を図ってまいります。

具体的には、東日本大震災の教訓を活かし、防災体制の強化を図るため、「交通防災課」を 新設するとともに、「町民部」を新設し、町民生活と関連の高い部署を町民部に位置づけ、

「民生部」を「保健福祉部」に名称変更し、現行の4部体制から5部体制に再編いたします。

また、限られた財源を有効に活用するため、行政評価による進行管理を引き続き実施すると ともに、評価の客観性や透明性を高めるため、事業仕分けによる外部評価を新たに実施し、事 務事業の必要性やニーズの検証を行ってまいります。

さらに、公有地の植栽一括管理を実施するなど、徹底した経費の削減を行い、財政の健全化 を図ってまいります。

次に、広域行政体制の推進につきましては、引き続き稲敷地方広域市町村圏事務組合との間で消防広域化に向けた検討を行うとともに、平成28年6月からの消防救急無線のデジタル化に向けて、県域による消防救急無線並びに消防指令業務の共同化を進めてまいります。

また、町の最上位計画である第5次総合計画後期基本計画が平成25年度をもって計画期間満了となることから、第6次総合計画の策定に着手してまいります。

以上, 町政運営に関する所信の一端を申し上げましたが, 阿見町第5次総合計画後期基本計画では町民の役割を明示するなど, 協働のまちづくりを積極的に推進しており, これらの目標

を実現するには、行政と町民が目的意識を共有していくことが大変重要であると考えております。

職員においても、一人ひとりが目的意識を持ち、施策に取り組み、さらに、スピード感とコスト意識を常に持ちながら1円の無駄もない行政運営に取り組むなど、一丸となって「笑顔のあふれるまちづくり」の実現に向けて努力してまいる所存であります。

ここに改めまして,議員各位並びに町民の皆様のなお一層の御支援と御協力をお願い申し上 げまして,平成24年度の施政方針といたします。

続きまして、議案第28号の平成24年度一般会計予算の概要について申し上げます。

まず、予算編成に当たっての基本的な考え方から申し上げます。

歳入面では、町税などが横ばい程度で推移するものの、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税が大きく減少し、歳出面では、扶助費や特別会計への繰出金が依然として高負担となる中、都市計画道路整備を初めとした普通建設事業費等による負担増が見込まれることから、あらゆる財源確保策を講じるとともに、一層の歳出削減に取り組み、町民生活の向上のために真に必要な事業を推進することを基本として、限られた財源の中で、重点的かつ効率的な配分を念頭に置きながら予算編成に取り組んだものであります。

それでは、一般会計予算の概要を申し上げます。

一般会計の予算総額は139億1,700万円で、平成23年度当初予算と比較しますと2.8%増となっております。この増の主な理由としましては、都市計画道路中郷・寺子線等整備事業や放射能対策事業の増などによるものであります。

歳入におきましては、景気回復におくれが見られるものの、個人消費や製造業の生産活動には緩やかな持ち直しの動きが続いていることから、町税全体では1.4%の増額計上となっております。また、地方交付税は、過年度の法人税収の落ち込みに対する後年度精算調整の終了に伴い、普通交付税が24.3%の大幅減となり、交付税全体でも19.9%の減額計上となっております。

このように、歳入面では大幅な減収が懸念されるところではありますが、都市計画道路の整備、小中学校の耐震化、放射能対策事業など、安全・安心なまちづくり及び町民生活の向上を図るための事業の推進は必要不可欠であると考えますので、これら重要施策を推進するために生じる財源の不足につきましては、基金を取り崩して対処したところであります。

次に、7ページの債務負担行為につきましては、住民情報ネットワークシステムなど4件について、期間と限度額を設定するものであります。

8ページの地方債につきましては、臨時財政対策債など6件について、限度額、利率等を設定するものであります。

以上、一般会計予算の概要について申し上げました。具体的な内容につきましては、担当部長から説明をしていただきますので、慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤幸明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいま,15番大野孝志君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は18 名です。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長(坪田匡弘君) 議案第28号,平成24年度一般会計予算の内容につきまして御説明いたします。

お手元の平成24年度阿見町予算書を御参照願います。

まず、歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。

11ページをお開き下さい。

第1款町税からご説明いたします。

第1項第1目個人町民税では,現年課税分所得割で,前年度と比較しまして0.2%の増額計上。

第2目法人町民税では、法人税割で、当初予算との比較において想定した以上の落ち込みは 見られず、緩やかな持ち直しの動きなどを勘案し36.4%の増、現年課税分全体では、前年度と 比較しまして29.3%の増額計上。

第2項第1目固定資産税では、土地で0.1%の増、家屋では評価替えの年に当たるため5%の減、償却資産は10.1%の減、現年課税分全体では、前年度と比較しまして4.7%の減額計上。 第5項都市計画税では、現年課税分全体で、家屋評価替えの影響により、前年度と比較しまして2.2%の減額計上。

町税全体では、前年度と比較しまして1.4%の増額計上となっております。

13ページの第11款地方交付税では、税収が横ばいで推移することが見込まれるものの、過年度分の法人町民税の精算調整の終了などを考慮し算定した結果、地方交付税全体では19.9%の減額計上となっております。

15ページの第15款国庫支出金の第1項国庫負担金では、障害者介護給付費等の増加に伴い、 障害者自立支援給付費負担金の増がある一方、子ども手当国庫負担金の減などにより、前年度 と比較しまして8.1%の減額計上。

16ページの第2項国庫補助金では、社会資本整備総合交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増などにより、前年度と比較しまして35.6%の増額計上。

国庫支出金全体では、前年度と比較しまして5%の増額計上となっております。

16ページ,17ページの第16款県支出金の第1項県負担金では、障害者自立支援給付費負担金, 子ども手当県負担金の増などにより、前年度と比較しまして18%の増額計上。

17ページ,18ページの第2項県補助金では,障害者自立支援対策臨時特例交付金,子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金の皆減などにより,前年度と比較しまして13.1%の減額計上。

18ページ,19ページの第3項委託金では,経済センサス活動調査事務委託金の減がある一方, 人権啓発活動委託金,海区漁業調整委員会委員選挙費委託金の皆増などにより,1.4%の増額 計上。

県支出金全体では、前年度と比較し1.9%の増額計上となっております。

20ページの第19款繰入金の第2項基金繰入金では、財源調整としての財政調整基金繰入金が大幅な増となり、繰入金全体で、前年度と比較しまして609%の大幅な増額計上となっております。

20ページから23ページの第21款諸収入では、阿見吉原土地区画整理事業に係る公園緑地整備 負担金及び耐震性貯水槽設置工事に伴う県負担金の増などにより、諸収入全体で、前年度と比 較しまして31.5%の増額計上となっております。

23ページの第22款町債では、都市計画街路整備事業に係る社会資本整備総合交付金事業債の増がある一方、臨時財政対策債の減などにより、町債全体では、前年度と比較しまして4.4%の減額計上となっております。

次に、24ページからの歳出について申し上げます。

第1款議会費では、議員共済組合負担金の減などにより、議会費全体で、前年度と比較しまして10.6%の減額計上となっております。

26ページからの第2款総務費ですが,第1項総務管理費の第1目一般管理費では,特別職及 び職員の給与関係経費,臨時職員雇用費,文書管理,電算システムなどに要する経費が主なも ので,臨時職員賃金を各課事業毎の計上に組み替えたことに伴う減などにより,前年度と比較 しまして15.5%の減額計上。

34ページから37ページの第7目財産管理費では、非常災害時の庁舎防災機能の向上を図るための自家発電機設置工事費の新規計上による庁舎維持管理費の増などにより、17.6%の増額計

38ページから41ページの第8目企画費では、職員給与関係経費、企画事務費、公共交通推進事業、総合計画策定事業などに要する経費が主なもので、第6次総合計画策定に要する経費の新規計上などにより、前年度と比較しまして19%の増額計上。

42ページから45ページの第10目町民活動推進費では、職員給与関係経費、自治振興費、町民

活動センター事業などに要する経費が主なもので、行政組織見直しに伴う職員給与関係経費の 減などにより、前年度と比較しまして25.2%の減額計上。

45ページから49ページの第11目地域安全対策費では、行政区に対する防犯灯新設補助の対象に新たにLED防犯灯を加え、その普及推進を図るための防犯対策事業の増などにより、前年度と比較しまして88.2%の増額計上。

49ページの第12目諸費では、本郷第一土地区画整理事業地内の町界町名地番整理事業の減などにより、前年度と比較しまして28.3%の減額計上。

50ページ,51ページの第2項徴税費の第2目賦課費では、土地家屋評価委託料の増による賦課事務費の増などにより、前年度と比較しまして94%の増額計上。

54ページから56ページの第4項選挙費では、町議会議員一般選挙事業の皆減などにより、前年度と比較しまして73.7%の減額計上。

56ページから58ページの第5項統計調査費の第2目基幹統計調査費では、経済センサス活動調査事業の減などにより、前年度と比較しまして21.2%の減額計上。

以上、総務費全体では、前年度と比較しまして1.8%の減額計上となっております。

次に、第3款民生費について申し上げます。

59ページから61ページの第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費では、要援護事業及び後期高齢者医療特別会計繰出金の増などにより、前年度と比較しまして2.7%の増額計上。

62ページから66ページの第2目老人福祉費では、老人保護措置事業、敬老事業、シルバー人材センター助成費、介護予防事業などが主なもので、地域介護・福祉空間整備補助金の減による高齢者福祉事務費の減などにより、前年度と比較しまして23%の減額計上。

66ページから71ページの第3目障害者福祉費では、障害者介護給付事業及び障害者訓練等給付事業の増などにより、前年度と比較しまして9.8%の増額計上。

72ページ,73ページの第6目医療福祉費では、医療給付事業の減などにより、前年度と比較しまして5.1%の減額計上。

〔「済みません、もう少しゆっくりやっていただけますか」と呼ぶ者あり〕

○総務部長(坪田匡弘君) はい。

76ページから78ページの第2項児童福祉費の第1目児童福祉総務費では、待機児童の解消等を目的とした家庭的保育事業の皆増などにより、前年度と比較しまして26.9%の増額計上。

78ページ,79ページの第2目児童措置費では,子ども手当等支給事業の減により,前年度と 比較しまして13.6%の減額計上。

79ページから83ページの第4目保育所費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、民間保育所管理運営に要する経費が主なもので、待機児童受け入れによる民間保育所管理

運営負担金の増などにより、前年度と比較しまして4.4%の増額計上。

83ページから87ページの第5目児童館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費に要する経費が主なもので、舟島小学校区放課後児童クラブ専用施設建設費の新規計上による放課後児童施設整備事業の増などにより、前年度と比較しまして71.6%の増額計上。

以上、民生費全体では、前年度と比較しまして1.1%の増額計上となっております。次に、第4款衛生費について申し上げます。

90ページから91ページの第1項、保健衛生費の第2目予防費では、子宮頸がんワクチン等の予防接種3種に対する対象年齢拡大措置の終了による予防接種事業の減などにより、前年度と比較しまして45.4%の減額計上。

93ページから96ページの第2項清掃費の第2目塵芥処理費では、霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの運営や維持管理に要する経費を計上しているもので、霞クリーンセンターの維持管理費の増などにより、前年度と比較しまして1.7%の増額計上。

96ページから97ページの第3項環境衛生費の第1目環境総務費では、職員給与関係経費、龍ケ崎地方衛生組合及び牛久市・阿見町斎場組合の負担金などに要する経費が主なもので、龍ケ崎地方衛生組合の負担金の減などにより、前年度と比較しまして9%の減額計上。

98ページから101ページの第2目環境整備費では、新エネルギー活用の推進等を図るため、 住宅用太陽光発電システム設置者への補助制度新設に伴う地球温暖化対策事業の増などにより、 前年度と比較しまして17.5%の増額計上。

101ページ,102ページの第4目放射能対策費では、除染計画に基づく道路側溝、公園等の除染作業などを実施するための放射能対策事業を新規計上。

以上、衛生費全体では、前年度と比較しまして6.8%の増額計上となっております。

次に、第5款農林水産業費について申し上げます。

105ページから108ページの第1項農業費の第3目農業振興費では、農業者戸別所得補償制度対策事業が増となる一方、農業振興推進事業の減などにより、前年度と比較しまして13%の減額計上。

109ページ,110ページの第5目農地費では、農村環境の保全管理を支援推進するための農業基盤整備事業及び農業集落排水事業特別会計繰出金の増などにより、前年度と比較しまして22.3%の増額計上。

以上、農林水産業費全体では、前年度と比較しまして13.6%の増額計上となっております。次に、第6款商工費について申し上げます。

112ページ,113ページの第2目商工業振興費では、商工業の振興、阿見東部工業団地・阿見吉原東地区への企業誘致関係に要する経費を計上しているもので、奨励期間満了に伴う企業立

地奨励金の減による阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業の減などにより,前年度と比較しまして13.5%の減額計上。

113ページから114ページの第3目観光費では、あみプレミアム・アウトレット内において阿 見町の特産品等を販売するアンテナショップを開設するための経費を新規計上する一方、阿見 吉原地区において道の駅社会実験として実施していた臨時観光物産館の終了に伴う観光振興事 業の減などにより、前年度と比較しまして22.6%の減額計上。

以上, 商工費全体では, 前年度と比較しまして7.4%の減額計上となっております。 次に, 第7款土木費について申し上げます。

117ページの第2項道路橋梁費の第2目道路維持費では,道路の維持補修や交通安全施設整備に要する経費を計上しているもので,道路橋梁維持補修事業の増により,前年度と比較しまして3.2%の増額計上。

118ページの第3目道路新設改良費では、道路新設改良事業の増により、前年度と比較しまして11.2%の増額計上。

119ページから121ページの第4項都市計画費の第1目都市計画総務費では、職員給与関係経費、都市計画事務及び景観整備事業に要する経費を計上しているもので、都市計画基礎調査策定委託料の皆減による都市計画事務費の減などにより、前年度と比較しまして9%の減額計上。

121ページから123ページの第2目街路事業費では、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業及び中郷・寺子線等整備事業の増並びに福田工業団地線整備事業の新規計上により、前年度と比較しまして47.4%の増額計上。

123ページの第3目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金が減となり、前年度と比較しまして0.1%の減額計上。

123ページから125ページの第4目公園費では、街区公園整備事業が減となる一方、阿見吉原地区公園整備事業の新規計上により、前年度と比較しまして75.2%の増額計上。

126ページの第6目土地区画整理費では、本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金の減などにより、前年度と比較しまして42.1%の減額計上。

127ページの第7目開発費では、阿見吉原土地区画整理事業の道路等関連工事分担金の減により、前年度と比較しまして38.6%の減額計上。

以上、土木費全体では、前年度と比較しまして7.6%の増額計上となっております。

次に、第8款消防費について申し上げます。

129ページから133ページの第1項消防費の第1目常備消防費では、職員給与関係経費及び消防署等の維持管理などに要する経費が主なもので、消防庁舎アスベスト封じ込め工事等の減による庁舎維持管理費の減などにより、前年度と比較しまして1.7%の減額計上。

136ページの第3目消防施設費では、消防施設整備に要する経費が主なもので、社会資本整備総合交付金を活用した高規格救急車への更新完了に伴う消防機械力整備事業が減となる一方、阿見吉原地区の防火水槽設置工事の新規計上による消防水利整備事業の増などにより、前年度と比較しまして52.6%の増額計上。

以上、消防費全体では、前年度と比較しまして3.4%の増額計上となっております。 次に、第9款教育費について申し上げます。

137ページから141ページの第1項教育総務費の第2目事務局費では、特別職及び職員の給与 関係経費、臨時職員賃金、路線バス運行事業補助金、指導室事務費、教育相談センター運営事 業、幼稚園就園奨励事業などに要する経費が主なもので、教育振興基本計画策定委託料が減と なる一方、幼稚園就園奨励費補助金の増などにより、前年度と比較しまして1.7%の増額計上。 141ページから149ページの第2項小学校費の第1目学校管理費では、職員給与関係経費及び 各小学校施設の維持管理などに要する経費を計上しているもので、本郷小学校、実穀小学校、 吉原小学校の耐震診断調査業務及び君原小学校、第一小学校の耐震補強実施業務の増による学 校施設整備事業の増などにより、前年度と比較しまして14.8%の増額計上。

153ページから157ページの第3項中学校費の第1目学校管理費では、職員給与関係経費及び各中学校施設の維持管理などに要する経費を計上しているもので、朝日中学校の耐震補強工事実施設計完了に伴う学校施設整備事業の減などにより、前年度と比較しまして16.9%の減額計上。

163ページから173ページの第4項社会教育費の第3目公民館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、各公民館事業などに要する経費を計上しているもので、本郷ふれあいセンター駐車場整備工事の完了に伴う維持管理費の減などにより、前年度と比較しまして18%の減額計上。

177ページから179ページの第6目予科練平和記念館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、予科練平和記念館事業などに要する経費を計上しているもので、展示品レプリカ作成委託料の減による予科練平和記念館事業の減などにより、前年度と比較しまして12.2%の減額計上。

182ページ, 183ページの第5項保健体育費の第2目体育施設費では,総合運動公園維持管理費の増などにより,前年度と比較しまして9.7%の増額計上。

183ページから186ページの第3目学校給食費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理などに要する経費を計上しているもので、太陽光発電設備整備工事の新規計上に伴う給食センター整備事業の増などにより、前年度と比較しまして19.9%の増額計上。

以上,教育費全体では、前年度と比較しまして4.6%の増額計上となっております。

187ページの第11款公債費では、長期借入金等の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので、道路整備事業等の都市計画債が増となる一方、ごみ処理施設等の衛生債の償還が終了したことなどから、長期借入金の元金及び利子の減により、前年度と比較しまして0.2%の減額計上となっております。

187ページ,188ページの第12款諸支出金の第1項基金費では、予科練平和記念館整備管理基金費の減などにより、前年度と比較しまして44.8%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(佐藤幸明君) 以上で説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時10分からといたします。

午後 0時06分休憩

午後 1時10分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 歳入で質問したいと思うんですけども、11ページ、個人の所得税と 均等割で23億8,000万と多いわけですけども、その下に法人税、前年が6億8,700万が8億8,800万と増えているわけですけれども、あとそれから、その下の固定資産税ですね、これが30億あるわけですけども、この中には当然、法人の固定資産税も入っていると思うんですが、ちなみに阿見町には、古い順でいえば、福田工業団地それから追原工業団地、新しい東部工業団地と3カ所あるわけですけれども、一般的にその3つの工業団地からはそれなりの税収が入るということで、阿見町は工業団地あるおかげで、ほかのないところよりはプラス要因があるんだという説明は、まあ話として受けるわけですけども、具体的に24年度の歳入の中で、それらの工業団地3つですよね、おそらく3つごとにどのぐらい法人税が入って固定資産税が入るというのはわかっていると思うんですけども、議員はそれどんなふうに入ってるかっつうのはわからないんで、この際、説明をお願いしたいなというふうに思います。

あとそれから、もう1つ歳入の面で、13ページ、地方交付税ですよね。これが前年度は10億4,000万あったわけですけども、今年度は8億3,300万と、これかなり減っているわけですよね。この減ってる理由は早口で説明してましたけども、まあ、いまいちぴんと理解できなかったと。まあどういう理由で2億3,000万ですか、ま、3,000万までは減らないわけですけれども、2億以上減ったのかという説明をお願いしたいと。

あと、それとあわせて、よく財政力指数、それから茨城県内で阿見町はどういう順番になっているのかと。今、市町村合併で44市町村になっているわけですけれども、私の記憶では、1年前2年前は大体上から11番目の財政力だという話は聞いているんですけども、今の時点でその財政力でいうと何番目になるのかと。

その3つの点について、質問をしたいというふうに思います。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。税務課長吉田衛君。
- ○税務課長(吉田衛君) はい、お答えいたします。

予算ベースでは、ちょっと個別の工業団地ごとには把握はしておりませんので、22年度決算 ベースをもとにでよろしいでしょうか、お話し申し上げます。

法人税, 法人町民税関係ですね, 福田工業団地の合計が4億3,600万円, 筑波南第一工業団地でございますが,22年度決算では2億400万円, 東部工業団地は1,300万円。固定資産税でございますが, 福田工業団地, 平成22年度の決算ベースでは6億7,400万円, 筑波南第一工業団地では2億8,000万円, 東部工業団地1億3,600万円でございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。

まず、地方交付税が前年より減額されている見通しで計上してある理由ということでございます。平成20年のときにですね、リーマンショックがございまして、世界金融恐慌というようなことがございまして、法人の収入が大変景気が悪くなって減額したと。それに伴いまして、町の法人町民税も税収として減ってきたということがございます。交付税の場合は、収入額一一基準財政収入額ですけども、それが減りますと、それに見合った交付税が措置されると、基準財政需要額との関係で、需要額のほうは減りませんので、それに対して交付税が措置されるということなんですけれども、次の年、21年度に単年度で全部賄うということではございませんで、3年間にわたって、21、22、23と3年間にわたって、その20年度の減収の分を補てんしますよというやり方をしています。したがいまして、23年度までにその減収分を交付税で措置してくれたと。その調整期間が終了しましたので、24年度は本来の基準財政収入額と需要額の関係で算定された交付税の措置になっているということでございます。

あと、財政力指数なんですけども、22年度が0.925—23がまだですので、22年度が0.925でございます。ちょっと順位がですね、ちょっと手元にございませんので、わかりましたら、またお知らせしたいと思います。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) まず、町長の施政方針と、それからですね、阿見町予算の概要で予

算の作成の考え方というのがありますが、ここでですね、徹底した歳出削減を努めるとともに、限られた財源を重点的にかつ効率的に配分するという、選択と集中という言葉を使っております。町長の施政方針には、選択と集中という言葉は使ってはおりませんが、この考え方として、選択、集中という言葉をですね、どれだけこの24年度の予算に……。もう選択、集中というのはですね、これは究極的な表現だと私は思っているんです。ある予算、あるものを削って、そしてどこかに集中させるという、そういう顕著な予算の組み方をした事業項目があるのかないのか、それをちょっとお伺いしたいです。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。

徹底した歳出削減ということにつきましては、まず行財政改革を実施しておりまして、今、 金額的にはっきりしておりますのは、平成17年から21年の5カ年の行財政改革、これは総務省 のほうから集中改革となっていることで示されたものプラス町の独自の行政改革をやったわけ ですけども、その金額を5カ年の積み上げで申し上げますと27億8,500万円、もろもろのもの で削減をしたというような数字が結果は出ております。こういったものを財源としまして、い ろいろな選択と集中ということで重点化して進めているものがあるということでございます。

例を幾つか申し上げますと、まずは小学6年生までの医療の無料化を昨年から実施しております。それと公共交通事業もやっておりますし、小中学校の耐震化工事、これも前倒しで、今年の3月の補正でも朝日中学校の工事をやりましたけども、そういったもの、それから給食センターの建て替え等も実施しているところでございます。

先送りとしましては、前から従来から経過でありますけど、町民体育館とか文化会館とか、 そういったものを大きな事業は先送りをしてございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) いや、今言ったことをやってることは私もよくわかっているんですが、選択と集中ということはですね、今まで行財政改革で27億を削減したと、これはもうわかります。要は24年度にね、予算を編成するのに、要は削減をしたやつがあるのかないのか、選択と集中でね、削減したのがあるのかないのかということをお伺いしたいんです。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) ちょっと今,数字がですね,手元にないんで,具体的に数字で御説明できないんですけども,総合計画の中で,後期の基本計画,5カ年の基本計画がございます。それを具体的に実施してくのに実施計画というのを,当面向こう3カ年の実施計画をつくるんですけども,それが各課の要望等を総合計画の中の要望等をまず上げてもらいますと,町で用意している財源の10億以上の多くの金額の事業の要望が出てきます。そこを財源調整をし

て、来年度の財政の見通し、そういった実施計画に充当できる金額に合ったような計画をつくっていくということで、その部分で約10億ぐらいの、各課でどうしてもやりたいんだという事業を先送りないしは中断すると――中断というのは正確じゃないかもしれませんけども、先送りをして調整をしているというようなことは毎年実施しております。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 要はほら,選択と集中ということを紙で書いた予算編成でね,書いてるから,どっか大幅に削減をして,どっかにがんと集中したというようなことがあるかないかを聞きたかったんですけども,まあ,この予算書をずっとつらつら見ていくと,主要事業とかね,もちろん新たに入ったものがありますけども,これを削減しましたというのは見当たらないようなので,そういう質問をちょっとしたわけです。いずれにしても,こういう選択と集中というのは,もうこれは時代の流れですからね,しっかりとした,今後引き続きやってほしいということでございます。はい,いいです。
- ○議長(佐藤幸明君) 税務課長吉田衛君。
- ○税務課長(吉田衛君) 先ほど細田議員のほうで御質問ありました固定資産税の平成22年度の決算額でございますが、都市計画税を含んだ額になっておりますので、ちょっと御了承のほどをお願いいたします。
- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。 2番平岡博君。
- ○2番(平岡博君) 私,ちょっと,これはどういうふうなやつかというのなんですけど,11ページの歳入の部分の町民税,固定資産税,軽自動車税の中で,この滞納繰越分,4点ほどあって合計で1億3,000万。何でこういうふうなのが残って出てくるのかなと思って,その辺のとこをちょっと聞きたいと思います。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 個人町民税が中心ですけども、毎年課税をいたします。で、各皆さんに納付書をお配りすると。その中で全部100%税が納めていただけるということではなくてですね、一番直近では92%ぐらいの収納率でございます。残ったそれ以外の8%弱ぐらいは滞納額ということになります。それが積み上がって、22年度では過年度分で4億2,000万ぐらいの滞納額がありました。それを一生懸命収納課でさらに回収の努力をするわけです。滞納処分ということで、差し押さえやらということをやって、それで回収できるものが滞納繰越分と、滞納したものの収入が5,900万ぐらいはありますよという予測で計上してあるものでございます。
- ○議長(佐藤幸明君) 2番平岡博君。

- ○2番(平岡博君) 大まかな流れはわかりましたけども、要するにそれでもこの1億3,000 万が上がってくるということ自体が何か私的にはちょっと不明、ちょっと徴収のあれが足らな いんじゃないかと思うんですけど、その辺はしようがないんですか。1億3,000万つったらす ごい金額ですよね。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 今年も税を納めていただけるんですけども、まあ92%ぐらいということで滞納が出てしまいます。去年も滞納がありました。そういったものを一所懸命収納課でやって徴収をしていただくんですけども、その金額の大体徴収率が25%ぐらいなんですね。それでおおむね計算していくとこういう金額になってくるということです。それから、かなりの差し押さえとかをやってですね、強制換価ということで預金からいただくというようなこともやってますので、かなり実績が上がってまして、22年度では、税の徴収率の伸び率で県内1位になりまして、表彰も受けたという、収納課が頑張っておりますので、今、景気が悪いところで、なかなか前年より伸びるというのはないんですけど、伸びる市町村は少ないんですけども、その中でも一番伸びたということで、収納課も頑張っておりますので、御了解いただきたいと思います。

それと、済みません、財政力指数の県内の順位なんですけども、22年度9番目ということで ございます。

[「……前」「前よりどうなんだった」「下がってっぺな、上がってる」「指数はよくでるもんな」と呼ぶ者あり〕

- ○総務部長(坪田匡弘君) 指数的にではですね、平成19年度、20年度では1以上になってましたので、それから比較すると税収も下がってますので、財政力は下がってるということで、ちょっと順位の比較がちょっとないもんですから、数字的にはちょっと厳しくなってるということであります。
- ○議長(佐藤幸明君) 2番平岡博君。
- ○2番(平岡博君) 県のほうから9番目と思うんですが……。

[「財政力指数」と呼ぶ者あり]

- ○2番(平岡博君) それじゃなくて、ああ、そうかそうか。だからね、要するに限りなくゼロを目指してですね、今後とも頑張ってください。まあ一応そういうことで、バックアップ等は私個人的にはしますので、よろしくお願いします。
- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) ただいま収納率についてお話が出ましたので、ちょっと私も反省する ことがございましたので、ここでちょっと述べさせていただきます。実はですね、本当に困っ

ていて税が払えないと,そのためにお医者さんに行くのにも保険証がないということでね,役 場に相談に来たそうなんですね。そしたらそのときに、もう直接ですね、税金を払わないんな ら差し押さえしますよと、そのように言われたそうなんですね。その方は、本当に職がなくて、 収入が本当にないと、そういう方をね、その来たところですぐにですね、税金が納められない んだったら家を差し押さえしますよと、そのようにおっしゃった、その方は泣いて帰ったとい うようなお話を聞きました。私も,では収納率を上げたら上げたらってね,よく言っていまし たけれども,収納率を上げるというのは,いろいろな,収入があって,それでも逃げまくって ですね,払わない,そういう人のところからはちゃんと税は取ってほしいと,自分ではそのよ うに思っておりますけども,そんなふうに本当にね困っていて払えないというその方にね,差 し押さえしますよと,すぐにそのようにおっしゃるのは,ちょっとね,酷なのかなと思いまし た。その背景には、私たちが収納率を上げなさいと、ゼロに近いようにしなさいと、そんなふ うにしつこく言っているのがね、少し原因なのかなと思いまして、反省してはおります。です から、映画や何かで「マルサの女」とか出ますけれども、やはり払える人が払わないと、そう いうところを目指してですね、収納率を上げていただきたい。本当に困っている人からですね、 身ぐるみはいでというような、そういうのはちょっとね、どうなのかなと。そしてまた、職員 の対応もですね、じゃあこのようにすれば軽減するような方法もありますよと優しく言ってい ただけたらと思うのであります。

以上です、要望として。で、私自分で反省も込めて申しました。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 次はですね、植栽管理事業について質問させていただきます。これ 35ページだと思うんですけども、この植栽管理事業はですね、いわば既存の造園業者とかですね、ところを割愛をして、直轄して臨時職員を雇って作業をさせると、こういうことだと思うんですね。経費が安くなることはいいのかもしれませんけども、1つ問題なのは、既存の業者の育成をどういうふうにするのか。新たに仕事をどんどん回していくちゅうんならいいんですけども、ただ今までのベースからささっと削られるだけなのかね、これが1つと、それからここに出てきている人件費、人件費ちゅうのかこれ賃金ですね、6名で617万8、000円と入ってますけども、これは雇用保険やら社会保険料というのは、多分入ってないでしょう。それと、これのための機材を購入する費用が入ってるのかどうか。それがどのぐらいかかるのか。その2点を教えてください。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えします。

まず1点目の、今まで業者にお願いした部分を全部削ってしまうのかということなんですけ

ども、今回の植栽管理は、草刈りですね、一番簡易な草刈り、芝刈りに限りまして、町で臨時職員の方をお願いしてできるだろうというようなことでやっておりますので、今までの樹木の剪定、消毒等は、従来どおり業者の方にお願いするということでございます。

それと、臨時職員の方の雇用の中で、雇用保険のお話ですけれども、この雇用保険のほうは、 別の予算を総務のほうでまとめて雇用保険で確保しておりますので、そちらのほうは大丈夫だ と思います。

あと、機材のほうはですね、1月の臨時議会の補正予算で上げて、通していただきましたので、軽ダンプ――ダンプというのは、軽トラの上げ下げするやつ2台と軽トラ1台と、それからバロネス等の機材で計上しておりますので、今、購入しているところでございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) だから要は、既存の業者、今まで簡易な草刈りも既存の業者にお願いしていたわけでしょ。だからそれを外しちゃうと、既存の業者は仕事が少なくなる、当然、収入も少なくなる、税収も上がらないと、こういう話にはなると思うんですね。だから、私は経費の面でどれだけ違うのか、今までどれだけ払ってたのか、この植栽業者にですね。そしたら、これをやるとどれだけ低くなったのか。それと業者の育成ではどういう考え方なのか。ここの点をちょっとね明らかにしてほしいんですよ。で、補正で認めたという機材購入費ね、これは今までの業者にさせれば、補正なんか出さなくても、そのままいらない金を支出したちゅうことになるんですよね。だから、そこの点を、どれだけ経費が、こういう新しく新規事業をして、どれだけ経費が安くなるのか、それをちょっと明らかにしてください。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えします。

22年度の契約ベースの総額ですけども、従来の委託では、これは草刈りと芝刈りですけども、2,275万円ほどございました。今回直営で考えている初期費用は1,260万円ということで、差し引き約1,000万円ぐらいの節減が図れると。機材の購入は初期費用はございますけども、そういったもので節減が図れるというふうに考えております。

- ○議長(佐藤幸明君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 経費の削減はしろ、これはやっちゃだめだと、そういうものではないんじゃないの。やっぱり集中と削減ってやってるんだから、こういうものは、もう少しきちんとやってくださいよと、そういうのが議会からの要望でいいんじゃないんですか。
- ○10番(藤井孝幸君) 要望じゃないよ。
- ○町長(天田富司男君) 違うよ。もしもそういうふうにしなさいよと言うのが、あなたたちの役割じゃないですか。こんなに無駄なことでお金をかけてたんじゃしようがないと。そして

バロネスだ何だ買えば、5年間は十分あれなんですよ、そのまま使えるんだから、そういう面では経費の削減がどんどんどんとんなってくわけですよ。それで業者がだめになるんでは、もう最初から業者はだめになっちゃう。2,000万や3,000万のものでね、10社いたら300万じゃないですか。そうでしょ、十何社いたらそれを平均したらそうでしょう。そういうことをよく考えてさあ、もうちょっと質問してよ。もうちょっと、町はもう少し経費の削減のためにはね、もう少しやったほうがいいんじゃないのって言うぐらいなら、おれもわかるんだけど、何だかマイナス思考だよな。もうちょっとプラス思考でやってくれよ。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 町長,あなた質問の勘違いしちゃいかんよ。おれはやるなって言ってないじゃない。どれだけ経費が削減されるかという質問をしてるんじゃないの。
- ○町長(天田富司男君) 勘違いして……。だれだって業者ばっかり言ってるから。
- ○10番(藤井孝幸君) 何を言ってるの。だから、質問も……。答弁を求めてない町長に指名なんかしないでくださいよ。だから変なことになっちゃうんだよ。私は、どれだけのね、最終的なねらいでどれだけの経費がこのやり方でしたら削減しますんですか、ああ、経費が安くなります、あ、いいですねの話になるわけです。そこまでいってないじゃないですか。
- ○町長(天田富司男君) あなた業者業者っつってるから。
- ○10番(藤井孝幸君) だから、地元業者の育成ちゅうのは行政の役目でもあるでしょう。 あなた育成するっちゅったじゃないですか。だから、ここで削っていくと……。

## [「違うでしょう」と呼ぶ者あり]

- ○10番(藤井孝幸君) 黙って聞けよ。地元業者のこういう仕事を削るということは、新しい事業で、地元業者はそれだけ収入が減るということなんでしょう、現実に。そうでしょう。だったら、そこで地元業者の育成は、そんなものはつぶれているよなんて言ってるんじゃだめなのよ。業者を育成するのは、ほら、行政の仕事の1つでもあるでしょ。だから、私はやるなって言ってるわけじゃないのよ。つまらん答えをしないでくださいよ。
- ○町長(天田富司男君) つまらんことじゃない、当たり前の……。
- ○10番(藤井孝幸君) 私はやるなって言いましたか。ほんとに、いらんこと言うんだね、この町長は。やるなって言ってない。新しい事業がいい事業であれば、それは賛成しますよ。だから、それの賛成する理由に、経費がどれだけ安くなったかということを聞いてるんじゃないですか。もう一度答えてくださいよ。
- ○町長(天田富司男君) あ,俺。
- ○10番(藤井孝幸君) いえ。
- ○議長(佐藤幸明君) 私から申し上げます。

## [「いがっぺよ。減額してあんだもん」と呼ぶ者あり]

- ○議長(佐藤幸明君) 手を挙げた段階で、何を申されるかは私はわかりませんので、手を挙げた方は、議員であろうが執行部の方であろうが、この方は指します。御了解いただきたい。はい、総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 先ほどの答弁で、雇用保険と社会保険は総務課のほうに計上されてるって話ししましたけど、失礼しました、訂正させていただきます。35ページの財産管理費の中の1111、財産管理費、4共済費に、労働雇用保険料と社会保険料、ここに計上してございました。よろしくお願いします。
- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) だから、結果的には、資材購入とかを入れて、1,000万近くの経費が節減できると、年間で。こういうことでいいんですか、この新規事業を入れることによって。 部長、そこの点をもう一度はっきりしてください。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 済いません。23年度の補正予算、機材購入が512万、今年度が、約、この賃金等がですね、750万弱で、1,260万ぐらいですので、22年度の契約ベース、草刈り業務等の契約ベースと比較すると1,000万の削減ができると、機械の購入も含めて1,000万の削減ができるということでございます。
- ○10番(藤井孝幸君) はい、了解しました。
- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 総務費で質問したいと思います。35ページ,財産管理費,15工事請負費,維持補修工事が923万5,000円。それからその下の案内板設置工事,630万。合計で1,500万ですね。同じ15の工事請負費で,次の37ページ,6,499万9,000円,庁舎の修繕だと思うんですけども,これはどういう内容の工事なのかお伺いいたします。

あとそれから、庁舎の電気代が、今年はLEDを給付してくれた業者がいて、全部LEDの 蛍光灯に取り替えたっつ話は聞きましたけども、電気使用料ですね、950万上げております。 これは、23年度を見てみましたら1、100万ですから、150万の節減になるのかなとも思ってるん ですけども、それはどのぐらいの節減になるのかお聞きしたい。

あとそれから、庁舎維持管理費、その下で都市ガス使用料420万計上されておりますけれど も、これは冷房とか暖房とかの都市ガスが含まれてそういうふうになっているのか、ちょっと 内容を説明お願いいたします。

あとそれから、もう1点、136ページの消防水利費で、先ほどの説明で、防火水槽新設工事、

阿見吉原地区っていうことを言ってましたけども、4,200万というのは、どういう防火水槽をつくるのか説明をお願いしたい。あと、場所と何基ですよね。

あとそれから、その下、消防施設費で、工事請負費、維持補修工事で1,879万5,000円とってありますけれども、これはどういう工事なのか説明をお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) まずですね、35ページの工事請負費と37ページの工事請負費、維持補修工事、この2つについてお答えいたします。

35ページの工事請負費の維持補修費ですけども、これは900万程度なんですけど、総合保健福祉会館の冷温水発生機、これの修繕でございます。

それと、案内板の設置なんですけども、追原・久野線、竜ヶ崎阿見線が、私のうちの前、供 用開始したんですけども、そこの案内板が、表示、今までは工業団地の中の県道の案内板の表 示だったんですけども、新たな道路に案内板の表示が必要になったものですから、その案内板 の表示ということでございます。

それと、37ページの工事請負費で維持補修工事は、当初予算の説明にもありました自家発電機ですね、庁舎の。停電になったときの自家発電機でございます。

それと、電気使用料、ちょっと今、調べてるんで、お待ちいただきたいと思います。

都市ガスの使用料につきましては、細田議員の言われるとおり、庁舎の冷暖房の都市ガスで ございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 消防長川村忠男君。
- ○消防長(川村忠男君) お答えいたします。

まず、第1点目の136ページのですね、工事請負費、防火水槽新設工事ということですけども、これにつきましては、吉原区画整理事業地内の防火水槽の設置工事であります。これ本来は県の事業ですけども、受託委託という関係で、今回、町のほうで事業を行うということであります。耐震性の40トンが4基それから耐震性の100トンが1基でございます。これにつきましては、国の補助金とそれから県の負担金をいただきますので、町の支出としてはゼロということになります。

続きまして、その下のですね、工事請負費、維持補修工事1,879万5,000円ですけども、これにつきましては、緊急通信指令システムの部分更新を行なうということでございます。その下の解体仮設工事につきましては、防火水槽の撤去工事、24年度7カ所を予定しております。

以上でございます。

○議長(佐藤幸明君) 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長(坪田匡弘君) 電気使用料につきましてお答えいたします。今年度平成23年度は 4月からの節電に取り組んでおります。 4月から12月までの削減ですけども,22年度の4月から12月に比較しまして,32.5%,電気量で削減をしております。

それで、質問にありましたLED設置してどうなのかということなんですけども、11月と12月――11月からLEDを設置していまして、それで22年度の同じ月と比較しますと、11月が26.7%の削減、12月が24.6%の削減というような数字が出ております。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 私は金額で、じゃあ前年度と比べてどれだけ節電――LEDも含めてでもいいんですけども、どれだけ節減になるのかという金額も聞いているんで、パーセンテージと金額――パーセンテージは今言ったのだから、金額を言ってください。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 金額ベースでパーセントになりますと、ちょっと下がってくるんですけど、4月から12月の電気料金で、前年度比では17.6%の削減となっております。これをもとに3月までの推計を出しまして、それでこの一般会計の前の補正予算で電気料の削減をしました。290万ほど削減したんですけども、当初予算で1、100万を見込んでいたんですが、3月までで800万ぐらいだろうと、810万ぐらいですか。それで、290万の減額補正をしております。○議長(佐藤幸明君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) そしたら、当初予算の950万は、オーバーに予算組んだっつうことになるんじゃないの。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 使用料はまた、電気料は努力して削減を図りたいというふうに考えているんですけども、今、電気料金の値上げが決められておりまして、それを見込んだ電気料金の計上ということになっています。ただ、これもPPSという事業者を、今、選定の作業に入ってますので、一般競争入札でやるということなんですけども、ただ、手を挙げてくれる業者が大分少なくなってきた、競争になってきて、供給量が間に合わないというようなことですので、まだ不測の事態、予測がつかないんですけれども、これも安い電気料の事業者を、今、模索しているところでございます。
- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) アンテナショップの運営事業について、質問させていただきます。 町長、勘違いしないように、私、これやめろとか何とか言うわけじゃないんですのでね。先走

って答弁しないようにお願いします。

このアンテナショップ,非常に目的からしても,特産品の販売をって,地域の産業の振興を図るという,これはもう非常にいいことです。ただ,ちょっと気になるのはね,これ賃料を売り上げの15%を払うという話を聞いたんですけども,実施の期間が4月から7月までの4カ月なんですよね。これ,何か私,1年間やってみたらどうだろうという提案なんですけども,そこの4カ月に区切った理由は何かあるんですかね。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。 ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい、お答えいたします。
- アンテナショップといいますのは、場所がですね、チェルシーの中のですね、ま、お試しブースっていいますか、出店したいんですけども、まあそれが、何ていうんですかね、果たして売れるかどうかっていうことで、そういったブースを2カ所設けてあるんですが、大体そこは月刻みで出店してみて、そういった業者が試すっていうような場所なんですけども、そこをですね、たまたまですね、4月から7月まであいたっていうことですので、チェルシーのほうからですね、前のそのマルシェ広場を見まして、ぜひこの中でやってみたらどうかというような、そういったことがあったものですから、その期間ということで手を挙げたわけでございます。またですね、好評でですね、その後あけばですね、その辺のところは交渉してですね、考えていきたいと考えております。
- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。 18番細田正幸君。
- $\bigcirc$ 18番(細田正幸君) 先ほどの消防水利のやつで質問したいんですけども、吉原地区に40トンが4基と100トンが1基と。100トンの耐震だと、例えば阿見小学校の前に、これはかなり前ですけども、耐震の水利をつくって、震災のときには漏れないようにして、それが緊急の水利になると、そういう耐震水槽ですけども、この吉原地区の100トンもそういう施設になっているんですか。なっていなければ、そういうふうにしたほうが、私はいいんじゃないかなっていうふうに思うんですけども、どうなんですか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。消防長川村忠男君。
- ○消防長(川村忠男君) はい、お答えいたします。

今回吉原区画整理事業内に設置する防火水槽は飲料水兼ではなく,通常の耐震性の貯水槽,防火水槽であります。これに関しては、先ほども申しましたとおり、県の事業ということで、県のほうでこういう形でやってほしいというようなことで受託を受けまして、今回整備をするものであります。その辺につきましては、県の事業の考え方も入ってくるかと思います。

以上です。

○議長(佐藤幸明君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 私が言っているのは、せっかくそういう100トンのね、大きい水槽をつくるんだから、まあ、東日本大震災があって、これからそういう防震ですか、防火とか災害対策には強化していくって一生懸命言ってるわけだよね。だから、県はその考えがなくても、阿見町に住む人がそれは使うわけですから、まあ、100トンのその防火水槽は、もう買うわけですから、その附属設備だから、私はそんなにお金払わなくても、飲料水、例えば震災が起きたら、その防火水槽が遮断されて、あとは日常的に、もう1つは循環させればいいわけですけども、そういうのは要望したらどうかなっつうふうに思うんだよね、県が金出すからそのままじゃなくて。それは要望はできると思うんで、そういう協議はやってもらいたいなというふうに思うんですけども、どうなんですか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。消防長川村忠男君。

○消防長(川村忠男君) その件に関してはですね、ここで回答できないと思うんですけども、防火・防犯対策その他、県ともこのあたりがそういう要望があったということでは、とりあえず協議のほうに報告なりしていきたいとは考えております。ただ、現時点では、こういう形で100トン、耐震性ということでおります。

○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月8日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いいたします。

議案第29号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第31号 平成24年度阿見町十地区画整理事業特別会計予算

議案第32号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第33号 平成24年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第34号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

#### 議案第35号 平成24年度阿見町水道事業会計予算

○議長(佐藤幸明君) 次に,日程第8,議案第29号,平成24年度阿見町国民健康保険特別会計予算,議案第30号,平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計予算,議案第31号,平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算,議案第32号,平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算,議案第33号,平成24年度阿見町介護保険特別会計予算,議案第34号,平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算,議案第35号,平成24年度阿見町水道事業会計予算,以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

#### 〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 議案第29号から第35号までの平成24年度特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げます。

特別会計は6件で,予算総額は104億9,500万円となり,前年度との比較では6.7%の増となっております。

その内訳でありますが、議案第29号の国民健康保険特別会計予算は、51億1,100万で2.6%の 増。

議案第30号の公共下水道事業特別会計予算は、20億4,500万で35.7%の増。

議案第31号の土地区画整理事業特別会計予算は、2億700万で50.6%の大幅減。

議案第32号の農業集落排水事業特別会計予算は、1億7,000万で12.6%の増。

議案第33号の介護保険特別会計予算は、22億9,500万で6.8%の増。

議案第34号の後期高齢者医療特別会計予算は、6億6,700万で6.2%の増となっております。 議案第35号の水道事業会計予算は、16億3,453万1,000で0.1%の減となっております。

以上、特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきま しては担当部長に説明をしていただきますので、慎重審議の上、議決をいただきますようお願 い申し上げます。

○議長(佐藤幸明君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き,担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。まず,議案第29号についての 説明を求めます。民生部長横田健一君。

〇民生部長(横田健一君) それでは、議案第29号、平成24年度阿見町国民健康保険特別会計 予算について御説明をいたします。

予算書の199ページをお開きください。

平成24年度の予算総額は51億1,100万円で、前年度と比較しまして2.6%の増となっておりま

す。これは、歳入・歳出とも、国保税調定、療養諸費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同 事業拠出金など数年次の実績内容などから、それぞれ勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明を いたします。

212ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして2.1%の増額となっております。

215ページをお開きください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案 し、前年度と比較しまして0.7%の増額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高 額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

217ページをお開きください。

第3款後期高齢者支援金につきましては、前年度と比較しまして8.9%の増額計上となっております。

218ページをお開きください。

第5款老人保健拠出金につきましては、後期高齢者支援金移行に伴い、平成22年度をもって 拠出金の清算が終了しましたが、今後医療費拠出金の支払いが生じる場合を想定し、前年同様、 科目の措置と事務費の計上となっております。

第6款介護納付金につきましては、国保被保険者のうち40歳から65歳未満の介護保険制度第2号被保険者に該当する拠出金を納付するもので、前年度と比較しまして9.0%の増額計上となっております。

第7款共同事業拠出金につきましては、高額な医療費支出の多い保険者を県内各国保保険者が共同で拠出し合い、保険者間の医療費負担の均衡を図るもので、前年度と比較しまして4.4%の増額計上となっております。

220ページをお開きください。

第8款保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度 啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健診委託料などを計上しているもので、 前年度と比較しまして3.5%の減額計上となっております。

次に、歳入部門の主な項目につきまして御説明をいたします。

戻りまして207ページをお開きください。

第1款国民健康保険税は,前年度と比較しまして1.7%の減額計上となっております。これは,国保被保険者の加入状況や景気低迷に伴う所得の低下等を勘案し,医療分,後期高齢者支

援金分、介護納付金分とも、歳入・歳出の全体状況により必要措置額を計上したものであります。

208ページをお開きください。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金の第1目療養給付費等負担金は、歳出の一般療養給付費、 後期高齢者支援金等及び介護納付金に係る負担金で、前年度と比較しまして6.8%の増額計上。 第2目高額医療費共同事業負担金は、歳出における高額医療費共同事業拠出金に係る負担金 で、前年度と比較しまして13.7%の増額計上。

第3目特定健康診査等負担金は、特定健診等の委託費用に対する負担金を計上しているもので、前年度と比較しまして0.4%の増額計上となっております。

第2項国庫補助金の第1目財政調整交付金における普通調整交付金につきましては、近年の 状況を勘案し、前年度と比較しまして2.0%の増額計上となっております。また、特別調整交 付金は、市町村の国保運営努力に応じ、国の予算の範囲の中で、申請をした市町村を県及び国 が評価・査定し交付されるもので、不確定な性質から当初予算では科目措置としております。

以上,国庫支出金全体では,前年度と比較しまして6.3%の増額計上となっております。

次に,第4款療養給付費等交付金につきましては,退職被保険者に係る療養諸費の町負担分 や後期高齢者支援金等相当額などに対する交付金で,前年度と比較しまして5.1%の増額計上 となっております。

第5款前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費負担における保険者間の不均衡を是正するためのもので、前年度と比較しまして9.7%の増額計上となっております。

第6款県支出金の高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び都道府県財政調整 交付金につきましては、国庫支出金と同じ主旨によるもので、前年度と比較しまして2.3%の 増額計上となっております。

第7款共同事業交付金の第1目高額医療費共同事業交付金につきましては、高額な医療費支 出に伴う共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして13.7%の増額 計上。

第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、同様に共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして2.0%の増額計上となっております。

以上,共同事業交付金全体では,前年度と比較しまして4.4%の増額計上となっております。 第9款繰入金につきましては,前年度と比較しまして3.6%の減額計上となっております。 一般会計からの繰り入れの主なものとしては,保険基盤安定,職員給与費等及びその他繰り入れとして,町医療福祉制度による国保医療費波及分補てん経費などとなっております。 以上で説明を終わります。

○議長(佐藤幸明君) 次に、議案第30号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新 君。

〇都市整備部長(横田充新君) それでは、続きまして議案第30号、平成24年度公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の229ページをお開き願います。

平成24年度の予算総額は20億4,500万円となり,前年度と比較いたしますと35.7%の増額計上となっております。

それでは、まず歳入の主なものについて申し上げます。

235ページをお開き願います。

第1款第1項の負担金の受益者負担金につきましては、前年度と比較いたしますと13%の減となっております。

第2款第1項の使用料につきましては、前年度と比較いたしますと1.5%の減となります。

第2款第2項の手数料につきましては、主に督促手数料で、前年度と比較しますと3.1%の増となります。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、吉原地区下水道工事、吉原区画整理事業の下水 道工事の増額によりまして、前年度と比較いたしますと398.5%の大幅な増となっております。

第4款第1項の県負担金につきましても、同じく吉原地区の下水道工事、土地区画整理事業の工事増に伴いまして、前年度と比較いたしまして216%の大幅な増となっております。

第6款第1項の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、前年度と比較いた しますと、ほぼ同額計上となっております。

次に、236ページをお開き願います。

第7款繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、前年度と同額計上となっております。 第8款諸収入につきましては、受益者負担金の延滞金収入を見込んでおります。

第9款第1項の町債につきましては、これも吉原土地区画整理事業の工事増に伴う公共下水道事業債の増により、前年度と比較いたしますと102.3%の大幅な増額計上となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

237ページをご覧いただきます。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、人件費を含めた事務費、使用料徴収事務費及び受益者負担金賦課徴収事務費等であります。消費税納付額の増及び使用料徴収事務委託料の増により、前年度と比較いたしますと14.7%の増額計上となっております。

次に、239ページの第2目維持管理費ですが、これは管渠の正常な機能を維持するための保

守点検委託料及び汚水処理に要する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金であります。主に霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金の減により、前年度と比較いたしますと2.9%の減額となります。

次に、240ページをお開き願います。

第2項の下水道事業費ですが、主なものとしましては、人件費を含めた事務費、吉原土地区 画整理事業の工事委託費、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金であります。主に吉原土地区画整 理事業の工事の増と給食センター建設及び東部工業団地内の管渠の敷設などの新規計上により、 前年度と比較いたしますと170.7%の大幅な増となっております。

次に、242ページをお開き願います。

第2款公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道建設事業に要した長期借入金の公共 下水道事業債並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金・利子の償還費であります。前年度と 比較いたしますと、元金につきましては0.8%の減、利子につきましては5.5%の減額となって おります。

次に,第3款予備費につきましては,前年度と同額計上となっております。

戻りまして232ページをお開き願います。

第2表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(佐藤幸明君) 次に、議案第31号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新 君。
- ○都市整備部長(横田充新君) それでは、議案第31号、平成24年度阿見町土地区画整理事業 特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の253ページをお開き願います。

平成24年度の予算総額は2億700万円となり、前年度と比較いたしますと2億1,200万円の減額計上となっております。これは、主なものとしましては、換地処分に伴う本郷第一土地区画整理事業費及び起債償還金額の減によるものでございます。

まず歳入の主なものについて申し上げます。

予算書の255ページをお開きください。

第1款第1項の財産売払収入につきましては、引き続き岡崎土地区画整理事業地内及び本郷 ……。

〔「済みません、今、何ページとおっしゃいました」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長(横田充新君) 255ページです。よろしいですか。

# [「はい」と呼ぶ者あり]

〇都市整備部長(横田充新君) 第1款第1項の財産売払収入につきましては、引き続き岡崎 土地区画整理事業地内及び本郷第一土地区画整理事業地内における一般保留地の販売を行うも ので、前年比50.1%の減額計上となっております。

第2款第1項の他会計繰入金につきましては、前年比48.2%の減額計上となっております。 第4款第1項の雑入につきましては、本郷第一土地区画整理事業の清算金として100万円を 計上しております。

前年度計上されておりました国庫補助金につきましては、国庫補助対象が終了したことから 皆減となっております。

次に, 歳出について御説明申し上げます。

予算書の256ページをお開き願います。

第1款の事業費第1目岡崎土地区画整理事業費は、保留地販売に関する役務費で、前年度と 比較いたしますと44.3%の減額計上となっております。減の主な理由といたしましては、残保 留地数の減により、仲介手数料の減額によるものであります。

第2目本郷第一土地区画整理事業費の主なものは、保留地販売に関する役務費及び委託費、 補償金で、前年度と比較いたしますと41.5%の減額計上となっております。主な増減の内容と いたしましては、換地処分に伴う委託費、またそれに関連する人件費の減、及び清算金の交付 による増でございます。

予算書の257ページをお開き願います。

第2款の公債費でありますが、起債の元利償還に充てるもので、換地処分に伴い、公債費の うち関連公共事業債につきましては一般会計にて計上することとなり、前年度と比較いたしま すと54%の減額計上となっております。

第3款の予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(佐藤幸明君) 次に、議案第32号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新 君。
- ○都市整備部長(横田充新君) 続きまして,議案第32号,平成24年度農業集落排水事業特別 会計予算について御説明申し上げます。

予算書の261ページをお開き願います。

まず、平成24年度の予算編成に当たりまして、平成23年度で実穀上長地区の処理施設工事が 完了したことによりまして、事業費については職員給与関係経費を維持管理費のほうに移行し、 事業費を皆減しております。 また、管理費につきましては、供用地区における排水処理施設の老朽化による維持修繕工事の増加や実穀上長地区の排水施設設置工事費補助金の新規計上により、農業集落排水事業の平成24年度予算総額は1億7000万円となり、前年度と比較いたしますと12.6%の増額計上となっております。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

267ページをお開き願います。

第1款第1項の分担金の受益者分担金につきましては、新規加入者を想定した科目設定でございます。

第2款第1項の使用料につきましては、実穀上長地区が供用開始されるため、前年度と比較いたしますと26.6%の増となっております。

第2款第2項の手数料につきましては、督促手数料を計上したもので、科目設定となっております。

第3款第1項の県補助金につきましては、福田地区と実穀上長地区の事業に係る地方債の償還金に対する県からの補助金、及び実穀上長地区の排水施設の接続支援事業のための県補助金で、前年度と比較いたしますと1.9%の減となっております。

次に、268ページをお開き願います。

第4款第1項の他会計繰入金につきましては、本特別会計内で賄い切れない部分への一般会計からの繰入金で、前年度と比較いたしますと17.7%の増となっております。

第2項基金繰入金につきましては、福田地区と実穀上長地区の事業債償還金の元金分を減債 基金から繰り入れるもので、前年度と比較いたしますと16.1%の増となっております。

第5款の繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、前年度と同額計上となっております。

第6款第1項の雑入につきましては、消費税還付金を計上したもので、決算後確定になるため、科目設定となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

269ページをお開き願います。

第1款第1項の施設管理費の主なものは、職員給与関係経費と小池地区、君島大形地区、福田地区、実穀上長地区の施設管理に要する経費でございます。実穀上長地区の工事が完了したことにより、事業費で計上しておりました職員給与関係経費を管理費のほうに移行したため、前年度と比較いたしますと127.1%の大幅増額計上となっております。

次に、272ページの第2款公債費につきましては、農業集落排水事業の管渠整備及び処理場 建設等に要した事業費に対する長期借入金の償還費でございます。前年度と比較いたしますと、 元金につきましては9.1%の増、利子につきましては2.3%の減額となっております。

次に、273ページの第3款諸支出金につきましては、福田地区及び実穀上長地区の農業集落排水事業に係る県補助金を減債基金に積み立てるもので、前年度と比較いたしますと6.6%の減となっております。

次に、274ページをお開き願います。

第4款予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

事業費につきましては、実穀上長地区の整備が完了したため皆減ということになっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(佐藤幸明君) 次に、議案第33号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) それでは、議案第33号、平成24年度阿見町介護保険特別会計予算 について御説明いたします。

予算書の281ページをお開き願います。

平成24年度の介護保険特別会計の予算総額は22億9,500万円で、前年度と比較しまして約6.5%の増となっております。これは、高齢者人口の増加に伴う要介護者数の増加により、介護保険給付費の支出が増となる見込みであることに加え、平成24年度の介護保険制度改正によりまして、介護報酬が1.2%の増額改定されること、さらには地域区分の見直しの実施により、県内の24市町村でこの介護報酬に3%の加算を行うことにより、保険給付費の支出が増額となることによるものであります。なお、支出の約95%を占めるこの保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、支払基金からの交付金及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

次に、主な項目につきまして介護保険特別会計の予算計上の順位に基づき、歳出部門から御 説明をいたします。

293ページをお開きください。

初めに,第1款総務費第1目一般管理費につきましては,職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しておりますが,職員給与関係経費の減額により,前年度と比較しまして4.6%の減額計上となっております。

294ページの第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており、納付書の仕様変更により、前年度と比較して5.8%の減額計上をしております。

295ページ,第3項介護認定審査会費につきましては,介護認定審査会費及び認定調査等に要する経費を計上しており,認定件数の増加による調査員賃金の増額及び主治医意見書作成料等が増額となるため,11.3%の増額計上となっております。

296ページの第5項計画策定委員会費につきましては,第5期介護保険事業計画策定業務の 完了による委託料の皆減及び委員会開催回数の減等により,大幅な減額計上となっております。 次に,第2款保険給付費についてであります。

296ページから298ページの第1項介護サービス等諸費につきましては、冒頭に申し上げましたように、介護サービス利用者の増加が見込まれる上に介護報酬の増額改定が行われることから、前年度と比較しますと全体的に増加傾向にございまして、主なサービスでは、居宅介護サービス費が11.9%の増額、地域密着型介護サービス費で5.0%、施設介護サービス費が3.0%の増額となるほか、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費も大幅な増額計上となっております。

同じく298ページから299ページの第2項介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防サービス給付費、介護予防福祉用具購入費、介護予防サービス計画給付費が増額となりますが、その他のサービスが前年度の利用者数の実績が見込みを下回ったことにより、全体では1.0%の減額計上となっております。

299ページから300ページの第4項高額介護サービス等につきましては、高額介護サービス費が介護サービス等諸費の伸びに伴い7.1%の増、第5項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、前年度実績が見込みを下回ったことにより6.9%の減額計上となっております。

300ページから301ページの第6項特定入所者介護サービス等費につきましては、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け、その差額について公費負担するものですが、特定入所者介護サービス費は、施設入所者数の増加に伴い12.5%の増、特定入所者介護予防サービス費も20.0%の増額計上となっております。

次に、302ページから304ページの第4款地域支援事業費についてであります。

第1項介護予防事業費第1目介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、特定高齢者把握事業において、対象者選定のためのデータ集計業務委託料を新たに増額計上する一方で、第2目介護予防一般高齢者施策事業費は、筋力向上トレーニング事業の委託金額が減額となるため、33.3%の減額計上となっております。

303ページの第2項包括的支援事業につきましては、阿見町地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業、並びに包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に係る経費を計上したものであり、介護予防事業推進のため人員を1名増員するほか、車両1台が入れ替えとなるため、26.1%の増額計上となっております。

304ページの第3項任意事業費につきましては、家族介護支援事業費の紙おむつ支給委託料について、今年度まで一般会計で計上していたものを特別会計に移管、また介護給付適正化事

業は、介護保険事務費で計上していたところを任意事業費での計上となります。

次に, 歳入部門につきまして御説明いたします。

戻りまして289ページをお開きください。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに、50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国25%、県12.5%、市町村12.5%であります。国負担の25%のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整するために、調整交付金として交付されることになります。

それでは、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

歳入の第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者数の増加、及び介護保険法にて3年ごとに定めることが義務づけられている介護保険事業計画の第5期計画の策定に伴う保険料の改定により、前年度と比較して13.7%の増額計上となっております。

次に,第3款国庫支出金につきましては,保険給付費に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金,また市町村間の財政力の格差を調整するため,第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金,並びに地域支援事業に係る交付金で,保険給付費総額の増に伴い,前年度と比較して7.3%の増額計上をしております。

第4款支払基金交付金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費に係る29%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、前年度と比較して3.3%の増額計上をしております。

次に、290ページの第5款県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費の12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業費の19.75%が県の法定負担分であり、前年度と比較して6.3%の増額計上となっております。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金については、291ページの介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金の増により、4.4%の増額計上をしております。

次に,第7款繰入金第2項基金繰入金につきましては,第1目介護給付費準備基金は,保険料収入の伸びに伴い,20.3%の減額,第2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は,平成21年度から23年度までの期限つきの基金のため,新年度の計上はございません。

以上で説明を終わります。

- ○議長(佐藤幸明君) 次に,議案第34号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。 ○民生部長(横田健一君) 続きまして,議案第34号,平成24年度阿見町後期高齢者医療特別 会計予算について御説明をいたします。
  - 予算書の313ページをお開きください。

平成24年度の予算総額は6億6,700万円で,前年度と比較しまして6.2%の増となっております。これは,歳入・歳出とも前年度の実績内容からそれぞれ勘案計上を行ったものであります。それでは,主な項目につきまして,特別会計の予算組み立てに従い,歳出部門から御説明いたします。

321ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、 前年度と比較しまして16.7%の減額となっております。

322ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分などを茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして7.8%の増額計上となっております。

それでは、 歳入の主な項目につきまして御説明いたします。

戻りまして319ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして7.8%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、 広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と 比較しまして5.1%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(佐藤幸明君) 次に、議案第35号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新 君。

○都市整備部長(横田充新君) それでは、議案第35号、平成24年度阿見町水道事業会計予算 について御説明いたします。

それでは、329ページをお開き願います。

まず,第2条の業務の予定量でございますが,給水戸数を1万4,891戸,年間総給水量を445万1,000立方メートル見込んでございます。給水量の内訳といたしましては,茨城県の企業局からの受水339万100立方メートル,自己水源,これは井戸になりますが,106万900立方メートルを見込んでおります。

次に,第3条の収益的収入及び支出でございますが,前年度比1.8%増の9億8,361万1,000円を計上しております。その主な収入でありますが,水道料金の9億3,038万5,000円を見込んでおります。

次に,主な支出でございますが,県企業局に支払う受水費4億210万7,000円,減価償却費2億2,623万7,000円,支払利息1,765万2,000円でございます。

続きまして330ページをお開き願います。

4条予算の資本的収入及び支出でございます。資本的収入でございますが、18%増の3億4,092万円で、加入分担金1,335万円、工事負担金等1億2,757万円、企業債2億円を計上しております。この負担金でございますが、これは、主に県で事業を進めております吉原土地区画整理事業地内の配水管の布設を町が受託工事として行っているものでございます。

次に、資本的支出でございますが、全体では2.9%減の6億5,092万円で、内訳といたしましては、企業債償還元金が1件完了したことを受け、41.8%の減の4,880万8,000円となっている一方、建設改良費では、2.7%増の6億211万2,000円を計上しております。

その建設改良費の主なものでございますが、新設管の布設工事3億5,698万4,000円、老朽管の布設替え工事2,600万円が主なものであります。

次の起債償還金でございますが、これは昭和63年度から平成21年度までに借りた企業債の元 金を償還するものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する3億1,000万円につきましては、減債積立金、建 設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんしてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長(佐藤幸明君) 以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開を15時ちょうどといたします。

午後 2時47分休憩

EW ORLOOMER

午後 3時00分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。なお、本案7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

7番石井早苗君。

- ○7番(石井早苗君) 済いません。235ページの下水道,水道ですか,それの使用料及び手数料でね,督促手数料っていうのが出ておりますけれども,これって,お金払ったときに回収されるんじゃないんでしょうか。その回収料はどこに出るんでしょうか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) 料金納付が遅ければ、当然督促を出しますよね、その督促に対して、料金にそれが上乗せになってきますので、それは督促手数料として歳入のほうにのせるということ。
- ○7番(石井早苗君) 歳入に入ってますか、別に、別に入れるんですか。

#### [「滞納金と手数料で」と呼ぶ者あり]

- ○都市整備部長(横田充新君) そうそうそうそう。そうです。督促手数料は手数料で別に、 料金とは、ええ、それの手数料分がここに計上されていると。
- ○7番(石井早苗君) 出てくるのはわかるんですけど、入るのも書いてるんですか。
- ○議長(佐藤幸明君) 7番石井早苗君。

[「マイク立ててください」と呼ぶ者あり]

- ○7番(石井早苗君) 済いませんでした。督促手数料の支出はわかるんですけれども、支出というか、かかるのはわかりますけど、水道料金払ったときに、手数料も一緒に払いますので、その町としての収入、その手数料の、出しただけじゃなくて入ったのは、別に計上されているのかどうかを伺いたい。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) 督促手数料はですね、歳入のところに入ってきておりますよね。ですから、手数料は当然、かかった分はもらうということになります。
- ○議長(佐藤幸明君) 都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) わかりました。料金徴収、要するに滞納していれば当然督促 手数料つって余計に郵便料も払いますよね。そういうふうに滞納した分に対しての料金徴収の 事務費の督促手数料として収入として上がってきているわけですよね。
- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。 11番久保谷実君。
- ○11番(久保谷実君) 先ほど、税金の収納がいいということで県から表彰されたということで、大変うれしく思っています。そういう中で、町税徴収員の嘱託員の予算が出てるんですけども、介護保険も一般会計も国民健康保険も後期高齢者もそれぞれに予算が出てるんですね、町税徴収員嘱託員の予算が。これ、例えば一般会計の人は一般会計だけを集めてるんではなくて、この人たちはそれぞれのお金を集めてると思うんですけども、ま、何でも構わないっつうか、その滞納があった分については、すべて同じ人が集めてると思うんですけども、予算がこういうふうに分かれているのは、どういうふうにこれ予算分けているんですか。それぞれの予算、国保にもあるし、一般会計にも介護保険にも後期高齢者にも、それぞれ町税徴収嘱託員の予算がついてるんです。このやつを専門に集めているだけでは、徴収してるんではないと思うんで、予算をどのようにこれ分けているのか、ちょっとお聞きします。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。収納課長武井浩君。
- ○収納課長(武井浩君) はい、お答えいたします。

ただいま議員御指摘のようにですね、町税であれば一般会計、国保税であれば国保特別会計、

介護保険は介護特別会計,後期高齢は後期高齢の特別会計に、確かに予算は計上しております。これはですね、先ほど議案のほうにもですね、特別職の報酬の関係のですね、議案第8号のほうの提案理由で申し上げましたが、平成24年度から、収納課のほうでは、介護保険料、後期高齢者医療保険料の徴収事務を担当することと予定されております。その関係で、税金を集めた場合は一般会計のほうから徴収嘱託員の報酬をお支払いして、介護保険を集めた場合は介護保険の特別会計のほうからその報酬をお支払いすると、そういった形で、各特別会計ごとに計上されているものでございます。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) 11番久保谷実君。
- ○11番(久保谷実君) そうすると、この徴収の嘱託員は、行ったらばみんな集めるわけだ よね、国保であれ介護保険であれ、そこに介護保険に入ったらば、そっからお金をもらうっつ うこと。そういう解釈でいいんですか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。収納課長武井浩君。
- 〇収納課長(武井浩君) まずですね、嘱託員の報酬について、まず御説明したいと思います。ちょっと不案内で申しわけございません。町のほうにはですね、徴収嘱託員に関する規則の制定がございまして、その中で、集めたお金ですね、町税なら町税、今度は介護、後期も24年度からやるようになるんですが、集めたお金の税額そのものの基本的に4%がですね、嘱託員さんの報酬というふうになっております。あと基本報酬としまして、1件集めてくると1件につき50円というものがあります。ただですね、1つの期別に対しまして限度額が5万円というのがありまして、1個の期別で例えば10万、20万円のものを集めても、それは5万円とみなすというふうになってまして、それに対して4%が報酬として支払われるというような制度になっております。ですので、それぞれ集めてきたお金の属する会計ですね、集めたお金が町税なら一般会計、国保税ですと国保特別会計、そういった集めたお金の性質に応じて報酬のほうもお支払いすると、そういうふうになっておりますので、御理解いただきたいと思います。
- ○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。

18番細田正幸君。

- ○18番(細田正幸君) 4件なんですが、国保会計それから介護保険会計、後期高齢者の会計と水道事業会計予算、それぞれ積立金基金があると思うんですけども、現在のそれぞれの基金ですね、残高をお聞きしたいというふうに思います。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。 ○都市整備部長(横田充新君) まず、水道会計についてお答えします。22年度末の残高でございます。減債積立金が2億232万6,000円ほど、2億230万ほどですね。それから建設改良積

立金, 3億4, 420万。それから利益積立金, これが 3億3, 100万。これは, コーラブル預金のほうで運用してございます。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) ちょっと、聞きづらかったので、もう一度、お願いします。
- ○都市整備部長(横田充新君) 申しわけありません。積立金の額ですが、減債積立金、2億230万ほどです。それから建設改良積立金、3億4,420万、利益積立金、3億3,100万。これは、 先ほど申しましたように、コーラブル預金で運用してございます。積立金は以上の3つですね。

〔「コーラブルって何のことよ」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(佐藤幸明君) 都市整備部長横田充新君。
- ○都市整備部長(横田充新君) はい、お答えいたします。

これ、3カ年を続けて預けると、これ常陽銀行のほうに預けているんですが、一種の金融商品になるかと思います。0.2%で3年間。

[「今, 2年です」と呼ぶ者あり]

- 〇都市整備部長(横田充新君) あ、2年ですか。失礼しました、2年です。申しわけありません。
- ○議長(佐藤幸明君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

国保の基金の積み立て状況ですが、こちらは今現在、1億3,000万。それで、今年度の基金の積み立てを5,000万予定しておりますので、1億8,000万の積み立てになる予定でございます。 また、介護保険につきましては、22年度末の積み立て残高としましては、約4,800万余り。

それで、後期高齢につきましては、これは県のほうでやっておりますので、町では基金の管理とかそういうものはしておりませんので、そちらは把握してございません。

○議長(佐藤幸明君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号から議案第35号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月8日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いいたします。 請願第1号 東海第二原発の廃炉を求める請願書

請願第2号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第9、請願第1号、東海第二原発の廃炉を求める請願書、請願第2号、TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願、以上2件を一括議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お 手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ござ いませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務常任委員会,産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月8日の本会議に おいて審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長(佐藤幸明君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時16分散会

第 2 号

[ 2月28日]

## 平成24年第1回阿見町議会定例会会議録(第2号)

平成24年2月28日(第2日)

### ○出席議員

1番 佐藤幸明君 2番 平 岡 博 君 3番 川畑秀慈君 難 波 千香子 君 4番 5番 紙 井 和 美 君 6番 久保谷 充 君 7番 石 井 早 苗 君 柴 原 成 一 8番 君 浅 野 栄 子 君 9番 10番 藤井孝幸君 久保谷 実 君 11番 12番 吉 田 憲 市 君 小松沢 秀 幸 君 13番 14番 倉 持 松 雄 君 16番 櫛田 豊君 17番 君 諏訪原 実 18番 細 田 正 幸 君

### ○欠席議員

15番 大野孝志君

## ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 育 長 山 壽々子 君 教 青 総 務 部 長 坪 田匡弘君 生 民 部 長 横 田 健 一 君 生活産業部長 篠 﨑慎一君 都市整備部長 横田充新君 教育委員会教育次長 竿 留 美 君 防 長 川村忠 男 君 会計管理者兼 本 寛 宮 則 君 会 計 課 長 生活産業部次長兼 大 野 利 明 君 放射能対策室長 総 務 課 長 篠 原 尚 彦 君 企画財政課長 湯 原 幸 徳 君 社会福祉課長兼 畄 田 稔 君 福祉センター所長 児童福祉課長 髙 須 徹 君 健康づくり課長 篠 勝 弘 君 Щ 農業振興課長 松 利 村 君 町民活動推進課長 飯 野 利 明 君 導 指 室 長 冨 田 耕大郎 君

### ○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 大 竹 久

## 平成24年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成24年2月28日 午前10時開議

日程第1 一般質問

# 一般質問通告事項一覧

平成24年第1回定例会

# 一般質問1日目(平成24年2月28日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁	者
1. 石井 早苗	1. 行政改革大綱実施計画進捗状況について 2. 後期五次総について	町町		長長
2. 藤井 孝幸	町民は安全・安心か 1. 防災計画の見直しの進捗状況について 2. 放射能対策について 3. 東北地震に関する町への交付金について	町町町		長長長
3. 紙井 和美	<ol> <li>防災行政無線の整備について</li> <li>高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成について</li> <li>武道の授業が必修科目になることにおける安全対策について</li> </ol>	町町教	育	長長
4. 細田 正幸	1. 阿見町職員の海外研修について	町		長

### 午前10時00分開議

○議長(佐藤幸明君) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

### 一般質問

○議長(佐藤幸明君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、7番石井早苗君の一般質問を行います。

7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

#### 〔7番石井早苗君登壇〕

○7番(石井早苗君) 皆さん、おはようございます。このメンバーでの定例議会は今回が最終となりました。その一般質問でのトップを切らせていただくことに、私は深い感慨を感じております。

私の質問は、次の世代を担う方々への課題と、そこから見えてくる取り組みについてお尋ねをいたします。

まず初めに、行政改革推進についてでございます。平成17年6月に、議会内に立ち上げた行財政改革推進委員会では、さまざまな提言をさせていただき、行政側も真摯に受け止め、例えば、つい最近発行されました広報あみ、もうお読みでございましょうか。3月号で、町長が「町政に携わった2年間を振り返って」というページがございまして、そこでおっしゃっている役場窓口のワンストップサービスやローカウンター化、休日開庁、コンビニ収納、ジェネリック薬品の利用促進などは、行財政改革推進委員会議会内の委員会から提言させていただいておりました。町民からはうれしい反応をいただいていることは、私も承知しております。

そのときからさらに引き続き、庁舎内に行政改革審議会が置かれ、平成22年度から25年度の4年間を区切って、阿見町行政改革大綱が策定され、その折り返し点とも言える平成23年3月末現在の進捗状況が、昨年12月に明らかにされました。

それによりますと、平成25年度の目標達成に至りそうもない課題の幾つかのうち、1、ま

い・あみ・まつり事業の見直し、2、組織機構及び事務分掌の見直し、3、グループ制度の検討、4、公正な登用制度の確立、5、研修及び自己啓発制度の充実、6、日曜開庁業務の継続、7、待機児童解消への取り組みなどが挙げられておりますが、これらはどこの何が問題で目標達成に至らないのかをお聞かせください。

また、早くから目標達成には至っておりますが、ジェネリック薬品の利用促進について、国保会計の負担軽減が目的で、国保税増税を抑える1手段として取り入れられたと私は思っておりますが、一般には自己負担金の軽減がメリットですよと啓発しています。が、生保の患者さんについては自己負担がないので、「今までどおりがいいわ」と言う人が多いと聞きます。このことについて何か対応をお考えでございましょうか、あわせてお尋ねいたします。

2問目につきましては、質問者の席からとさせいていただきます。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

### [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 皆さん,おはようございます。

石井議員の質問にお答えいたします。

先ほど石井議員が言われたとおり、非常に議会の行政改革推進委員会、特別委員会、その提言をもとに、相当の経費の削減ができている。その通りだと思っております。

まず1点目のまい・あみ・まつり事業の見直しについてということで、平成22年度の進捗状況にも記載がありますとおり、歴代の実行委員長で組織する見直し検討会による方針を受け、平成23年度は時間の短縮や参加団体への交付金の見直し、プログラムの絞り込みなどの改善を行いました。これは私が町長になってすぐにですね、まい・あみ・まつりの見直しということでですね、歴代の実行委員長、そういう人たちに集まっていただいて、やはりもう少し簡素化して、特にプログラム等はね、見直ししたことによって、今年度ですよね、まだね、私はすばらしいまい・あみ・まつりになったのかなと。特に開会式等は、あれほどの大勢の人がいて開会式をやった覚えは、私が議員になっても、トップになっても、見ませんでした。そして、最終日の閉会式も、本当に、その流れの中でですね、やはりすばらしい閉会式になったなと。これも実行委員長をね、やられました、そういう人たちの力かなと、そう思っております。

2点目の組織機構および事務分掌の見直しにつきましては、御承知のとおり、平成23年度は 東日本大震災による放射能問題に対応するため、昨年10月に放射能対策室を設置しております。 また来年度は、大震災後に高まっている防災対策を特に強化するため、交通防災課を設置する 予定となっており、今後も、町民ニーズを的確に把握し、組織の見直しを進めていく予定です。

3点目のグループ制度の検討ですが、これは先ほどの組織機構や職員定数とも密接な関係が

あるため、これら複合的な要素を考慮した中で、制度の有効性について検証し、必要に応じて 導入していきたいと考えております。

4点目の公正な登用制度ですが、計画にありますとおり、一般職の採用に当たっては、私が 町長になって、年齢制限を大幅に引き上げたことで、民間企業等で多くの経験を積んだ職員を 採用することが可能となり、既に各職場の即戦力として活躍しており、また、今年度は多くの 女性職員が役職につき、その能力を発揮しているところでございます。

5点目の研修及び自己啓発制度の充実ですが、階層別研修として、町独自研修、県自治研修 所派遣、土浦市合同研修を実施。また、特別研修として、接遇研修、普通救命講習会、クレー ム対応研修、地方主権改革法制執務研修など、時代のニーズと多様化に対応した多彩な研修に より、継続的に職員の能力向上に努めております。

6点目の日曜開庁業務の継続ですが、平成22年6月より始まった一日開庁を、今年度も継続して実施しております。そのほかにも、電話で予約した証明書を休日に受け取ることのできるサービスや、コンビニエンス収納の導入・拡充により、最小限のコストで、平日役場にお越しになれない方へのサービスを充実させてきております。これも私になってから、半日のやつを一日にしたということであります。

7点目の待機児童解消への取り組みですが、今年度はその一環として、二区保育所の分室として、うずら出張所において1・2歳児の保育を開始しました。また、平成23年度には、荒川本郷地区に民間保育所の誘致を決定し、平成25年4月の開所に向け整備を進めているところであります。さらに、今後は家庭的保育事業の実施に向け準備を進めるなど、待機児童の解消と育児環境の改善に努めていく予定です。

このように、実施計画は現在進行中であり、議員御指摘のように、目標達成には至らないということではなく、各年度の目標に基づき着々と進めているところでありますし、前倒ししながらやっているつもりでございます。

次に、生活保護者等のジェネリック医薬品の利用促進についてお答えします。

医療費の削減は、町にとりましても大きな課題となっています。昨年12月の新聞報道によりますと、厚生労働省では、生活保護費の抑制策として、2012年度から福祉事務所に薬剤師や看護師の資格を持つ医療扶助相談・指導員を配置し、診療を受ける生活保護受給者に安価な後発医療品の服用を促す方針を明らかにしました。

今後、町としましても、厚生労働省の動向に注視し、県南県民センターと連携をとりながら 対応してまいりたいと考えております。

特にジェネリック医薬品の普及ということで、阿見町は県の平均と比べてもね、県は22%ぐらいだったと思いますけど、阿見町は28%。これは議員の皆さんの大きな力によってね、やっ

ぱり動かされたなと、そう思っております。

○議長(佐藤幸明君) ただいま10番藤井孝幸君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は17名です。

7番石井早苗君。

○7番(石井早苗君) 御答弁ありがとうございました。着々と行政改革が進展していることは、町長のお話しでよく理解できました。報告書でもよくわかってはおりましたけれども、さらに理解を深めることができました。

ところで、まい・あみ・まつりなんでございますけれども、今のお答えにいたしますと、時間短縮ということでございましたけれども、それは1日の時間なんでしょうか。それとも期間がなんでしょうか。

- ○議長(佐藤幸明君) 生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい、お答えいたします。二日間ともですね、時間を30分切り下げまして、9時としたものでございます。
- ○議長(佐藤幸明君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) あと、今年防災計画を策定新たにするということなので、2番に関しましてはよろしいとは思いますけれども、あと、グループ制度というのを、何かそのときの状態によってやりますよとおっしゃってましたけれども、これは各課でやるということではなくて、必要に応じてということなんでしょうか。そのときそのときにつくるということなんでしょうか。それとも、継続的に各課で各課の会員をグループにして、担当した事務ついてやれということなんでしょうか。その辺をちょっともう一度教えていただきたいと思います。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。グループ制の導入につきましては、他 市町村等の調査研究を今しているところなんですけれども、なかなか他市町村でも、実際機能 しているところが少ないというような状況で、まだ研究中というところでございます。

ただ、実際の町の仕事の場合は、例えば大きいイベント、さわやかフェアとかですね、先ほどのまい・あみ・まつりとかあった場合は、各課・係の壁を取り払いまして、できるだけ職員を投入していくというようなこと、自分の持っている仕事を一たん中止をしても投入していくというようなことで、全員体制やらグループ制に近いようなやり方をやっております。

それから、課単位でもですね、例えば総務課の場合は選挙とか、町界町名の実施とかってありますので、そういった場合はもう、係の分担はなしにして、全員でできるだけ集中して取り組むというようなことは実際に実施してございます。

○議長(佐藤幸明君) 7番石井早苗君。

○7番(石井早苗君) はい,了解いたしました。私,確かにいろいろと執行部のお話を聞いていると,阿見町はとてもよくやっているなと,いつも感じておりますので,その点は安心しております。

それから、3番の登用でございます。町長はただいま年齢を引き上げて、55歳までとおっしゃってましたけど、それにして、今回、何人ぐらい応募というか、増えたのでしょうか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 応募のほうはですね、ずっと、数字は今ちょっと手元にないんで 把握はしておりませんけども、このところ景気が余りよくなくてですね、民間の会社のほうも 余り採用が少ないということで、阿見町の募集は数名、五、六名程度という中で、100名ぐら いの方の応募がございます。特に昨年からですね、年齢を55歳までというようなことで拡大い たしましたので、今仕事を持たれている方の応募もかなり多くございます。

その中で、ちょっと手元の数値が今なくなってしまったんですけども、昨年も、採用された中で、本当の新卒は2名で、経験をお持ちの方が四、五名だったと思うんですけども、入って来られまして、40代の方も実際入って来られて、もう既に豊富な経験をお持ちですので、実践でもう、例えば企画財政課の企画部門とか、予科練平和記念館ではもちろん学芸員とかで、実践で活躍されているということで、大変職員としては有能な方を採用できております。

- ○議長(佐藤幸明君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 私も予科練記念館で説明員にお話を伺って、本当によく勉強されていらして、人当たりもよろしくて、いい方だったなという記憶があります。

そうして、今おっしゃったように、民間が大変冷えておりまして、役場がこういう募集をかけるということは、本当にいいことだったなと思っております。ぜひ継続してやっていただきたいことだと思います。

それからですね、この研修及び自己啓発制度の充実なんでございますが、これは何か前にもそういう話で、私質問したことありますけれども、確かに役場の職員は忙しくて、自己啓発の研修に自分で行くとかそういうことはなかなかできないとは思いますが、やはり、他市町村の場合を見ますと、例えばですね、私は狭い範囲でしか見ておりませんが、例えば、レイクエコーに、休日なのに、市町村の方が、お休みなのに自分の啓発のために研修に来てたとかっていうことを、しょっちゅう見聞きしてたもんですから、そういうことはこの町でもやっていらっしゃるのでしょうか。そういうのは、一応届は出さないで個人的に行くんでしょうか、どうなんでしょうか。質問しています。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。先ほど町長のほうから答弁がありまし

た。いろんな、例えばクレーム対応研修とかですね、地方主権改革関係の法務の研修とかです ね、そういったものを平日やってございます。

それで、今石井議員が言われました、いろんな土日の研修とかですね、そういったものは各 自自主的に時間がある方は行かれているかなと思います。いろんな講演会とかですね、といっ たものも、土日に開催される場合がありますので、私もめったには行かないんですけども、た まには行かせてもらっております。

それから、町の研修のほうで、通信、パソコンを使ってeラーニングという研修もございますので、それはもう、時間にかかわりなく、仕事が終わった夕方もできますし、土日にも自分の時間の都合で研修ができるようになっておりますので、そういった申し込み、応募もできるようになってますので、それで研修されている方もおります。

- ○議長(佐藤幸明君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 例えば、自己啓発を一生懸命やっていらっしゃる方に対して、評価みたいなものを上げるみたいな話はあるんでしょうか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- 〇総務部長(坪田匡弘君) 直接ですね、その研修を受けたからこうだという評価はございませんけれども、それで身に着けていただいて、実際の仕事でですね、活かしていただければ、総合的な人事評価の中で、それなりに適切に評価をさせていただきます。
- ○議長(佐藤幸明君) 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) ありがとうございました。直接にね、今総務部長がおっしゃったように、評価に出しては、それが欲しくてやるような人も出てきてしまうので、大変いいことだと思います。

ただ,適正に,やはり評価して差し上げてほしいなと。一生懸命勉強した人,努力した人が 報われる社会にしたいと思っておりますので,お願いいたします。

それから、日曜開庁なんですけれども、ただいまコンビニ収納が行き渡っておりますので、 税収に関しては日曜日はやらなくてもいいのではないかと私思ったりしてるんですが、いかが でしょうか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 昨年からですね、コンビニでも税の4税が収納できるようになりました。今年から、期限の過ぎた税に関しても、コンビニで納めることができるようになりました。

それで、現在は日曜開庁の収納と併用しているわけなんですけども、ちょっと数字はないんですけども、日曜開庁でもかなり納めていただいている方がいらっしゃいますので、まだ直接

来ていただける方がございますので、今のところ、できるだけいろんな方法、手法を使ってで すね、税金のほうはいただきたいというようなことがございますので、それで今は併用してい るところでございます。

○議長(佐藤幸明君) 7番石井早苗君。

○7番(石井早苗君) 昨日も何か、税収が未収を上げたといって県からも表彰されたというお話がありまして、阿見町は、すごく、そういう点に一生懸命努力してるのはわかりますけれども、ただ、日曜の収納に関して、かかわる人件費と入るお金の費用対効果っていうのをやはりもう少し考えて、やっぱり係員を何人か置かなきゃなりませんので、検討していただければよろしいかと思います。

それで、待機児童に関しましては、町長がおっしゃったように、25年の開所を楽しみにしております。これは本当にイタチごっこで、いつまでたっても終わらない問題ではありますけれども、町が一生懸命努力しているという姿勢がよく見られるので、大変結構なことだと思いますので、さらに頑張っていただきたいというエールを送って、この質問は終わらせていただきます。

○議長(佐藤幸明君) 7番石井早苗君。

○7番(石井早苗君) 次でございます。後期5次総についてお尋ねいたします。

第5次総合計画では、「みんなの声が活きるまち」とうたっております。私も5次総にかかわった経験がございますが、その折の一般公募の方々50人ぐらいを5つのグループに分けて、担当を決め、各分野ごとに進めてまいりましたが、そのメンバーには20代の方、30代の方々は全くおられず、40代の方が1人か2人いらしたでしょうか。

かように、公募をかけても、20代、30代、40代の方に応募していただくことは難しいもので ございます。この傾向は、町が公募をかけるどの審議会、どの推進会議についても言えること ではないかと思います。そこで、みんなの声を引き出す方策を何かお考えでしたらお聞かせく ださい。

次に、5次総の表題に、「人と自然がつくる楽しいまち―あみ」と書かれて、私たち町民も、豊かな里山や平地林、湖に、誇りを感じております。また、町民アンケートの結果においても、自然を残したまちづくりが1位でございました。しかし、例の3・11以降の放射能問題で、里山も湖も、黄信号がともっております。特に里山の落ち葉の処理でございます。

それとあと、霞ヶ浦に堆積した放射性物質の処理についてでございます。これは一自治体、 阿見町の手に負える問題ではないとは、私は十分承知しておりますが、どのように国に対して 求めていかれるのかをお聞かせください。

霞ケ浦の水は,放射性物質は不検出だ,安全だと言われております。湖に生息する魚類に関

しては、食物連鎖の観点もございますし、湖の上層部に生息する一年魚のワカサギやゴロについては、安全であることをもう少し丁寧に広報してもよろしいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

また、湖の土の中に生息するコイ、フナ、ウナギなどについては、どのような見解をお持ちでしょうか。それでなくても需要が減ってきている淡水魚の消費が、さらに減るのではないかと私は危惧しているところで、この質問をさせていただいております。

最後に任期4年のうちの2年の経験を踏まえ、昨年3月11日以降、日本の国が、そして阿見町が、思いもよらなかった大きな厄災を受けて、常々町長は、座右の銘に、万象我師と挙げられておりますが、今後どのようなまちづくりをしていきたいのでしょうか。2年前の私の質問にですね、町長がおなりになったときに、5次総に盛り込まれた政策を確実に実施していくとおっしゃっておられました。先ほどの御答弁でも、確実に実施なさって成果を上げていらっしゃるのは承知しておりますが、この2年、5次総が終わりに近づきましたので、町長の新たな意気込みをお聞かせください。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) それでは、後期5次総についてということでありますので、第5次総合計画では、「人と自然がつくる楽しいまち―あみ」を将来都市像として基本構想を定め、まちづくりの基本理念の1つとして、「みんなの声が活きるまちづくり」を進めていくこととしております。

昨日のですね、所信表明でも、5次総に沿った中で、皆さんにお話していると思います。も うそれは、石井議員もわかっているとおりだと思いますし、今後の審議会等、やはり若い人が なぜ入らないのかというのは、やっぱり町が若い人を入れようとする努力をしないということ だろうと思うんでね、今、やっぱり大学の学生とかそういう人も入れながら、いろんな面で若 い人も入れようという、そういう努力はしております。

それで、まず1点目の20代、30代、40代の声を引き出す方策についてでありますが、私は町長就任以来、広聴会、特に地域がやはり何か行事があったときに、ちょっと気軽に呼んでくれよと。呼んでくださいということで、気軽な形で広聴会を開かせていただいております。最近では、大室のほうでやらさせていただきました。多くの町民の皆様方の御意見を、そういう中で伺っているつもりであります。

しかしながら、若い世代の参加が限られ、今後はこうした場にも、若い世代が積極的に参加 していただけるような環境づくりが必要であると考えております。

議員御指摘のとおり、若い世代の声を聞くということは、大変重要でありながら、そういう機会を持つことはなかなか難しいことであります。今回もMary days storyという「茨城のう

た」を歌う、そういう人が出てきました。そういう面で、そういう人を積極的に使っていってですね、若い文化というものを、もう少し広げていきたいなと。楽縁舞夢という劇団が、また、若い人たちがそういう劇をやるというね、そういうことも積極的にね、私たちができることは、積極的にやっていきたいと。そういう形の中で、やっぱり、若い人を取り込んでいきたいと、そう思っております。

町では、大学との地域連携協力の協定を締結していることから、総合計画策定におけるまちづくり会議や道の駅準備検討委員会などに代表されるように、茨城大学や県立医療大学の学生さんに、委員に就任していただき、若い視点からのまちづくりに対する意見等について聴取をしております。

また、若い世代の方々には、まい・あみ・まつりや町民運動会などの個別事業の実行委員会などに積極的に参画していただいており、今後は成人式等においても、これは浅野議員が前にも質問されていたとおり、やはりその人たちの実行委員会を組織するなどしてね、やっぱり自分たちでそういうものを運営していくと。そういうことがやっぱり必要なのかなと。そういうことを実行していきたいなと思います。

2点目の、昨年3月11日以降の放射能問題で、里山も湖も黄色信号がともっており、これをどう回復しようとしているのかについてでありますが、幾度となくお答えはしてきましたが、当町の放射能の状況は、文部科学省が公表した航空機モニタリングの結果に比べて、大幅に減少しています。さらに、町独自の訪問測定の結果から、追加被曝の線量は、おおむね年間1ミリシーベルト前後であり、特措法の地域指定の条件としても、最低限値であります。

また,国・県の見解,これまでに実施した県立医療大学,茨城大学の講演会及び助言等,さらにはこれまでの測定データから,町の放射線の状況は,里山も含め,町全域にわたって,日常生活を制限するレベルではないことはわかっております。

ただし、人々が感じるイメージとしては、平常時とは異なっていると思われます。これが風 評被害というものでありますので、行政の務めとしては、以上のようなことを、広報あみ臨時 号等により町民に十分にお知らせし、不安の解消に努めていきたいと思います。

また、先ほど、霞ヶ浦について、町だけではイメージの回復はできるものではありませんので、霞ヶ浦に関係する国、県、周辺市町村等を連携し、従来から推進している水質浄化を含めたイメージアップを図っていきたいと考えております。

また、霞ヶ浦に生息する魚等の問題等は、今日のテレビ等でも、あれはどこでしたか、ワカサギがね、今まではだめだったというのが、ワカサギが解禁になったという、十分食べられるようになったよというような、そういうテレビ放送もされていますので、十分ね、そういう面においても、やっぱり検査をして、安心、安全なものにしていって、広報していきたい。そう

思っております。

次、3点目の、「うまーいあみ」シールについてであります。阿見町農産物推奨シール事業は、阿見町農業対策推進会議の提言を受け、茨城大学農学部学生らと連携して制作されたものであります。地場産農産物に対し、生産者自らが推奨シールを表示することで付加価値を高めるとともに、主要町内直売所において積極的にアピールすることで農業生産振興を図っていくことを目的に、直売所出荷生産者を中心に、平成18年度途中から開始したものであります。

開始当初の配布枚数は、19年度は1万7,498枚、20年度は1万2,800枚でしたが、23年度は放射能等の問題もあり、さまざまなイベント等において4,012枚を交付することにとどまっているのが現状であります。

その対策としてこれまでに、対象品目の拡大や生産者の申請手続きの簡素化、また、「阿見 町産野菜の販売促進のぼり」を主要直売所に定期的に支給するなど図ってまいりたいと思って おります。

しかしながら、生産物の信頼性の向上や消費者との相互理解を得る為に、農薬使用基準や生産履歴を県の特別栽培農産物並みとしたことや、生産者の申請手続きの負担が大きいこと、シールの差別化が図れず付加価値が高められなかったことから、配布枚数が減少しているところであります。

やはり今後、町のブランド化というか、やっぱり品物を、いいものをつくっていくということを、積極的にやっていかないといけないなと。特に道の駅構想等もありますんでね、そういう面ではやっぱり、農業の再生とともに、農家の人たちの、1つのグループ制をつくりながらやっていかなければいけないよと。これはもう、うちの生活産業部長のほうも、そういう形の中でね、積極的に進めていきたいということでありますんで、御理解いただきたいと思います。最後に、任期2年の経験を踏まえ、さらに思いも寄らぬ震災を受け、今後どのようなまちづくりをするのかについてであります。

石井議員が御指摘のとおり、本当に思いも寄らない震災が発生し、その対応に、どこの地方 自治体も本当に大変な労力を使いながら対処していったのは、これは御存じのとおりでありま す。そういう意味では、本当にこの復旧復興は、やはり最初になさなければならない仕事では ないかなと思います。

そして、私の座右の銘である万象我師のとおり、やはり、いろんなところで何が起きてもね、 やはりそれがやっぱり自分の先生なんだと、そういう思いの中でね、やはりやっていかないと いけないと、私は自分をやっぱり戒めておりますし、こういう人間ですから、かあっとくるた ちなんで、ついついかあっときてしまって、皆さんに御無礼なことがあるかと思いますが、た だ、そこは真っすぐな気持ちであるということだけは理解していただきたいなと。 議会の初日の施政方針でも申し上げましたとおり、震災以降、非常に町民ニーズが高まっている安心・安全な生活環境の整備を優先的に進めるとともに、町民生活に必要不可欠な子育て支援などの行政サービスにも手を抜くことなく、笑顔のあふれるまちづくりを進めていきたいと考えております。

ただ、議員各位にもお願いしたいのは、やはりこの間、雪印メグミルクのときに、私も1つ、ちょっと大きなことを言ってしまったかなとは思いますが、やはり、そういう起爆剤を、やっぱり雪印メグミルクに求めてね、5万人をどうやって達成していったらいいのかと。それにはいろんな政策の中身をね、変えていく、単に変えていく政策っていうのは、非常に大事な視点なんで、そういう面では皆さんにもいろいろな面で、こういう形のほうが人が集まるんじゃないかと、そういう提言、提案をしていただきたい。そう思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 7番石井早苗君。

○7番(石井早苗君) ありがとうございました。まず、ワカサギに関してなんですが、先ほど町長もおっしゃっていましたけど、何か、今年あたりから養殖が可能になったという話も聞きましたので、ぜひ町のほうでも、ワカサギはほかの魚に比べてカルシウムとか非常に多いもんですから、町の特産品として、マルシェなり道の駅なんかで扱えるように、努力していただければいいかと思って、提言させていただきたいと思っております。

それからですね、「うまーいあみ」シールなんですけど、私、本当に消費者団体なんかでも、今度町でこういうのつくったよ、本当に農薬が少なくって安心なシールなんだよって宣伝したのにかかわらず、一向に町民には目が触れなかったもんですから、今回質問させていただいたんですけれども、やはり、有機野菜よりかも、「うまーいあみ」シールのほうが、簡単というと失礼なんですけれども、認証をとるのに有機はすごく大変なのをよく知っています。「うまーいあみ」シールは、そのトレーサビリティさえしっかりしておけばいいということだったと思いますので、それをもっと、やっぱり多く宣伝して、これもマルシェや道の駅で扱っていただければ、他府県にも、町民にも、知れ渡っていくんじゃないかと思って、改めて質問させていただいたわけでございます。

そして、今町長がおっしゃっておられました、町長の政策についてですね、本当にいろいろとお考えになってやってらっしゃるのはわかります。けれども、私、一番最初の質問でも申し上げましたけれども、要望で。町長、もっと本当に、議会にわかるように説明をなさってから提案していただけると、すごく協力しやすいことだと思いますので、私たちはこれで終わりでございますけれども、今後続く議会に、ぜひ説明をなさって、本当にやろうとなさっていることは本当にいいことだと思っておりますので、やっていただきたいと思います。

それを一応要望いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(佐藤幸明君) これで、7番石井早苗君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前10時50分からとします。

午前10時42分休憩

午前10時51分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番藤井孝幸君の一般質問を行います。

10番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

[10番藤井孝幸君登壇]

○10番(藤井孝幸君) まず初めに、資料を忘れたもんですから、中途退席をしたことをお 詫び申し上げます。

通告に従い質問いたします。今回の私の質問は、町民は本当に安全・安心かについて質問を いたします。

まず初めに、地域防災計画の見直しの進捗状況についてであります。私は防災関係の質問は、議員になってからこれで5回目でございます。平成16年の12月に、大丈夫か、我が町の防災体制は、ということから始まり、地域防災計画は平成8年に作成されてから、一度も見直しをされていないという状況で、当然、防災会議も開催をされていない。なぜこのような状態になっているのかということについて質問をいたします。そして、17年の12月に、危機管理のあり方の中で、再び防災計画はなぜ見直さないのかということについて質問をし、次は20年の6月、そして昨年の6月、そして今回と。これで5回目でございます。すべての質問で、防災体制に不備事項を多く見出しそれを正してきました。安全・安心のまちづくりを提唱している私は、各種災害から町民の生命・財産を守るのは、行政の重要なサービスの1つだというふうに考えているからでございます。その基本となるのが防災計画でございます。

昨年6月,東北の震災直後の議会で、町の防災体制は大丈夫かということで、12年ぶりに見直された地域防災計画の中身について、昨年6月に質問をいたしました。今回の震災に対応できたのかどうか、検証を含めて、不具合事項が多々あることが判明をいたしました。町長の答弁で、防災体制の不備事項は、早急にやっていきたいというふうに、昨年の6月に御答弁をいただいております。

最近の地震予測では、首都直下型地震で震度6強から、今まで震度6強ということで見積もっていたんですけども、7に修正をされました。しかも、ある地震学者は、4年以内に70%直

下型地震が来るという発言をした学者もいます。しかし、後日気象庁が、従来通りの30年以内に70%ということを、見解を発表しまして、地震学者の説を否定したような形になりました。

いずれにしても、日本列島、いつ大地震が来てもおかしくないわけで、これに備えるのが執 行部の役割だと思っています。もちろん自助努力も必要です。そして、この執行部がどれだけ 危機管理体制意識を持っているかを確認をしたいと思います。

そこで質問をいたします。まず1つ。現防災計画の不備事項・不具合事項は何か。3・11の 対応時の反省点も含めてでございます。

- 2番目。不備事項・不具合事項は、どのように改善したか。整備計画は作成したのか。
- 3番目。防災会議開催時,委員からどのような意見が出たか。
- 4番目。地域防災計画でいうボランティアセンター。これは社会福祉協議会にあるんですが、 機能は十分か。ボランティアセンターの機能は十分か。現体制で機能発揮は可能か。
- 5番目。災害時の要援護者の名簿の作成はできたのか。どのような内容なのか。どう活用するのか。

以上, 5項目の質問をいたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

#### [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) それではお答えいたします。

昨年の6月の質問の検証という、そういう形かなと思います。防災計画の見直しの進捗状況 について、まず第1点目の現防災計画の不備事項は何か。3月11日対応時反省点も含めてにつ いてですが、以前の質問でもお答えいたしましたが、町民への情報伝達のあり方、初動時の対 応、避難所の運営、要援護者対策などが挙げられます。

次に、2点目の不備事項はどのように改善したか。整備計画は作成したかについてです。

地域防災計画の改善を含めた全般的な見直しは、上位計画である国の防災基本計画と県の地域防災計画との整合性を図る必要があることから、現在は、町サイドではできる作業を進めているところです。また、防災施設の整備計画についても、全体計画までの策定はされておりませんが、優先事案から進めている状況です。

では、不備事項改善に対する現時点での進捗等について御説明いたします。

町民への情報伝達のあり方については、現在、最良な情報通信システム構築のため、基本調査を実施しておりますが、より早く、正確に、一斉に住民に情報を伝達する手段として、同報系の防災行政無線の整備を基本に進めてまいりたいと考えております。

初動時の対応につきましては,時間の経過に伴う震災対応における課題の抽出と解決策等に

ついて,独立行政法人防災科学技術研究所の協力を得て,管理職を対象に,2度,災害図上訓練を実施するとともに,現在は,どのように地域防災計画を改定するかについて,管理職を対象に事前検討会を実施しております。この検討会の結果や職員から提出された地域防災計画の反省点,問題点を改定に反映させていきたいと考えております。

避難所の運営につきましては、震災復興まちづくり基金を活用して、まず、防災資機材・避難生活物資の整備を考えております。来年度には、防災倉庫未整備の各小中学校に整備を行い、簡易トイレや食糧等の備蓄を増強し、並行して企業等の防災協定を拡充していきたいと考えております。停電対策につきましては、防災拠点である町庁舎に自家発電機の設置を来年度予定しておるところです。

次に、3点目の防災会議開催時、委員からはどのような意見が出たかについてですが、平成22年の5月以降、防災会議は開催しておりませんが、例年同様に、防災会議委員の皆様には、現防災計画の修正の有無について御意見をいただき、修正していきたいと考えております。

次に、4点目の防災計画で言うボランティアセンターの機能は十分か。現体制でセンターとしての機能発揮は可能かについてですが、大規模な発生によって、救援活動が長期又は広範囲に及ぶ場合などで、災害ボランティアの参画が必要となる場合には、町社会福祉協議会がボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの受入れを行うことになっています。

大規模災害時に備えて、社会福祉協議会の中においても、スムーズなボランティアセンター の運営ができるような体制づくりをしていく必要があると考えております。

次に,5点目の災害時要援護者の名簿作成についてお答えします。要援護者の名簿作成は,地震や風災害等の災害発生時に,一人で安全に避難場所まで避難することが困難な高齢者や障害者等を支援するため,避難支援を希望する方を対象として行うものです。登録されておる一人ひとりについて,誰が支援してどこの避難所に避難させるかを定める避難支援プランの作成を行います。

現在,災害時要援護者の名簿登録の対象者は,65歳以上の一人暮らしの方,又は65歳以上の方のみの世帯,介護保険で要介護3以上に認定された方,身体障害者1,2級及び養育手帳マルA,またはAの交付を受けている方,その他援護を必要とする方です。これらの要援護者の方の名簿収集は済んでおり,対象者へ通知し,同意を求める段階となっております。

今後,多くの要援護者の方の同意を得るため,既に「災害時一人も見逃さない運動」を展開している阿見町民生委員児童委員協議会へ協力を求め,運営委員会や定例会等で働きかけております。これにより,要援護者から多くの同意を得て,災害時に活用できる要援護者名簿を作成したいと考えております。

この名簿は、災害時のみに活用することを前提に、災害時要援護者から同意を得た上で、町

の福祉部局・防災部局・地域の民生委員児童委員・区長さんなどの関係団体で共有し、いざ災害が発生した場合に、災害時要援護者に対する避難情報の伝達や避難支援・安否確認などに役立てていきたいと考えております。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) では、再度質問いたします。

私は、この質問はですね、昨年の6月の質問の最後のときにですね、もう一度進捗状況を質問をいたしますというふうに言いました。ちゃんと、議事録にも書いております。そして、町長は、この質問の中でですね、私が本当に――12年間も、阿見町は、防災計画を見直してないんでね、本当に阿見町に災害が起こることを認識してるのかどうかという、本当の基本の基本の質問をいたしました。そしたら町長は、「当然災害は起こると認識をしております」と、こういうことを答えてあります。

そこで、私はですね、もう町長もそうやって認識してるんであれば、この災害の対応にはですね、スピード感がいるんです。スピード感。そう思いませんか。ああいう東北の大きな震災が起きてですね、悠長なことは言っておれないんですよ。4年以内に起こるという人もおるしね、30年以内に70%という人もおるんですから。しかも町長はですね、防災計画の見直しは早急にやるというふうに回答してるんですよ、去年の6月。災害が起こるという認識がある。しかも今の計画には不備がある。だから、早急にやりますというふうに答えているわけですね。

その早急が、もうあれから9カ月。私が質問してから9カ月以上たってますよね。そこで、 今の状態ではですね、不備はわかってるんですよ。今言ったように、去年の6月に質問したと きも、町民の情報の伝達のあり方、これも不備がある。初動の対応もまずかった。今答えてま したね。それと、避難所の運営もまずかった。要援護者の対策もできてなかった。

この不備がわかっておれば、これ、県の計画とか国の計画、まあ、国の計画も県の計画も出てますよ。それの整合性を図ることはわかるんですけども、過去12年間整合性を図らないでずうっとやってきたんですよ。国とか県は何回も見直してんだけどね。だから、そこの点を、私がしつこく質問してるわけですよ。

それで、まずね、まずいことがわかってるんであれば、早急に対処をするということを町長が答えてるんですから、職員の担当者の皆さんは、町長の意思を具現化するという役割があるわけでしょう。それで9カ月、10ケ月して、まだいまだに整備されていないという。計画がですよ。意見の協議して検討しておりますという、こういう段階では、極めてね、私、次の質問が出ないんですよ。

町長ね、私が質問すると、町長はすぐこう、さっきも答弁で自分で言ってたけど、興奮しているというね。だから、静かにね、冷静に聞いてくださいね。私も冷静になりますから。

そういうことで、皆さん方職員はね、やっぱり町長が言ったことは敏感に反応しないと。それで、町民の生命財産にかかわることなんですよ、これ。だから、一刻の猶予も許さないという認識で対処しなきゃならないんですよ。町長言ってるんだから、早急にやるっつって。ほんで不備事項もわかってんだ。

だから、県のとか、国の整合性なんかは、防災なんかはですね、整合性なんか、別になくて もいいんですよ。町独自で当然やりますよ。自衛隊に要請するとかね、こういうのは必要でし ょうけども、勝手にはいけませんけども。

町独自でやれることを先にやるんですよ。そして、国と県の整合性がないところであれば、 ぼつぼつ、少しずつ整備していけばいいんですよ。そういう認識に立っていただきたいんです が。

まず、防災計画を見直すためには、町の職員にね、マニュアルがありますよ。で、昨年の答えでは、マニュアルをつくるためにね、意見の聴取をしますという。職員にね。この意見の聴取をしたときに、どのような方法で聴取をし、その意見を私自身が確認できるかどうか、それを教えてください。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。 ○生活産業部長(篠崎慎一君) はい,お答えいたします。今回の災害を受けましてですね, 職員にですね,パソコン上でですね,グループウェアっていうのがあるんですが,そこでです ね,今回の不備な点,それから,教訓にですね,これから防災計画を見直す中で,個々のです ね,意見というのをですね,まず吸い上げたということです。

で、こちらにつきましては、まだですね、担当であります町民活動推進課の中でですね、取りまとめただけですので、それをですね、今の段階では公開はしてはございません。

○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。

○10番(藤井孝幸君) こうすると、担当者を責めるようになってまことに申しわけないんですけどもね、この全職員に防災計画の反省点を提出してもらい、マニュアルを改訂するっつって答えてるんですよ。だから、今の時点でオーソライズされていないっちゅうのは、まずこれ、スピード感が全くないんですよ。そう思いませんか。

今はもう既にね、職員に意見を聞いて、まとまって、すべてまとめて、そしてオーソライズ して、職員のマニュアルをつくるというのは、これは常識でしょう。もうできててもおかしく はないんですよ。だから、全くスピード感がない。危機管理意識が欠如してるというふうにし か思えないんですよ、私。

ね、お願いしますよ。町民の生命財産を守るのは、もちろん自分でやらなきゃならないし、 自助・共助も必要ですよ。で、公助も必要なんですよ。それがないで、町民の財産とか生命は 守れませんよ。

ということは、マニュアルはできてないということですね。ちょっとお伺いしましょう。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい。考え方が平行線になるかと思いますが、あくまでもですね、防災計画につきましては、これは国の整合性をとってですね、初めて防災会議の中で策定されるものということですので、そういったことからですね、正式に策定はそういった段階を経ざるを得ないと考えております。

で、国、それから県のですね、防災計画がですね、部分的にはですね、茨城県等がですね、 先週、パブリックコメントということで、ホームページ上にアップされましたが、それもまだ 部分的ですので、全部については公表はされておりません。そういったことから、まだですね、 町としての見直しについては、策定できないといいますか、そういう段階に来ております。

ただし、確かにそういった悠長なことを言っておられませんので、町長の答弁にもありましたように、できるところから進めております。

そういったことでですね、正式にマニュアルはされておりませんが、職員がですね、例えば 藤井議員ですとか紙井議員が、6月の議会で御提案いただいた図上訓練ですね。そういったも のを、管理職がその後すぐにですね、実施しております。

それから、現在もですね、それをですね、どのように初動のですね、不備っていうことがあったものですから、そういった初動について、どのような対応が適切かっていうのをですね、今やっている最中です。議会前に一度行いまして、この議会終了後にですね、さらにもう一回行ってですね、管理職、我々のですね、そういった行動をですね、再確認した中でですね、その辺を見直していこうというようなことで取り組んでいるところでございます。

ですから、事務上としましてはまだ策定はされませんが、内規と言いますか、我々も気持ちの中ではですね、そういったことに取り組んでいるというようなことでございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 町長が、職員は一生懸命やってんだから、そんなに言うなよとよく 言われますけど、一生懸命やってることはわかりますよ。

ただね,スピード感がないちゅうんですよ。いつまでやるかちょっと決めましょうか。これをしないとね,いつまでもだらだらだらだら見が,国が,つって言い始めたらね,いつまでたってもまとまらないんですよ。

じゃあ、卑近な例で、職員がすぐできることが、マニュアルがあるでしょう。もう意見も出てるんだから。いつまでにマニュアルをつくるか、それをちょっと説明してください。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。

○生活産業部長(篠﨑慎一君) お答えいたします。マニュアルといいますのはですね、計画があって初めてその職員の行動が、示すと言いますか、そういったことでありますので、それいにつきましてはやはり、計画が策定されない中では、マニュアル化というのは難しいかと思います。

しかしですね、今回の震災、これは教訓にしておりますので、我々が、この災害時にどういったことをなすべきかというのはですね、それは、マニュアルといいますか、今職員がですね、それを考えてるっていいますか、そういった行動計画をですね今、マニュアルとは別にですね、正式なマニュアル化ではないですけども、そのマニュアルができるまでの間というような形で、今取り組んでるところでございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) まあ、歯切れの余りよくない回答ですけども。

要は、マニュアルはできてないと。今から作成すると。期限はいつかはわからないと。こういう理解でいいんですか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい。正式なマニュアルというのは、そういったことで、期限を今現在では決められることはできません。それにかわるものとしまして、今そういったことで取り組んでるっていうとこでございます。
- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 職員がやることは決まってんだからね、早急に、町長の言われるように、早急にマニュアルでもつくって、各職員に対応して、やってできることからやれと言ってるわけでしょう。だから、国とか県とかを当てにしないで、今できることからやっていく。その姿勢を忘れないように。それと、ある程度期限を期限を決めないとね、だらだらだらじてもできませんよ。

はい。次にいきます。昨年の答弁でね、本年度から防災計画の見直しを行うというように答えてるわけですよ。本年度からつったら、23年度のことですよね。23年度で、防災計画の見直しを行うというふうに答えてるわけですから、ある程度、その見直しの素案とか概案とか、全体のですよ、もうできてると思うんですけども、どうですか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。 ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい。言葉がですね、答弁の言葉がどうかは別としまして、 今年度から着手するというような形で答弁したかと思います。

その中でですね、県も国もそうですが、やはり同じようなことを受けまして、今既に入って おります。それで、茨城県としましては、先ほども申し上げましたように、今まで防災計画が 3編でしたが、それから津波対策を含めまして4編ということで、それで、そのうちの災害対 策編と津波対策編がですね、先週パブリックコメント用としましてホームページにアップされ たということでございます。

そういったことで、見直しがされていますので、町につきましても、そういったことを参考 にですね、していきたいと思います。

内容をちょっと見ましたけども、大幅にですね、災害等も変わっておりますので、そこで、 町につきましても、相当変えざるを得ないというふうに考えます。

○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。

○10番(藤井孝幸君) 同じ、昨年の6月の質問でね、計画はある。今の計画ね。そして、こういう物が必要だ。じゃあ、こういうものが必要、例えば防災無線や発電機、いろんな、必要な点と、いろんな資材、それから備蓄品。こんなものが必要だということは、皆さん方は承知してるわけですよ。それは計画にも書いてるわけです。だけど、いつ、いつやるか、いつまでやるか、その計画がないわけですよ。必要なものは、書いてわかってる。いつまでやるかというのがない。

私はそこで質問しまして、その計画をつくる必要があるんじゃないかと質問したところ、3 カ年計画を作成しますというふうに答えてるわけですよ。3カ年計画。だから、その3カ年計画の作成があって初めて、不足するものが、不備事項が何ちゅうのか、一つ一つクリアしていくわけだよ。3カ年計画でね。

当然一遍にはできませんよ、金がないんだから。そのために、いつ何をどこまで準備するという計画があって、そして発電機につながったのか、ただ単に発電機が必要だから、緊急用の、停電したときの発電機が必要なのかって、24年度の予算に載ってますよ。では、その3カ年計画の概要でもあるんですか。ちょっと答えてください。つくると言ってますからねえ。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) いろいろな発言がありますけど、どうにしろ、今回の震災は本当に、だれもが予想し得なかった、そういう震災であります。そういう中で、やっぱり防災計画を練るにしても何にしても、やはり上位計画が1つのもとになるというのは、これは当たり前の話だと思うんですよね。

国の防災計画、県の防災計画ができて、それに沿った中で町が防災計画をつくると。県と国ができれば、すぐ私たちも着手できるわけだから、そういう中でね、もう自衛隊の一番のばりばりでやってた人が、そのぐらいは、大体上の計画がなければね、できないっていうのはわかるんじゃないですか。

ただ単に、ただ、事案によってはね、町はやれることはやると。紙井さんがね、この間質問

したとおり、学校にそういう倉庫とか、そういうものはやっぱり必要でしょう。そういうもの はじゃあ来年度予算でやっていこうよと。今回のこの基金の中でやっていこうよと。そういう ものはやっぱり積極的に進めます。

でも、やはり国・県のきちんとしたね、計画ができた中で、ただつくって、また見直すっていう、そういうやり方よりは、やっぱり県と国のね、防災計画がきちんとなった中で、今までと違った、計画自体が全然違う様相を呈してるわけですから、もう、そういうことを考えたら、これは当たり前だと思うんですよ。国・県の防災計画をきちんと見直していただいて、それを町がどういうふうな形で町の計画に取り入れていくか。これは当たり前だと思いますけどね。

その時間的な経過,それをスピード感を持ってやる,これは大事なことだけど,だけどきちんとした計画をつくるのに,ただスピード感があればいいっていう,そういう問題ではないと,そう思っています。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) ちょっと待って。何か手を挙げてる。
- ○議長(佐藤幸明君) 生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい。御質問がですね、防災施設の整備計画のことについてかと思いますが、確かに現時点では作成はしておりません。これはですね、やはりつくるからには、財源の裏づけっていうのが、当然必要となってきますので、まずはですね、全体事業費を算出しまして、その優先順位を決めてですね、年次計画ですから、3カ年次計画等にですね、盛り込んでいかないとですね、絵にかいたもちになるということでございます。

事業費としまして一番高額になりますのは、皆さんの御要望といいますか、御質問に出ています防災無線です。23年度にですね、基本計画を策定しておりまして、青写真的にはですね、全庁で、子機が約88カ所必要になるだろうと。これは理想ですけどもね。で、これだけ全部やりますと、相当な、何億、七億、八億円ぐらいかかりますけれども、それを今後ですね、いかに財源を確保するために、防衛省とかとですね、補助金をもらうかっていうことで、そういったことで今、着手したところでございますけども。

ですからまず、どれだけの財源がかかるかというような形でやらないと、全体計画が出ないと。しかし、町長からもありましたように、そういったことでは、すぐ必要なものについては対応できないっていうことですので、特に優先順位としましては、役場庁舎の自家発電。それから、国のほうから基金をいただきましたので、その基金でですね、各小中学校の防災倉庫ですとか、それから井戸等についても検討して、24年度については設置するようなことを考えています。

それとですね、今回の震災につきましては、やはり地域の力って言いますか、そういったこ

とが大変重要と考えましたので、昨年吉田議員のほうから質問がありましたけども、自主防災 組織のですね、そういった発電ですとか、そういった装備の拡充につきましてもですね、その 中で検討していくというようなことでございます。

ですから、全体計画を今、立てながら並行しまして、必要なものについては予算化を図っているところでございます。

○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。

○10番(藤井孝幸君) 私はですね、これは今言っているのは、自分の発想で言っているわけじゃないんですよ。あなたたちが答えたことについて、どうしておりますかと言ってんのよ。23年度中に見直します。それから3カ年計画の整備計画を作成します。そしたら予算の裏づけも必要だから計画をつくるわけでしょう。これは県とか国とか関係ないよね。阿見町でわかってんだもん。不足することは。こんな備品がいります、こんなことが必要です。何も防災計画にあらわさなくても、3カ年の整備計画はできるはずですよ。そうでしょう。

そういうことで、3カ年の整備計画はできてないんだったらできてないでいいですよ。つくると言ったんだから。

じゃあいつつくるかですよ、問題はね。国・県が防災計画がはっきりしないとできないっていう、そういう内容じゃないと思いますよ、私は。そうでしょう。その整備計画なんていうのは、何も国と県と連動しなくてもいい話だから。阿見町で不足しているもの、阿見町で不備事項を、逐次計画的に予算を見積もりながらやっていくっちゅうのは。それは計画だから。それはできないときもあるでしょう。だけど、その計画をつくりなさいという――町長、ぶつぶつぶつぶつごわないでいいよ。――計画をつくりますと言ってるから、私はできてるのかっち聞いてんだよ。

今からつくるわけでしょう。今つくろうとしてるわけね。だから、そういうことでスピード 感がないんじゃないかっち言ってるわけです。

じゃあ、1つね、防災無線の件で今ちょっと話が出たから質問しますとね、去年は防災無線の設置計画を、6月中に発注するというふうに答えてますね。その発注した内容を教えていただきます。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。 ○生活産業部長(篠崎慎一君) はい。防災無線のですね、基本計画の発注の内容の前にです ね、確かに議事録ではですね、3カ年等で計画を立てていきますというようなことで、確かに 答弁はしてますが、全体の流れの中でですね、そういったことはやはり、全体計画を立案して いかないとできないというのは、それはもう皆さん御存じかと思います。

で、議事録の部分的なものを抜き出して、どうのこうのっていう話をされましても、私もち

ょっと困るっていうことを、あえて申し上げていきたいと思います。

それではですね、防災無線の発注の仕様書的なもので御説明しますと、まず災害時の情報通信システム、こちらのですね、無線方式ですとか有線方式、それからインターネット、そういったものを比較検討しまして、評価して、当町に何が一番合ってるかっていうような、そういったものを提案していただくというようなこととですね、それとあわせましてですね、これは机上検討ということなんですが、阿見町にですね、防災無線、双方型ですね、これをですね、設置するための、必要な子機ですとか、そういったもののシミュレーション、それと、あと概算事業費ですね、そういったものを出すというような、そういったことを仕様書としまして発注してございます。

○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。

○10番(藤井孝幸君) 今1つね,議事録の部分部分をとらえて言われても困るみたいな言い方してたけど,これさ,そういう我々に答えたことが,部分部分を質問されても困るって,そんな答弁ってあり……。

何を言ったか、何を言ったのかということを我々は踏まえて、それはおかしいんじゃないの、こうすべきじゃないのって言うんですよ。それを、部分部分をとらえられたら困るなんていう、そういう発言は撤回したほうがいいよ。どう……。部分部分をって、だって議事録にちゃんと載ってんだもん。そんなこと、部分部分じゃないよ、そんなの。

それで、けちをつけてるわけじゃないのよ。まあ、けちに聞こえるだろうけど。要は、あなたたちがやるち言ってるから、やってますかち質問してんのよ。それができてないならできてないではっきり言えばいいんですよ。で、いつごろまでにやりますと。何も国と県と一斉に整合性なんか図らなくていいものはいっぱいあるから。そこを私は言ってるわけ。いつやるかということをね。だらだらだらだらして、検討します、私も検討します、やります、といようなことをね、前に質問したことがあります。いつまでやったかとか、やりましたかつってね、質問したことありますけれども。

それで、要はその非常用発電機が今度計上されていますよね。24年度計画に。それは何に基づいて――整備計画に基づいて計画したわけじゃないからね、これ。整備計画はできてないんだから。その発電機のみを取り上げて24年度の予算に計上したのはどういう意図なのか、教えてください。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。 ○生活産業部長(篠崎慎一君) はい。今回の震災でですね、必要なものっていう、阿見町に そういった防災施設としての不備なものっていうのが明らかになったわけでございますね。そ の中で、先ほど申し上げましたように、それを全部やるにはですね、どれだけのお金がかかっ て、じゃあそれに財源をどのように回して何年でできるかっていうのは、それは計画をつくらないとできないということですので、それは全体計画を今策定しているところでございます。

ただ、その中で、やはりまずすぐにでもですね、ほかの事業を置いといて、最優先していくっていうのが、自家発電というようなことですので、それについては並行して考えた中で、24年度に予算に計上したということでございます。

○議長(佐藤幸明君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) もう、藤井議員が言われたとおり、率先して早くやれ早くやれ、スピード感を持ってやれって言ってる。こういう形でスピード感を持ってやるじゃないですか。少しでもスピード感を持って、その事案、不備な事案をどうやってやっていったらいいか。それでは、やっぱりこのぐらいの金ならまだ使えるよと。そういう中で、事案をスピード感を持ってやってるんじゃないですか。

今回もやはり、防災倉庫にしても井戸等の考え方にしても、やはり少しでも安心・安全のために、スピード感を持ってやると。そういうことはね、やっぱり藤井議員も、ああ、よくやってんなと。よくやってくれたなあと。やっぱりそういうね、もうちょっとおおらかに、褒めるときは褒めて、いつもねちねちした話じゃなくてね、そういう褒めるところは褒めないと、みんなやる気なくしちゃうよ。藤井さん見ると、なんだよ、いつもしかめ面するようになっちゃう、もう。やっぱりもうちょっとにこやかにさ、おれもかっか来ないようにするけど、にこやかに、もう少し、やっぱりいいものはいい、悪いものは悪いでやってもらっていいんですよ。あと、そういうめり張りをつけてね、やっぱり質問していただくとね、私のほうもうれしいんです。

○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。

 $\bigcirc$  1 0番(藤井孝幸君) 町長はね,職員をカバーすることはよくわかるけども,町長の仕事は,職員を叱咤激励するのも町長の仕事ですからね。

それで、私が発電機の整備で予算をつけたのは、どういう位置づけでつけたか。例えば、3 カ年計画があって、そのうちに優先順位が発電機とか防災無線とかっちゅう、そういう位置づけでやるべきではないかという認識なの、おれはね。ただ、今の状態だったら、今度はこれ、あれはこれ、こん次はこれっちゅう、そういうぽつぽつぽつぽつしたような形になるんで、やぱり全体像をしっかりとつかまえた上での発電機なら、私はそれはいいんですよ。

それはそれでもいいんだけども、やっぱり早目にね、そういう計画をつくって、予算を計上 するということが必要だと思います。この件はこれで、私は。

いずれにしても、計画もできてない、スピード感もない、ということがよくわかりましたよ。だから、しっかりと、今度はね、もっともっと、本当にスピード感を持って、計画をつくって

くださいよ。町でやることがあるから。国とか県の計画を待たなくても。やることはわかって るんだもん。

それで、その発注をしたっていうのは、どこに発注したんですか。防災無線設置計画の6月 中に発注したっちゅうのは。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい。入札を行いまして、発注業者名がですね、電気興業株式会社でございます。
- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) それはどこの会社ですか。所在地と金額を教えてください。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい。済みません,ちょっと情報が手元にないものですから。 じゃあ,ちょっと金額のほうは今調べますので。まず所在地がですね,東京都千代田区丸の 内3丁目3-1新東京ビルでございます。
- ○10番(藤井孝幸君) はい、わかりました。
- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) じゃあ、防災会議は開いてないというから、これはちょっと、質問は省略します。

次はですね、防災計画で言うボランティアセンターの機能についてですね。機能は十分かという質問と、機能発揮は可能かという、現在でですね、阿見町のボランティアセンター社会福祉協議会が十分かというのは、機能は十分か。というのは、何か不十分だという説明がありました。それで、機能が不十分だから当然機能の発揮はできないというふうに私は認識するんですが、そこの点どうですか。機能発揮。現段階で。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。 ○生活産業部長(篠崎慎一君) はい。機能発揮っていいますか、設備的とはそういったもの ではないかと思います。防災ボランティア、まさにマンパワーですので、その社協の職員がで すね、そういった災害防災ボランティアのですね、受け入れとか、そういったものをですね、 マンパワーとしてやっていくっていうことですので、職員の意識があれば、これはできるかと 思います。
- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) マンパワーがないとできないよ、そりゃ。意識が何ぼあっても。ボランティア担当1人しかいないの、女性が。そうなると、マンパワーあるわけないじゃん、そんなん。たった1人がマンパワーですか。防災センター機能を発揮するのに。社協全員が取り

組んでるわけじゃないですよ。もう少し実態をしっかりと把握をして。

それとですね、私のところの議会からの要望事項でね、ボランティアセンター開設に、人・物・金をつけて、平時から準備したらどうだということの要望書を議会から出してますよね。 そうすると、その答えの中に、ボランティアセンターは災害発生直後に設置運営することになるので、平常から設置運営のための町予算の計上は考えていませんということで、20年度の議会要望の回答が出ております。これは間違いないですか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。 ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい。ちょっと、先ほどの質問も含めましてですね、お答え したいと思いますけども、これはですね、いつの災害でもそうですけども、まず、我々ですね、 自治体の職員がですね、これはその、そういった災害の対応に当たるっていうことです。

それで、平常時につきましては、これは平常時の業務でありまして、防災担当もですね、新年度からは新しく組織化されますけども、わずか数名しか、この阿見町役場の中にはおりません。その中で、有事になりますと、瞬時にですね、やはりそういった非常配備態勢をしかなければなりませんので、ですから、平常時の業務とは全く違った業務を、我々職員がやることになります。それが、防災計画に示されておりますし、マニュアルに書かれているわけなんですが、そういうことから、町の社協につきましても、平常時はやはりほかの業務をしてまして、有事になって全員が災害ボランティアセンターの役割を担うというのが、これが通常のといいますか、この計画のあり方ですので、その辺はその防災担当が、ボランティア担当が1人とかそういう問題ではなくて、社協の職員全員がですね、そういったセンターに従事していただくというようなことになろうかと思います。

ですから、そういった中で、24年度の議会の要望の回答としましては、初動ではですね、そういった問題は起こらないかと思います。で、これがある程度収束してきますと、災害ボランティアとかそういったものが必要となってきますので、それについてはマンパワーといいますか、そういった予算化は必要となることから判断して、そういった回答にしたということでございます。

○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。

○10番(藤井孝幸君) あのですね、ボランティアセンターの機能を発揮するということは、機能を発揮させるためには、平時から準備しとかないとできないことはわかるでしょう。いきなりはいさってやろうちゅったって、平時から準備しとかないとできないっていうのは当然でしょう。

町長も言ってるじゃない。いいですか。これは予算の要望の回答と違うのよ。全然,まるっきり反対。町長が回答してるのはね,平時から関心を持ち,災害が起きた場合の対応や支援活

動ができる体制を整えるために、防災ボランティアの研修、そして今回の教訓を活かした防災 訓練の実施、そして実践に即したボランティアセンターの運営ができる体制づくりを考えるっ て書いてるの。平時から考える、準備するち言ってるんですよ。平時から。

何でか。どんなことを準備しないとならんかっつったら、ボランティアの招集要領とかね。 自らの意思で集まってくる人もおるでしょう。それから、災害ボランティア、防災ボランティ アの登録業務、それと登録した者を整理する、それから招集訓練ということを年に1回か2回 やる。それにはお金がかかるじゃないですか。

だからそういうことを、町長は平時から準備しとくべきって言ってんのに、あなたは単にその、災害が起きてから立ち上げるから、平時は何もしない、お金も何もつけないという、そういう認識で、違うんだったら教えてください。

- ○議長(佐藤幸明君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 随分いろいろあれですけど。平時からね、やっぱりそういう意識を 持つことが大事だっていうことですよ。そうでしょう。
- ○10番(藤井孝幸君) わかってるよそりゃ。
- ○町長(天田富司男君) だから、それを組織化してどうのこうのじゃなくて、今町がね、答えたとおりですよ。

やっぱり、起きたときにきちんとした災害ボランティアをやっぱり募ってやるっていう、これはもう当たり前の話で。それは意識はね、随時していかなけりゃいけないと。これは、町の役場の職員だって何だって同じですよ。こういう状況になったらやっぱりこうだっていう、そういう意識は持ってもいいけど、それを最初から組織化するなんていう思いは全然しておりません。もう、その、皆さんに答えを出したとおり。

[「私もそうです」と呼ぶ者あり]

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) じゃあ、町長はね、そういう災害のときにボランティアセンターの機能を発揮させるためには、支援活動ができる体制を整えるために、研修をやります。訓練をやります。運営できる実践に即した体制をつくりますって言ってるじゃないですか。それは急にできるんですか。部長が言われるような体制が。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。 ○生活産業部長(篠崎慎一君) はい、お答えいたします。前にも答弁で申し上げたかと思い ますが、茨城県の防災地域計画にはですね、その防災ボランティアの窓口は、市町村の社会福 祉協議会が行うっていうふうになってます。

今回もですね、先週パブリックコメントとしまして発表された計画の中にもですね、はっき

りとですね、明記されております。そういった中で、やはりその、当然、社会福祉協議会がですね、この防災計画を受けてですね、それは自ら我々職員と同じようにですね、防災ボランティアセンターのですね、災害時の対応をするためのですね、日ごろのそういった研修ですとか訓練を積むっていうことが当然かと思います。

それは、ですから、ここではなくて、藤井議員も理事になられてますので、社協のほうでそ ういったことを御指導いただければということで、お願いいたします。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) だから、それはその、理事としてやりますよ。だから、平素ね、訓練をしたり、研修をしたりするのには、金が必要じゃないかち言ってるわけよ。準備が。

そりゃあ、社協に自分のお金でやれっつって言うなら、そう言ったほうがいいと思いますよ。 だけど、防災のための訓練とかそれに必要なものをね、人の配置とか。それはほら、町が社協 に委託をする、任せるんだから、それなりにお金をつけてやるべきではないかというふうに私 は言ってるわけですよ。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) まあ、理事になってるんで、じゃあ、社会福祉協議会で、そういう ボランティアをどうやってやるかっていう、決めてそういう話してるんですか。藤井さんは。

災害ボランティアを立ち上げるんだと。社会福祉協議会では災害ボランティアを立ち上げて、そういうときにはもうやるんだと。そのためには町から財源をほしいんだと。そういう話し合いがなされてて、それで今提案してるっていうんならまた別だけど、じゃあ社協ではどういう話されてんのかなと。私もそういう話は全然聞いてないし、やはり社協もね、仕事がいっぱいあるんですよ。もう、あなたが一番知ってるじゃないですか。局長までやってんだもん。

そういうことを考えてね、やったときに、災害ボランティアをね、そういう1つの部門をつくってね、やることが、本当にいいのか。ほかの地方自治体を見ても、そんなにね、そういうとこばっかりはないんですよ。

- ○10番(藤井孝幸君) やってますよ。
- ○町長(天田富司男君) やってるとこばっかりじゃないじゃないですか。すべてやってんですか。大きな社協はやってっかわかんないけど、小さいとこはなかなかできないでしょうよ。 人材だって、人だって、それだけのお金がかかるんですから。

それなら、もう少し、介護とかそっちのほうに、障害者のほうに金をかけたいとか、そういうものがあるじゃないですか。社協には社協の、やっぱりね、そういう使命があるわけだから。 あなた、理事もやり、局長もやって、いろいろもう、社協の内容はすべてわかってる人なんですから、その人に私が意見を言うのもまた失礼ですけど、まあそういうことです。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) わかってるから言ってるんですよ。わかってるから。すべて。 だから、今の体制では私はできないから、その体制づくりを町としてしてあげなさいと。そ

だから、今の体制では私はできないから、その体制づくりを町としてしてあげなさいと。そ こに人・物・金を与えなさいって言ってるわけですよ。

そりゃあ、社協の独自にやれっつうんだったら社協独自にやれっつったほうがいいですよ。 はっきりと。だけど、これは町の災害時のボランティアセンターだから、町も、それは当然関 与しなければならないし、人・物・金をつけてやるという、訓練をしなさいと言うのも、これ はまた指導も必要だと思いますよ。

だからそういうことをやったらどうだっち、私は提案してるんですよ。やるべきだと。それは順序が……。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) さっき言ったとおり、議会の要望に対して町が答えたとおり。今の ところ町はそういうつもりはないということです。その回答どおりです。

だから、今は、何を今からどうのこうの言っても、その答弁はいつも同じなんだから、何回 も同じことは言わないように、お願いします。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) ということは、町長が答えたね、防災訓練を実施するとか研修をやるとか運営体制をつくるとかっち言ったのは、これはいつやるんですか、いつ。発災してからやるんですか、それとも準備でやるんですか、平時に。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) いろいろね、問題点は随分指摘されてますけど、要するに、みんな 意識を持っていろんな面でやるっていうことですよ。もう防災計画で、防災のそういう訓練も するわけですから、その中に入れてくとか、そういうことはできると思いますけど、それだか らと言って、防災ボランティアも最初から立ち上げてどうのこうのっていう、そういうものは ないということを言ってるんで。

それはもう、ずっと言ってるじゃないですか。いつまで言っても平行線で。ただただ。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 何かもう、回答が支離滅裂になってきたから。

要は、私が言いたいのは、発災したときに十分な機能を発揮するためには、日ごろから訓練が必要だし体制が必要ですと。そこには人・物・金がいるということを私は言ってるわけですよ。それがあちこちいって、発災してから立ち上げるとか何とか言って。

そういうことを言ったって、話になりません。

- ○町長(天田富司男君) それはもう見解の違いです。
- ○10番(藤井孝幸君) 見解の違いという問題じゃないんですよ。あなたたちは考え方が違う、大体。できるわけないよ、そんなもの。急にされっつったって、日ごろ準備してなければ。 そういう常識的なものがわからないんでどうするんですか。時間の無駄です。

じゃあ次。災害の名簿。まだ作成できてないということでしたね。要援護者の名簿。それで, じゃあ今どこまでできているのかちゅうのをもう一度聞かせていただきたいんですが。

この前の回答ではね、8月民生委員と区長に話をして、10月に整備をする。そして年度内に支援プランの作成を予定していると。まあ、予定だからね、これはできないでもいいでしょうけど。そして、来年5月にずれ込む可能性もあると。これはえらい長い話なんだけど。

どこまで行ってんのか、ちょっと教えてください。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい。お答えいたします。先ほども町長の答弁にもあったように、要援護者の名簿を作成しまして把握しまして、そういう方に同意を取り付けるための、郵送する名簿の整理をしたというような段階でございます。

今の段階ではまだ、発送まではしてないというようなことでございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 名簿の整理が終わったということですね。

では、町長はですね、避難の支援プランの作成は急務というふうに言ってんのね。急務。 じゃあ急務ということはいつを言うのか知りませんけども、この避難支援プラン、名簿作成を含めて、避難支援プランはいつまでにつくる予定ですか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。当初やはり年度内にそれを作成するというようなことで、そういう予算、郵送なり、そういう送料の予算なりをつけて計画をしておりましたが、なかなか順調に進まなかったということもありまして、先ほど、去年の6月ですか、答弁があったように、5月ごろまでにずれ込む可能性もあるというような状況でございます。

その辺につきましては、いろいろ前段でも、スピード感とかそういう問題も指摘されております。いろいろ言いますと言いわけになりますから言いませんが、そういう状況でございます。 〇議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。

○10番(藤井孝幸君) わかりました。民生部長、言いわけになるから言わないということで、よく理解しました。今はとにかく早くしてください。大事なことですからね。

次の質問に移ります。次は放射能対策です。

あ、何か。

- ○議長(佐藤幸明君) 生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい。先ほどのですね、情報通信設備の基本計画の契約金額ですが、134万4,000円で契約しております。
- ○議長(佐藤幸明君) 2番目の放射能対策についての前にですね、ここで暫時休憩にいたします。会議の再開を午後1時からといたします。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま,12番吉田憲市君が退席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は16 名です。

午前中の一般質問のやり取りの中で、生活産業部長篠崎慎一君から、部分をとらえて言われても困るというような発言がございました。そしてまた、10番藤井孝幸君から、そのような答弁があるのはあるが、発言はしっかりしてほしいということがあり、どう思うのかという話がございました。2人のやりとりの中で、その後に、また部長からの、この件に関しての発言はございませんでしたけども、執行部の方々におかれましては、部分的なものであっても、答弁の中で述べたことは、自分の意見として、執行部の考えとして、そしてその後、どのような部分的なことを聞かれても、きちんと答えていただきたい。そのようにお願いをします。

そしてまた、天田町長からは、逆に質問したいんだと。私が聞きたいというようなお話もございました。この件に関しては、町長の質問の時間はとってございませんので、よろしく御承知のほど、お願いを申し上げます。

それでは、10番藤井孝幸君の質問を続けてください。

○10番(藤井孝幸君) 次は、大きく第2問目ですが、放射能対策についての質問をいたします。

我が町は、御存じのとおり、昨年9月に新聞・テレビが、県北の北茨城と同じ、放射能のセシウムが6万ベクレルから10万ベクレルと、色つきで報道をされました。この数字に、私も一瞬啞然としまして、担当課に問い合わせましたら、担当課もまだ今のところわからないということで、文科省に問い合わせをしたというところで、数値の単位の表し方が違うと。平方センチメートル当たりとかキログラム当たりとかという値が違うので、特に心配をする数値ではありませんという回答を得まして、私も安堵したところでございますが。

しかしながら、町もですね、地震で四十数カ所、定期的に測定を実施して、ホームページ、

それから回覧板なんかで、町民に知らしめているということでございますが、その中でも、早 急に除染をしなければならないというような数値は、現在のところないというふうに、私は理 解をしております。

しかし、町民はいろんな情報を得て、不安が完全に払拭されているとは言い難いというふうに、私は思います。特に町としてもですね、除染計画を作成して、子供の関連施設は優先をして、除染作業に着手するということで、2月の20日ごろから、スケジュールから言いますと、20日ごろから実施をしているということでございますが、そこで質問いたします。

町内でですね、最も放射線量の高い場所、つまり、国の基準値を上回る場所はあるのかないのか。そしてその処理の方法はいかにしているのかということについて、質問をいたします。 お願いします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 放射線量の測定について、これまで町では、定期測定として、子供関連施設を対象として、昨年5月25日から41施設を月2回のペースに、延べ19回測定してまいりました。この間、屋外については、1時間当たり平均0.35マイクロシーベルトから0.19マイクロシーベルトへと、約45%、屋内については、平均0.11マイクロシーベルトから0.08マイクロシーベルトへと、約25%の放射線量が低減してきております。

また,訪問測定を,昨年11月1日から2月16日までの間,822世帯の訪問を行い,所有者立ち会いの上,日常の生活空間の測定をしております。この訪問測定の,屋外の平均値は,1時間当たり0.19マイクロシーベルトとなっております。さらに,随時行っている測定として,放射線量が比較的高いと言われる調整池17カ所及び定期測定に入っていない公園45カ所を,昨年11月と本年2月に測定したほか,町内放射線量マップの作成のため,町内を309区画に分割し,測定を行っております。

このように、町では町内のあらゆる地点で放射線の測定を行ってきましたが、その結果、日常の生活空間において、国が示す努力目標値である、地上1メートルの高さで1時間当たり0.23マイクロシーベルトを超える地点はありましたが、国が活動を制限する基準値以下でありました。

現在町では、町内放射線量マップを作成中であり、町内で最も放射線量が高いところはその中で明らかになってくると思われますが、これについては、作成作業に伴って行っている現地 測定及び昨年11月から行っている訪問測定のデータ等の集計の途中であります。

その放射線量については、町内では多少高目であるというレベルであり、町全域において日常生活を制限するレベルではないということは、測定データ、国・県の見解、県立医療大学、 茨城大学等の講演会及び助言等からわかっております。 藤井議員の御質問の主旨は、雨どいの下や、側溝等の局所的な場所の放射線量及びその対処 方法についてかと思われます。確かに、雨どいの下等は、比較的放射線量が高く測定されるこ とがあります。ただし、その測定値は、雨どい等の下の地面に1時間、そこにとまっていたら その放射線を受けるという値であるとともに、そこから1メートル離れただけで、放射線量は 約80%減少してしまうということが、訪問測定の集計結果からわかっており、雨どいの下等は、 人が長い時間を過ごす場所ではありませんので、人の影響はほとんどないということになりま す。

なお、小さいお子さんがいて、雨どいの下等で長い時間遊んでしまうというようなケースの お問い合わせのときには、その処理方法について、放射能対策室でお答えしております。

処理方法の具体的な例を申し上げると、雨どいの下等の土壌を天地替えする。削り取った土壌を土のう袋に入れて地下に埋めるというような処理方法になります。このことは、今後発行する放射能特集広報あみ臨時号を全戸配布することによって情報提供させていただく予定になっております。また、その他の公共施設については、局所的な場所への対処として、随時清掃等により除染に努めているところであります。

○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。

○10番(藤井孝幸君) はい、わかりました。局地的に雨どいとかですね、そういうところは高いというのは、これはもうわかりますし、言われるとおり、そこで何時間も過ごす人はいないんで。

全体的に、阿見町では、国の言う活動制限をする、というような場所はないという理解で、 私もおります。

ただですね,国の基準値を上回ていないにもかかわらず,除染をしておる。スケジュール上ですね,除染をしているということの考え方を,しっかりと町民に伝えないと,国の基準値を上回ってません,上回ってませんっち言いながら除染をしていくわけですよね。各子供関連施設を優先に。そこの点の考え方。なぜ除染をしているのか。どこまで下げるのか。

我々議員は、2通りの方法を教えてもらった。2通りのプロセスというのか。国の基準値の 0.23マイクロ以上は除染する。これは去年の11月の29日の全協で説明を受けた数値です。一方では、スケジュールには、昨年の8月の数値の60%にしますよと。こういう2つの見解があるみたいですね。それはどちらでも、国の基準値より下がってるから、それはいいんですけども、我々には2通りの情報があるわけです。2つの情報がね。だけど、それでもなおかつ除染をしますよと言ってるところの考え方を教えてください。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。 ○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) はい。お答え申し上げます。24年の1月 1日で、放射能特措法というものができたわけなんですけども、その特措の中で、阿見町の場合には重点調査地域になったわけですけれども、それで、国の財政支援を受けて除染していくと。

で、その特措法の中で、福島県のように20マイクロシーベルト以上のところはまた別対応ということで、国のほうが除染するわけなんですけども、20マイクロシーベルトから1マイクロシーベルトについては、それぞれその地域の放射線量によって、比較的高線量地域と比較的低線量地域というふうにわかれています。

阿見町は、御案内のように、0.23マイクロシーベルト前後でございます。年間にして1ミリシーベルト前後のボーダーラインでございまして、比較的低線量で、除染をするかしないか、場所によって0.23マイクロシーベルト以上をやればいいと。その部分は、先ほど御案内のように敷地内の側溝とか、あるいは雨どいの下の部分の局所的な洗浄でいいわけなんですけども、これは全体の阿見町の状況でございまして、その中で、それでも子供関連施設だけは優先して、より放射能に対しての影響力は多いもんですから、国のほうで子供関連施設だけは特別にやりなさいということの指導っていうか、方針でございます。よって、今回、2月の22日から3月30日、年度内いっぱいで、小中学校、保育所については0.23マイクロシーベルトを超えた部分について除染を行っているような状況でございます。

それから、現在除染実施計画を環境省と今煮詰めておりますけども、その他の公共施設についても、今後は除染の是非も含めて、除染計画の中できちんと位置づけをしていきたいと思ってございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) ちょっと、私も今、理解に苦しむ点があったんで。

要は、その除染をしているのは、0.23マイクロシーベルトパーアワー以下にすることが目標値で除染をしているのか、この除染のスケジュールのですね、23年の8月末の数値の60%以下にするというのが目標なのか、もう一度どちらかを教えてください。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。
- ○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) はい。お答え申し上げます。

平成23年8月と、それから平成25年8月の間で60%放射能を減勢させるという計画は、特措 法の方針でございまして、これは茨城県とか阿見町だけじゃなくて、今回の福島第一原子力発 電所の事故に伴って放射能が降り注いだ全体の地域の目標でございます。ですから、それは阿 見町ももちろん該当するわけですから、25年8月までには、全体で0.23マイクロシーベルト、 年間1ミリシーベルト以下に下げるということでございます。

ですから、国会も、先ほど申し上げましたように、子供関連施設については0.23マイクロシーベルト、現在業者さんのほうが敷地全体をはかっておりまして、それを0.23マイクロシーベルト以上についてを除染して、それ以下については除染しないということで現在進めております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) わかりました。じゃあ、国の基準値以下にするのが目標ということですね。今現在除染やってんのは。

そうするとですね、この除染のスケジュールを見ますとね、町立の小中学校・保育所・児童館・公園の除染作業は3月の30日までにやると。で、民間の保育園・幼稚園の除染は今から協議すると。こういうふうになってるんですけど、これって差をつけていいんですかね。私は一斉にやるべきだと思うんですけども。民間であろうが町立であろうが、子供の命、命っていうのか、子供のとか父兄の不安はかわりないんで、何で差をつけてるのか、それをちょっと教えてください。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。
- ○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) はい。お答え申し上げます。

この間全協のほうで御説明いたしました放射性物質除染スケジュールの表の中のですね,民間保育園・幼稚園の除染協議でございますけども,今,これの特措法の中で,特措法が公布されるまでは,国の財政支援というものが見えてきませんでした。

東電のほうに一括請求するような、そういうような補償内容であったんですけども、特措法ができまして、国が合理的な除染方法であれば100%助成するということになってきましたので、それで、まずは公共施設を先行してということで現在進めてますが、民間幼稚園・保育園についても、国の財政支援を受けられるようになっておりますので、今後協議をしながら除染対象としていきたいというふうに思ってます。

それについては今後協議していきたいと思いますけれども、まずは公共施設を先にということで先行したわけでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 特措法ではっきり支援の状況はわからなかったからということはわ

からんでもないんですけども、それがはっきりした以上はね、民間の保育園であろうが町の町 立の保育園でも子供はかわりないんで、同時並行的に私はやるべきだと思うんですけど、その 考え方、間違ってますかね、私。

同時並行的にやる。町立も私立も。どうですか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。
- ○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) はい。済みません。説明が悪くて申しわけございません。

実は8月に、放射線量器を24個購入しまして、民間保育所・幼稚園まで配ってございます。 その都度、その間、幼稚園の施設管理者のほうで随時はかっていただくのと、また、町の測定 員も、民間幼稚園まで行って測定をして、ホームページ等、あるいは回覧等で、皆様にお届け していると思います。

それと同時に、9月にはですね、民間幼稚園・保育園まで含めて、PTAの皆さん、あるいは教職員の皆様、それから私立幼稚園の先生の皆様、それから除染作業していただいたその汚染土壌については、町のほうで責任を持って埋めさせていただいたという経緯がございますけども、それは本来であれば、今回民間幼稚園も一緒にやるべきだったと、おしゃるとおり思います。ですが、この後、公共施設、小中学校関連施設を終わった後に、私立については協議をしていきたいと思ってます。本来であれば同時にやるべきだったと思います。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) いやいや、だからその、民間とか町立とかではなくて、そこで差を つけるんじゃなくて、一斉にやったらどうですかという、今後協議じゃなくてよ、一緒にやっ たらどうですかということを私は聞いてるんですよ。一緒にやるべきだというふうに。今から 協議じゃなくてですよ。

子供は、私立におろうが町立おろうが、それは関係ないと思うんですよ。同じ不安は父兄も持ってるはずだから。何で差をつけるのか、一緒にやるべきじゃないかと言ってるだけです。 〇議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) はい、お答えいたします。

私どもは確かに、今回は公立小中学校・保育所、それから公園の砂の入れ替え等を優先して おりましたけれども、阿見の子供たちには間違いございませんので、それについては同時にや るべきだったと思います。

ただ、今回ですね、民間の幼稚園のほうで、保育園で先行して、民間業者に頼んで除染を既

にやってしまったところがございます。それから、調査の結果、そのほかについては、もう線量が低いんでやらなくていいということも、前もってヒアリングした結果がございます。ですから、今回ちょっと遅れましたけれども、既に契約をしている、既に除染も終わってるところもございますので、そのための協議をしていくと。で、その中で、金額が幾らかかったかということもまだ把握してございませんので、その金額を把握してから、何らかの方法をとっていきたいと。除染の方法を考えていきたいと。

既に除染は終わってるわけなんですけども、じゃあその費用についてどうするかということ の協議を、今後していきたいということでございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) まあ、それならいいんですけども。

私なんか、このスケジュールを見ちゃうとね、民間保育園・幼稚園の除染は今から協議するっちになってあって、全然除染の状況がわからなくて、差をつけてるとしか思えなかったのね。だけど、やってるところもある。自らお金を出してやってるところもある。低くてやらないでいいっちゅうところもあるという。だから、そういう意味では、やるところとやらないところを今から選別するということで、確認ですね。それでいいんですか。はい、了解。わかりました。

国としてもね、補助金というか、特措法で出すお金は、民間とか町立とかで全く考えてないはずだから、平等にしてると思うんでね、そうした作業にかかった金は当然請求できるはずだから、差別しないようにお願いします。

で、もう1つね、町がですね、東北3県から、がれきを処分をしてくれというふうに、県を 通じてとかね、依頼が来た場合は、町はどうするつもりですかね。その気持ちを。いずれ来る と思います。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) はい。これは私のところばかりじゃなくて、この間首長のほうでちょっと集まったときに、池辺市長と、あとまた美浦の村長とも言ったんですけど、このがれきの処理は、やはりもしもできるんならね、少しでも受け入れられる状況であるならば受け入れたいっていうのは、これは同じ考えだと思うんだよね。やっぱり、日本のそういう中で、やっぱり苦しんでるわけですから。そういう思いはします。

ただ、やっぱり、総論賛成・各論反対というのが一番多いんでね、私はそういう考えを持ってるけど、これをじゃあ町民の皆さんに諮ったところ、おれんところに持ってこられちゃやだっていうようなね、そういう状況であるとね、これまた大きな問題になってくる。

静岡の島田市長みたく,いや,おれはもう,何としてもやるんだという,そういう意識があ

ればね、できるものなのかなと。

だから、本当であるならば、ある程度、この地域のね、首長あたりが集まって、放射能の対 策協議会ができてるわけだから、そこら辺の中で、やっぱり話し合っていくのがいいのかなと、 そう思ってます。

○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。

○10番(藤井孝幸君) ここはですね、やっぱり日本人のきずなとかなんとかって、皆さんがおっしゃってるんでね、やはり、出すところで一生懸命測定をして、国の基準値以下だということを言ってるにもかかわらず、多くの県がノーというふうにしてますよね。けど、やはり、ここは1つ、町長も近隣の市町村と話し合いながらリーダーシップを発揮してですね、ぜひ東北3県の、放射能のレベルの低いものはですね、ぜひ受け入れてほしいというふうに、これは要望しておきます。

それともう1つですね、子供の健康診査・健康検査。これね、つくばでね、父兄が集まって 県のほうに要望をしてるんですよね。してくれということで。

仮定で答えるのもちょっとつらいかもしれませんけども, 阿見町の子供たちの団体が健康診査・健康検査してくれと。放射能にかかわるね。と来たら, どういう態度をとりますかね。

県はね,はっきり断ってんの。国の基準値以上でなければやらない。これは新聞の記事ですけどね。非常に不安がってるということで、不安をどこまで払拭するかちゅうのは、これまた微妙なところなんで、はっきり県のほうが、0.23マイクロ以下であるのでもう健康検査はしないというふうに断ってるんですね。だけど、阿見町としても、それぐらいの気持ちはあるのかないのか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) お答え申し上げます。

前回12月の定例議会でも申し上げましたけども、茨城県知事のほうが11月の県議会の中で、 あらゆる放射線関係の医療専門家からですね、助言いただいて、健康被害はないと。健康被害 というか、検査はしなくていいということを答弁させてもらったわけなんですが、実はその後 ですね、24年1月23日に、県主催でですね、放射線健康影響に関する相談会がありました。

これは行政職員を対象にしたものなんですけども、その中で答えが出てるんですけども、福 島県のほうで、去る23年11月にですね、9,000人を超える子供を中心にした放射線の健康調査 を行いました。その結果ですね、内部被曝等の検査をした結果、問題ないということの答えが 出てございます。

うわさによると、福島市内とかあるいは伊達市内は、もう、阿見町から100倍も150倍もある

放射線量の中で、そういう子供たちの健康検査した結果、問題ない数字だということもございまして、茨城県のほうはそういう答えをしているということです。

阿見町のほうも、最近は全然若い奥様方、お母さん方から、健康問題の相談がなくなりました。8月ごろはあったんですけども、今はほとんどないような状況でございますので、現在のところ町のほうではそういう検査は必要ないのかなと思ってございます。

以上でございます。

- ○10番(藤井孝幸君) わかりました。
- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 次にですね、これは、除染作業にいろんな工事が、除染の工事があると思うんですけども、去年の補正では1億5,300万か。これの工事請負費が出てるんですけども、補正で、工事を今しているところ、それからこれからさせるというのは、どういう選定基準とか選定方法で、工事をしていただく業者を選定しているのか、教えてください。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。
- ○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

実は、労働基準法の中の電離則という規則がございます。これにつきましては、放射能を扱っている、要するに原子力発電所、あるいは病院のエックス線関係施設等々で、その中で働く 従業員の皆様の健康を守るために、そういうような規則があるわけなんですね。電離則。

ところが、今回、汚染土壌を扱う基準がなかったために、労働基準法の中で除染則という規則ができました。その除染則が、昨年の12月ごろ、その前にできたんですけども、県のほうの茨城労働局が、茨城県内の業者さんを集めて、除染則の講習会を行いました。それに阿見町のほうも、30以上の業者さんに行ってもらうようにしたわけなんですが、会場がいっぱいで、10人に制限されてしまったということで、帰ってきた、講習を受けた皆さんに、改めて、その他町の業者さんに来ていただいて、除染則の講習会をしたと。

除染則の講習修了証書がない業者さんについては、除染ができないということでございます ので、それを基準に業者を選定したということでございます。

以上でございます。

- ○10番(藤井孝幸君) はい。わかりました。
- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 工事もですね、そういった講習を受けたところにやらせるというのは、これはそれでいいでしょう。多分町内の業者だと思うんですけども、それはもう、大変ありがたいことですけども。ありがたいというのか、いいことだと思うんですけども。

この業者の選定ちゅうのは、町で講習を受けた業者であれば、必ずどこかの作業をやらせる という考え方でよろしいんですか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。
- ○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) はい。お答え申し上げます。 そのとおりでございまして、除染則の講習修了者あるいはそれに準じるものがなければ工事できませんので、そういう方々を今後も選定していくということでございます。
- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) この放射能の件の最後に、クリーンセンターに今、相当数の、放射線に汚染されているものが保管されていると思うんですが、その保管されている品物の放射線量と、それから処分の方法についてお伺いしたいと思いますが。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。
- ○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

現在霞クリーンセンターの焼却灰及び飛灰でございますが、特措法に基づいて、8,000ベクレル以上については敷地内処理、あるいは保管場所を設定して町が保管しなさいという法律になってございます。

ところが、福島県内には国が中間処理施設あるいは最終処分場をつくるということになって ございますけども、茨城県については、線量が低いために各市町村で保管しておきなさいと。 その後、県・国が中間処理場をつくった場合には、そこに自治体が運んでいくようなことにな ります。

ところが、なかなか遅々として中間処理施設が決まらないのが現実でございまして、その辺がジレンマでございますが、でき次第、その中間施設のほうに、焼却灰・飛灰等についても運んでいきたいと、このように思ってございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 8,000ベクレル以上は町が保管する。それ以下は普通の焼却炉に入れて焼却するということでしょうけども、8,000ベクレル以上あるのが、どれぐらいの量で、最高どれぐらいの放射線量があるんですか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。
- ○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) お答え申し上げます。霞クリーンセンタ

一なんですけども、7月のころはですね、大分放射性セシウムとかが高かったんですけども、現在大分減ってまいりまして、現在敷地内には約160トンの飛灰・主灰を保管してございます。この間の全員協議会でもお話し申し上げましたけども、ピット内の放射線量もですね、現在は0.118マイクロシーベルトぐらいになってございます。それから灰の排出口についても0.23マイクロシーベルト前後でございます。

灰そのものの染料については、済みません、今日資料にございませんけども、はかっている と思いますので……、はかってない。そうですか。それについてはちょっとはかっておりませ んので、はかり次第御報告申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 私も8,000ベクレル以下はね,これはもう通常のごみとして処理するんでしょうけども,これ以上の物があるのかないのか。あるんだったらどれぐらいだったのかというのが知りたかったんですよ。それで、それは処理はどうするのかということ。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。
- ○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

現在のところですね、2月27日現在で約160トンでございますが、大分放射線量も下がって きてますので、持ち込まれる焼却物は、大分放射線量が減ってきてると思います。

今後除染が進む中でどのぐらいの量が出るかわかりませんけども、大分下がってきてますので、余り出てこないのではないかと思います。

- ○議長(佐藤幸明君) 生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) ちょっと補足説明させていただきます。

飛灰はですね、今室長が申し上げましたように、7月では最高で1万6,200ベクレルありました。その後ですね、毎月1回茨城県が検査してきましたが、10月でですね、7,800と、8,000を切りました。それから毎月切っておりまして、直近ではですね、1月27日に検査したもので、飛灰が3,220ベクレルということです。で、主灰、燃えかすですね。燃えかすにつきましては、これは最初から、一番飛灰が高かった7月でも、主灰につきましては3,400ということで、ずっと低いですので、これは通常処分していたということでございます。

それで、8,000ベクレル以上を超えるのが、今現在160トンございますが、飛灰につきまして も、8,000ベクレルを超えたからといって、すぐにですね、通常の処理というのはできないも のですから、それについては今保管してるところでございます。

それで、3カ月以上が大体目安としまして、8,000ベクレル超えないと処分してるっていう

のが、ほかの自治体の処理場の様子ですので、当町におきましても、新年度になりまして、近 隣の区長さん方にですね、説明した中でですね、その辺は最終処分場に処理をしていく考えで ございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 8,000ベクレル以上が160トン保管をしているという認識でいいんで すね。

そうすると、これは今はもう処分はできなくって、ただ保管をしていると。で、ある程度経 年変化で少なくなるであろうとか、また処分の方法を考えるということでいいんですね。

まだ、今8,000ベクレル以上はまだあると。以上は160トンあると。それで今、考慮中だ、何か考え中だと。その処理の方法を。そういう認識でいいんですか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい。8,000ベクレル以上につきましては、そういった法律のもとでですね、ちゃんと、コンクリートで覆われたとか、そういった処置がされた処分場に処理しなければならないんですが、そういったところが今現在ですね、茨城県にもどこにもございません。ですから、その処理の方法と言いますか、行き先は法律で明記されたんですが、実際に処理する場所がないというような、そういった状況ですので、処理施設の建設待ちというようなのが今の状況です。
- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) これは当然,160トンの8,000ベクレル以上は,当然阿見町にあるんですから,人の出入りをするようなところには置いてないとは思うんですけども,そういう出入りをするようなところでは,私はちょっと保管の場所がわからないんで,どういう場所に保管してんですか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。 ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい。こちらにつきましても、保管方法につきましても法律 で決められておりまして、何メートル以上人家から離しなさいとかって、そういった基準がご

で、当町ではですね、霞クリーンセンター内のですね、保管庫がありますが、そちらとですね、あと、全部入らない物については、屋外にですね、そういった、防水シート等で厳重にですね、管理をして保管している状況です。

○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。

ざいます。

○10番(藤井孝幸君) はい、わかりました。いずれにしても、これね、我々の知らないところで、そういう放射線量の高いやつがあると

いう、存在が今わかったんわけですけども、いずれにしても、国がばらばらばらばら、散発的に、中間施設がどうのとか、いろいろ出してまとまらないとは思うんですけども、ぜひ最大限の安全を考慮して、保管もしくは処理を、今回これから私も見守ってはいきますけども、よろしくお願いをいたします。

以上で放射能の件は終わります。

次、3問目です。3問目はですね、このたび23年度に、市町村の復興のまちづくり支援という過程で、補助金がたくさん、たくさんと言うのか、交付金が出てると思います。これのですね、23年度の交付金額は幾らか、交付金の名目別に答えていただきたいということと、各交付金の使途はどうなっているのかということ、2点についてお願いします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) このたびの大震災で、町道や上下水道といったライフラインを初め として、保育所や学校施設など多くの公共施設に被害が発生し、町ではその復旧・復興に懸命 に取り組んでまいりました。

これら復旧・復興事業に対する国、県等からの財政措置としましては、特定の事務・事業に対し交付される補助金と、特定の目的に対し総額で交付される交付金の2種類がございます。

御質問いただきました後者の交付金としましては、今回の補正予算に歳入計上しております 震災復興まちづくり交付金5,200万円があります。

この震災復興のまちづくり交付金につきましては、本定例会に御提案しております基金条例 による震災復興まちづくり基金に繰り入れを行った上で、来年度以降に実施します防災対策な どの復興にかかわる事業の財源に充当してまいりたいと思っております。

そのほか,災害救助法に基づく交付金として,震災時の避難所開設や,福島県の被災者への支援に要した費用について,茨城県災害救助費繰替支弁費交付金323万円が交付されております。

また、交付金ではございませんが、被災直後により、茨城県市町村振興協会、茨城県町村会、全国町村議長会を初め、多くの個人法人の皆様より、約5,000万円もの災害対策支援金等の温かい御支援をいただきました。この支援金につきましても、今年度実施しております地区集会施設や公共施設等の災害復旧事業の財源として有効に活用させていただいたところであります。 〇議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。

○10番(藤井孝幸君) わかりました。いずれにしても、災害対策支援金と震災復興交付金ということで、23年度ですね、出てるというふうに、市町村の復興まちづくり支援事業費交付金で5,200万円。これは27年度までの基金で計画を立てて使い道を決めると、まあこういうことですけども、災害対策支援金の約5,000万。これは、今まで町が使った分を穴埋めするとい

うのか、そういうお金なんですか。そこを教えてください。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 茨城県から交付を受けました復興まちづくり支援事業費交付金。 この基金に積み立てるものの使い方ということで……。
- ○10番(藤井孝幸君) いえいえ、基金はもう今から計画立ててね、やるんでしょうから、 その4,940万近くの、5,000万近くのやつ。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 災害対策支援金の5,000万円ですか。
- ○10番(藤井孝幸君) そうそうそう。
- ○総務部長(坪田匡弘君) これもですね、今もう、集会施設、災害で損壊しました集会施設 の復旧ですね。それから今、公共施設・道路を中心に災害復旧事業をやってますけれども、これらの財源に充当させていただいております。
- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) それともう1つ。わかりました。これは、今までもらったやつをどんどん使ってるということですよね。5,000万近くはね、使うということですね。

それで、最後にですね、この問題で、震災復興交付金というのが、これは第3次補正で出た と思うんですけども、ここの額はどうなってますか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい。国のほうで復興交付金というのを設けるというようなことで、この町で大分要望を出したり、県ともやり取りをやったんですけども、対象の地域をきちんと決めまして、結果的に阿見町は対象にならないということでございました。

東北3県と県北地域のような甚大な被害地域だということで、津波とか液状化等の著しい被害を受けた区域に限って、いろんな整備事業ですね。復興拠点整備事業とか、防災推進事業、都市防災推進事業、こういったハードを事業の対象としますよというふうに言われてまして、町でも具体的にこういった事業はどうですかってお伺いも随分したんですけども、対象にならないというようなことでございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) はい,わかりました。

これは3次補正で災害復興交付金というのは、阿見町では対象外と言われたんであればね、 ないものねだりしてもしゃあないんでね、これはもうあきらめるしかないですね。わかりました。

この交付金等はですね、当然のことですけども、迅速に使って、1日も早く災害復興・復旧なりをしていただくように切に希望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長(佐藤幸明君) これで10番藤井孝幸君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時55分からといたします。

午後 1時47分休憩

午後 1時56分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に, 5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

[5番紙井和美君登壇]

○5番(紙井和美君) それでは、事前に通告いたしました防災行政無線の整備についてお伺 いいたします。

昨年の東日本大震災では、当町でも広報車の内容がほとんどキャッチできないなど、震災直 後の情報の伝達がうまくなされませんでした。災害が起きそうなときの避難情報や、発生後の 状況など、地元の災害情報を知りたいときに頼りになるのが防災無線であります。地震はもち ろん,あらゆる有事において,瞬時に広く住民に情報提供をする大きな役割を果たします。

昭和53年から、従来同報系が広域無線、移動系が地方行政無線として、個々の通信系として 免許していたものを一本化し、市町村防災行政無線、同報系・移動系として、整備を開始いた しました。

市町村防災行政無線とは、市町村が整備する防災関係機関への連絡や、住民へ防災情報を伝 達する無線通信システムです。市町村防災行政無線の2つの通信システムとして、屋外に設置 したスピーカー等で、同時に複数の人に通報する無線系統が同報系と呼ばれており、災害時の 情報伝達手段として、住民へ一斉に通報を行う大変重要な通信システムであります。また、災 害現場からの情報を収集するため、携帯したり車に搭載したりして利用する通信システムは移 動系と呼ばれています。この2つの通信システムは,市町村役場に独自に制御装置をそれぞれ 整備する必要があります。ただし、整備費用が高額で、財政事情の厳しい市町村では整備され ていないところもあり、平成23年3月末現在での整備状況は、全国1,750市町村中、同報系に ついては76.3%、移動系については83.2%であります。

現在、当町の防災無線は、移動系アナログ方式のみでありますが、同報系であれば、広く住 民に、緊急時の連絡や日常のお知らせだけでなく、児童の帰宅を促すなどの利用もでき、町の 住民の一体感も生まれます。騒音等の課題もありますが、同報系デジタル防災無線の整備を望 むところであります。

また、放送内容を聞きのがした、聞こえなかった方のために、防災無線の内容を後から確認 できる防災無線テレホンサービス、メール配信サービスなどを整備している自治体も増えつつ あります。メール配信サービスは、聴覚障害を持たれる方には心強いものとなるでしょう。

当町のニーズに合った防災無線導入に対する見解と、進捗状況をお聞かせください。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

### [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 防災行政無線の整備についてお答えいたします。

紙井議員の御指摘のとおり、町の防災行政無線は移動系アナログであり、車載機10台、携帯機6台を所有し、対応しているところです。

現在,災害発生時等における住民への情報伝達手段として,運用面・費用面等を検討し,最 良な情報通信システムの構築のため,基本調査を実施しているところです。その中で,情報通 信設備の構築整備に当たっては,即時かつ一斉に,広範な地域に災害などの予防や災害時の各 種情報を容易かつ確実に伝達することができる同報系デジタル防災無線を整備し,住民に対す る直接的な情報提供手段を確保するとともに,現場情報の収集活動や現場としての連絡調整が 容易な移動系無線を更新していくという二通りの手法を基本に考えております。

デジタル防災行政無線の進捗状況としましては、同報系無線の概略配置設計を作成するとと もに、多額の費用がかかることから、防衛省の補助を得るための協議に着手したところであり ます。

今後の大まかなスケジュールとしましては、平成25年度実施設計、平成26年・27年の2カ年で整備し、平成28年度より運用開始というスケジュールを考えているところです。一方、運用開始までには時間を要することから、災害時の情報伝達手段として、緊急速報エリアメール等の導入を図ってまいりたいと考えております。

- ○議長(佐藤幸明君) 5番紙井和美君。
- ○5番(紙井和美君) 御答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁によりますと、25年実施計画、26年・27年の2カ年計画で、平成28年運用開始というお話がありました。

先ほどのエリアメールを、それまでの間利用しておくというお答えでしたけれども、平成21年の12月18日付の、平成22年度予算要望の回答の中では、22年に整備済みの自治体の調査をし、平成23年度に基本設計を行うというふうにあったんですけれども、運用の時期を少し早めるということはできないのか、お尋ねいたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。

○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい、お答えいたします。

ただいま町長の答弁にありましたように、28年運用開始というのはですね、最長で一般的なスケジュール、これまでのですね、スケジュールで最長の考えです。ですから、これよりも当然前倒ししてですね、やっていくということで考えております。

ただその、藤井議員の御質問にもお答えしましたように、総事業費がですね、やはり数億、 七億、八億ぐらいかかるというようなことですので、その中での財源を確保して、なおかつそ の補助金がですね、防衛省ですとか国とかからもらえれば、積極的に活用してですね、なるべ く前倒しでですね、やっていくというような考えで今、そういった協議に着手したところでご ざいます。

- ○議長(佐藤幸明君) 5番紙井和美君。
- ○5番(紙井和美君) はい、ありがとうございました。

それでは、今おっしゃった防衛省の補助のことについてお尋ねしたいんですけれども、少し 県のほうにお聞きしましたら、百里基地がある周辺の11市町村に関して補助金が交付されると いうようなお話があったりですとか、これもちょっと先ほど調べましたところ、民生安定助成 事業ということで、町内に自衛隊があるというだけで、町に防災無線をつけるときに補助をし てくれると。まあ、防災無線に限らないんですけれども、そういったことで補助をしてくれる というものがあるんですけれども、執行部が考えていらっしゃる、防衛省への補助金申請とい うのはどのようなものなのか、ちょっと状況をお尋ねいたします。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長湯原幸徳君。
- ○企画財政課長(湯原幸徳君) はい、お答えいたします。

防衛の補助の取り付けは企画財政課のほうでやってますので、今の状況をちょっとお話しさせていただきますと、阿見町防衛の補助をいろいろもらってきたんですけれども、阿見町では障害防止と民生安定という2つの事業がございまして、障害防止というのは、よく俗に言うへリコプターの騒音ですとかそういった部分で、学校ですとかそういったものを防音工事をするというようなこと。

で、今回、防災行政無線の補助ですが、紙井議員が言われたとおり、民生安定事業として取り扱うことができるであろうというふうな、今の段階ではそういう状況なんです。

というのは、民生安定の場合にはやはり因果関係が必要になってきますので、例えば朝日燃料支処ですとかヘリコプターですとか、そういう災害が起きる可能性が高いというふうな、1つの理由づけの中で、住民にいち早くその状況を知らせたりとか、あるいはその対処をどういうふうにしていくかというのを知らせるために防災無線をつけるというふうな考え方に基づいた補助をもらうというふうなことでございます。

この地域は10分の7.5,対象事業費の10分の7.5が補助金でもらえるというふうなことになるんですけれども、ただ、全体のエリアがカバーできるか、あるいはその、例えば朝日燃料支処だとか、航空学校霞ヶ浦校周辺何キロですとかっていうふうな、エリアについてまで、まだ防衛省とそこまでの詰めはちょっとしてませんので、その辺では全体的に、10分の7.5もらえるのか、その対象エリアの中でもらえるのかというのはまだちょっと、確認はしてない状況でございます。

ただ,民生安定事業として,この地域がそういう防災行政無線の防衛の補助の対象になるということは確かであるというようなことです。

以上です。よろしいでしょうか。

- ○議長(佐藤幸明君) 5番紙井和美君。
- ○5番(紙井和美君) ありがとうございました。

これは、全国でも、平成22年ですけれども、20カ所が防災無線の補助を受けておりまして、 今阿見町ももしかしたら該当するかもしれないとお聞きしたので、かなり期待を持っておりま す。

茨城県では今のところ、百里基地の小美玉市のところに防衛施設、600万ですかね、あるようですけれども、そういったことで、こういった補助金を申請していただきたいと思います。 そういったところで、少しでも早く前倒しでやっていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、とにかく、メディアに関して、震災がいつ起こるかわからないという、4年以内に70%とか30年以内に70%とかついうような話がありますけれども、そういったことで、どうしてもメディアに翻弄されている住民の方々の不安は、一層駆り立てられてるというような現状であります。そういったことで、費用面のこともありますけれども、優先順位をつけて、毎回その優先順を見直ししながらやっていっていただきたいというふうに思っております。

先ほどの同報系防災無線なんですけれども、これはJ-ALERT、こういった、全国瞬時警報システムJ-ALERTというのも、新しくまた、いろいろ上がってきているものなんですけれども。

従来の情報伝達というのは口頭またはファックスなどで人の手を介すために、末端に伝わるまでに20分ぐらいかかってしまうということで、そういったことで、大地震や武力攻撃など、一刻を争う緊急事態のときには間に合わないと。そういったことで、行政無線を自動起動して、国からの警報を伝える、全国瞬時警報システムJ-ALERTというのも開発されています。

これは、市町村では、ここ一、二年の間に、急激に増えているんですけれども、同報系防災行政無線が未設置な自治体もまだ、25%近くありますので、なかなかの課題はあるんですけれ

ども、これについては、検討事項の中に入ったことがあるかどうかを、ちょっとお尋ねいたします。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠崎慎一君) はい、お答えいたします。

J-ALERTはですね、国のほうからですね、自治体にですね、そういった通信システムでして、既に整備はされております。

- ○議長(佐藤幸明君) 5番紙井和美君。
- ○5番(紙井和美君) ありがとうございました。それでは、瞬時に情報が住民に伝わるように、行政に伝わるように、最善の努力をしていただきたいと思いまして、今回の、この防災無線に関する質問は終わらせていただきます。
- ○議長(佐藤幸明君) 5番紙井和美君。
- ○5番(紙井和美君) はい。それでは、2番目の質問。高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成についてであります。

がんや心疾患,脳血管疾患に次いで、日本人の死因の上位を占める肺炎。この病気で年間11万人を超す高齢者がなくなっておられます。肺炎は抵抗力の弱い高齢者にとって、怖い病気の1つでありますが、その予防には、肺炎球菌ワクチンの接種が有効とされております。肺炎から高齢者を守るため、予防ワクチンの接種に、行政の財政支援を願うところであります。

肺炎の多くは、風邪などをこじらせてかかってしまう市中肺炎。肺炎球菌ワクチンは、この 市中肺炎に有効とされております。原因菌である肺炎球菌自体は、人の鼻の奥や気道に常に存 在をしておりまして、健康なときには体に害を及ぼしませんけれども、風邪やインフルエンザ で粘膜が荒れると、体内に侵入して、肺炎などの感染症を起こしてしまいます。

肺炎球菌ワクチンは、80種類以上型がありますけれども、肺炎球菌のうち、23種類に対して 予防効果を、ワクチンは発揮いたします。これにより、重症化しやすい、肺炎球菌による肺炎 全体の8割を抑えることができる。また、一度接種すれば効果が5年以上持続いたします。

予防ワクチンの効果は海外の研究で確認済みでありまして、世界で多く使われております。 また、国内で行った介護施設入所者を対象とした大規模な試験が行われましたけれども、そこ ではワクチン接種で、肺炎球菌性肺炎の発生を63.8%減らす結果となっております。

しかも、ワクチンを接種した人の中で、肺炎球菌性肺炎で亡くなった方はいらっしゃらなかったというふうな報告がされております。

また、大阪大学の微生物病研究所感染症国際研究センターの大石教授のお話しですけれども、 新型インフルエンザワクチンとあわせて成人用の肺炎球菌ワクチンを接種するということで、 感染症の重症化を予防できることを挙げています。国民の健康増進や医療費削減の観点から、 ワクチンの有効性が認識され, 行政としても公費助成に取り組む機運が高まったのではないか というふうに指摘をされております。

日本ではその予防効果の高さから、全国660を超える市町村が先行して公費助成を行っておりますが、それでも65歳以上の高齢者の接種率はまだ12%。アメリカの60%に比較すると大変に低いのが現状であります。

現在、肺炎球菌ワクチンの接種は、一部の病気を除いて保険適応とはならず、全額自己負担が原則であります。接種費用は6,000円から8,000円程度かかります。当町では小児用のワクチン助成は実施しており、皆様に大変喜ばれておりますけれども、高齢者の方からも助成を願う声が多く寄せられています。

統計を見ますと、0歳から5歳までにどんと突出をし、また平行線をたどり、70歳でどんと一気に罹患するというデータがでております。

そういったことで、高齢者への助成についても検討すべきではないかと思いますが、いかが かと思い、御質問いたします。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成についてお答えいたします。

肺炎は、日本人の死因の第4位、10%を占める病気で、死亡者の95%は65歳以上の高齢者となっております。肺炎球菌のような細菌性肺炎・ウイルス性肺炎など感染性のものと、間質性肺炎のような非感染性のものも含めて、肺の炎症性疾患を肺炎と呼んでおります。

肺炎球菌は健康な人の口の中に常在していることが多い細菌ですが、体力の低下や高齢化により免疫力が弱くなってくると肺炎を引き起こし、そういう状況だと思います。

肺炎の予防としましては、適度な運動やバランスのとれた食事、十分な睡眠、免疫力を高めることが大切であります。また、病原体の侵入を防ぐために、歯磨きやうがいなど、口腔の衛生とともに、手洗い・入浴など、からだの清潔を保つことも大切です。

そのほかに、基礎疾患の治療、あわせて、禁煙も肺炎の予防では重要となります。

現在,国の予防接種に関する審議会が開催され,法に基づかない任意予防接種である高齢者の肺炎球菌を含め,7種類の疾病について,予防接種法への位置づけについて審議されているところであります。

このような状況の中、今後は、肺炎の予防として、普段の生活を取り入れる内容等について、 さまざまな機会で啓発活動を行なうとともに、高齢者肺炎球菌ワクチンの実施については、国 の動向等を見ながら検討していきたいと考えております。

- ○議長(佐藤幸明君) 5番紙井和美君。
- ○5番(紙井和美君) ありがとうございました。国の動向を見てということでありました。

これは、財政的な面も関係してくるんだと思っておりますけれども、例えばですね、阿見町の高齢者の対象者、65歳から69歳。これは約3、141名です。で、70歳から74歳が2、287名。約ですね。ですけれども、この方々が、任意接種ですので、いずれにしても接種率は、先ほど申し上げたように12%前後ということになります。全員が受ける予算は取る必要はないかというふうに考えているんですけれども。

そういったことで、これを合計いたしますと、一人8,000円の接種費用を半額補助するとすると4,000円でありまして、2,270万ほどの金額になりますが、例えば、一番罹患率が高い70から74歳の2,287名に一部補助いたしましたら、914万8,000円ぐらいということになります。

こういったことで、対象年齢を固定するですとか、補助率を固定するですとかということを 考えながら、実施を検討するということであれば、財政的に可能ではないかなというふうに考 えたりします。

実は、美浦では、今度6月から接種が始まるということで、各対象者には通知が行くんですけれども、65歳以上全員ということでした。そういったことで、当町でもぜひにと、そういう話を聞いた方々からの要望が多いんですけれども、改めてもう一度伺います。そういった状況で勘案してみるというのはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。

先ほども、町長の答弁にもありましたように、財政的な負担もあるんですが、今国のほうでも、厚生科学審議会感染症分科会の予防接種審議会というところで、これを予防接種法へ位置づけるというような審議をしているというようなことでございます。

そういうことで、前の小児用の肺炎球菌なんかも、そういうところで審議されてきた経過が あって、国の補助が出たというようなことがあるということで、そういう意味で、国の動向を 見極めてというような答弁ということでございます。

当然,国が助成すれば、町もその裏を負担をして、財政的な接種者の負担を軽減するということもあるんですが、先ほど紙井議員から提案があったように、一部財政負担というようなことになるということで、仮の試算をして、70歳以上ですか。そういう場合には900万ぐらいの負担だというようなことが提案されたわけですが、今の、今年度の予算につきましても、いろいろな限られた財源が、予算の中でいろんな事業に予算を配分するという中で、金額的にはそういう金額であるかもしれませんが、なかなか任意接種に対しての……、そういう一部の補助をしていくという部分については、中の財源の調整とか、そういうものも必要になってきますので、そういう意味で検討させていただきたいということでございます。

○議長(佐藤幸明君) 5番紙井和美君。

○5番(紙井和美君) ありがとうございました。ぜひ、国の動向を見ながらよろしくお願いいたします。

昨年9月から11月にかけて、全国紙と地方紙の合計12紙に、肺炎球菌予防大使という、俳優の中尾彬さんとか加賀まりこさんが、「65歳過ぎたら肺炎球菌ワクチン」という新聞広告が掲載されました。この広告で、日本人の死因の第4位が肺炎なんだということで、それに対する認識も深まったわけなんですけれども、病で命を落とすことなく、とにかく元気で長生きをして、そこを目指していきたいというふうに思いまして、今後また前向きに検討をお願いしたいと思います。

以上で肺炎球菌に関しての質問を終わらせていただきます。

- ○議長(佐藤幸明君) 5番紙井和美君。
- ○5番(紙井和美君) はい。それでは次に、最後です。武道が、中学校の授業で必修科目になることについてお尋ねいたします。

平成20年3月28日,文部科学省より,武道が選択科目から必修科目に変更されることが発表されました。現在中学校の保健体育では,選択科目の1つとして,柔道を含む武道が,授業に取り入れられております。

平成21年4月より、各地域・学校ごとに移行措置がとられ、平成24年4月、柔道・剣道・相撲のいずれかから選び、各学校で必修科目として全面実施となります。

当町では, 阿見中, 朝日中が柔道, 竹来中が剣道と聞いております。

まずは柔道についてであります。柔道は単なる格闘技ではなく、礼に始まり礼に終わるという、精神の鍛錬に重きを置いたスポーツであります。そのため、発祥の地である日本を初め、世界各国で、男女問わず人気があり、オリンピックの正式種目としても採用されております。

また、単に柔道の技術を習得するだけでなく、日常生活においても、心身を有効に使用する ことだというふうにされております。

また、柔道の技術を習得することにより、体の小さな人でも、体格や力で勝る人を制することができるというふうにされております。

そして、柔道を行うことによって、相手を尊重して、互いに協力し、助け合って、自分も相 手もともに向上していくことが大切だともされております。

柔道普及振興につながることとしては喜ばしいことである反面,各中学校の現場では,柔道を指導できる教員が少ないのが,当然現状であります。したがって,武道経験がない保健体育の教員が柔道の授業を受け持つ場合,そういうこともこれから多く見られると思います。その場合,柔道の特性から,安全面を考慮した指導が,最も注意すべき点であるというふうに考えます。指導者育成や安全対策の徹底が求められておりますが,当町の取り組みについてお伺い

いたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君,登壇願います。

### [教育長青山壽々子君登壇]

○教育長(青山壽々子君) 武道の授業が必修科目になることにおける安全対策についてお答えします。

4月から実施される体育の時間の武道の必修化により、紙井議員御存じのように、本町で柔道を選択するのは、阿見中学校と朝日中学校です。竹来中学校は、剣道を選択することになっております。

本町では、すべての中学校に武道場が整備されており、平成10年度より、選択種目として武道の授業が年間指導計画に基づいて実施されています。学校では、毎年、各教科の年間指導計画を見直していますが、柔道の授業においても、平成24年度の必修化に向けて、受け身の練習を入念に行うなどの、より安全面に留意した無理のない計画とするように指導をしております。

今までも、女子生徒や初心者の恐怖心を和らげるための工夫をしたり、授業後に生徒へのアンケートを実施して指導の改善に役立てたりするなど、生徒の声を取り入れた授業作りを行っております。また、競技性よりも、伝統武道の啓発・礼節などの教育効果を重視して指導することとしております。

今後は、文部科学省から本年度中に配付される予定の「事故防止のための指導資料」や、全国柔道連盟の資料などを活用して、一層、教師の指導力の向上を図れるようにいたします。さらに、授業へ積極的に外部講師を招くなど、専門家の指導を取り入れるように学校に指導していきたいと考えています。

○議長(佐藤幸明君) 5番紙井和美君。

○5番(紙井和美君) ありがとうございました。今,答弁いただいたこと,ちょうど私が聞きたいと思っていたところだったんですけれども。

指導者となる教員の方も非常に不安ながら、また保護者からも、そういった不安な状況の中で教え合って大丈夫なのかということが言われておりました。

専門性を持つ人を入れてはどうかというふうな話がありましたけれども、そういったお答えをなさっておりましたので、それについてお聞きしますが、専門性を持った方を外部から招き入れるというのは、どのような方でしょうか。警察官のOBですとか、あと、達人バンクの人ですとか、自衛隊の、そういった専門性を持った人ですとか、そういうような方を招いて、指導の中に入れていただけるんでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。阿見町にはですね、今スポーツ少年団というのがあるんです。で、柔道が1つ。それから、剣道で6団体ありまして、地域の身近な有段者が、有資格者については2名。柔道ですね。それから、無資格者でも、相当な有段者と思いますけど、11名、柔道にはいますんで、当然身近な人から頼みまして、先ほど教育長が答弁したとおり、積極的に外部講師を頼んで、実施していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤幸明君) 5番紙井和美君。
- ○5番(紙井和美君) ありがとうございました。

あとですね、また、武道を行うに当たって、竹来中は剣道ですけれども、比較的柔道を何で 選ぶかっていうと、剣道はちょっとお金がかかるっていう部分もあるんですが、剣道に関しま して、生徒の方々が何か用意しなくてはいけないものっていうのはあるんでしょうか。それと も、学校で貸し出しをしてもらえるんでしょうか。柔道に関してもお尋ねいたします。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) 学校予算の中にですね、小学校もしかり、それから中学校でもしかり、教育設備教材費っちゅうのを組んであるんです。で、阿見町としては、保護者の負担をないように、基本的には、柔道着1着なんか3,900円ちゅうような形で考えております。

それから、剣道の部分が高いんですよね。1つ3万円。で、竹刀については2,000円ちゅう形になるんですが、当然年間の10時間の単位でございまして、当然町で用意して、それで対応する。当然、柔道着の下はジャージらしいんです。だから、そういうことで、保護者の負担のないように、指導していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) 5番紙井和美君。
- ○5番(紙井和美君) 了解しました。年間10時間ですのでね、そんな、みっちりとやるような状況にはなかなかならないかとは思います。

要するに、武道は日本のお家芸だよということで、好きになってもらうような状況になるのかと思いますけれども、家で負担をしなくちゃいけないのかという声が結構あったりしたもんですから、お尋ねいたしました。

武道教育については、生徒の健全育成として推進をいたしていらっしゃると思います。礼に 始まり礼に終わるという精神を学ぶということが大事であるかなというふうには考えておりま す。

したがって、文科省と連携して指導者の育成・安全対策の徹底については、万全を期していただきたいというふうに思うんですけれども、その授業の中で、絶対にふざけて投げるような

格好をしたりしないことですとか、そういったことは、必ず徹底していただきたいと思うんですね。新聞にも、テレビ報道でも、柔道の事故で死亡した例、これは柔道の部活ですけれども、柔道の授業の中でも亡くなった方、結構いらっしゃるというふうにお聞きしております。不意に投げられたときに、やはり頚椎損傷するということになるのではないかなと思います。

私の娘も小学校の5年生からスポーツ少年団の柔道をして、大学までずっと柔道をしていましたけれども、幸い娘はけがはありませんが、そういった目の前でけがをして入院をした人、何人もいらっしゃったもんですから、そういったことで、どんなスポーツにも事故はつきものでありますが、柔道の事故は、命にかかわる、また半身不随などの大きな事故につながるものでありますので、そういった安全面を徹底していただきたいというふうに考えています。

そういったことを,最新の注意を払うようにして,日本の武道をみんなで盛り上げていけるような状況になればというふうに考えておりますので,どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(佐藤幸明君) これで、5番紙井和美君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

#### [18番細田正幸君登壇]

○18番(細田正幸君) 私が通告いたしました,阿見町職員の海外研修について質問したい と思います。

その前に、私事ですけれども、10期40年にわたって、日本共産党の議員として、今まで町政 に関係してきました。今回の議会で引退し、新しい人にバトンタッチをいたしますので、最後 の一般質問になります。

阿見町議会40年史を見てみますと、私が当選する前は、一般質問をする議員が一人もいませんでした。その後、議会での一般質問をするようになりまして、議会内での議論が中心となり、現在に至っているわけでございます。そしてこの間、町長は、丸山、野口、松島、川田、天田町長と、5人変わりました。評価については、それぞれ長短がありますが、天田町長には、今後の残りの2年間で、よい町長だったと評価されるよう、努力してもらいたいというふうに思います。

それでは、本題に入ります。かつて、稲敷郡の町村議員の海外研修がありましたが、海外の 見聞を広めるために、それなりの成果があったのではと思っております。日本の経済成長がと まってから、縮み志向になってしまったのかどうか知りませんが、海外研修がその後沙汰止み になってしまいました。

現在の、このようなときにこそ、グローバルな思考方法を身に着けることが必要になってく

るのではないかと思います。

阿見町でも、低成長の中で、今後の阿見町の進むべき方向を見つけていくためにも、視野の 広い人材を育てるためにも、広く海外に出て、よいところを発見してくる研修が必要になって くるのではと思っております。

街路づくり、まちづくり、自然を活かした農村づくり、観光のまちづくり、福祉のまちづくり、歴史のまちづくりと、阿見町の特性、自然条件を活かしたまちづくりを志向していく上でも、役に立ってくるのではと思います。

毎年、二人一組で、6人ぐらいのチームで8日間ぐらい海外研修に出したらよいのではというふうに思います。私自身も、観光や音楽講演などで、数えてみると11カ国に行きました。また、台湾、グアムなども行っておりますけれども、それも1カ国と数えれば、13カ国に行ったことになります。これらの旅行で、私は無駄な海外旅行は1つもなかったと思っております。職員の計画的な海外研修を継続して始めるべきだというふうに思います。経費は添乗員付きで、ヨーロッパでも一人40万円見ればできるというふうに思います。

今後のよりよいまちづくりを進めていくためにも、職員の資質を高めることは、必要不可欠な条件になってくるというふうに思います。今後、職員の海外研修について、ぜひとも計画し、 実行してもらいたいというふうに思い、質問をいたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

### 〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 細田議員の質問にお答えする前に、本当に40年間御苦労さまでした。 そして、私と20年、私も議員であれば5期という形のもので、20年間一緒にやらさせていただいて、細田さんの誠実さと、いろんな意味で厳しい質問、今はちょっとほっとしている気持ちもありますし、また、寂しいような気持ちもあります。今後、やはりますます健康に留意されて、まだやめたわけじゃないのにこういうこと言って怒られますけど、やっぱり、一生懸命、また町のために協力をしていただきたい、そう思っております。

それでは、細田議員の当町職員の海外研修につきましては、細田議員の質問にもありましたとおり、以前は県南4郡の研修があり、毎年おおむね5名程度の職員をヨーロッパ方面に派遣していたところであります。その他にも茨城県自治研修所や市町村振興協会等の海外研修に派遣してきたところでありますが、議員御指摘のとおり、時代の流れとともに縮小傾向となり、ついには多くの自治体で研修が取りやめとなってしまいました。議員の海外研修等も、ほとんどやっていない状況であります。

拡大・成長の時代から成熟・低成長の時代となり、地域の特性を活かした特徴のあるまちづ

くりが求められておりますが、これからの町職員は、これまで以上に総合的行政能力や国際感 覚が必要であり、これらを養っていくためには、海外研修は有効であると考えております。

県南4郡や自治研修所の海外研修は途絶えてしまいましたが、市町村振興協会の海外研修は 現在も行われており、県南4郡が取りやめになった以降で申し上げますと、平成17年、平成19 年、平成20年、平成22年にそれぞれ1名をヨーロッパ方面に派遣してきております。

平成22年の例で申し上げますと、8月29日から9月5日までの8日間、ノルウェーとドイツの2カ国を、県内市町村の職員総勢約20名が訪問しており、当町からも職員1名が参加しております。現地ではテーマを設定し、ノルウェーでは住民参加型まちづくり、地方自治、社会福祉政策、ドイツでは環境政策、下水道政策等について調査を行ってまいりました。

こうした研修を通じて、人材を育成し、まちづくりに活かしていくことは、大変重要である と考えておりますが、多くの自治体の海外研修は縮小傾向にあります。

議員御質問の、当町単独での海外研修の実施につきましては、課題も多いことから、単独ではなく複数の自治体と共同で行えないか、あるいはそのほかの方法はないか、検討していきたいと考えております。また、現在行っている市町村振興協会の海外研修は継続していきたいと考えております。

○議長(佐藤幸明君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 有効で、今後検討していきたいということでございますけれども、 私は、やはり阿見町が主体的に取り組んで、実現できるようにしていただきたいなというふう に思っております。

それで、1つお聞きしたいんですけども、天田町長自身は、海外にはどのぐらい行っているのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思いますけど、いかがですか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 私の女房は、海外は相当行ってるんですけど、私は余り飛行機好きなほうじゃないんですよ。そういう意味からでもないんですけど、余り外に案外出ださないタイプなんですね。それで、本当に海外に行きたいなと、今度はこういう立場になったんで行けるかなと思ってたら、この間胃を切ったりいろいろしたもんですから、行きそびれちゃったと。

そういう面で、やはり、私もやっぱり、外に出てみたいなと、そういう気は非常にあります。 やっぱり、テレビ等で見るとやっぱり、今はテキサスの野球のほうで、ダルビッシュ有がね、 活躍しているような状況を見ると、やっぱりそういう場所には行きたいなあと。あと、風景的 にもね、やはり、島というか、すばらしい海っていうか、そういうとこを見ると、やっぱり一 度は行ってみたいところだなあなんていう場所は幾つもありますね。

そういう意味からしても、という意味ではないんですけど、なかなかあの今の財政状況等を

考えたときに、非常にね、そういう施策をしたときにやっぱり、批判も出てきてしまうのかな という思いもするんですよね。だから、最小限でも、こうやって続けられるものはやはり続け ていく。そういう姿勢でもっとやっていきたいと思います。

○議長(佐藤幸明君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 天田町長も行きたいということなんで、阿見町ではアメリカのスーペリア市、それから中国の柳州市と友好協定ですか、それをとって、10年来やってるわけですから、前の川田町長みたいにばんきり行く必要はないかと思いますけれども、私は最低それらの2カ所は、町長として行くべきだというふうに思います。

私も昨年11月の初めに、初めて柳州市に行かせてもらいましたけれども、やはり、現在の中国の状況ですね。発展状況。行ってみて、今から20年前の、日本のバブルの頂点ですか。そういう時期を現実に迎えているんだなっていうのは、行ってみて実感するわけですよね。

私は、アメリカは行ってないんで、今度、町の友好都市のスーペリア、来年行く機会があれば、そういう行事にも乗っかって、行ってみたいなというふうにも思っておりますので。

町長がそういうふうに体験するだけでなく、私は、これから町の職員ですね、若いうちにき ちんと世界を広く見てもらう。当然行くからには、事前のその国の調査、それから行ってきて からのレポートをきちんと出してもらうと。そういうことをすれば、町民が、なぜ行くんだっ つう非難はないとはというふうに思うんですよね。

で、そのことによって、職員の資質が高まり、阿見町が、よりより、住みよい町になっていけば、それがすぐ町民に返っていくわけですから、そういう点では、ほかの町村の顔色じゃなくて、やはり阿見町が進んでいいまちづくりをするために、職員を研修させるということを望みまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長(佐藤幸明君) これで、18番細田正幸君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(佐藤幸明君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時49分散会

第 3 号

[ 2月29日]

# 平成24年第1回阿見町議会定例会会議録(第3号)

平成24年2月29日(第3日)

# ○出席議員

1番 佐藤幸明君 2番 平 岡 博 君 3番 川畑秀慈君 難 波 千香子 君 4番 5番 紙 井 和 美 君 6番 久保谷 充 君 7番 石 井 早 苗 君 柴 原 成 一 君 8番 浅 野 栄 子 君 9番 10番 藤井孝幸君 11番 久保谷 実 君 吉田憲市君 12番 小松沢 秀 幸 君 13番 14番 倉 持 松 雄 君 15番 大 野 孝 志 君 16番 豊 君 櫛田 17番 実 君 諏訪原 18番 細田正幸君

# ○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 教 育 長 青 山 壽々子 君 総 務 部 長 坪 田匡弘君 民 生 部 長 横田健一君 生活產業部長 﨑 慎 一 君 篠 都市整備部長 田 充 新 君 横 教育委員会教育次長 留 美 君 会計管理者兼 宮 本 寛 則 君 会 計 課 長 生活産業部次長兼 大 野 利 明 君 放射能対策室長 務 課 長 原 尚 彦 君 篠 企画財政課長 原 幸 君 湯 徳 社会福祉課長兼 稔 君 岡 田 福祉センター所長 児童福祉課長 髙 須 徹 君 国保年金課長 野 静 男 君 П 健康づくり課長 篠 Ш 勝 弘 君 町民活動推進課長 野 利 明 君 飯 都市計画課長 菊 池 彰 君 道路公園整備課長 湯 原一 博 君 都市施設管理課長 柳 生 典 昭 君 学校教育課長 井 黒 寬 君 生涯学習課長 智 久 建 石 君 導 指 室 長 冨 田 耕大郎 君 消防本部総務課長 小 野 栄 一 君

# ○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 大 竹 久

# 平成24年第1回阿見町議会定例会

# 議事日程第3号

平成24年2月29日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

# 一般質問通告事項一覧

平成24年第1回定例会

# 一般質問2日目(平成24年2月29日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁	者
1. 浅野 栄子	<ol> <li>少子化対策は目下の急務。</li> <li>阿見町人口増加の施策を問う。</li> <li>教育環境の安定と整備を問う。</li> </ol>	町	育	長長
2. 倉持 松雄	1. 均衡のとれた町づくり	町		長
3. 川畑 秀慈	1. 防災対策について 2. 放射能対策について	町町		長長
4. 難波 千香子	<ol> <li>災害対策について</li> <li>健康増進のための公園づくりについて</li> </ol>	町 町		長長
5. 柴原 成一	<ol> <li>本郷第一区画整理事業地内の学校予定地の暫定的利活用について</li> <li>町内小中学校の耐震化(診断及び工事)の事業推進について</li> </ol>	教教	育	長長

# 午前10時00分開議

○議長(佐藤幸明君) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

#### 一般質問

○議長(佐藤幸明君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、9番浅野栄子君の一般質問を行います。

9番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

[9番浅野栄子君登壇]

○9番(浅野栄子君) 皆様,おはようございます。

通告に従いまして、少子化対策は目下の急務、阿見町人口増加の施策を問うという趣旨で質問させていただきます。

先ごろ、厚労省の国立社会保障・人口問題研究所が2060年、50年後ですね、日本の総人口は約3割減少するという日本の将来推計人口を発表しました。つまり、日本の人口は現在1億2,806万人でこれから急速に減少し始め、2040年代には毎年20万から100万人規模のペースで減り続け、50年後の2060年には、約4,000万人が減少し、8,676万人と約3分の2になってしまうということでした。県の人口については、1月1日現在、295万4,121人でしたが、前年度は296万8,570人だったので、4,444人の減少です。特に昨年は、転入転出によって社会動態が約8,000人減少したということです。これは、原発事故を含めた大震災の影響が大きいと見られます。

阿見町の人口の推移は、平成23年1月では4万7,671人。24年1月を見ると、4万7,861人と 微増はしていますが、人口に占める比率を見ると、年少人口と生産年齢人口、高齢者人口を比 較すると、年少と生産人口は減少傾向で、高齢者人口は日本の将来人口推計と同様に上昇して います。人口が減少し、人が3分の2になるということは、単純に見てもあらゆる消費活動が 3分の2になるということですから、実際は多面において規模が小さくなるといわれます。劇 的に増えていく高齢者世帯が、現役の若い世代の3分の2ぐらいしか消費活動をしませんから、消費活動が急速に縮小することは目に見えています。しかも、1970年には、14歳以下の若年層は人口の24%を占めていましたが、現在は13.1%。2060年には、9.1%まで低下すると言っています。これは、10人の中に1人も若者がいないということです。そして、65歳以上の高齢者の割合は4割を占め、20.1%。この数字は世界最高水準だそうです。7%で高齢化社会、14%になると高齢社会ということですので、20.1は、はるかに高い数字であることがわかります。

そして、驚くことに、7%から14%と2倍になるのに要した年数を調べてみると、フランスは115年間、スウェーデンは85年間、イギリス47年間、そして日本はわずか24年間なのです。他国と比べて急速であり、突出していることがわかります。人口が3分の2に減少し、若年層が少なく高齢者が増大するという、こんな状態の近未来の日本は、年金ゼロ、医療費は全額自己負担、税収半減、学校、警察、病院、消防署は空っぽ、水道、下水はメンテナンス不能、不動産は暴落、新幹線はたまにしか通らない、消費税は40%などなど、想像を絶する社会がやってくるというのです。

オーバーな表現のように思えますが、全くうそだという人はだれもいません、だれも言えません。この人口減少に歯止めをかけるのは何なのでしょう。出生率の向上です。かわいい赤ちゃんの誕生なんです。人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.07%だそうですが、日本は、1974年に2.05と水準を下回り、05年から総人口が減少に転じ、その後減少傾向は歯止めがとまらずの状態のようです。

平成18年第2回定例議会において、1.24出生率ショックに対する少子化問題を質問いたしました。この題名は、政府が予想した出生率が大幅に下回る1.24だったことから、新聞で大きく報道されました。当時、出生率の低下の背景として、未婚化・晩婚化傾向を問題視しました。県では深刻に受け止め、早急に対策を実施し、いばらき出会いサポートセンターを設置し、全力を挙げて取り組みを開始しました。現在は、平成22年5月末で会員数2,813名、成婚数459組、ふれあいパーティー開催数308回、カップル数1,142組と順調に伸びているようです。阿見町でも当時、早急に真剣に取り組むべき問題ではないかという質問に対し、前向きな回答がありましたが、その後の進捗はいかがになっているでしょうか。

そこで1点目。やはり、未婚化・晩婚化対策として、結婚支援活動のより効果的な展開を図らなければ、少子化の流れは変えられません。町の結婚支援対策について、その組織体制と事業内容、そして結婚事業の現状、若い世代を集める若者誘致作戦についてお聞きいたします。

2点目。結婚支援の次は、やっぱり子育て支援であろうかと考えます。子育ての楽しさ、子育てのつらさについて、複数回答ではありますが、調査の結果があります。子育ての楽しさは子供の成長に立ち会えること70%、子育てを通して自分が成長できること62%、子育てを通し

てつき合いが広がること47.3%と回答があり、子育てのつらさは、子供の将来の教育にお金がかかること45.1%、子供が小さいときの子育てにお金がかかること24.1%、自分が思ったように働けないこと20.9%と、経済的な面と仕事の両立が困難なことが浮かびます。

そこで、①子育ての経済的支援対策についてはいかがでしょうか。②保育サービスの充実について。③子ども・子育て新システムが発表されましたが、それはどのような事業なのでしょうか。④放課後子どもプラン教室の早期実現はいかがでしょうか。⑤第3子に対しての優遇措置はいかがでしょうかなど、子育て支援についてお伺いします。

最後に、この数十年間、阿見町の人口は4万7,000から、4万8,000を行ったり来たりし、5万という数字はほど遠い数字になっています。町長さんもいろいろな場面で、5万を目指しますとおっしゃいます。子供のいる家族団らん、楽しい笑顔があふれる情景、3世代が憩う茶の間、これが日本の家庭でありました。今では幻になりつつあります。家族が団らんする、そんな環境には、いじめっ子や登校拒否も、うつ病など発生するはずはありません。飛び回り、走り回り、活気あふれる笑い声とともに、町のここかしこで元気に遊ぶ子供たちがいる。そういう、いるだけも活気のある町が存在します。

だけど今,子供たちの姿は見えません。昔は近所同士が集まって,みんなで縄跳びをしたり, 缶けり,鬼ごっこ,隠れんぼうをしたものです。子供たちは大人を元気にし,笑顔をもたらし, 心を幸せに満たしてくれます。町の活気も,そんな子供たちと比例するのではないでしょうか。 阿見町にもこの人口減少問題は襲ってきます。他人事では済まされません。若者を誘致し,人 口を増やす。これは,早急な対策が必要であると確信するところでございます。

一昨日の町長施政方針の中には、人口問題としては触れられておりませんでしたが、笑顔のあふれるまちづくりの実現を、全力で取り組むと述べられました。笑顔があふれるというのは、大勢の町民が幸せ感を持って暮らすと解釈いたしますと、まずは5万人が目標だと思いますが、人口増加対策についてどのような取り組みをされるのでしょうか。そこから見える阿見町の将来像はどのように描かれておられるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

### [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 皆さん、おはようございます。

浅野議員の質問,多岐にわたっておりますので、ちょっと答弁は長くなると思いますので。 最初の質問事項、少子化対策は目下の急務、阿見町人口増加の施策を問うについてであります。

1点目の結婚支援対策についてお答えいたします。まず、組織体制と事業内容についてであ

ります。現在町では、2つの結婚支援体制をとっております。1つ目が、町社会福祉協議会に 設置されている阿見町結婚相談所への運営費に対する助成です。阿見町結婚相談所においては 現在、9人の結婚相談員により、毎月2回の結婚相談と年3回のフィーリングパーティーを実 施しております。また、結婚相談員の資質の向上と情報の共有のために、結婚相談員連絡協議 会の開催、他市町村とのフィーリングパーティーの視察、県主催のフォーラムへの参加などを しております。

2つ目が、少子化の原因となる未婚・晩婚化への対策として、茨城県、社団法人茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した、いばらき出会いサポートセンターへの参加であります。このセンターは、本部のある水戸センターを中心に県南、県西、県北、鹿行にセンターを配置しており、茨城県全体でパートナー探しを行えるというメリットがあります。

次に、結婚事業の現況についてであります。阿見町結婚相談所において、12月末現在で男性会員60名、女性会員27名、合計87名の会員がおり、毎月2回の相談日に会員の相談に応じているところであります。その結果として、今年度12月末現在で、3人の会員が成功することができました。フィーリングパーティーは年3回実施し、延べ男性会員80人、女性会員60人、合計140人が参加し、25組のカップルが誕生しました。このカップルを成婚まで結びつけることが今後の課題かと思います。いばらき出会いサポートセンターには、12月末現在で男性1,935人、女性1,205人、合計3,140人が登録しており、今年度においては、12月末現在で136組が成婚しているところで、創設以来、748組が成婚することができました。今後も結婚を希望しながら出会う機会が少ない方への支援として、そうした機会を提供できるよう結婚支援をしてまいりたいと考えております。

次に、町のエンゼルプランの現況についてであります。町では、子育て支援策を総合的、計画的に推進していくため、平成9年3月に、平成9年度を初年度として10カ年計画とする阿見町エンゼルプランを策定し、取り組んでまいりました。その後、プランの検証を踏まえ、平成18年度から阿見町次世代育成支援対策行動計画に引き継がれ、安心して子供を産み育てることのできる子どもと子育てにやさしいまちづくりを目指して、各種の子育て支援施策を推進しております。

次に、若者誘致対策についてであります。町では阿見町第5次総合計画に基づき、将来都市像を人と自然がつくる楽しいまち―あみと定め、若い人たちが魅力を感じ、定住してもらえるための諸施策を推進しているところです。一例を申し上げますと、魅力ある住環境の整備を図るため、上下水道整備の推進や民間住宅団地の整備、さらには区画整理事業を進め、定住促進を図ってまいりました。

また、医療福祉の面におきましては、小学校までの医療費無料化や予防接種事業、子育ての

ための保育所の充実や、子育で支援センターの充実、放課後児童クラブ事業等、積極的に子育で支援を図り、若い人たちに子育で不安を解消するための施策を展開しているところです。産業の面におきましては、町内の3つの工業団地を初め、町内企業への雇用促進を積極的に進めるとともに、農業の面におきましても、若者に魅力ある農業が持続的に発展していくよう、農業後継者への支援等を展開しております。

教育面におきましては、小中学校の耐震化を進め、安心安全な教育環境と豊かな心と将来への夢を育む教育を推進するとともに、若い人たちが音楽や芸術に触れる機会の創出や、スポーツ、レクリエーション事業にも取り組んでいるところです。今後は、予科練平和記念館やアウトレット等、町の資源を活用した観光事業にも積極的に取り組み、若い世代の方ばかりではなく、多くの人に阿見町の魅力を発信してまいりたいと考えております。

2点目の子育て支援対策についてお答えします。

まず、子育て経済的支援対策についてであります。代表的な経済的支援制度となると、児童手当制度は、平成21年3月までの所得制限を設けた上で、小学校6年生までの第1子、第2子が月額5,000円、3歳未満と第3子以降に1万円が支給されておりました。その後、平成21年4月支給分から子ども手当と名称を変え、現在は3歳未満、一律月額1万5,000円、3歳以上小学生までを1万円、ただし小学生までの第3子以降は1万5,000円とし、中学生は一律1万円が支給されております。手当は国、県、市町村それぞれの負担割合に基づいて、費用を拠出しております。医療費支援に関しては、平成22年10月から、小学6年生までの医療費無料化を実施しております。

次に、多様な保育サービスの推進についてであります。私のお約束の1つでもあります家庭的保育事業については、平成25年4月開始を目標とし、現在、準備を進めております。保育所における病後児童保育事業については、平成22年度に開園した阿見ひかり保育園において、入園者を対象に病後児保育を実施しております。平成24年4月からは入園者に限らず、町内に住む未就学児童を対象に受け入れる予定となっております。また、平成25年4月開園予定の新保育園においても、病後児保育を必須要件として誘致しております。休日保育や夜間保育事業等については、利用者ニーズ等もとらえながら、民間事業者の活用等も踏まえ、必要に応じて検討、対応をしていきたいと考えております。

次に、子ども・子育て新システムはどのように見ているのかについてであります。国が準備を進めているこの制度の中で、幼稚園と保育所を統合した幼保一体施設となる新しいこども園の導入についても盛り込まれておりますが、詳細については発表されておりません。各現場がスムーズな対応が図れる制度になれば、待機児童の解消とともに、幼児教育の充実が図れるものになると思います。

次に、放課後子どもプラン教室の早期実現についてであります。放課後プランの一層の効率的、効果的実施を目的に、平成24年4月から町長部局児童福祉課に一元化して実施してまいります。子ども教室事業については、平成24年度から第一小、舟島小学校に加え、阿見小、実穀小学校でも実施し、平成25年度からは全小学校での実施に向け、準備を進めているとともに、両事業のさらなる充実した運営を目指し、検討してまいります。

次に、第3子の優遇についてであります。現在の優遇制度等については、保育所に入所する保育料に関して設けられております。まず、国の制度として、一部の高額納税世帯を除き、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園に入所している場合、2人目の保育料が2分の1に減額され、3人目以降が無料となっております。国の制度に加え県では、2分の1減額されている2人目の保育料のさらなる軽減措置として、月額3,000円を限度とする補助制度を実施しており、その補助額の2分の1を町が負担しております。

最後に3点目の, 5万人を目指す人口増加対策についてお答えします。

先ほど若者誘致対策でお話ししましたとおり、町では第5次総合計画に基づき、住民福祉の向上を図るための諸施策を展開しているところです。その中で阿見町の魅力を感じ、定住してもらえる施策を進めることは非常に重要なことであります。事業計画と取り組み、さらには将来像について先ほどお話ししたとおりですが、今後平成26年度から、第6次総合計画の策定を進める予定であります。浅野議員が言うとおり、早く5万人を達成するためにもしっかりと計画づくりをしたいと考えておりますので、今後とも忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。特に5万人を目指すということでありますので、そういう施策をやっぱり提言していただきたいなとそう思っております。

それで、最後になりますが、これは7月27日の読売新聞の社説というか「地球を読む」という中で、少子化に対してこういう文面があります。仮に政治がもっともな制度をデザインできたとしても、人々の意識が変わらない限り、問題の根本的な解決にはならないと、少子化の。政治と行政が我々の生活上の問題すべてを解決してくれるというのは、フィクションにすぎない。いわゆる少子高齢化もそのとおりであると。政治や行政がすべて少子化問題でできることはないんであるよということです。

そして、近年の日本の非婚化の数字もドラマチックです。2010年の国勢調査では、35歳から39歳の男子の未婚率が35.6%。45年前の高度経済成長の1965年には、わずか4.2%だったということであります。そして、締めくくりはこう書いてあります。人口問題に国が直接関与することには慎重でなければならない。そもそも国の関与にそれほど実効性があるとは思えない。出産後、仕事に復帰しやすい職場環境をつくる、働きながら子供を育てるような条件を整備するなどの施策は必須。これは町もやれると思います。最終的には、個々の人間が結婚や家庭に

いかなる価値を見出すのかという意識の問題になってくる。この個と全体のジレンマから抜け出すことはなかなか難しいのではないかと。要するに、やはり個人の意識が随分変わってきているということだと思いますね、今の結婚観というのは。未婚率が高いというのはやっぱりそういう状況があるんだよと。だから、いくらそういうね、町の施策、国の施策が子育て支援に向いていても、やっぱり個人の人間が、個々がそういう意識を持たない限りは、なかなかこの人口問題は非常に厳しいんではないかという、そういうことだと、皆さんもこの話を聞けば、ああそうだなと。そういう思いを伝えられるのかなと、そういうことで、27日出てましたんでね、それで、これをちょっと読まさせていただきました。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) はい,ありがとうございました。

ただいま町長さんから、個人の意識の問題だというお話が出ました。今本当に、個人を尊重するというそういう考えが大変進行してしまいまして、でも、個人も大切だけれども、これからの日本の文化、伝統、そういうものが、それでなくなってしまうという危機感もあるわけですよね。ですから、やはりそういう意識をね、啓蒙するという面では、やはり行政側も慎重に行わなければいけないのではないかと思います。それで、先ほど結婚相談所についてのお話がありましたが、私が18年に質問したときには、その結婚相談所が平成7年に開設されて、18年は7件が成立したということでしたけれども、あれから18年がたっていますけれども、現在はどのぐらいの成婚率があったのでしょうか。

○議長(佐藤幸明君) ただいま,14番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は16名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長(篠﨑慎一君) 町民活動推進課のほうがですね、社会福祉協議会で行っています結婚相談所のほうに補助を出している関係で、私のほうがちょっとお答えさせていただきます。

今,阿見町の結婚相談所の成婚の件数,23年度でよろしいですか。累計ということでございますか。累計はですね,ただいまちょっと計算しますので,ちょっとお待ち願いたいと思いますが。23年度は3組が成婚してございます。平成7年から全部申し上げますと,平成7年,8年はゼロ,9年は1組,10年はゼロ,11年は2組,12年は1組,13年が2組,14,15がなくて,16年が1組,17,18がゼロで,19年,増えておりまして6組,20年は1組,21年が5組,22年が4組,23年が3組ということで,26組でございます。

○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。

○9番(浅野栄子君) そうすると、26組というのはですね、目覚ましく成婚率があったということですよね。平成7年から18年までで7組しかないのに、その7組から23組ということはすばらしい成果があったということですか。それでもね、先ほど町長さんがおっしゃった会員数が男子60名、女子27名とおっしゃいましたが、18のときにはですね、男性会員94名、女性が30人ということで、今よりも減っているわけですよね。それで成婚率が上がったということはすばらしいということなんでしょうか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。 ○生活産業部長(篠崎慎一君) 17年まではですね、成婚が多くても1年で2組とか、そうだったんですが、19年からですね、19年は先ほどお話ししましたように6組、20年は1組なんですけども、21年は5組とかっていうことで、だんだん増えてきています。ですので、これが目覚ましい数字かどうかはちょっと私で判断できませんが、数字は、確実に成婚率は増えているっていうことでございます。

○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。

○9番(浅野栄子君) 今までの17年の7組にしたら、本当にすばらしいと私は思いますけれどもですね。若者の相談の入所っていうんですか、阿見町のですね、平成20年、21年のちょうど適齢期と言われる20代から30、40、その辺まででもうね、6、000以上はいるわけですよね、3、000人として。そういう3、000人の中の87名というのは、大変少ないのではないかと思いますけれども、もう少し相談所の登録者をですね、それを増やせば、もっといろいろな方と会う。成婚率がないというのは、まず適当な方がいないというのが一番なんですね、成婚の中に入っている人のことではね。ですから、3、000人の中のたったの87名では、そこの登録者が大変少ないと思われます。この登録者を増やすというような、そういう啓蒙の考えはいかがでしょうか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。 ○生活産業部長(篠崎慎一君) はい,お答えいたします。登録といいましても,阿見の町の 結婚相談所に登録だけではですね,どうしても出会いというのが少ないですので,いろいろな 市町村の結婚相談所とか,そういったことで,それとあと茨城県ですね,そういった方々とお 見合いですとかフィーリングパーティーとか,そういったのを今している状況ですので。必ず しもですね,阿見町の結婚相談所に登録する必要が今なくなってきておりますので,そういっ たことからですね,登録者数の増減よりも,そういった出会いの場をですね,広げることが大 事かとは考えております。

○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。

○9番(浅野栄子君) やはり、登録者をたくさんにしてですね、結婚をすると。私たちの地

区、それから農家のところでは結婚したくてもできないと、そういった方がたくさんいるんで すね。そういう事情を酌み取ると、この中に入っていないんです。それで、相談を受けるとい う、それはわかると思うんですが、わざわざさわやかセンターに出向いてですね、そんなふう にするというのは、大変なところが多いわけですけれども、今、ふれあいやいろいろなもので 届けるというのがありますが、結婚相談を各地区の公民館、そういうところで行っていただけ ることはできますでしょうか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。 ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい、お答えいたします。先ほどの町長からの答弁があった かと思いますが、やはり行政としましては、ある程度の環境整備は、これは当然必須というこ となんですが、やはり結婚したいという中でですね、自分でアクションを起こすということが、 これが大事かと思います。

そういったことでですね、行政は基本としていますが、ただ浅野議員がおっしゃるような、 昔はですね、ちょっと例えが悪いですけれども、何と言いますかね、おせっかいなおばちゃん がお見合いとか、そういったのを理想かと思いますんで、茨城県としましてもその辺のですね、 施策をしております。マリッジサービスとかそういった形でですね。阿見町でもそういった方 が3名おりまして、活動されてるっていうことですので、そういった方に町としては期待をし ているところでございます。

○議長(佐藤幸明君) 町民活動推進課長飯野利明君。

〇町民活動推進課長(飯野利明君) 先ほどの成婚数の関係で、ちょっと補足させていただきたいと思います。合計で26件ということですが、統計のとり方が平成18年からちょっと変えておりまして、従来御説明申し上げましたのが、会員登録して、会員同士で成婚された数ということで、18年のときに御答弁させていただきました。19年以降、会員同士で成婚まで至った件数は、19年1件、21年1件、22年1件、23年度までで3件ということで、合計で会員同士でですと10件ということになります。

平成18年度から、それ以外で、一方の方が会員で、相手の方が会員以外、例えばフィーリングパーティーで知り合ったとか、あるいは別な機会を通じて知り合って成婚されたということで、基本的には会員の方が会員以外の方と成婚された、また成婚に至る間には相談員さんのいろいろアドバイスなんかを受けて成婚したということもございまして、それは別に統計をとっておりまして、平成18年度以降、会員と会員以外の方が成婚したというのが16件ということで、合わせて26件ということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。

○9番(浅野栄子君) やはりね、行政も一生懸命やらなければ、個人の問題だといって、町

長さん、引いてしまってはやっぱりだめじゃないかと思うんですね。やはり若者に町に来ていただいて、それで結婚していただいて、赤ちゃんがたくさんでき、そして町が活気づくと、それが一番だと思うんですね。ですから、今、結婚は徐々に、順調に多くなっているという実態を聞きまして大変安心いたしましたが、若者誘致にただいまいろんな福祉施策、第6次計画でもやるとおっしゃいましたが、福祉面とかそういうのではなく、あるところでは、町営アパートのようなところに、若者を対象にですね、何年間は優遇しますよ、企業を誘致するのと同じように、1年間は何かね、優遇しますよとそういうのをして、たくさん若い人がアパートに来たという町があるというんですが、そういう若者誘致ということについては、どのようにお考えでしょうか。福祉面とかではなくね、若者が飛びつくというようなのはいかがなんでしょうか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。若者誘致対策ということで、先ほど町 長がさまざまな施策を説明したとおり、町が今実施しているものでございます。それで今、浅 野議員が言われた住宅対策ということだと思うんですけれども、直接的にお金とかですね、そ ういったものを補助金とかをしあう施策と、間接的にいろんな住宅施策と、開発の施策とかで すね、学校の耐震化とかこういった施策と2通りがあって、各市町村でもいろいろな施策を工 夫を凝らしてやっていることがあろうかと思います。

今のところは、阿見町でこういった先ほど申し上げましたような施策をやっておりますけれども、今度第6次総合計画ということで、新たな施策も検討しなければいけませんので、そういった中でいろんな若い人のニーズ、また高齢者の方のニーズもあろうかと思いますけれども、特に若い人のニーズをきちんと把握しまして、その中で特に要望されているものということで、住宅への補助もその中にあるかもしれませんけれども、そういった中で検討して進めていきたいというふうに思います。

○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。

○9番(浅野栄子君) はい,ありがとうございます。そのようにして若者誘致をよろしくお願いしたいと思います。例えばですね,部長さんのお子さんですね,阿見町に帰ってくるというような気持ちはありますか。阿見町に帰ってくると言っていらっしゃいますか。帰ってくるって言ってませんよね。それはもう頭脳流出じゃありませんか。やはり町にね,町に帰ってくると,阿見町がいいと,そして帰ってくるそういうね,気配は全然感じられないんですね。ですから,もう少し阿見町のいろんな施策をですね,若者に向けてアピールするような施策を考えていただきたいと思いますが,若者に対して,これがアピールだというのがございましたらお願いします。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 定住施策ということで、うちのほう、大変田舎で、いろんな農家のつき合いとかですね、そういったものがたくさんいますんで、私の後の子供がですね、引き継がないとこの後どうしていくんだろうと、私が死ぬまでそのつき合いを続けなければいけないだろうというようなことも考えているんですけれども。その中で今、日本が、世界がグローバル化されているというようなことで、日本の若い人もさまざまな海外に行って活躍をするという時代ですので、そういった、一方でグローバル化、一方でこういったうちの田舎のほうのような古いつき合いの問題とか、その2つの兼ね合いがありますので、その流れをどうするかというのはなかなか難しいかと思いますけれども、先ほども申し上げましたとおり、町でできるもの、それから若い人のニーズをきちんとつかまえて、できるものを着実にやっていくということが町でできる施策かと思います。
- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) それでは、若者誘致に力を入れていただきたいと思います。

それでは次のですね、そこに子育て支援対策の中の児童手当というのが先ほど出ましたけれども、1つは町としてですね、優遇施策があるかどうかですね。それから、第3子を優遇するというお話を聞きます。第2子は無料化、第3子はというのがありましたが、例えば保育所に3人いて、第3子は優遇がありますね。ところが第1子が卒園してしまうと、第2子と第3子が今度2人になりますね。そうすると第3子ではなく、第2子と同じような扱いになっていると、そのようにお聞きしますが、第1子が抜けても、第3子は第3子としての手当が受けられるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。保育料の第3子、実際は3番目のお子様が1 人卒園されて2人になったという場合ですよね。そういう場合、やはり制度的には保育料は2 人目ということになりますので、3番目のお子様であっても半額というようなことになります。 ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- 〇9番(浅野栄子君) そこのところをね,ちょっとね,解釈が違うと。その子は第3子と生まれてきたのに,第1子が卒園しちゃうと第2子と同じになるという,そこのところはちょっとね,おかしいんじゃないかと思うんで,第3子として優遇して。その家庭にとっては,第3子というのはとても,町全体としても第3子はすばらしいことですよね。今,1.2何とかですから,3人ぐらい,4人ならなければ2人にならないわけでしょ,赤ちゃんが。ですから,第3子をもう少し重く見ていただきたいと思います。ですから,第3子は第3子のままの手当をですね,受けさせていただきたいと思うんですけどいかがですか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長髙須徹君。
- ○児童福祉課長(髙須徹君) はい、お答えいたします。第1子、第2子、第3子のとらえ方でございますけれども、あくまでも保育料のですね、軽減の中では、先ほど町長の答弁にありましたように、2人以上が保育所、幼稚園、認定保育園等に在籍している場合の2人目さんが2分の1、3人目以降さんが実質無料というようなことでございまして。あくまでも、保育所の入所されている人数で確認していただきたいと思います。
- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- 〇9番(浅野栄子君) じゃ,少子化対策としてはですね,1人目,2人目と数えるっていうのもおかしいのではないですか。第3子を優遇するというところで,第1子目が出てしまったら,第3子が2人目だというのは,ちょっとそこのところおかしくないですか。第3子を優遇というのはできないんですか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) あくまでも今、制度でね、保育所、保育っていうね、1つの枠の中でやってるって今言ったとおりで。要するに、やっぱり3人いても、小学校に入れば、2人が保育所に入ってるということになれば、第2子は2分の1の補助ですよという、これはもう制度上そういう形になります。それで、町がその負担をするかというと、やっぱり子育て支援は確かに必要かわかんないけど、今の制度の中で十分子育て支援の補助は出してるんじゃないかなと、そう思います。それなりに子ども手当も出てますしね、医療費の無料化もやってます。そういうことも踏まえて、何でもただということも、これもまたね、やっぱりまずいのではないかなと。税金はやっぱり平等に使わないといけないっていう、私は思ってます。この第3子に対しては、そういう制度上の問題、もうきちんとそうやって、やってるわけですから、これで進めていくということです。
- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) 私は、少子化対策問題で第3子を優遇するというのは、ほかの方もですね、第3子を産もうっていうそういう気になるわけですよね。それが制度ですから、これですからって、そんなふうに今までの概念でやっていくとですね、全然少子化対策にはならないと思うんですね。それはもう何度言っても平行線ですから。

じゃあ、医療費支援ですね。おかげさまで小学6年生まで無料化なりました。やはり義務教育の6年間まで無料にすると、そういうお考えはいかがでしょうか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) ただいま浅野議員の6年間というのは、医療費の6年間というのは今,小学校6年まで実施しているので、既に実施していますと答弁差し上げたと……。

- ○9番(浅野栄子君) 中学校まで延長はできませんか。
- ○民生部長(横田健一君) 中学校までというのは、15歳までということですよね。その辺につきましては、議会からの要望事項にもありまして、これも回答を差し上げているとおりでございまして、町の財政状況を勘案しながら、実施できるように努力してまいりたいというようなことでございます。
- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) やはり今、家庭でも大変厳しいね、ことでございますので、義務教育をかんがみてですね、そちらのほうをお考えいただきたいと思います。先ほど、町長さんがその下のですね、保育サービスの推進ということで、病児、それから病後児保育を24年度、また25年度から新しい民営の保育所でやってくださるという、それはありがたく思います。これは確実でよろしいんでしょうか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。先ほど町長の答弁にもありましたように、25年の4月から開園する新しい保育園のほうにも、病後児保育を実施するというような条件で誘致しておりますので、実施していただくということでございます。
- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) そこにある最後のですね、休日保育についてはいかがでしょうか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) これも町のほうでは、前にも議会のほうからもそういうご質問があったかと思います。そのときにもお答えしていたかと思いますが、今の町の状況では、まだそういう休日保育を実施する状況にはないというようなことで、町の公立保育所のほうでは実施はしていないわけですが、私立の保育所において、保護者のニーズとかそういうものが多く寄せられれば、それは実施していくことも検討していくというようなことで考えているということでございます。
- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) やはりですね、土曜、日曜がお休みというのはそれは公務員なんですが、やはりサービス業やそのほかの職業についている方は、土曜、日曜が休みというわけではない職業の方もいらっしゃいます。子育ての中で一番つらいというのは経済なんですが、もう1つは仕事と両立するというそういうことですので、日曜日の保育はですね、できればしていただきたいと思います、検討するというお話ですので。休日もですね、庁舎も日曜日に開庁していただくようになりましたので、保育所のほうも日曜の開庁を、検討をよろしくお願いしたいと思います。

それから、5万人を目指す人口ということで、先ほど町長さんからいろいろ福祉とかありましたけれども、例えばですね、まだ東部工業団地はたくさん広い空き地がありますけれども、東部工業団地の企業誘致などは、この先どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長(佐藤幸明君) ただいま,12番吉田憲市君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は17名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい、お答えいたします。若者を集めるというこういった中の、基本的に職場と、それから住宅の提供ですので、そういった中で工業団地は有効な施策ですので、これは事業主体である県のですね、企業局と一緒になって誘致活動を進めているところです。それで、雪印が決まりましたので、そういった関連企業につきましても今、積極的に誘致活動を進めているところでございます。
- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) 先日ですね、町長さんが雪印のほかに、もう1つ何か企業が来ますといったお話があったような気がするんですが、それの企業って、ちょっと聞き逃してしまいましたけど何でしたでしょうか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) 関連企業ということで,既に東洋科学が決まっております。
- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) その企業ですね、もしできれば企業の宿舎なり、そういうものをですね、今までこの町ではなく郊外のほうにですね、つくっていただいて、少しでも人口が、人数が増えるような施策として、そういう宿舎などをですね、紹介していただきたいと思います。また、雪印はそういう宿舎はつくらないというお話だったんですけれども、企業が来たときにはそちらのほうをですね、郊外のほうによろしくお願いしたいと思います。

それでは、私、少子化問題ということで、やはりね、子供を産む、結婚するというのは個人の問題だとそのようにおっっしゃいますけれども、やはり日本の文化、それから伝統、阿見町の人口、それを持続させるためには、人口を増やすというのは、これは究極な問題だと思います。個人の自由だ、そんなふうに考えては、人口は増える見込みはありません。やはり真剣に考えて、若者が来る、阿見町へ行こうというそういう施策をですね、今までどおりのやり方ではなく、発想を転換していただきたいと思います。今までどおり何事もないと、そういうのではなく新しい発想を活かしてですね、たくさん……。やはり、若者が来るために1年間は税金を安くしますよ、企業と同じですよね。ほかでは、定住してここにいると、何年間いるっていうとこで50万出している町もありましたよね。そんなふうにして、やはり先ほどの部長さんに

はあれだけど、優秀な頭脳が全部出ていってしまうんですね。自分の教えたすばらしい子供たちはだれもいません、優秀な子は。やっぱり阿見町がですね、それだけ魅力がもう少しないと困ると思うんです。優秀な人材を残しておけるような、魅力のあるまちづくりをよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時5分からといたします。

午前10時59分休憩

午前11時05分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 9番浅野栄子君。

○9番(浅野栄子君) それでは、第2問目の質問をさせていただきます。1問目は大変しつこかったんですが。では、第2問目はさらりとやります。

まちづくりは人づくり、人づくりは教育にあり。このフレーズはだれもが理解し、熟知しているところでありますし、教育関係の質問時には、必ず最初に発するキャッチフレーズとしております。人づくりは教育にあり。教育は、教師と児童生徒がお互いに信頼し合う師弟関係から、確かな学力を身につけ、豊かな人格の形成を培っていくものであります。しかしこの相乗効果は、元気で健康な教師の熱心な指導、支援があってからこそです。教師が不健康では、よりよい教育は成り立ちません。教育が最適に行われる環境の整備が必要不可欠であります。

まず、人的環境についてですが、これは、とりもなおさず先生が第一人者と言えます。教育関係者の集まりの席で、病んでいる教師の話題、特に精神面の心的な部分の問題が必ず出ます。これは全国的な問題として注目されています。登校拒否や長期療養休暇をされている先生が多数いるということですし、自殺も70から100件も発生しているそうです。全国の年間の自殺者数は3万人を上回り、茨城県では約700人、交通事故の死亡者が全国で5,000人、県内では200人ということから、自殺者数は大変深刻な状況と言えます。うつ病は、まじめできちょうめん、仕事熱心で責任感が強い人がかかりやすいとされています。先生方が多いというのもわかりますが、このころは20代、30代の若い方も増加しているそうです。

病んでいる教師は、平成15年3,115人、平成21年には5,458人と増え続けています。そしてまた、全国の公立小中学校で、校長や教頭、主幹教諭が一般教員へ自主的に降格する希望降任制度によって、2009年には223人が希望し、前年度より44人増えたということです。降格させられるのはだれも嫌なこと、それを自分からおりるにはわけがあると思います。主幹教諭から一般の教諭になったケースが119人、教頭から教諭になったケースが25人、副校長から教諭にな

ったケースが10人、校長から教諭になったケースが8人という事情には驚かされるところであります。

このようないろいろな局面から見ると、先生方の心は、全員と言いませんが、多かれ少なかれ病んでいるという状況が見えてきます。子供たちが安定した教育を受けられるためには、病んでいる先生を救い、増やさないために、早急に対応すべきです。どのように対策を講じていらっしゃるかお伺いいたします。

次に、心の病と重なる部分があると思いますが、先生方の多忙感の解消問題です。教育の推進には現場の先生方の力に頼るわけでありますが、先生と子供の心の通じ合いは、接する時間と比例するものです。子供と向き合う時間が多いほど、お互いを知り、信頼関係も生まれ、学習の指導、支援の効果も大いに期待されます。しかし現在、先生にゆとりがあるでしょうか。 1日の学校生活の中で、子供と一緒に遊ぶ時間はほとんどないように見受けられます。

これは、ある教育座談会で発表した先生の内容です。まず、1日の勤務時間から授業時間などを除くと、業間休み25分、昼休み20分、放課後1時間の計2時間が休憩時間ですが、この2時間の中で連絡帳に目を通し、保護者へ返事を書き、日記に目を通し、宿題ノート点検、プリント印刷、音読カード、教材の準備などなどの学級事務。遠足、記録会、運動会、修学旅行、学習発表会、不審者対応、スポーツテスト、社会見学などの校務分掌事務。そのほか作文、標語、ポスター、感想文、工作コンクール、理科研究支援など学校外の分掌事務。そして休日には学級通信、学習プリント、教材製作、学級園の耕し、動物のえさ、行事計画、成績処理など仕事は山積し、疲れていない教師がいたらお目にかかりたいと言っています。

こんなに仕事をこなして、疲れた状態でよい教育はできません。こんな多忙感を少しでも解消し、子供と接する時間をより多く持てるよう、ゆとりを持って教育に専念できるような対策をお考えでありましょうか。どのような取り組みをされていらっしゃるのかお伺いいたします。

次に、物的な環境についてお伺いします。昔、学校は文化の最先端でありました。しかし現在はどうでしょう。一般の家庭に、学校の施設環境が追随している感があります。環境の整備は学習意欲に大いに影響すると思われますが、次の施設はどのような状況になっているのでしょうか。耐震化、トイレ、冷暖房、視聴覚、これはテレビ、放射線対策など一部ではありますがこれらの環境をお伺いいたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君,登壇願います。

## [教育長青山壽々子君登壇]

○教育長(青山壽々子君) 教育環境の安定と整備について。

最初に、教職員の心の病についてお答えします。初任者や異動後間もない教職員が、精神的

な不調に陥ることが多いと、全国の実態調査で報告されています。環境が変わり、先の見えない不安などから、ストレスを感じることが大きな要因のようです。茨城県では、初任者に指導教員を配置しております。校長、教頭、教務主任は、すべての教職員に対して、目をかけ、気にかけ、声をかけという気持ちを持って接しており、定期的に個人面談をして、内面の把握に努めております。

また、町教育委員会としては、郡の校長会、教頭会、教務主任会と共催で、専門家を招き、 校長、教頭、教務主任を対象に、悩みを持つ教職員への接し方についての研修を計画していき たいと考えています。今後も引き続き、温かい職場環境づくりを進めていけるように指導、助 言いたします。

続いて、先生方の多忙感解消についてお答えいたします。現在、各学校では、学校業務の効率化、事務の軽減化などの取り組みを行っています。職員会議の時間の短縮や迅速な事務処理のために、各教員に貸与してあるコンピューターを活用したり、行事を精選したりすることにより、教員の負担の軽減を図っております。しかし、教員の仕事の内容は、これだけやればよいということがありません。そのため、一斉に退勤する日を設定していますが、なかなか守ることができない状況です。教育委員会でも、各種調査の軽減や研修会の精選、簡略化などで業務の軽減化を進めています。

2点目の質問の,物的環境についてお答えします。

最初に、耐震化については、平成27年度までに、すべての学校で完了させる計画で事業を進めております。今回の補正予算に、朝日中学校校舎・体育館の耐震補強工事を繰り上げて計上しております。平成24年度には当初の計画どおりに、本郷小学校校舎・体育館の診断に着手し、阿見第一小学校校舎・体育館の設計を実施します。また、当初の予定を繰り上げて、実穀小学校、吉原小学校の校舎・体育館の診断、及び君原小学校校舎の設計を実施します。

次に、トイレにつきましては、一般家庭での洋式トイレの普及に伴い、学校現場でもトイレの洋式化が求められております。現在、全町立小中学校のトイレ洋式化率は平均24%です。洋式化率50%を目標に、学校と協議しながら、洋式化率の低い学校から順次整備を行っていく方針です。

冷暖房では、全町立小中学校で、暖房設備については完備しておりますが、最近は夏季休暇期間中も、課外授業や部活動などさまざまな活動が行われており、冷房設備の必要性は十分承知しております。しかし、町立小中学校では耐震化工事が急務となっており、冷房設備の整備より、耐震化工事を優先して実施することになります。なお、町立小中学校に設置している暖房設備の改修時期が来ますので、改修の際には、冷暖房設備へ改修する計画で進めたいと考えております。

視聴覚教材につきましては、平成23年度に全部の小中学校に、地上デジタル放送対応テレビ 及び録画再生機器を各校1台ずつ配備しました。各学校で地上デジタル放送を受信するための 設備改修工事を行っておりますので、地上デジタル放送が視聴できるようになります。また、 各教室に配備されているアナログテレビは、映像教材の視聴用のモニターとして活用しております。

最後に、放射能対策につきましては、現在、町立小中学校の除染工事を行っております。 3 月中の土曜日、日曜日及び春休み期間に集中して工事を行い、今年度内に校庭等の除染を終える予定です。 なお、除染工事により集めた土砂は、周囲の環境に影響がないよう、大型の土のう袋に入れ、遮水の上、50センチメートル以上覆土して、一時的に校庭で保管いたします。

教育委員会といたしましては、今度とも学校の環境整備に努めたいと考えておりますので、 御理解、御協力をお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。ちょっと待ってください。ただいま17番諏訪原実君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は18名です。

9番浅野栄子君。

○9番(浅野栄子君) 今までは、学校教育というと児童生徒に目を向けておりましたから、今回は先生方に目を向けさせていただきました。やはり心の病を持っている先生がいらっしゃるということですので、子供たちにはスクールカウンセラーが学校にいるようですけれども、先生方の心の病を聞いてくださる、または相談に乗ってくださる、そういう対応はどのようにしてらっしゃるのでしょうか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長冨田耕大郎君。

○指導室長(冨田耕大郎君) それでは、ご質問にお答えしたいと思います。阿見町では、県のほうから、スクールカウンセラー配置事業ということで、2人のカウンセラーが配置されております。そのスクールカウンセラー、本来は児童生徒、保護者へのカウンセリングを中心に行うという目的で配置されておりますが、阿見町では教職員の研修などに活かしたり、教職員の悩みを聞いてもらうようにしております。カウンセラーは相談室を持っています。その相談室を全面的に開放して、休み時間、放課後にいろいろな悩みを聞いて、助言をいただいているというような実態です。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) やはり教育には元気な先生が一番ですので、カウンセリングが成功するように、元気な、心の病を持つ先生が少なくなるようにお願いしたいと思います。

2番目の先生方の多忙感なんですけれども,この多忙感は,先ほどいろいろな校務分掌を言

いましたけれども、例えばですね、理科の時間、理科の実験をするときに、実験の用意をするのに時間がかかり、それから理科の実験が終わった後の後始末に時間がかかる、次の授業になかなか間に合わない。よい授業をするためには、やはりその実験をする予備実験なんかもしなくちゃならない。これは大変時間がかかる、先生が忙しくなる。

それからもう1つは音楽ですね。私はドミソぐらいしかわかりませんけれども、やはりすばらしい先生がピアノを弾きながら子供に歌わせると、子供の音楽能力は高まるというのは、これはわかると思います。

それから、茨城県は駅伝をやっても何をやっても、スポーツがなかなか上位にはなりません。 やはりスポーツというのは、スポーツ専門の先生に御指導、それも小学校の一番柔軟なときに していただくのがいいのではないかと。ですから、芸能面とスポーツ面は、やはり小学校でも 専科の先生がよいのではないのかなというような、そういう気持ちはするんですけれども。そ うすると、その時間、担任の先生はゆとりが持てるのかなと思いますが、それについてはいか がでしょうか。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長冨田耕大郎君。
- ○指導室長(冨田耕大郎君) はい,私のほうから答えたいと思います。ほんとにまさしく, 浅野議員さんがおっしゃっているとおりだと思います。やはり教員のですね,専門性を活かす という点,またきめ細かな指導を子供たちに行うために,小学校のほうでも教科担任制,導入 していけたらなということで考えております。

阿見町では、21年度より、本郷小学校で音楽の教科担任制のほうを実施しております。また、小学校教科担任制モデル事業、本当に理科の小学校の先生の実験離れが進んでしまいます、用意、片づけ、そして次の時間に間に合わないというところで、平成23年度より始まりました。平成23年度は阿見小学校がモデル校に選ばれまして、理科の教科担任制を今、実施しております。平成24年度には、県44市町村ある中ですね、阿見町は15地域の推進地域に、実は選ばれております。そして、モデル校として阿見第一小学校が選ばれております。したがいまして、平成24年度は阿見小、第一小、2校で理科の教科担任制を実施していきたいなと考えております。また、学力向上の面からも指導室としましては、平成24年度、教務主任や教頭にもどんどんと授業に出ていってもらうようにしていきたいと思います。

最後に、中学校のスポーツの指導者ということで、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。昨日、紙井議員さんのほうからも御質問がありましたが、定期人事異動の際にですね、専門性を活かせる教員を中学校に配置しております。例を挙げますと、阿見中では柔道の指導者、女性の先生なんですが、4段で、田村亮子選手と一緒に試合をやった先生なんですが、また竹来中では、やはり剣道5段の先生が剣道の指導に当たっております。それ以外の競技につ

きましても,専門性を活かすように,校務分掌の中に部活動顧問を盛り込んでいければと考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) はい,ありがとうございます。阿見町がその重要地区の推進地域に選ばれたというのは、やはり阿見の教育がすばらしいからだと思われますので、ありがたく思います。24年度、阿見小、阿見一小に専門の先生が入るというお話でしたので、これから専門の先生はほかの学校にも何年かごとにですね、入っていく予定はあるのでしょうか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長冨田耕大郎君。
- ○指導室長(冨田耕大郎君) はい、お答えします。県のほうの考え方としましては、やはり全国学力調査、今度は理科のほうも入ってまいります。したがいまして、先ほど浅野議員さんがおっしゃっていた実験を中心に行う理科の教員、今年は1校、来年は2校、再来年は3校というような形で、各市町村、理科の教員を増やしていく予定だと、これは思いますとしか言えないんですが、予定だと思います。
- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) はい,ありがとうございます。やはり理科は,週4時間から5時間あったかと思いますので、それだけでも先生方の多忙感はなくなると思いますので、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、やはり環境も問題であるということで、先ほどお話がありましたように、トイレは50%を目標にするとおっしゃいました。これは、いつごろまでに50%を目標としていらっしゃるのでしょうか。それから、冷暖房の設備は改修時期に入れ替えをするというんですけれども、この改修時期というのはいつごろなのでしょうか。それから、放射能の対策。一時土のうに入れてっていうのですが、それの最終的な処理というのはいつごろになるのでしょうか。以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。第1点目のトイレについてでございますが、 洋式化率50%っちゅうことで、先ほど教育長が説明しておりますけれど、これについては具体 的な年次は今ございませんので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

それから、冷房でございまして、冷房については、阿見町としては普通教室、小学校で12.3%、これは舟島小学校でございまして、中学校についてはゼロっちゅうことで。ちなみに県のですね、平均で22年度の調査でありまして、小学校で9.6%、それから中学校で12.3%ということで、県のほうもまだ進んでない状況でおりまして。この冷房については、耐震化工事、

これが平成27年度っちゅうことで今、計画しておりますんで、それ以降になるかと思いますんで、御理解のほどをよろしくお願いします。

それから、放射能についてでございますが、11校、11の業者でちょうど今、放射能の測定を20メートルメッシュではかりまして、昨日説明がありましたけれども、0.23マイクロシーベルト以下を目指して、今から工事が始まるところでございまして、先ほどの教育長が答弁したとおり、小中学校の子供が近寄らないところに、遮水シートをして、土のう袋の……、何て言いましたかねあれ、フレコンバッグっちゅうのがありましてですね、それに埋めて、遮水シートでくるんで、その上に50センチの覆土をかけまして、絶対に放射能、シーベルトが行かないような形で当面管理するっちゅう形で考えておりますんで、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) やはり教育は先生と環境,これが一番でございます。今,教育関係の 先生方が答弁なさいましたことを実行していただければ,大変すばらしい教育がなされるので はないかと思います。これからも阿見町の教育に御尽力いただきますよう,要望いたしまして 終わりといたします。

ありがとうございました。

○議長(佐藤幸明君) これで、9番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、14番倉持松雄君の一般質問を行います。

14番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

### [14番倉持松雄君登壇]

○14番(倉持松雄君) まず質問する前に、遅刻をして御迷惑をしたこと、まことに申しわけなく思っております。今日は雪が大分降っておりまして。

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

実穀,吉原小学校地区に、現在のまほろばのような自由に使える施設をつくってほしいということから始まります。過日、実穀のある男性とお話をいたしましたとき、町の税金は公平に使われているのかと言われました。本郷、阿見、舟島、君原には地区公民館があり、道路整備においても人口密度の高いところが優先で、人口の少ない地域は何年たっても順番が回ってこない。吉原、実穀地区は置き去りにされているのではないか。倉持君はもう5期もやっているんだから、少し骨折ってみてはくれないかとこういうことを言われました。そこで私は、何をすればいいんですかとお伺いしましたところ、まほろばのような町の施設をつくってほしいとのことでした。私には重荷どころか、夢であってほしいと思いました。でも、夢を現実にする

のが政治だ。よし、実穀、吉原地区に憩いの里、第2のまほろばを建てよう、努力します。と は申し上げましても、私はただの町会議員です。夢が夢に終わってしまいます。

そこで町長、お願いです。私個人の意見ではなく、実穀、吉原小地区の多くの方々の願いで す。早速やってほしいということではなく、頭の片隅にそっと置いてくださいということです。 次に、小池城址公園に町営レストランをつくってはどうかの質問であります。実際のところ、 町民の声としてレストランをつくってほしいなんていう方は1人もいません。が、国保税が高 い,安くならないんですかという声は何人からも聞いております。皆さんがやたらにお医者さ んにかからないようにすれば安くなるんですなんていうことは,町会議員としての答えにはな りませんので,町民の方々が,自らお医者さんに行きたくないような環境をつくることが大切 だと思います。この世に生まれてたった1つの命、ありがたく大事に使うことが自分の役目で す。それには運命といわれる部分もあろうかと思いますが、本日は食事について申し上げます。 いつまでもみずみずしく、きれいな肌でいられるような食生活。お年寄りから子供さんまで 幅広く楽しんでいただけるような憩いの場。脳梗塞または心臓病予防とか、内脂肪、糖尿病等 の成人病あるいは文化病、また若者は、コンビニやインスタント食品に依存して、自分の健康 維持管理を忘れてしまうことのないような意識の改革の場として。例えば,不眠症や食欲不振, 昼間の寝過ぎか、間食のし過ぎか、自分で自分の体を理解し、自分の体を大切にする心がけと 食生活に気をつける場と思いを新たにする場になったならば,お医者さんに行く回数は自然に 減ると思います。

現在,一般被保険者療養給付費は約27億円です。その他もろもろを合わせると、40億円近くになるのではないかと思います。この金額の1割でも減らせたら、このレストラン構想は実に有意義なものになります。町内来場者にはポイント制度を与え、国保税の減免をしてはいかがでしょうか。それから、町外から来られた方には、何らかの優遇をする必要があるのではないかと思います。また、食材に関しては、実穀にある有機センター、あるいは農協愛菜園などその他の生産者の皆さんにお願いをしたならば、農業の活性化にもなるのではないでしょうか。将来的に価値はあると思います。慎重にお考えをいただきたいと思います。

次に、デマンドタクシーについてでありますが、過日、1月中旬、ある78歳の女性から「あみまるくん」はありがたい。けれども、行きはよいよい帰りは怖い、待ち時間が長いと。往復よいよいにしてくだされば、さらにありがたいということでした。増便の声高しということであります。

次に、都市計画道路寺子飯倉線を大形まで延伸整備することであります。そうすることによって、町全体の利便性が向上されます。大形に居住される皆さんだけでなく、他の方が大形に行くにも時間が短縮されます。最近は私も、大形のほうに行く機会が大変多くなっております。

以上4点、お伺いします。町長の御答弁をお伺いいたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

## [町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) どうもありがとうございます。笑いを含めながらということで、本 当にありがとうございます。それでは、倉持議員の質問にお答えします。

まず、実毅、吉原エリアにまほろばのような自由につかえる施設をつくってほしい。これは、 私が議員のときに、竹来中学校地区に3つの地区館ができるっていうことでね、竹来中学校地 区だけで3つできちゃうっていうことは、ほかの地区でも欲しくなったときにどうすんだとい う話、そして反対をした経緯がありました。そしてまた、吉原の広聴会等でもいろいろこうい う話が出ました。しかし、地区館自体がもしも建てても、それだけ経費倒れして、とても運営 はできないんじゃないかっていうようなことで、広聴会では、まず難しいでしょうっていう話 をさせていただいた覚えがあります。

まあ、それから入っては失礼なんですけど、まず初めに、実穀、吉原エリアにまほろばのような自由に使える施設をつくってほしいについてであります。福祉センターまほろばは、昭和60年に開設し、高齢者の健康、教養向上のための事業、趣味教室やレクリエーション等の高齢者の福祉増進に取り組んでまいりました。現在は、シルバークラブ連合会及びまほろば趣味同好会の拠点となり、年間5万人以上の利用をいただいております。非常に阿見町の人たちとしては、一番のヒット商品ではないかなと思っております、まほろばは。

さて、実穀、吉原エリアに、まほろばの施設のような自由に使える施設をつくってほしいということですが、阿見町第5次総合計画後期基本計画の土地利用計画においても、施設の計画は予定されておりません。また、現在作成中の阿見町長寿福祉計画・第5期介護保険事業計画にも、引き続き、福祉センターまほろばを高齢者の拠点として位置づけて、利用していく考えであります。福祉センターが老朽化し、建て替え等の事態も想定されます。これからの高齢者関連施設の建設については、今後策定予定の第6次総合計画の中で検討していくべきものと考えております。

次に、第2点の、小池城址公園に町営レストランを開業してはどうかについてであります。 小池城址公園は、1500年ごろに下小池城が存在していた場所、約15へクタールのうち、4へクタールを城址公園として一般開放をしています。また、現在の状況としては、平成11年度よりボランティア団体のいばらき森林クラブが中心となり、間伐、下草刈り、植林を実施しながら里山づくりを行い、以前の雑木、雑草に覆われた小池城址公園とは見違えるくらいに整備が進んでいるところです。アクセスの不便さから、来園者は余り多くないと推察しております。 このような状況の中、現時点において町営レストランを開業することについては、地域の自然環境を守ることやレストラン建設、運営に係る費用効果など、多くの課題もあり、総合的に考え、整理をしていく必要があると思います。ただ、1つの視点としてはおもしろいなと。それは言いましたら、神田池っていう、この地域をね、きれいにしたときに、その隣接でこういうものができたらほんとにおもしろいなと。それはアウトレット等がね、あるし、工業団地があると。その道路沿いに神田池がありますんで、この里山をどうやってきれいに、きれいしたときにその隣接に民間の人がやってもらうのが一番いいんですけど、そういうものが出てくるとほんとにおもしろい、また1つのまちづくりの視点になるなと。この問題点を提起されたときに、そんな考えが自分自身には浮かびました。これも施策の1つでありますし、何かおもしろいことができるのかなあと、そういう思いをしております。

第3点目の、デマンドタクシー「あみまるくん」増便要望についてであります。デマンドタクシーについては、運行を開始してから早いもので1年が経過しております。おかげをもちまして、利用者の方々には好評をいただいており、利用者数も順調に増えてきております。当該事業は、評価検証を行いながら運行する、いわゆる実証運行の段階であり、利用状況等の分析や登録者に対するアンケート調査を行うなど、利用者ニーズの把握に努めております。そうした中、平成24年度には、運行事業者等の関係機関と調整を図り、運行車両を増車する予定としております。今後も、少しでも多くの方々に利用していただけるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

次に、4点目の、都市計画道路寺子飯倉線を大形まで延伸したほうがよいと思うがどうかについてであります。都市計画道路寺子飯倉線は、当初平成8年4月に都市計画道路荒川沖寺子線の延伸として、寺子地内から阿見東部工業団地を結ぶ延長約5キロメートル、幅員17メートルにて計画決定した道路でございます。平成11年6月には、阿見東部工業団地内において、終点である交差点の位置が変更となり、延長が50メートルほど伸びております。現在、寺子飯倉線は、柏根交差点から、終点である東部工業団地の星の里交差点までの、約3.2キロメートルの区間については開通しております。

議員御指摘の延伸部分については、東部工業団地の造成工事に伴い、飯倉地区と塙地区を結 ぶ主要道路である、町道第0112号線までの約700メートルが整備されております。町は、既に 計画決定している都市計画道路から、段階的に整備を進める方針で、現在、JR荒川沖駅方面 や本郷第一区画整理事業区域へのアクセス性を高めるため、荒川沖寺子線や中郷寺子線の整備 に着手しております。

都市計画道路は、都市の将来像を達成し、円滑な交通ネットワークを形成するために定める ものであります。総合計画などの上位計画との整合性や、周辺の土地利用計画などより広域的 な視点での計画が求められております。都市計画道路寺子飯倉線の大形地区への延伸につきま しては、社会情勢の変化や将来の交通事情を勘案し、今後の課題としていきたいと考えており ます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 14番倉持松雄君。

○14番(倉持松雄君) 大変丁寧な御答弁,ありがとうございました。中でも2番目のレス トラン開業についてでありますけれども、私も通告にちょっと細かく書いてございませんでし たので、答えとしては何かが書くのかなあと思いましたけれども。レストラン開業など町民の だれから言われたわけでもございませんので、そんなばかな話、レストラン開業など考えたこ ともありませんし、今後も考えることなど一切ございませんというような簡単な答弁があろう かと思いましたら、今、町長の答えを聞いていたら、いや、どうして、どうして、執行部の脳 みその大きさに驚きました。ほんとに奥深い丁寧な御答弁、ありがとうございました。敬服す る次第であります。執行部の皆様におかれましては、健康に留意されまして、私の質問をすぐ やれというわけではなく、頭の片隅に置いて、焦らずたゆまず、ますます仕事に精励されます よう、お願いをいたしまして質問を終わります。

○議長(佐藤幸明君) これで、14番倉持松雄君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番川畑秀慈君の一般質問を行います。

3番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

# [3番川畑秀慈君登壇]

○3番(川畑秀慈君) それでは、通告に従い、質問をいたします。甚大な被害をもたらした 東日本大震災が発生してから、もうすぐ1年を迎えようとしております。被災地ではいまだに、 復旧・復興が思いのほか進んでおりません。阪神淡路のときもそうでしたが、日本の災害対策 で、復旧・復興はすべて失敗に終わっております。日本国憲法の中では、国は国民の命と財産 を守るとうたわれております。当然、地方自治体にもその責務はあります。しかし、阪神淡路 大震災のときも、今回の東日本大震災のときも、具体的な対策はまだ実施をしておりません。 1月23日の新聞には、マグニチュード7クラスの首都直下型地震が、今後4年以内に約70%の 確率で発生するという試算を、東京大学地震研究所の研究チームがまとめたという記事が掲載 されました。いつ大きな災害が発生するかわからないのが現状です。3.11からもうすぐ1

年たつ中,住民の命と財産を守るために,阿見町として何を実施し,これから何を行うのか, 防災に関する質問をしたいと思います。

1点目としまして、これからつくる地域防災計画策定はだれが行うのか。

2点目。東日本大震災の教訓を活かした防災対策として、今まで何を実施してきたのか。この2点についてお伺いいたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

## 〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 防災対策についてお答えいたします。

まず第1点目の、地域防災計画策定はだれが行うのかについてです。災害対策基本法第42条には、町防災会議が、防災基本計画に基づき、町地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要が認めるときはこれを修正することとなっております。

次に2点目の,東日本大震災の教訓を活かした防災対策として,何をしたのかについてお答えいたします。ソフト面につきましては,まず地域防災計画の全般的な見直しです。上位計画である国の防災基本計画と,県の地域防災計画との整合性を図る必要があることから,見直しには時間を要するため,町サイドでできる作業を進めているところです。

具体的には、独立行政法人防災科学技術研究所の協力を得ての管理職への災害図上訓練や、防災計画を改定するための検討会を実施しました。来年度以降も引き続き、防災科学技術研究所の指導協力を得て、防災力の向上に努めていきたいと考えております。さらに、企業等との防災協定の拡充を進めております。昨年は、災害時の特別養護老人ホーム等との福祉避難所の設置運営や、ゴルフ場との災害時支援協力に関する協定等を締結いたしました。また、今月中には1件、町内企業と、物資供給に関する協定を締結する予定でおります。

ハード面につきましては、最良な情報通信システム構築のため、基本調査を実施し、同報系 デジタル防災行政無線の整備を、基本的に進めてまいりたいと考えております。震災復興まち づくり基金を活用しての防災資機材、避難生活物資の整備として、来年度に防災倉庫未整備の 各小学校に整備を行いたい。簡易トイレや食料の備蓄を増強するとともに、並行して企業等の 防災協定を拡充していきたいと考えております。さらに、停電対策として、防災拠点である町 庁舎に自家発電機を設置する予定でございます。

○議長(佐藤幸明君) 3番川畑秀慈君。

○3番(川畑秀慈君) ありがとうございました。今現在つくられておった防災計画につきましては、約300ページ近いページがあって、その中のほとんどが応急対策に終始していた。これは、全国的なひとつの、そういうつくり方で来たのは確かなんでありますが。この地域防災

計画を策定していくときに、ぜひ行政、当然担当課の職員もそうでしょうし、また町民、また 議会、また専門家を交えた上で、きめ細やかな具体的な防災計画をつくっていく必要があるの ではないか。一方的にただつくっていくと、実際現場に落ちたときにはなかなか使えないもの ができてくることが多々ありますので、ぜひ防災計画策定に関しては、幅広く具体的な意見を 聴取した上でつくっていただきたいと、こう思っております。

そこで1点。これは要望としてなんですが、地域防災計画ができ上がったとき、私も前、サラリーマンをやっていたときにはよく、半導体の新しい装置が入りますと、メーカーにトレーニングに行きまして、その取り扱い説明書が非常に分厚いんですね。分厚い説明書をいざ現場ですぐ使えるかというと全く使えない。ですから、そういうものを現場で各担当が、一つ一つの項目ごとにすぐ使えるような、図入りでわかりやすい取り扱い説明書といいますか、防災の計画、どうアクションを起こしたらいいんだというものを、再度またつくり直すのも必要かと思います。ぜひその点のところもよく検討していただきたいと思います。

今,いろんな形で防災計画の,これから何をやろうとするのか,また今までどういうことを やってきたのか,ちょっと出てまいりましたが,質問の1つとしまして,この計画を立てるま でに何をすべきかって,いろんな集約をするまで会議があったと思います。どのぐらいこの会 合を行いまして,そしてまたどのくらいの時間行ったのか。また,今回ここに,今町長の答弁 があったもの以外に,出てきた内容とはまた議題として上がったのかどうか,その点ちょっと お伺いしたいと思います。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。 ○生活産業部長(篠崎慎一君) ちょっと確認させていただきたいんですが、今現在の防災計画をつくるまでの過程での話でよろしいんでしょうか。こちらはですね、その当時担当しておりませんでしたが、聞くところに……。
- ○3番(川畑秀慈君) 今現在っていうか,過去にできたものではなくて,今回の震災後。
- ○生活産業部長(篠﨑慎一君) 震災後ですか。これから見直そうというような形でということでございますね。そちらにつきましては、まだ具体的には、昨日の藤井議員等の御質問にもお答えしましたように、国、県との整合を図るために、中身的なものはですね、町でできる範囲という形でやっております。そういった中で今回はですね、震災の教訓としまして、想定外とかそういった言葉がいろいろ出されましたので、想定外というようなことがないようにですね、震度につきましてはマックスであります震度7等を想定しまして、それからあと地域の重要性というのがあるものですから、できれば自主防災組織等においていきまして、そういった中で地域の自主防災組織の計画、そういったものをですね、積み上げた中で、町の防災計画ができればというふうには考えております。具体的にはまだですね、スケジュール等の青写真は

ありませんが、考え方としましては、そういったことでやっていきたいとは考えております。 ○議長(佐藤幸明君) 3番川畑秀慈君。

○3番(川畑秀慈君) ありがとうございます。ぜひこれは具体的に進めていただきたいと, こう思います。1年前の震災で,ある意味でライフラインが非常に弱かったのは住吉地区であ りました。広域で,特に水道関係またはこういうものを備えているところは,大きな災害があ ったときには,長期にわたってやっぱり復旧がおくれるということは当然でありまして,そう 意味では町内は復旧が早かったという。広域とはいっても,土浦とはまた別ラインでありまし たので,その点では早く復旧したんですが。

もし今また同じような問題が、例えばマグニチュード7が直下型で起きたりしたならば、1年前よりももっと大きな被害が当然あると思いますし、そのときのことを考えますと、先日も公明党として町長のほうへ要望書を提出させていただきましたが、やはり生活用水の確保というのが、非常に問題になってまいりました。飲料水はもとより生活用水として、いろいろ水洗トイレであるとか、水の不足が大きな問題になりました。そういう点からしましても、ぜひ生活用水の確保。水戸あたりではもう既に、地域別に井戸マップを作成したり、水質の検査を行って、いつでもすぐ使えるようにということもやっておるようでありますが、これもぜひ重要項目としまして、生活用水の確保、水質検査等も率先してぜひ進めていただきたいと、このように思います。

もう1年,間もなくたちます。その中で,町民の意見としては,1年たつんだから何か具体的に手を打ったのかなということはよく聞かれますが,なかなか放射能問題等,ほかの問題があって進まなかったということも重々承知はしておりますけれども,もうここできちんとタイムスケジュールをぜひ立ててやっていただきたいと,このように思います。

この点に関しては、個人で取り組んでやらなきゃいけないもの、そしてまたこの地域で取り組んでいくこと、そういうところも含め、また行政でこれから取り組んでいくべきこと、いろいろ項目ごとに分けて、今すぐ取り組まなくてはいけないことに関しては、しっかりと具体的にしてタイムスケジュールを立て、町民の皆さんにもお知らせする。

また地域の皆さんにも、具体的に、もし何か災害があっても大丈夫なように準備をしていこう。行政でも、こういうスケジュールで、こういうものは、この時期までにはきちんと準備をしていくといったものを目に見える形で、ぜひ広報等にも載せていただいて、防災に対する意識、すべて行政にお任せするというのではなく、自分たちもそこにかかわって、防災に強いまちづくりをしていくんだということを周知徹底、また問題を共有化していただければと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 今,川畑議員が言われたとおり,水の確保ということで,やはり今後ね,小学校,中学校等のね,井戸というものも,よく考えていかないといけないと思いますし,やはり水の確保が非常に大事だということで。いろんな施策があると思うんで,各地域に井戸を持っている人に対してどういう,1地域1つの井戸が必要だとか。特に土浦市あたりでね,自分のとこに井戸があったんで,水を与えますよというようなね,そういう張り紙をして非常に地域で助かったと。あと企業訪問したときに,つくばとかそういう人たちが,企業から水をもらっていたとかそういうことがありますんで,一番生活で大事な水というものをやっぱり確保していきたい,そういう施策は早目にやってきたいと。

あと、一等最初に言われた、特に計画が、計画、計画で、何か机上のものばっかりになって しまうと。やはり現実的にどういうふうにしたらいいのかという、その計画をしないといけな いと思うんですよね。だから、現実に沿った中での計画づくりっていうものをやっていくのが 大事なのかなと。その点も、今、川畑議員が言われたような状況をつくっていくのが私たちの 役割かなと思ってますので、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 3番川畑秀慈君。

○3番(川畑秀慈君) ありがとうございます。具体的に目に見える形で、ぜひ防災に強いまちづくりを進めていただきたいと思いますし、防災に関しては、今これから人口動態が変わってくる中で、どこに住んだらいんだといったところを考えてみましても、やはり災害に強いまちというのは、1つは大きな魅力にもなってくると思いますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

○議長(佐藤幸明君) 3番川畑秀慈君。

○3番(川畑秀慈君) 続きまして、2つ目の放射能対策についてちょっとお伺いしたいと思います。今、阿見町は放射能対策に関して、放射能対策室が中心になり進めております。放射能問題が大きく取り上げられる中、国、県の対応がなかなかはっきりしない。その中で各市町村はどう対応すべきなのか、非常に混迷をしております。その中、阿見町は近隣の市町村に先駆けまして、対策室を設けて放射能対策が進められてきております。環境省のデータマップによりますと、昨年の汚染直後と比べまして、本年6月末の予測データでは、年間1ミリシーベルト被曝する地域は非常に少なくなってきて、全体の3分の1ぐらいは、阿見町もそこから1ミリシーベルト以下ぐらいになるのかなと、表を見てみますと感じましたが、そういう形で自然に放射線量が低減して、除染をしなきゃいけない対象から外れてくる地域が増えてまいります。

そこで、放射能対策についてお伺いします。現時点での除染状況、昨日もちょっと説明があったかと思うんですが、それを1点。それと2点目の、町内の高濃度汚染地域はどこなのか、

それもちょっとお伺いして、それに対してどのような対策をしたのか、この3点、ちょっとお 伺いしたいと思います。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 放射能対策についての質問にお答えをいたします。

まず1点目の、現時点での除染状況は、についてであります。当町の放射線の状況は、日常生活を制限するレベルではないものの、子供たちが受ける放射線量をできるだけ低く抑えるという観点から、子供関連施設を最優先とした除染作業を行っております。現在、全員協議会でも御説明したとおり、町内小中学校11校、保育所4所及び児童館2館の敷地全体を対象に、小学校以下においては地上50センチ、中学校においては地上1メートルの高さにおいて、それぞれ1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の放射線量が測定される箇所等について、徹底的に除染するとともに、主な公園26カ所の砂場の砂の入れ替え等、本格的な除染を3月末までに完了する予定で作業を進めております。

それ以外の公共施設,及び主な公園の砂場以外の除染等については、来年度,この本予算において予定をしております。なお、主要道路や民有地については、環境省と協議中であります。次に2点目の、町内の高濃度汚染地域はどこなのかについてであります。町では、町内のあらゆる地点で放射線量の測定を行ってまいりました。その結果、日常の生活空間において、宅地の側溝や雨どいの下から、0.23マイクロシーベルトを超える放射線量を観測しておりますが、人が長い時間過ごす場所ではありませんので、人への影響はほとんどないということになります。

以上のように、現地における測定結果の事実並びに国、県の見解、これまでに実施した県立 医療大学、茨城大学の講演会及び助言等から、町の放射線の状況は日常生活を制限するレベル ではないことがわかっておりますので、町内に高濃度汚染地域は存在しないと認識しておりま す。

次に3点目の、町内の高濃度汚染に対して、どのような対策をしたのかについてであります。 町内に高濃度汚染地域は存在しない、また日常生活を制限するレベルではないという認識では ありますが、平常時よりは放射線は高くなっておりますので、町では子供の生活環境を優先に 対策を行うということで、前述のような除染作業を実施してきております。また、一般家庭に おいて、雨どいの下等が局所的に高くなっている場所については、地面に1時間とまっていた ら、その放射線量を受けるという値であるとともに、そこから1メートル離れただけで、放射 線量は約80%減少することが、訪問測定の集計結果からわかっております。

なお、小さいお子さんがいて、雨どいの下等で長い時間遊んでしまうというようなケースの お問い合わせのときには、その処理方法について、放射能対策室でお答えをしております。処 理方法の具体的な例を申し上げますと、雨どいの下等の土壌を天地替えする、削り取った土壌を土のう袋に入れて、地下に埋めるというような処理方法になります。このことは、今後発行する「放射能特集、広報あみ臨時号」を全戸配布することによって、情報提供させていただく予定になっております。また、そのほかの公共施設については、局所的な場所への対処として、随時清掃等により除染に努めているところでございます。

○議長(佐藤幸明君) 3番川畑秀慈君。

○3番 (川畑秀慈君) ありがとうございます。高濃度の地域は、特に今存在はしていないということでありますが、人が生活していく上において線量的には危険度はない、これは私も認識はしております。ただ1点、町で管理している調整池等、かなり放射性物質を含んだ汚泥がたまっておりまして、それはすべて清掃、除去、撤去されております。しかし、民間が管理していたり、またそういうところに関しては、まだ全然これは手が入っていない。そこに立ち入らない、また生活空間上、特には問題ないということで、この除染計画といいますか、その中にはまだ入ってきてないようでありますが、実際に民間の、生活している中に、高濃度の放射能に汚染されたものが沈殿しているというか、そこにあるという事実を踏まえて見ますと、非常に住民の皆さんは心配をしている。安全だと言われても、そこに実際に、中に入るとそういうものがあるという事実がわかっている分、かなり問題意識は高いし、危険視していると思われます。

私もあるところで相談を受けまして、そこの汚泥をちょっとはかってみましたら、2万6,000ベクレルだった。これはすぐ近くで放射線をはかると、はかってないんでデータ的には何とも言えないんですが、やはりかなりの被曝線量に、当然直接近づけば、なってくるかと思いますが。民間の管理している調整池、また側溝であるとか、民間、公的なものを問わず、住民の生活の中にはそういうところがまだまだたくさんありますし、当然すべてまだ除去できるような、保管場所の問題等を考えても、ないのはわかるんですが、その点、これから先どのように考えていくのか。

町内の河川の河口も、これから多分問題になってくるかと思います。霞ヶ浦に流れ込んでいる花室川の河口の汚泥は、この何万ベクレルから、けたが1けた違った形で汚染されている。 休憩所で大野議員なんかも、魚が霞ヶ浦で汚染されてるんだって話もよくしておりますが、それは間違いない事実であるかと私も思います。

やはりこうなってみますと、放射能問題に関しては収束するんではなくて、これからまたいろんなことがだんだんわかってき、自然環境にも、また生物においてもあらゆるところで影響を及ぼして、問題がまだまだ膨らんでいく可能性を十分に持っている。そういう意味からしまして、この濃度の高い放射能物質、汚染された物質、これに関して、これから先どのような対

応をしていくべきだと考えておられるのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) はい,お答え申し上げます。2点ほどの質問でありますので、お答え申し上げます。昨日の答弁でもお答えしましたように、阿見町の空間線量は、国の定めた基準の年間1ミリシーベルト前後でありまして、比較的低線量地域ということでございますので、敷地内の側溝あるいは雨どいの下等の除染で、十分国の基準を下回るということになるかと思います。

先ほど御紹介ありました個人の所有するですね,調整池等に道路の排水等が流れているような場所も見受けられますので,これについては状況によって個別対応させていただきたいと思います。現時点で把握している案件につきましては,除染までは町のほうで対応させていただきたいと思ってます。ただ,何度かお話し申し上げましたように,国の除染ロードマップによりますと,平成27年までに,県内に中間処理施設を設けるということで進めているんですが,具体的にはまだまだ具体化されていないというような状況でございまして。また,町内での保管場所の特定できないような状況でございますので,今後国,県あるいは関係者とともに協議をした上で,関係各課と関係する場所とも解決に向けた方法を模索していきたいと思ってございます。ただ,先ほど申し上げましたように,日常生活を制限する値でございますので,もし心配であればですね,近づかない方法をとっていただくということも1つの方法かなと思います。

それとあと、河川等の流入、河口の放射線量の問題でございますが、現在阿見町の除染実施 計画を立てている最中でございますけれども、国、県もそれぞれ除染計画を立てることになり、 それも県も国のほうの助成を受けることになってございます。ですので、県の除染計画等々も ですね、確認して、何らかの機会のときに御報告したいと思ってございます。

以上でございます。

○議長(佐藤幸明君) 3番川畑秀慈君。

○3番(川畑秀慈君) ありがとうございます。何とか町で除染の対応をしていただけるところはしていく中で、町民の安心安全を図っていただきたいと、こう思いますけども。国、県ともに、なかなか放射能対策に関しては進んでいない。これから速やかに進むのかと思っても、多分これは長期化して、簡単には結論が出ない問題だと確かに思います。実際に、放射能汚染したものをどこに保管するんだ、県で一時保管場所を決めますと言っても、県の中のどっかの市町村のどっかの場所に、それはつくらなきゃいけないということにもなってまいります。ほかから、ほかの地域のものを我が町で引き受けてやるのかというと、なかなかそれをうんと言

う自治体はないかと思います。そうしますと、具体的な形で多分進んでいくのは、どうなるか というと、我が地域のものは我が地域で、一時的に保管場所をつくらざるを得ないんじゃない か。こう思いますが、その点はいかがですか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対 策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長(大野利明君) お答え申し上げます。これは阿見町だけの問題ではなくてですね、県南市町村、12市町村で連絡協議会をつくってございます。それぞれの担当者が一番今頭を痛めている点は、市町村内の保管場所でございます。かすみがうら市のほうでは、3カ所ほど候補に挙げて当たってみたんですが、ほぼ3カ所とも大反対だということで、拒否をされたという実態もございます。ほかの取手市、守谷市等の放射線の高い地域でもやはりそれで暗礁に乗り上げているという情報等もございますので、これについても先ほど申し上げました、平成27年度県のほうで予定している中間処理施設をなるべく早くつくっていただくように、県、国のほうにお話をしていきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長(佐藤幸明君) 3番川畑秀慈君。

○3番(川畑秀慈君) ありがとうございます。県がどういう形で中間処理場というか、一時保管場所をつくっていくか、その点もなかなかこれから先進む見通しは、何年までにやるとはいっても計画通りいくのか、いかないのか、これも非常に難しいところではないかと私は感じております。具体的な進め方としては、多分これは各自治体で、いろんな形で市町村で考えていかざるを得ない案件の1つになってくるかと思います、最終的には。今はまだ国とか県の方針がはっきり決まってない中で、安易に町のほうで先走った形でやるかっていうと、なかなかそうもいかないのもよくわかるんですが。最終処分場は国が決定していく、その中で自治体は自治体として、やはりそういうことも念頭に置いて、これは対策を進めていくべきだと私は思います。

結局,国も県も決まらないから,じゃあ私たちの町は放射能汚染された高濃度のものに関して近寄らない,ふたをして知らんぷり,それが民間の生活の中に実際に残っているということは、やはりこれは非常に住民の皆さんは不安がると思いますし、非常にこれは後々また大きな問題にもなってくると思います。ぜひ町民の安心安全を守るためにも、一時保管場所、このことも念頭に置いて、放射能対策も進めていただきたいと思います。簡単にすぐ結論は出せない話であるかと思いますが、この点はしかし大事な点であると思いますので、ひとつ提言をしておきたいと思います。

先ほども、安心安全の町に、人は生活するんであればそういうところがいいという話もあり

ましたが、まさに放射能対策もその中で大きな判断基準にもなってくるかと思います。放射能対策に関しては阿見町に倣えと言われるように、ぜひなっていただきたい。ある意味では非常に注目されて、悪いイメージを与えてしまいましたが、これを逆手にとってというわけではないんですが、行政の力、また皆さんの知恵を出していく中で、周りの自治体と比べて阿見町は進んでこういうことをやったって。それで、除染の作業を進めて、安心安全な町としていいねって言われるような、そういう町にしていただきたい。また、住民の皆さん、これから特に若い方がどのような地域に住まわれるかというと、やはり子供を安心安全に産み育てられる地域に、人は集まってこられるかと思います。ぜひこの対策も、同じやるんであれば、他の自治体に先駆けてスピード感を持って、一つ一つの施策を進めていただきたいと思います。以上のことを提言といたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(佐藤幸明君) これで、3番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、4番難波千香子君の一般質問を行います。

4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

### [4番難波千香子君登壇]

○4番(難波千香子君) 通告に従いまして、災害対策についてお伺いいたします。

まず、災害情報伝達システムの進捗状況についてであります。災害が起きたとき、町民がまず必要とするのは正しい情報であります。まず何が起きたか、どういう規模で起きたのか、そしてどういう行動を起こせばよいのか、どこに避難すればよいのか、このような情報の伝達は瞬時になされるべきであり、一刻の猶予も許されません。被災地において行政から町民へ、町民から行政へ、正しい情報が確実に伝わる仕組みの構築が必要であります。いつどのような災害が起きても対応できるよう、複数の手法を組み合わせて、その特性に応じた情報を迅速かつ的確に伝達していくことが重要であると思います。

昨年6月の質問の答弁におきましては、災害時並びに平常時でも、すぐれた効果が得られる情報システムを取り入れる状況をつくっていきたいとのことでありました。そこで、以下4項目の情報伝達方法について、お考えをお伺いいたします。

まず、子供の安全情報などを伝える子ども安全メールを充実させ、防災情報のメール配信サービスを迅速に伝達することが重要であります。緊急情報が速やかに伝わり、早急な対応がとれるのかどうか取り組みをお伺いいたします。また、それを発展させた、町民に携帯電話のメール配信による地震災害情報の伝達手段の拡充を早期に実現できるよう、取り組みをお伺いいたします。これは難聴者に配慮できるものとして、積極的に取り組みをお願いいたしたいと思います。

また、携帯電話会社が提携するエリアメールの導入についてお伺いいたします。提供できる情報としては15項目で、この中には、大規模な停電情報や帰宅困難者向け情報、救援物資に関する情報、電気、水道等の復旧情報も含まれます。エリアメール対応の携帯電話利用者は申し込みが不要で、月額使用料、通話料なども一切無料で利用することができ、阿見町内に滞在していれば、これらの情報を自動的に受信することが可能となります。1月31日からはNTTドコモに続き、auやソフトバンクなどサービスを開始しており、大方の機種で受信が可能となっておりますので、特定区域内の携帯電話に緊急情報を一斉配信できる、エリアメールの導入について見解をお聞かせください。

2項目めは、防災行政無線の今後の計画についてであります。基本計画調査を昨年6月発注 したとのことでありますが、整備基本計画を作成するとともに、基本設計に当たり、先進都市 の事例の調査など概要についてお伺いいたします。また、放送内容が聞き取りにくいという状 況の対策も必要と思いますので、個別受信機等はどうなのか、FMラジオ型の小型受信機を使 用する方式も開発されたと聞いております。行政から災害情報が発信されると、自動的に一般 放送から防災行政無線に切りかわる防災無線地震ラジオの提供とあわせてお聞かせください。

3点目は、防災情報フリーダイヤル事業についてであります。通信料無料のフリーダイヤルで24時間対応のサービスでありますが、音声自動対応サービスは導入費用が安価であり、経費は19万2,000円。広報車での対応に加え、音声自動応答サービスも有効に活用してはどうか、お伺いいたします。

4点目。簡易ブログとも、ミニブログとも呼ばれるツイッターについてであります。今回、 県や市町村の庁舎に設置された公式サイト用のサーバーは、地震や津波、それに続く停電によ り機能しなくなるケースが相次いだ中、被災地の外にあるサーバーがあるツイッターのサービ スは停止することなく、携帯電話のパケット通信さえ利用できれば、どこからでも情報の更新、 閲覧が可能だったことが災害の強靭さの証明になりました。日常の町政関連の情報伝達として、 町の公式ツイッターの開設はどうかと思いますが、見解をお聞かせください。

2項目めといたしまして、緊急医療情報キットのその後についてであります。最近では守谷 市が事業を開始したということを聞いております。配布対象者、65歳以上の人だけの世帯、重 度障害者、ひとり暮らしの高齢者などでありますが、駆けつけた救急隊員が迅速な処理がとれ るのが特徴であるため、町長の御見解をお伺いいたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

## 〔町長天田富司男君登壇〕

〇町長(天田富司男君) 災害対策のうち、まず最初に、災害情報伝達システムの進捗状況に

ついてお答えいたします。

昨日の紙井議員の質問にも答弁しましたように、災害発生時等における住民への情報伝達手段につきましては、場面場面に応じて、最良な情報通信システム構築のために何がいいのか、各種の情報通信システムについて検討しているところであり、同報系デジタル防災行政無線の整備を基本に考えているところであります。

まず1点目の、子ども安全メールを充実させ、防災情報のメール配信サービスやエリアメールの活用についてですが、阿見町では、平成19年に全小中学校に、小中学校連絡網用メールソフトを整備いたしました。各学校では、教職員と多くの保護者の方がメーリングリストに登録してされており、早急に連絡しなければならない情報等を配信しております。現在、茨城県では、メール配信システムのない学校が多いことから、緊急情報メール配信システムを開発中で、平成24年度には、市町村や学校に対する説明会が開催される予定となっており、現在のシステムと性能を比べ、すぐれたものならば、このシステムへの切り替えを検討したいと考えております。

また県では、防災に関する情報を電子メール、携帯電話やパソコンに、茨城県防災情報メールとして配信しております。茨城県防災情報メールでは、気象関連情報や避難勧告などの避難 関連情報が市町村単位で配信されますので、こちらの普及啓発とあわせて、全町民を対象にした緊急速報エリアメールを配信できるよう、進めてまいりたいと考えております。

次に2点目の,防災行政無線の今後の計画について,個別受信機の設置についてお答えいたします。これも昨日,紙井議員の一般質問でもお答えいたしましたが,現在,町民への情報伝達手段として,運用面,費用面等から最良な情報通信システム構築のため,基本調査を実施しております。その中で,情報通信設備の構築整備に当たっては,即時かつ一斉に,広範な地域に,災害などの予防や災害時の各種情報を,容易かつ確実に伝達することができる同報系デジタル防災無線を整備し,住民に対する直接的な情報提供手段を確保するとともに,現場情報の収集活動や,現場との連絡調整が容易な移動系無線を更新していく2通りの方法を基本に考えております。今後の大まかなスケジュールとしましては,平成25年度実施設計,平成26年,27年の2カ年で整備し,平成28年度より運用開始というようなスケジュールを考えているところです。これは昨日も,前倒しでできるような,早目にやっていきたいという,そういう再答弁をさせていただいております。

また、個別受信機の設置につきましては、維持管理の面からさまざまな問題があるため、まずは、避難所や行政区への同報系防災無線を優先に整備していきたいと考えております。

次に3点目の,防災情報フリーダイヤル事業についてお答えいたします。同報系防災行政無線で放送した防災,災害等の緊急の情報が聞こえづらい場合もあると考えておりますので,無

線を整備する際にはあわせて行っていきたいと考えております。

次に4点目の、公式ホームページ、簡易型ブログ、ツイッターを活用した情報伝達配信についてお答えいたします。ツイッターは、利用者がインターネットで140文字以内の短文を発信する簡易投稿サイトのことですが、こちらについては、利用対象者等も一部に限られることから、緊急速報エリアメール等、まずは多くの町民を対象にした情報提供システムの活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害対策の2点目の、緊急医療情報キット導入についてであります。この件につきましては、たびたび御質問をいただいており、平成23年6月の質問でも、民生委員児童委員協議会の「災害時一人も見逃さない運動」の情報と重複するため、導入につきましては慎重な回答をさせていただきました。災害時の要援護者に対して、名簿は現在整備中であります。登録されるお一人お一人について、だれが支援して、どこの避難所に避難させるかを定める個別の避難プランの作成を行う予定で、消防部局にも情報が共有されます。

このような個別プランを作成する上で、避難支援を希望される方と希望されない方がおりますので、避難支援プランの作成時に、緊急医療情報キットの配信についての意向調査等も取り入れ、避難支援を希望されない方にも支援ができるよう考えてまいります。また、このキットは、救急医療体制等もやはり非常に大事な観点でありますので、また医療費の削減等、これはジェネリック等の考え方も入れながら、どのような運用ができるか、そういうものをやっぱり考えていかないといけないのかなと。また、この部門だけでなくてね、そういうものもちょっと考えていきたいなと、そう思っております。

○議長(佐藤幸明君) 4番難波千香子君。

○4番(難波千香子君) 大変に御説明ありがとうございました。まず1点目ですけれども、エリアメールは導入していくという御答弁の中から、これはいつからサービスを開始し、また聞きなれない町民にとっては、大変に理解が難しい方もいらっしゃると思いますので、その周知方法、また登録方法、そういったものをどのようにやっていくのか、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠﨑慎一君。 ○生活産業部長(篠﨑慎一君) はい、お答えいたします。エリアメールの供用時期でございますが、NTTのほうに今確認しているんですが、ちょっとですね、そういった要望が殺到しておりまして、企業としての増設が必要だということで、早くともですね、今のスケジュールですと5月以降になるだろうというようなことでございます。そのほかの携帯電話会社ですね、あとauですとかソフトバンク等につきましても、あわせてお願いしていこうと考えております。 それと、あと町民への周知方法ですが、これはですね、広報紙とかそういったことでですね、 懇切丁寧にですね、周知をしていきたいと考えております。

- ○議長(佐藤幸明君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) ぜひよろしくお願いしたいと思いますけれども,たしか15項目ある うち,その中で市町村によって6項目とか好きなものを選べると聞いてますので,その辺も, どうぞ阿見町に合ったものを選んでいただければと思います。

それでですね、次に子ども安全メールのことですけれども、大変に阿見町はどこの県の中でも早かったわけですけれども、また4月から緊急メール、県でやる、それがよければそちらのほうに行くっていう考え方でよろしいんでしょうか。それと、どこが違うというか、それにはPTAの方、父兄の方は何か違うのかという、そのままでいいのかどうかというのをお聞きするのと、また今、育成会、PTAの父兄が入っていらっしゃいますけれども、何割の方が入っているのかということと、またそれにかかわる方も当然入ってらっしゃると思いますので、それはどこの枠まで制限してやってらっしゃるのか、また希望があれば見守り隊とかあると思いますので、今後決まりがあるようでしたらお聞きしたいと思います。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。
- ○学校教育課長(黒井寛君) はい、お答えします。まず県のシステムのことなんですけれども、現在開発中ということで、どのような内容になるかは今後の説明会に行かなければちょっとわかりません。ただ、私どものメールが5年も前のシステムですので、多分すぐれたものができ上がってくるのではないかと思っております。

メーリングシステム、メールの移行の仕方なんですけれども、当然この点に関しては、その まま移行ができるものになっているものと思います。これもまだ説明を受けていないのではっ きり言えません。

続きまして、加入率なんですけれども、最初導入しましたときは、7割の方の御父兄の方に参加いただきました。現在は5年経過しまして96%、9割以上の御父兄の方が参加しておられます。あくまでも、保護者と学校間の情報のやり取りのためのシステムでございますので、広く一般の方が参加するというのはですね、しておりません。そういうことになっております。

- ○議長(佐藤幸明君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) それで、これは大変好評なわけですけれども、こういったものは阿 見町民に関して、また別な、災害メールということで、今、携帯率というのはちょうど百何%、 1人1台超の時代で、そういう時代を迎えているわけですね。東京にいても、通勤者でも、地 震があったときに我が家の子供、また我が家はどうなっているだろうかというときに、やはり 手元にある携帯で阿見町の情報がストレートに入ってくる。先ほど、県からのそういった情報

もあるので、それを町としても利用するというような答弁だったのかなと思うんですけども、 その辺の仕組み、そういった1つの手段だと思うんですけれども、そういったことは何か考え てはいらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。 ○生活産業部長(篠崎慎一君) 今,茨城県が行っております配信システムではなくてですね, 先ほどのエリアメール,こちらが15項目ということなんですが。それからですね,さらにバー ジョンアップされましてですね,その地域に対応した情報が発信できると。ただこれは,あく までも阿見町内というエリアだけなんですが。例えばですね,給水所はどこで実施してますよ とか,そういったこともですね,その市町村の実情に応じたもので配信できることになってお りますので,そういったことを積極的に活用できればですね,十分効果があると考えておりま すので,今そちらのほうを取り組む考えでおります。

○議長(佐藤幸明君) 4番難波千香子君。

○4番(難波千香子君) わかりました。よろしくお願い申し上げます。少しでも不安解消の 手段につながれば幸いでございます。また、行政無線のほうも、たびたび多くの同僚議員から 質問されているとおりでございますので、これも前倒しでしっかり、また町民の方からも要望 が多いのでぜひお願いするものでございます。

また、補助的なものといたしましては、先ほど移動系の無線を補助系として、個別無線よりもそういったものをもっていくという、そういうような答弁だったかと思いますので、そういったこともぜひ取り入れていただきたいと思います。それから、音声自動対応サービスも、防災情報無線を設置するときに、当然一緒に考えていくという御答弁ということで解釈しましたので、その辺もしっかり計画の中でやっていただきたいと思います。あと、パブリックコメントとか町民の御意見とか、そういったことも当然聞いていくとは思うんですけれども、今後聞いていかれると思いますので、その辺もぜひ頭に入れて要望しておきます。

また、緊急医療情報キットの導入につきましては、ほんとにちょっと何でこんなくどいんだろうって思われてしまっているのが現状かなあと思うんですけども、先ほど町長が本当に前向きな御答弁をしていただきましたので、必要だということをなんかようやく理解していただけたのかなあって、そういう言い方も大変失礼かと思うんですけれども。ぜひいろんなものの中で、皆さんに安心安全をやるという観点においては、そういう一つ一つをきっちりと吸い上げて、またやっていただけるということはとても期待するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) それでは,次の質問をさせていただきたいと思います。

健康増進のための公園づくりについてであります。まず、パークゴルフ場の建設についてお 伺いいたします。近年、町内の各地区の体育指導員などの働きにより、身近な場所でだれもが 手軽にできるさまざまなニュースポーツの普及がされております。町民にとっては、選択肢が 増え、体力づくりや生活習慣病の予防など健康増進とともに、人々とのコミュニケーションの 場となっております。阿見町グラウンドゴルフ協会も立ち上がり、競技人口の広がりを見せて おります。

それに似たものにパークゴルフというニュースポーツがあります。ルールはほぼゴルフと同じで、専用のクラブ1本でボールを穴に入れる。コースはゴルフよりも短く、パー数は18ホール66打で、1ホールの距離は100メートルまでとされており、体力もさほど使わず、ゴルフの経験がない人でも気軽に楽しめるため、高齢者や家族連れなどプレー人口は年々増えております。全国の愛好家100万人以上の人気スポーツであります。施設を設けている自治体ではどこでも、ワンプレー200円から500円の利用料金を設定しております。

当町の貴重な観光資源でありますアウトレット等々を組み合わせ、他地域からの集客を図れるのではないかと思います。女性が買い物を楽しんでいる間に、待っておられる夫と子供たちがパークゴルフを楽しむ。新たな観光資源の1つにし、当町の観光振興につなげてはどうかと考えます。当町の中でも、どこかパークゴルフ場を整備していく場所はないかと私もいろいろ考えたときに、耕作放棄地等も利用できるのではないかと考えます。

このパークゴルフ場に係る効果ですけれども、地域交流とか3世代交流、国際交流とか健康 促進、経済の効果、環境開発の効果とか土地の有効利用、教育効果とかいろいろ効果があるよ うでございます。住民からも要望が出ておりますところのパークゴルフができる公園の建設は できないか、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目として、高齢者のための健康増進遊具の進捗状況についてであります。健康日本21に基づいて、あみ健康21は健康寿命を延ばし、町民一人ひとりが主体的に目標を持って、運動に取り組むとしております。あみ健康21を推進していく上で、ランニング道路の設置や施設、公園等に健康遊具を設置するなど、健康あみの視点を取り入れたまちづくりを進めていくべきと考えます。

平成16年12月に町内各地の公園に子供用の遊具だけでなく、小学生の高学年から高齢者まで幅広く使える健康遊具の設置をとの質問に、周辺住民などから利用者の意向を事前に調査するなど十分な検討をしてみたいとの答弁がございました。そこで、現況と今後の整備方針をお伺いいたします。

以上でござます。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 健康増進のための公園づくりについて。

まず1点目の、パークゴルフ場の建設はできないかでございますが、町のパークゴルフの現状を申し上げますと、今年度4月の体育協会総会において、パークゴルフ部の加入が承認されたところで、現在の会員数が38名であります。町内にパークゴルフ場がないこともあり、下妻市の小貝川ふれあい公園パークゴルフ場を主な活動場所としており、毎月練習会や大会を開催し、競技普及に活躍されております。これ、私もちょっと見てきました。こういうものができれば確かにいいなとは思いますけれども、資金面とか場所とか、そういうのはなかなか難しいなっていう思いはしております。

当町においては、パークゴルフの原点となったグラウンドゴルフが大変盛んに行われております。町体育協会にも専門部があり、平成22年度の体育協会登録人数が120名で、全国大会へ出場するなど地域交流、3世代交流、健康増進に効果的な活動を行っております。毎月グラウンドゴルフ大会をやっておりますね。非常にグラウンドゴルフが今盛んです。

御質問のパークゴルフ場の建設はできないかでありますが、公益社団法人日本パークゴルフ協会によれば、施設をつくる適当な場所としては、既存の公園を活用する、河川敷を造成する、山林、畑、原野などを造成する、スキー場の緩斜面などを活用する、その他遊休地を造成するとあり、18ホールで1万2,000平方メートル以上の面積が望ましいとされております。またパークゴルフは、コースにフェアウエーやラフ、グリーンやホールの穴、バンカー、ウオーターハザードといった一般のゴルフコースのような施設も必要となり、専用施設となることから既存の公園等の活用が困難になります。現時点においては、施設整備が難しい状況にあることは、難波議員も、予算的なものもありますので、難しいのかなっていう思いはしております。

次に2点目の, 高齢者のための健康増進遊具の設置状況についてお答えいたします。阿見町におきましては, 平成16年第4回議会定例会の一般質問で, 難波議員から健康増進遊具の設置に関する提案をいただきましたが, その後, 設置に向けての情報収集や, 地域住民の参加による公園ワークショップの中で意見交換を行い, これまで本郷近隣公園, 本郷第一地区内の街区公園, 岡崎ふれあい公園, 五本松公園の4公園に計17基の健康遊具を設置してきました。今後も利用状況等を確認しながら, 新たな設置を検討してまいります。

急速な少子高齢化社会を迎え、健康づくりや、町民が町の各事業等を活用しながら、自分の 健康は自分で守るという主体的な意識のもとで、身近な地域や家庭において、幅広い世代がそ れぞれの体の状態に応じて、無理なく、楽しく、継続してできる活動により推進されるものと 考えております。自分自身で健康管理を行い、維持増進していくことは非常に重要な課題の1 つでありますので、遊具を設置するだけではなく、地域と行政が一体となった健康遊具の利活 用等についても推進してまいりたいと考えております。 ○議長(佐藤幸明君) 4番難波千香子君。

 $\bigcirc$  4番(難波千香子君) 大変にありがとうございました。パークゴルフに関しましては、これ、今すぐにというわけではありませんけれども、こういった希望のあることも将来的には大切かなと思いまして質問させていただきました、要望もございましたので。若栗の総合運動公園の桜の木を眺めながら、こういったものができたらまたいいのではないかなという、まちづくりの中の1つとして、今回質問させていただきました。また今後こういったことも取り入れて、ぜひまちづくりを進めていただければと要望しておきます。

それで、健康遊具ですけれども、これは私もやっておりますけれども、ここで何点かぜひ要望したいんですけれども。まず、健康遊具がある場所が町民に周知されていらっしゃるのかどうか、今後の周知の方法。行ったときにどこにあるのかまずわからないということと、健康をやるときには、それはどういった効用があるのかということが大事なんですね。やはりそういうものが、この筋肉にきくんだということで、あえてそこに意識をしたときに、その筋肉がしっかり鍛えられて健康増進になるので。そういったことが全然わかりませんでしたので、看板っていうか、そういったものをぜひわかるように。行ったときに、どこに張ってあるのかわからないという状況でしたので、それをやれるのかどうか聞きたいと思います。その1点、お願いします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。 ○都市整備部長(横田充新君) お答えいたします。確かにこの健康遊具,使い方,一応本郷の近隣公園には,入口のところに看板で,遊具の名前とこういうふうに使うんですよということはあるんですが,その辺なかなか周知されていないような状況のようでございます。これからですね、地区の老人会なりそういうところに働きかけて,先ほど町長からあったように,こういう健康遊具が4カ所,ここと本郷の街区公園と,昨年オープンしました岡崎の公園にも設置してございますので,その辺は健康づくりのともタイアップしながら,老人会等のほうに周知してきたいと考えております。さらに,岡崎の公園につきましても,ワークショップ等をやって,地域の要望等を取り入れて設置しているということでございますので,今後の公園の遊具設置につきましても,そういう形で地元の要望を踏まえながら検討してきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) ぜひお願いしたいと思います。そして今公園というと、子供がかなり減ってきておりまして、かなり閑散としている場合があります。それで要望として、特に団地なんですけれども、子供さんの数が大変少ないというところもありまして、高齢化率が40%

近いというそういうところもありまして、そこまでワークショップはいってないかと思うんですけれども、子供さんの遊具ですね、それが全然使われていないということで、交換時期も来ているじゃないかと思いますので、そういったのはどういう順番で、そこはすぐでもつけていただきたいとあるんですけれども、どのような形でワークショップをして。今までは新規のところにやっていらっしゃたり、五本松は違いますけれども、そういった小さな声を吸い上げるというのは、どのような感じでワークショップをやって、現実にそこにやっていかれるのかなっていう。お答えできますでしょうか。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。 ○都市整備部長(横田充新君) お答えします。基本的にワークショップをやっているのは新設の公園でございます。どういう子供の遊ぶ遊具がいいのかっていうようなことがメインでやっておりますので、古い公園につきましては特に。ただ、この健康遊具についても、40万、50万かかるようでございますので、古い遊具の更新時期が来たら検討していくような形になろうかと思います。今、老齢化が進んで、どんどん交換するってことになると、それだけでかなりの費用がかかってきますので、それは今後検討していきたいと考えております。

○議長(佐藤幸明君) 4番難波千香子君。

○4番(難波千香子君) ぜひよろしくお願いいたします。あとは公園の規模とかによると思いますけれども、古い遊具等をかえていく。あと遊具の安全性ですね。お年寄りが使いますので、そういった面もぜひ管理等もお願いしたいと思います。あと1点、お年寄りが歩いてとても危険な遊具がありましたので。歩いて、こんな小さいところに足をやって、ペダルみたいにこいでいく、そういう危険な遊具もありましたので、その辺だけはぜひ、細かい配慮ですけれども。ちょっと私も上れないような、足がそこから外れて、とてもこげないような状況の遊具がありましたので、ちょっと選ぶ際にはぜひそういったことも考慮して、余り危険性のあるものは避けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

また、健康遊具、そういったものをぜひ皆さんのおこたえにこたえられるようなまちづくりを、それも含めて健康増進のまちづくりをぜひやっていただきたいとそのように思いまして、期待と要望をいたしまして、今回の質問は終了をさせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長(佐藤幸明君) これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時15分からといたします。

午後 2時10分休憩

午後 2時16分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番柴原成一君の一般質問を行います。

8番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

#### [8番柴原成一君登壇]

○8番(柴原成一君) まず最初の質問は、本郷第一区画整理事業地内の学校予定地の暫定的利活用についてでございます。本郷第一地区は、阿見町が施工者となる土地区画整理事業で、平成6年度から約53.7~クタールの広さで宅地開発が進められてきました。現在はオルティエ本郷の分譲が始まり、次第に市街地が形成されてきております。事業地内には面積約2万6,000平方メートルの小学校用地が割り当てられています。坪数にいたしますと7,880坪、2町6反でございます。造成済みではありますが、現在は空き地で何らの用途にも用いられておりません。以前には、残土のストックヤードとして使われたのを見たことはありますけれども。

さて、この土地の暫定利用についてお尋ねしたいのですが、まずは一般論としてお教えいただきたいことから伺います。学校建設が決まり、さあ着工というまでの期間が何年間あるかわかりませんが、町民目線ではあそこに空き地がある、町の土地なんだから遊ばせておかないで、当座町民が利用できる活用法があってもいいんじゃないかと、人口が張りつくほどにそういう声が上がってきています。そもそもこういう土地の利活用ということは可能なのか、そこをまずお聞きしたいと思います。学校用地の確保となると、文部科学省の予算か何かが入っていて、制限でもかかっているのでしょうか。それで、役場内ではだれも暫定利用なんてことを言い出さないのでしょうか。

さて、一般に暫定利用は可能ですよということならば、ではどんな利用がよくて、どんな利用はだめなのか。管理運用面から、ガイドラインみたいなものはあるのか伺いたいと思います。1つ。普通に考えるなら、構造物を設置するのはまずいでしょうけれども、サッカーのゴールポストというのはよくて、野球のネットフェンスはだめとかあるのか。あるいは芝生を植えるのはいけないとか、管理要員を配置しなくてはならないのかとか、そういう条件や制限があれば教えていただきたいと思います。

一定の条件をクリアした上で、一定期間暫定利用ができるとなった場合、ではどのように利用していくのか。町はどのように利活用方策を決めていくのでしょうか。条例まで必要なのでしょうか。町民ボランティアによる自主管理のような形式も可能なんでしょうか。これらの管理運営に関する総合的な調整機関を置いて、検討する考えはないかお尋ねいたします。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君,登壇願います。

#### 〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長(青山壽々子君) 本郷第一区画整理事業地内の学校予定地の暫定的利活用について。 最初に、学校予定地について、町による暫定的な利活用は可能かについてお答えします。本 郷第一区画整理の工事が完了し、平成22年度から学校予定地の管理は学校教育課となっており ます。現在は、門を2カ所施錠し、管理しておりますが、土地利用が定まるまで、地域住民の 皆さんに広場としてご利用いただく方向で考えております。

次に、可能な場合、その条件や制限はあるか説明してくださいにつきましてお答えします。 現在も町公共工事の資材置き場や、本郷コミュニティセンターの臨時駐車場などで敷地を使用 しているため、開放後も敷地の使用を制限する場合があります。現況で利活用できる団体等に 利用してもらうことになりますが、けが等については利用者の自己責任で対応していただくこ とになります。

最後に、利活用の検討はどのように進める考えかについてお答えします。グラウンド等にするような整備は予定しておりませんが、平成24年度に学校用地の除草、集草、処分を予定しておりますので、堆積している草の撤去が完了した後に開放を開始したいと考えています。

- ○議長(佐藤幸明君) 8番柴原成一君。
- ○8番(柴原成一君) ありがとうございました。開放するということと理解していいと思うんですけども。例えばそうなると、少年野球チームの練習とかそういうことを申し出た場合に、それは許可制というか、届け出制というかそういう形で考えたらよろしいんでしょうか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。先ほどの質問の中でですね、文科省などの制限はあるかっつことがありましたんだけど、決してそういうことはございません。

それで、今の質問でございますが、先ほど教育長が答弁いたしましたけれど、1つは小学校用地の利用ルール、基準をつくりまして、今おっしゃられるように、利用団体としては町内の小学校、中学校関係、それから行政区が使用する場合、それから町スポーツ少年団等、これはあくまでも申請をいただきまして許可をしますっていう形。実際先ほど教育長が答弁したとおり、2カ所のところ、今かぎがかかっておりますんで、当然かぎは本郷ふれあいセンターのほうで管理いたしまして、基本的には個人には貸さないっちゅうような形。それから、できれば年中無休で貸したい。時間的に今考えているのは、9時から5時までという形。ただ、今からルールを再度詰めていきたいんですが、例えば、花火、たき火、それからキャンプとかバーベキューはだめですよ。それからゴルフ、たこ揚げ、ラジコンの飛行機とかヘリコプターとか、それから営利を目的とした団体、これは当然貸さないよと。

先ほど言いましたように、あとは用地内でですね、事故、けが、トラブル等については、自 己責任でお願いしますよっていう形で貸し出していきたいと考えております。ただ基本的には、 先ほどサッカーとか野球ですかっちゅう部分じゃなくて、今の現況の、ある今の草を取りまして、集積して、それで貸し出して、さっき言った団体等についてご自由に使ってくださいよっちゅう形をとりたいと考えておりますんでっつうことです。

- ○議長(佐藤幸明君) 8番柴原成一君。
- ○8番(柴原成一君) ありがとうございました。大変いいことだと思いますんで、早くルールをつくっていただいて、早く確保していただければ、近くの町民にとってこれほどうれしいことはないと思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。町内小中学校の耐震診断、設計、施工の事業 化推進についてであります。

震災から間もなく1年。改めて、被害に遭われた方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。 町内では表面的には落ち着きを取り戻していますが、余震とみられるような揺れにもちょっと した恐怖感が依然として起こります。特に、お子様を学校に送り出している間の親御さんの心 労は、さぞかし大きいものと思われます。町は、昭和56年以前の旧耐震設計建物である校舎に ついて耐震診断を行い、その結果によって25年度設計、26年度工事という予定を立てて、平成 24年度予算には5,499万8,000円を計上しました。旧建築基準法で建てられた学校が対象という 意味で、該当するのは本郷小学校、実穀小学校、吉原小学校の3校ということでしたが、工事 が26年度になるということに不安を覚える親御さんもいらっしゃいます。

首都圏で、今後4年以内にマグニチュード7以上の地震が発生する可能性が70%以上という確率予測も報道されており、天災は忘れないうちにやってきそうでもあります。診断の結果次第では、設計及び工事を前倒しで行う緊急性が生じたり、また結果次第では、逆に耐震補強しないで済むというケースも想定できます。この辺について、町の判定基準は、どの辺において進めようとしているのかお尋ねしたいと思います。つまり、耐震補強をやる、やらないの線引きと緊急性の判断の基準でございます。あくまで財政的な枠組みの中でできることをするという姿勢なのか、忘れないうちにきっちりしっかりしたものにしていくという姿勢なのか、その点をただしたいと思います。さらに、3校以外を含めた全町的な耐震診断のスケジュールについても、考えがあるならばお示しをお願いしたいと思います。

- ○議長(佐藤幸明君) 教育長青山壽々子君。
- ○教育長(青山壽々子君) 町内小中学校の耐震化の事業推進について。

そのうち最初に、震災以降、従前の簡易耐震診断から変更された内容はあるかについてお答えします。児童生徒の安全確保のために、学校の耐震化は早急に実現しなければなりません。 そのため、学校施設耐震化については、計画を先取りし、事業を進めることにしました。まず、 平成24年度に予定しておりました朝日中学校校舎・体育館の工事を、今回の補正予算で繰り上 げて計上しております。また、平成24年度には当初の予定を繰り上げて、実穀小学校、吉原小学校の校舎・体育館の診断、及び君原小学校校舎の設計を実施する予定です。さらに25年度では、計画より1年繰り上げて、君原小学校校舎の工事を実施する予定です。診断、設計、工事と、補強まで3年かかりますので、耐震化が早期に完了できるよう、診断は24年度にすべて完了させることにしております。

次に、診断、設計、施工に係る全体的なスケジュールの考え方は、についてお答えいたします。平成16年度に、耐震化優先度調査を行い、阿見町立学校施設耐震化基本計画を策定しました。国の補助制度の改定がありましたので、その計画を平成20年度に見直し、阿見小学校、阿見中学校については、建て替えから耐震補強に変更し、全小中学校の耐震化を早め、優先度の高い学校から工事を実施して、平成27年度までに学校の耐震化を完了させる計画で事業を進めております。

最後に、各学校ごとのスケジュールは、についてお答えします。阿見小学校、阿見第二小学校、阿見中学校、竹来中学校の4校につきましては、既に耐震化が終了しております。また平成23年度に、舟島小学校の耐震化が終了いたします。今後の耐震化の予定としまして、朝日中学校は、今回の補正予算に工事費を計上し、平成24年度に工事を実施する予定となっております。君原小学校、阿見第一小学校は、平成24年度に設計を行い、平成25年度に工事を実施する予定です。本郷小学校は、平成24年度に診断、平成25年度に設計を行い、平成26年度に工事を実施する予定です。実穀小学校、吉原小学校は、平成24年度に診断、平成26年度に設計を行い、平成27年度に工事を実施する予定です。

平成24年度には、すべての耐震化されていない学校の耐震化事業に取りかかります。早期耐震化完了を目指し、事業を進めてまいりますので、議員の皆様の御協力をお願いいたします。 〇議長(佐藤幸明君) 8番柴原成一君。

○8番(柴原成一君) ありがとうございます。平成22年の6月で、川畑議員がやっぱり耐震化について質問しております。大体スケジュールはわかりました。私が何を言いたいかというと、あ、その前に聞いておきたいんですが、これまでにかかった耐震の工事、すべてひっくるめた、これまでの工事費と今後かかる工事費、これを別々とトータルでちょっと教えていただきたいと思います。トータル的だけでも結構です。

- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) 阿見町立学校施設耐震化基本計画がありまして、平成20年度から 平成27年度までの8年間の総計でですね、総額13億8,445万2,000円っていうことで計画を立て ております。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) 8番柴原成一君。
- ○8番(柴原成一君) そうすると、それは、27年で最後の工事が終わるわけですけれども、 27年度に工事が終わるというところで、合計が13億8,000万ということでよろしいでしょうか。
- ○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。
- ○教育次長(竿留一美君) お答えいたします。今までの経緯でございまして、22年度までにですね、4億6、636万8、000円、それから23年度から27年度までで、9億1、808万4、000円、合わせて先ほどの総計になります。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) 8番柴原成一君。
- ○8番(柴原成一君) ということは、23年度から27年度までで9億1,800万くらいかかる。 私が何を言いたいかといいますと、私たち議員、それから職場の職員の方、行政サービスをする部門、一番何が大事かっていうのは命だと思います。子供の命を守るのに、前倒しで一刻も早くやっていただきたいと、そういう思いで質問しております。いろんなことにお金がかかりますけれども、早急にやっていただきたく要望して質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(佐藤幸明君) これで、8番柴原成一君の質問を終わります。

休会の件

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月1日から3月7日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長(佐藤幸明君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時39分散会

# 平成24年第1回阿見町議会定例会会議録(第4号)

### 平成24年3月8日(第4日)

#### ○出席議員

1番 佐藤幸明君 2番 平 岡 博 君 3番 川畑秀慈君 難 波 千香子 君 4番 5番 紙 井 和 美 君 6番 久保谷 充 君 7番 石 井 早 苗 君 柴 原 成 一 君 8番 浅 野 栄 子 君 9番 10番 藤井孝幸君 11番 久保谷 実 君 吉田憲市君 12番 小松沢 秀 幸 君 13番 14番 倉 持 松 雄 君 15番 大 野 孝 志 君 16番 豊 君 櫛田 17番 実 君 諏訪原 18番 細 田 正 幸 君

## ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 天 田 富司男 君 教 育 長 青 山 壽々子 君 総 務 部 長 坪 田匡弘君 民 生 部 長 横田健一君 生活產業部長 慎 一 君 篠 崹 都市整備部長 横 田 充 新 君 教育委員会教育次長 竿 留 美 君 会計管理者兼 宮 本 寛 則 君 会 計 課 長 総 務 課 長 原 尚 篠 彦 君 企画財政課長 湯 原 幸 徳 君 税 務 課 君 長 吉 田 衛 収 納 課 長 井 浩 君 武 社会福祉課長兼 畄 田 稔 君 福祉センター所長 障害福祉課長 柴 Щ 義 君 健康づくり課長 篠 Щ 勝 弘 君 商工観光課長 鹿志村 浩 行 君 町民活動推進課長 飯 野 利 明 君 都市計画課長 君 池 彰 菊 都市施設管理課長 生 典 柳 昭 君 道 課 水 長 坪 田 博 君 中央公民館長 浅 野 耕 君 小 野 消防本部総務課長 栄 一 君

## ○議会事務局出席者

 事務局長小口勝美

 書記大竹久

# 平成24年第1回阿見町議会定例会

# 議事日程第4号

平成24年3月8日 午前10時開議

日程第1	議案第3号	阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について
日程第2	議案第4号	阿見町震災復興まちづくり基金条例の制定について
日程第3	議案第5号	阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付
		金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について
日程第4	議案第6号	阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部
		改正について
	議案第7号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第8号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
		条例の一部改正について
	議案第9号	阿見町税条例の一部改正について
	議案第10号	阿見町災害遺児手当支給条例の一部改正について
	議案第11号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第12号	阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について
	議案第13号	阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
	議案第14号	阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について
	議案第15号	阿見町営住宅管理条例の一部改正について
	議案第16号	阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町立公民館の設置, 管理及び職員に関する条例の一部改正に
		ついて
	議案第18号	阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
	議案第20号	阿見町火災予防条例の一部改正について
日程第5	議案第21号	平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号)
	議案第22号	平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
	議案第23号	平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第24号	平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3
		号)

議案第25号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4 号)

議案第26号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第27号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第6 議案第28号 平成24年度阿見町一般会計予算

日程第7 議案第29号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第31号 平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第32号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第33号 平成24年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第34号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 平成24年度阿見町水道事業会計予算

日程第8 請願第1号 東海第二原発の廃炉を求める請願書

日程第9 請願第2号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願

日程第10 決議案第1号 東海第二原発の廃炉を求める決議(案)

日程第11 意見書案第1号 TPP (環太平洋経済連携協定) への参加中止を求める意見書 (案)

日程第12 議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

日程第13 阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙

日程第14 行政改革について

日程第15 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査に ついて

#### 午前10時00分開議

○議長(佐藤幸明君) 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

議案第3号 阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について

○議長(佐藤幸明君) 日程第1,議案第3号,阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定 についてを議題といたします。

本案については、去る2月27日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇]

○総務常任委員会委員長(川畑秀慈君) 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月1日午後2時に開会し、午後4時17分まで慎重審議を行いました。出席議員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員13名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第3号、阿見町総合計画の策定に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第3号、阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定については、全委員が 賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(佐藤幸明君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤幸明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決いたします。

議案第3号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可 決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第4号 阿見町震災復興まちづくり基金条例の制定について

○議長(佐藤幸明君) 日程第2,議案第4号,阿見町震災復興まちづくり基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る2月27日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇]

○総務常任委員会委員長(川畑秀慈君) 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。

議案第4号、阿見町震災復興まちづくり基金条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,第2条に基金として積立額は一般会計歳入歳出の予算で定めると書かれているが,どういうことなのかという問いに対して,今回の一般会計補正予算の中に,5,200万円を基金に積み立てるということで計上してあります。一般会計から積み立てるということになると答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第4号、阿見町震 災復興まちづくり基金条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(佐藤幸明君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第4号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可

決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第5号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について

○議長(佐藤幸明君) 日程第3,議案第5号,阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定についてを議題といたします。本案については、去る2月27日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(柴原成一君) 皆さん,おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告いたします。

当委員会は、3月5日午前10時から午後2時36分まで審議を行いました。出席委員は6名で、 議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員14名、議会事務局より2名の出席をいた だきました。

まず、議案第5号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入りました。

議案第5号,阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る 権利の放棄に関する条例の制定については、全委員賛成により、原案どおり可決いたしました。 当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第5号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第6号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 について

議案第7号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第8号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について

議案第9号 阿見町税条例の一部改正について

議案第10号 阿見町災害遺児手当支給条例の一部改正について

議案第11号 阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第12号 阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について

議案第13号 阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

議案第14号 阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第15号 阿見町営住宅管理条例の一部改正について

議案第16号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第17号 阿見町立公民館の設置,管理及び職員に関する条例の一部改正につい て

議案第18号 阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第19号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第20号 阿見町火災予防条例の一部改正について

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第4、議案第6号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議案第7号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第8号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第9号、阿見町税条例の一部改正について、議案第10号、阿見町災害遺児手当支給条例の一部改正について、議案第11号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第12号、阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について、議案第13号、

阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について,議案第14号,阿見町道路占用料 徴収条例の一部改正について,議案第15号,阿見町営住宅管理条例の一部改正について,議案 第16号,阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について,議案第17号,阿見町立公 民館の設置,管理及び職員に関する条例の一部改正について,議案第18号,阿見町立図書館の 設置及び管理に関する条例の一部改正について,議案第19号,阿見町手数料徴収条例の一部改 正について,議案第20号,阿見町火災予防条例の一部改正について,以上15件を一括議題とい たします。

本案については、去る2月27日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

#### 〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長(川畑秀慈君) 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。

議案第6号,阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について 御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第6号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改 正について、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に,議案第7号,阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について,うち総務常任 委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、12月の定例会で、道の駅を推進するための推進会議の委員を、産業建設委員会の委員長を議会のほうから選出するというような話があったと思うがどうなのかという問いに対して、道の駅の整備に関しては、最終的な所管は産業建設委員会の所管に移る予定です。しかし、阿見町の道の駅の構想の段階の部分については、企画財政課のほうで取り扱いますので、まだ総務常任委員会の中で取り扱う予定です。しかし、委員の方につきましては、産建の委員長が入るかどうかは決まっていません。委員会の中では、そういうふうな仕切りをさせていただくということも考えられますが、この審議の案件は総務委員会の中に入るということです。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第7号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第8号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について、うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第8号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決し ました。

次に、議案第9号、阿見町税条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,これは値上げになると思うが,何パーセント上げる予定なのかという問いに対して,13.9%の引き上げになるという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第9号、阿見町税 条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第19号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、現在阿見町にないものを定めることは、この間の説明でもありましたが、そのような案件に関して審議をするというのは時間の無駄ではないかという問いに対して、指摘のとおり、阿見町には現在 0 件ですが、このタンクを建てるために基準があり、そのための条例です。将来阿見町にタンクが建たないかというと、申請があれば建てられるということになります。4月1日時点で基準を設けていないと、民間から申請があったときに審査ができないということになります。そのために条例化をしておくということですと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、阿見町手 数料徴収条例の一部改正について、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第20号、阿見町火災予防条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第20号、阿見町火災予防条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案 どおり可決しました。

当委員会の決定に対して,議員各位の御賛同をお願い申し上げ,委員長報告といたします。 〇議長(佐藤幸明君) 次に,民生教育常任委員会委員長浅野栄子君,登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(浅野栄子君) 皆様、おはようございます。

いよいよ今年度最後の議会最終日となりました。町議会の選挙を控えておりますこともあり、 議員の皆様のお顔は異様に真剣で、落ちつかなくもないような雰囲気でございますが、今期最 後の委員長報告となりましたので、頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査

の経過と結果を、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月2日午前10時に開会し、午後1時55分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名の全員参加でありました。佐藤議長の出席をいただき、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員20名、議会事務局より局長他1名の出席をいただきました。つけ加えまして、傍聴者が途中より1名ありました。

初めに,議案第7号,阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について,うち民生教育常任委員会所管事項について,審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論 を終結し、採決に入り、議案第7号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、 うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第8号,阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について,うち民生教育常任委員会所管事項につきまして,審査の経過と結果 につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

報酬及び費用弁償の金額を定めるときに、何か基準となるものはあるのか。

これに対して、今回、障害者の相談員の報酬で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の改正によって、身体障害者福祉法及び知的障害者の法が一部改正されたので、それに伴い相談員の委嘱事務が県から町に移譲され、県の会議により現行の水準を維持したいということが県からあって、全市町村1人当たり年間2万円ということで、2万という金額を提示したという答弁がありました。

続いて、町の相談員は何人いるのかと質問があり、身体障害者については2名、知的障害者の相談員については1名委嘱しているとの回答がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第8号、 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、うち民生教 育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第10号,阿見町災害遺児手当支給条例の一部改正についての審査の経過と 結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

この支給は、年額4万8,000円の支給を月4,000円と改めたのか、一括して4万8,000円払うようになったのか、どちらなのかという質問に対して、18歳になるまでということが今回盛り込まれ、毎月4,000円支給するということで、支払い方法は年にまとめた形で行っていますという回答がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第10号、 阿見町災害遺児手当支給条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第11号,阿見町介護保険条例の一部改正についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論 を終結し、採決に入り、議案第11号、阿見町介護保険条例の一部改正については、全委員が賛 成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第12号,阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論 を終結し、採決に入り、議案第12号、阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正については、 全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第13号,阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,予防接種のことで,マスコミにいろいろ被害が出たという話がのっているが,阿見町では,今までそういうことはあったのかという質問がありました。

阿見町では1件もありませんと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第13号、 阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり 可決いたしました。

続きまして、議案第17号、阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論 を終結し、採決に入り、議案第17号、阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一 部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第18号,阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論 を終結し、採決に入り、議案第18号、阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正 については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただ

きます。

○議長(佐藤幸明君) 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(柴原成一君) 続きまして、議案第7号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項の審議を行いました。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採 決に入り、議案第7号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち産業建 設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第8号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許したところ、 質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第8号、 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、う ち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第14号、阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第14号、阿見町道路占用料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第15号、阿見町営住宅管理条例の一部改正について、質疑を許したところ、 質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第15号、 阿見町営住宅管理条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第16号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、水道事業の利益の処分についての条例の改正についてだと思うが、減債基金と利益積立金等の積み立て状況はどうなっているのかという質問があり、減債積立金が2億233万6,317円、建設改良積立金が3億4,420万円、利益積立金が3億3,100万円です。また、利益に相当するかどうかは極めて微妙なのですが、損益勘定留保資金——これは、減価償却を積み立てるものですが、4億996万1,302円ほどありますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第16号、阿見町水 道事業の設置等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、各議員の御賛同をお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 以上で委員長報告は終わりました。 これから討論に入ります。 討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 私は、議案第9号、阿見町税条例の一部改正について反対討論をいたします。

この税の改正の内容は、たばこ税の県の取り分が町に入ると、それが1点と、あとそれから、附則第25条関係で、個人町民税の均等割の税を3,000円から500円値上げして3,500円とする内容です。この個人税の使い先は、東日本大震災からの復興に関し、そのために使うというふうになっております。震災復興については、茨城県も震災県になっているわけですし、その県民について500円値上げする、また、これは被災された県でも一律値上げされるというふうになっております。そういうような一律値上げ、この中では、所得100万円の人までも500円の値上げになります。そういう、低所得者への一律課税ではなしに、私どもは、今、減税をしております証券優遇税制による配当割や株式等譲渡所得割の軽減をやめて、これも軽減をやめれば、政府の試算でも年1,000億円、10年間で1兆円の財源が確保できるというふうにも言われております。そういう観点から、いわゆる低所得者の庶民に一律課税するのではなしに、今言った、いわゆる利益を上げている証券税制とか、そういう人たちに課税すれば、それにかわる財源が出るということですので、この条例については反対をしたいと思います。

それから、議案第11号、阿見町介護保険条例の一部改正についてでございます。

これは、平成24年から26年度まで介護保険料が値上げされるという内容でございます。平均で、今まで月3,700円を4,400円に値上げすると、16.8%の値上げになります。これも、介護保険を受けている年金生活者、低所得者から値上げ料を取るということで、私は値上げをすべきでないというふうに思います。

以上, 2件について反対討論といたします。 以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 私は、この議案に賛成いたします。特に、11号の介護保険につきましては……。
- ○議長(佐藤幸明君) 何号議案ですか。
- ○7番(石井早苗君) 11号の議案です。
- ○議長(佐藤幸明君) はい。
- ○7番(石井早苗君) 介護保険につきましては、広くみんなで負担しようということになっておりまして、介護人口がどんどん増えてきているところでございますので、この値上げは仕

方のないことだと思っておりますので、賛成いたします。

○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので, 順次採決いたします。

初めに、議案第6号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第6号は、委員長の報告どおり可 決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第7号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第7号は、委員長報告どおり可決 することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第7号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第8号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第8号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第9号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第9号は、委員長報告どおり可決 することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(佐藤幸明君) 起立多数であります。

よって議案第9号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第10号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第10号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第10号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第11号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第11号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(佐藤幸明君) 起立多数であります。

よって議案第11号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第12号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第12号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第12号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第13号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第13号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第13号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第14号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第14号は、委員長報告どおり可決 することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第14号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第15号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第15号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第15号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第16号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第16号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第16号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第17号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第17号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第17号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第18号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第18号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第18号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第19号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第19号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第19号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第20号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第20号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第20号は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開を10時55分からといたします。

午前10時47分休憩

午前10時55分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号 平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号)

議案第22号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第23号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第24号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第25号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第26号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第27号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(佐藤幸明君) 次に,日程第5,議案第21号,平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号),議案第22号,平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号),議案第23号,平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号),議案第24号,平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号),議案第25号,平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号),議案第26号,平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号),議案第27号,平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号),以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る2月27日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇]

○総務常任委員会委員長(川畑秀慈君) 先ほどに続きまして,御報告申し上げます。

議案第21号,平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号),うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、諸収入の中で和解金が4億9,000万入っています。2月22日の茨城新聞で、町長は、公金で個々の人に対する制度をつくるのは、ばらまきであるという話をしているが、震災後、阿見町はブルーシートを配布しました。あれはばらまきではないのかという問いに対して、町民には理解をしていただくということで、私は今回の3月の広報に載せました。稲敷市は予算を九千何百万かつけました。稲敷市と阿見町は被害の状況は全然違うのも数字を見ればよくわかります。確かにブルーシートはどうだと言われれば、それもばらまきかもわかりませんけども、そのときの対応としては、ある人にお願いして、何とかブルーシートを分けてもらえないかということで分けていただきました。相当金額的にも安い値段で分けていただいたと思っております。その対応は決して悪いとは思っておりません。最高40万円以上であれば、20万円の補助を出すということを町でやる必要はないと思っております。もし本当にやるのであれば、1万8,000件に1万円ずつ配るというのは考えられるかもしれませんが、私はやりません。また、一部の人にお金を配るということはやりません。広聴会等でこのような話をすれば、それは当たり前のことだと言われる人が多いので、これは理解をしていただいていると思っていると答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、町長が、インフラ、道路の補修は一般財源から出せることだから、やってもらいたいと思っている。しかし、経済状況の厳しい中、直そうとしても直せない人のために、一例として低利で貸し付けるという方法もあると思う。納得のできる震災支援の方法を出してほしいという問いに対して、県の被災住宅復興支援事業という事業がある。低利で貸し付けるという部分の答えになりますが、茨城県でローンを組んだ場合の利子補給の予算を12月にとり、1%相当分の補助をしますというような仕組みをつくりました。町のほうで問い合わせをしたら、今年度23年度は既に貸し付けをしている自治体があるので、その自治体に適用しているため、新年度に実施します。新年度に実施ができるように、阿見町は準備をしています。制度的には、金利をゼロにしようということで、県のほうは1%、その金利の補助をするのですから、1%で借りられなかった場合、例えば1.5%なら0.5%もあるわけですから、それは町のほうで0.5%分の補助をしていく。都市施設管理課のほうが所管になるので、今そういった要項、制度設計をしています。来年度予算設置をして、金利分の補助の対応もしていくというふうなことですと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論あり。

和解金に関しての問題は、議員として筋の通った判断をしていただきたいということを念頭 に置きまして反対討論としますと、反対討論がありました。

次に、討論を許しましたところ、12月の議会で、財調に積み立てるということに対して、私たちは反対したわけですから、12月と変わらず財調に積み立てられることは、私たち議会が軽視されていると思うので、反対させていただきますと反対討論がありました。

次に、討論を許しましたところ、個々の場合は、自分で責任をとるのが筋だと思います。税 金の使い道からすれば、公平な使い道をするのが当然だと思いますので、賛成をいたしますと 賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第21号、平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号)、 うち総務常任委員会所管事項は、賛成少数により否決いたしました。

以上で委員長報告といたします。

- ○議長(佐藤幸明君) 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。
  - [民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇]
- ○民生教育常任委員会委員長(浅野栄子君) 先ほどに引き続きまして、御報告申し上げます。 議案第21号、平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号)、うち民生教育常任委員会所管 事項について、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ, 質疑あり。

27ページ,1115の自立支援医療給付事業についてです。この事業が800万近く減額されているが、今年だけの傾向なのか。そして、その減額の理由を聞きたい。

この質問に対し、これは身体障害者の方で生活保護を受けている方の更生医療の給付を目的としています。町に申請して、茨城県福祉相談センターの判定によって、心臓の手術とか角膜手術、透析、HIVなどの医療の給付を支給するもので、人数が見込みよりも少なかったということでの減額であり、現在6名の方がこれを受けているとの答弁がありました。

次に、27ページ、難病居宅生活支援事業について、町内で何人ぐらい受けているのか。また、 人数の推移について伺いたい。

この質問に対し、難病の居宅介護給付費の件は、ホームへルパーの派遣ですが、現在はおりません。また、難病患者の人数は、保健所からの数字では230名であるとの答弁がありました。次に、29ページ、児童措置費の子ども手当の支給事業についてです。国の動向を含めて5,500万の減額の理由と、この児童手当はどうなっているのかという質問に対して、子ども手当の動向だが、来年度4月以降の点については、今国会の中で審議されているところだが、新聞報道等の情報では、所得制限がかけられて若干の金額の改定があるかどうかわからないが、市町村までは特に説明の資料は一切来ていないのでわからない状態である。5,500万の減額だが、予算措置については、国と県が独自の人口統計関係の資料をもとに金額をはじき、予算計上前に、各県を通じて来年度の阿見町の支給額が提示されるので、それに基づき市町村は予算

を計上するということで、不足した場合は要求するが、最終的には実績報告の中で精算することになっている。今回、年度末に近づいた中で、大体の額が把握できる状況になったので、5,500万の減額補正を提案したものであるとの答弁がありました。

続いて、子ども手当は現在どのぐらい支給しているのかという質問がありました。

3歳未満は月額1万5,000円,3歳以上小学生までが1万円,ただし,第3子以降については月額1万5,000円,中学生は一律1万円という支給金額であるとの答弁がありました。

これに対して、子ども手当の対象となる人には漏れなく支給されているかの質問があり、手続を正確にし、対象世帯には郵送で申請書を送るなどしているので、支給漏れはないと認識しているとの答弁がありました。

続いて、31ページ、13の健康診断等委託料600万の減額についてと予防接種で5、300万近くの減額の理由は何かという質問に対し、611万4、000円の減額、これは健康診断等委託料で、妊婦の方の健診を公費負担しているもので、370人を予定し、大体年間このぐらいの子供が生まれるということで計上しましたが、生まれるまでに大体14回健診を受けるのが、それが平均だけれども、9回ぐらいで生まれてしまったりすることもあり、1回の公費負担金額が大きいので、2人と人数が変わると金額が変わってしまうので減額になったという答弁がありました。

予防接種の減額については、肺炎球菌と子宮頸がんワクチンの接種、ヒブワクチン。始まったばかりの子宮頸がんワクチンは、1回が1万5,800円で3回接種するので、金額が大きく、 当初の見込みより非常に接種率が伸びず、減額となったという答弁がありました。

続いて、インフルエンザワクチンの接種助成費の該当者の内訳と人数、接種率の割合についての質問がありました。

それに対し、インフルエンザワクチンの接種補助は、高齢者が1,800円、中学生以下が1,000円で、対象者の人数は、中学生以下の人数が6,446人、接種した人数が3,725人で58%、65歳以上は、対象者が1万238人で、接種者は5,166人、接種率は50%であったとの答弁がありました。続いて、インフルエンザの件で、接種しようと医者に行ったが、薬がないということで接種できなかった。現実には受けたくても受けられない人もいる。薬がないのでと断られたわけだから、医者にワクチンがあるかないか、町は把握ができるのか。そして、町に問い合わせがあれば、その情報を知らせてくれることはできるのかと質問がありました。

これに対し、医師会を通じて確認することは可能だと思うので、医院にワクチンがあるところは把握できると思うし、問い合わせでお知らせもできると思うとの答弁がありました。

続いて、55ページ、予科練平和記念館1112の運営費の中の報酬の200万の減額について、 その理由をという質問に対して、予科練平和記念館展示解説員の報酬の減額は、22年度は1日 当たり5名体制で運営していたが、23年度は、夏の特別展の時期は5名体制だが、それ以外の 時期は4名体制で運営したので、その分の減額であるとの答弁がありました。

続いて、節電ということで減額されているが、例えば阿見中では電気料が100万、上水道が227万、竹来中も100万単位での減額があるが、中央公民館は減額ゼロとある。その差額、金額の違いはどのように理解するのかという質問があり、これに対して、阿見中の減額は、夏のプールの開放、つまり町民プールは今年中止にした。また、体育館の夜間使用を中止にしたので、大きな施設、規模なので大きな減額となった。全小中学校でも、プールの夏季短縮で、水道代もその関係で安くなり、節電努力をしたので減額という結果になったという答弁がありました。それに対し、節電ということで1カ月以上も体育館の夜間中止は、1週間に1回の楽しみで体育館を借りている人にとっては不満感が生じるので、可能な限り開放していただけるようお願いするという意見がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、 平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号)、うち民生教育常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第22号,平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について,審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第22号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第26号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

5ページの国庫支出金で調整交付金があるが、これはどんなときに交付されるのか。

これに対して、これは介護保険給付費の増額に対する補正及び支給率の改定に伴う減額であるとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第26号、 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、全委員が賛成し、原案どおり可決 いたしました。

続きまして、議案第27号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

この後期高齢者は12年度に廃止という話がありましたが、その動向はどうなのかという質問に対して、後期高齢者医療は、厚生労働大臣が主催する後期高齢者医療制度改革の会議におい

て、平成22年度末に最終の取りまとめが発表されたけれども、その法案に対する反対があって、 法案成立が見込みないということから、そういう法案の提出がなされなかったことで、状況的 には不透明な状況になっているのが現状であるとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第27号、 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、全委員が賛成し、原案どお り可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。 〇議長(佐藤幸明君) 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔產業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(柴原成一君) 議案第21号,平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号)のうち産業建設常任委員会所管事項についての審査の経過と結果を御報告いたします。

質疑を許しましたところ、農業振興費で新規就農者支援事業の180万円の減額となっているが、この詳細と新規就農者の現状はどうなっているのか、また、規定はどうなっているのかという質問があり、180万円の減額は、平成20年認定の支援が去年の5月で満了になりましたので、月10万円の2カ月分の20万円が支出のみということです。規定につきましては、独身35歳、既婚者45歳までの方で、就農を希望される方を最長3年間支援するということでやっていますとの答弁がありました。

また、農地費で、農業基盤整備事業負担金補助金及び交付金で、清明川土地改良区補助金1,095万3,000円、吉原土地改良区土地改良事業補助金667万3,000円が新しい項目として出ているが、この内容について説明をという発言があり、この補助金は、昨年3月11日の東日本大震災により土地改良区内の農業施設の一部が損壊し、その災害復旧事業費の負担軽減のための支援となります。国の3次補正予算の成立により、あわせて茨城県における12月補正予算の成立で県の支援策も定まりました。その概要は、災害復旧事業を行う土地改良区へ市町村補助がある場合、市町村が負担した補助金に対して、国より震災復興特別交付税措置、また県より災害復旧事業補助が充てられます。清明川の土地改良区の災害復旧事業の地元負担額は1,213万円となりますが、この支援策により町が1,095万3,000円を補助した場合、地元改良区の負担額は約122万円となります。また、吉原の土地改良区の地元改良区負担額は741万4,000円ですが、この支援策で町が約667万円を補助した場合、地元改良区の負担額は約74万円になります。町は土地改良区の災害復旧事業に支援して、農家の負担軽減を図りたいと思っておりますとの説明がありました。

また、生活道路の整備については、何件要望があり、何件新設したのかとの質問に対し、舗

装要望が約100件、そのうち新設改良工事を行ったのは16件ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、平成23年 度阿見町一般会計補正予算(第7号)のうち産業建設常任委員会所管事項は、賛成多数で、原 案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第23号,平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について,質疑を許したところ,質疑なし。質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り,議案第23号,平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第24号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) について、質疑を許したところ、本郷第一土地区画整理地内の販売状況はどうなっているのか との質問があり、保留地の分譲状況は、ハウスメーカー8社及び住宅生産振興財団と協定を締 結し、136区画販売済みです。住宅用地が残り9区画、業務用地が2区画ありますとの答弁が ありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第24号、平成23年 度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)については、全委員が賛成し、原案ど おり可決しました。

議案第25号,平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について,質疑を許したところ,質疑なし。質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り,議案第25号,平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)については,全委員が賛成し,原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

3番川畑秀慈君。

○3番(川畑秀慈君) 先ほど、委員長のほうの報告では、総務常任委員会は、議案第21号の 平成23年度の一般会計補正予算、これは否決という報告をいたしましたが、私は、そこに採決 には委員長として入っておりませんので、ここで私の意見を述べさせてもらいます。

この23年度の一般会計の補正予算の中には、公明党が推進をしてきました学校の耐震化事業、それと老朽化の非常に進んでいる給食センターの建て替えの事業の、まあ、ほかにもさまざま入っておりますが、2件入っております。まさに子供たちの命と食を守るためにも、この補正予算は通さなければならないと、私は考えておりますので、この予算には賛成をいたします。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 8番柴原成一君。
- ○8番(柴原成一君) 議案第21号,阿見町一般会計補正予算に賛成討論を行います。

最近、政治活動報告に歩いておりますと、柴原くんは町長派か反町長派かと言われます。私はどちらでもありません。はっきり答えて今の議会の構図を説明しております。今回の補正予算の総務委員会の否決、その中で、議会軽視と発言した委員がいると、今、委員長報告の中にありましたが、議会よりも町民のことを一番に考えるのが、我々議員の使命だと思います。今回、私が一般質問した耐震化の前倒し、早急に耐震化を進めてほしいということを、この前の一般質問で行いましたが、このいつ来るわからない地震の補正がここに入っております。これを否決しますと、人の命にかかわります。この耐震、子供の命というのは、我々議会の一番の使命だと思います。なおかつ、議会軽視と言うより町民が一番大事だと思いますので、この一般会計補正予算には賛成いたします。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) 議案第21号, 賛成討論させていただきます。

まず、財調に積み立てることが議会軽視、これはまず、議会にのっとっても、これはまず台帳に記載して、その後にどうするのかということが、まず基本になると思います。そして、先ほどから出ております、私は産建委員会に属しておりますけれども、農家の方は、今回の震災で大変に苦慮しております。その中の清明川また吉原地区でございますけれども、災害でこの後、農地ができない状況でございます。何が今必要なのか、やはり、そこのところに考えた場合に、この農地また災害復旧、放射能でも、今、かなりの意見が出ておりますので、その放射能対策、そういったことも非常に今、急務でございます。個人の方に差し上げたい、当然、その御意見もございます。ただ、今必要なことは、いつ来るかわからない震災に対して補正を立ててやっていただきたい。それには、今回、この財調に積み立てることがまず第一歩でありますので、賛成討論として、今回の補正予算には賛成いたします。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 7番石井早苗君。
- ○7番(石井早苗君) 私は、反対討論をさせていただきます。

私は、総務委員会の一員でございます。そして、そうですね、ここに一枚のチラシがございます。ご覧くださいませ。もう皆さんのお手元にも行っているかもしれません。3月総務委員会での態度表明に、私は何ら恥じることはありませんが、このチラシの中にあるように、学校

の耐震化に反対した覚えはございませんし、給食センターの建て替えに反対した覚えはありません。給食センターの採決を、かつて12月にしたときに、私は賛成いたしました。ということは、つけ加えておきます。

そもそも、この議案に反対した理由は、昨年、平成23年9月29日の本会議で、全議員が賛成して採択した請願、災害修繕住宅のリフォーム助成に和解金4億9,000万円を充ててくれということでした。しかし、町長は、先ほどからもおっしゃっているように、町民全部が罹災したわけではなく、一部の町民に補助を出すのはいかがなものかとおっしゃいました。その後、議会全会の一致の請願であるので、ぜひ、4億9,000万全額でもないので、なくてもよいから、また、自宅補修がだめならば、この金を使って、町民が納得のいく方法で震災災害に充てるということはできないのかと、何度も何度も申し上げました。町長の答えはいつもノーでありました。

町長のおっしゃる道路や上下水道や農地の基盤などは、この4億9,000万を使わなくても、一般財源の中から出てくることであるので、それは今までの町財政の運営を見ていただければわかることでございました。年間140億の予算――平成24年度も約140億の予算を計上しておりますが、140億の中に和解金を繰り入れて、財政調整金の中に組み込んだりしたことは、どこへ消えてしまったのかわからないじゃありませんか。たまたま発覚して手に入れた和解金――これ発覚しなきゃ入ってこないお金ですから、それを、1千年に1度かと言われているような大災害が起きた、阿見町も本当にブルーシートがたくさん、まだ直っておりませんのに、その災害復興に少しでもいいから回してくれと、議長からも何度も言われておりましたのに、全然取りかかれない。12月の定例会でも、このたびの定例会でもお願いしておりました。町長の答えはかたくなでありました。

12月に否決された案件をそのまま3月に上程することは、いかがなものかと思われます。町長も町民の負託により選ばれた自負がおありでしょうが、私たち議員も町民の負託により選ばれてまいっております。先ほど、柴原議員が議会軽視とおっしゃる議員がいたと言いましたが、私はそうだと思っております。私たちは町民の負託によってここに来ておりますから。町民の声を背に受けて要望しているわけです。

[「それは全部じゃない」と呼ぶ者あり]

- ○7番(石井早苗君) 全部でないというならば、それはそれでおっしゃってください。再度、 私はそういうことをもちまして、反対させていただきます。
- ○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 5番紙井和美君。
- ○5番(紙井和美君) 私は、議案第21号に対しまして、賛成の立場から討論させていただき

ます。

先ほど、総務委員長の報告の中で、反対の理由の中、和解金4億9,000万がございました。 補正予算が否決することによっての弊害は、先ほどから述べられているとおりでございます。 12月議会では、住宅リフォーム助成に充てるべきとの意見がございました。また、執行部から は、4億9,000万の使い道といたしまして、災害対策の最重要でありまた急を要することから 優先順位をつけて、慎重に使っていくとの答えがございました。しかしながら、それでも財調 に組み入れいるということすら反対があったために、今回に至ったわけでございます。

皆様御承知のとおり、減債基金などを初め、さまざまな基金というものがございます。この中で、財政調整基金、これは、突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために設置された基金でございます。実質収支が多いときは多く積み立てて、財政不足時に取り崩すという、年間的、調整的な役割を果たすものでございます。それは皆様、十分御承知のとおりであると思っております。阿見町の財政調整基金条例第1条にも、このように記されております。ここに組み入れない理由は全く見当たりません。したがいまして、一日も早く財調に組み入れまして、現在の災害による復旧・復興を進め、また今後、いつ起こるかもしれない災害におきまして、災害に備えた町政運営を、町と議会がしっかり取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

以上のことから、議案第21号に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。 以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 16番櫛田豊君。
- ○16番(櫛田豊君) 私は、議案第21号に対して、反対討論をいたします。

二十何年、議員やっていて、討論を聞きましたが、賛成討論が最初で反対討論が後だというのも、これもまた珍しいなというふうに感じております。それだけやはり、議員の皆さんも熱心に阿見町のために努力をしようという気持ちだと十分わかります。ですが、私は、我が委員会でこのような結果が出て、私も町長とちょっとやり合ったのを覚えておりますが、今、本当に、皆さんが言われるとおりに、今、本当に困っているというか、今、町でもやる必要なお金が必要だと、いろんな事業があるから必要だと思います。けど、やはり我々が言っているとおり、9月、12月定例会等々で、このような結果になってきたわけなんですが、私はそれを、今回は、本来でしたら何も言わずに、この補正予算を通したいなと思っておったんですが、2月22日の新聞にですね、21日、町長が発言をした中で、ばらまきというような文言が一言ありました。それに対して、私は反論をして、結局、我が委員会では、3対2というようなことで否決になったわけなんですが、やはりもう少しですね、町長が言わんとするように、町のため、

人のためという、その気持ちがあるのであればですね、軽はずみな発言というのは、ちょっと 必要なかったのかなあと、私は思っております。そういう点を感じますと、本当に残念でなり ません。

また、先ほど石井委員のほうから、我が委員会のその否決問題に対してですね、大きな、やはり、皆さんから見ればアピールなんでしょうが、私から見れば批判だと思うんですよね。そういうものが堂々と阿見町にまかれているということ自体が、本当に残念でなりません。もちろん、ここに書かれているとおりにですね、我々も十分わかっているんですよ、これ中身は。だけど、だけどですね、「命を引きかえに委員会採決をもてあそぶのは直ちにやめるべきです」という文言はないでしょう。

[「そのとおりだ」と呼ぶ者あり]

○16番(櫛田豊君) でしょう、これ。我々はもてあそんでなんかいないんですよ、ひとっつも。

[「もてあそんでるよ」「違うよ」と呼ぶ者あり]

- ○16番(櫛田豊君) 何がもてあそんでんだよ。黙ってろ。傍聴は黙ってろ。議長。
- ○議長(佐藤幸明君) 傍聴者には、発言を許しておりません。
- ○16番(櫛田豊君) 何を考えてんだ。ここは議場だ。

そういうことがね、今現在、このとおりまかり通っているんですよ。それが、これが今日傍聴に来た人たちの私に対する批判でしょうよ、これ、今、言ったとおりに、でしょう。そういうものが、今こういうふうなことになっているんですよ。本当にそれでいいのか。いや、我々議員だって、18人の私も1人ですよ。どんなことが行政で必要だということぐらいは、十分わかっていますよ、私だって。けど、けど、大事なのはその辺なのかなと。町長の少しの気持ちなのかなと。執行部の考え方の中で、少しは考えてもらえるのかなというような意見の中で、我々議会は、18人がそのような結果を出したわけでしょう。それが、今回このようなことで、先ほども、最初に戻りますが、賛成討論が先だったというのが、ちょっとおかしいなとは思うんですが、私はこの問題に対してですね、本当に心から本当に、町民の皆さんの前で、本当にこれははっきりと言いたいのは、我々もだてや酔狂で反対をしているんじゃないんだと。我々の考えがあって、我々の一つの考えとして、町長に提起をした問題を、我々が継続しているだけのことであって、そのことだけは、やはり町民の皆さんにはわかっていただきたい。それだけをお願いをしたいと思います。

そういう状況の中で、私は、残念ではありますが、議案第21号に関して、反対をいたします。 〇議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 私は、議案第21号について、反対討論をしたいと思います。

この問題は、昨年3月11日以降起きた未曾有の大震災について、町がどういう援助ができるかという内容が含まれている問題だというふうに思います。私も震災後の6月議会から、毎度、震災を受けた町内の住宅については援助をすべきだと、質問もしてまいりました。そして、9月議会には、680名の署名を添えて、震災補修ですね、リフォームした場合には、最高限度20万円の支援をしてもらいたいという請願もいたしました。それは、議会は当然だということで、今日、今、賛成討論をした議員も賛成をして、リフォーム条例については、町長に対して、やるべきだという議会の総意で12月まで来たわけです。先ほどの反対討論の中でも、議会は何度も執行部、町長に会談を申し入れ、そして何とかならないのかという提案をしてまいりました。予算の面についても、いわゆる談合和解が発覚して、予定外のお金4億9,000万円が10月末に入金されたんだから、要するにそれを使ってやれば、阿見町の一般会計には何ら負担にならないという財源処置まで議会では提案して、今になっているわけでございます。

それに対して、町長は一貫して、個人に対しては補償はしない。最近では、1,650軒の個人 の被災は大したことないんだ、だから出す必要ないんだということは、あみ広報でも、2年を 振り返ってっつう中で述べております。そのほか、新聞発表でもそういうことを言っておりま す。果たして,じゃあ個人には公の金は出せないのか。であれば,私はそうではないというふ うに思います。今度の震災に対して,国は,個人の全壊住宅には300万円を支給いたします。 それから、半壊住宅には100万円の、これも支給をいたします。しかし、一部損壊については、 そこまでは国の財政間に合わないっつうことだと思いますけれども、あとは自治体任せだと。 しかし、そのかわり、国の制度としては、被災住宅について補修したならば税金で免除をしま す。そういう制度もあるわけです。実際、それを利用しているわけですよね。あと、そのほか、 被災住宅の補修には、お金を借りてやる場合には、利息をゼロにしますと、そういう補償もあ るわけです。また、茨城県内でも、住宅リフォームについては、十数町村が現在支給している わけですよね。最近では、隣の稲敷市、これは早くは被災者には1万円、3万円、5万円、10 万円というように見舞金を出しております。そして、そのほかに、今度の議会で、補修50万以 上は最高限度10万円をいわゆる支給しますという条例も出しているわけですよね。土浦市では、 昨年の8月に10万円の震災の住宅リフォームには出すというふうになって、いわゆる阿見の町 長が考えている個人の住宅には補償しないと、そういう理屈は通らないわけですよね。あと、 今回の補正予算でも、震災の影響で壊れた、いわゆるこれは土地改良区2つですけども、 1,700万出すようになっていますよ。その先にあるのは個人でしょうよ。

私は、そういう点から考えれば、今度の震災で、いわゆる町はお金があるわけですよね。今 回の補正予算で財調に積んだお金は9億9,637万9,000円になるわけですよ。そのうち4億 9,000万が入っているわけですよね。 4億9,000万入んなくても,5億6,000万の財調を積んでるわけですよ。阿見町はそういう点では,ほかの市町村に比べても,今回1,650軒の住宅被災者に,最高限度20万円をくれても,例えば2,000軒でも二二が四で4億ですよ。4億しかかからないわけですから,私は,当然,今度の議会で,最高限度20万は出すべきだと,それが議会の総意ですので,それが入ってないっつうことについては反対せざるを得ないと。

あと、ビラでは、震災に反対したとか何とか書いてありますけれども、震災の補修に反対する議員なんかだれもいないですよ。それから、土地改良区の震災補償に反対する人なんかだれ もいないでしょうよ。

[「入ってるんだもん同じだっぺよ」と呼ぶ者あり]

○18番(細田正幸君) 同じじゃないよ。そのことがわかってるならば、4億9,000万を別にして、ちゃんと使ったらいいでしょう。それもできないこのざまは何だって言いたいですよ。そういう点では、天田町長に再度反省を求め、そして今なお、ブルーシート、まあ、乗っかってるわけですよね。今度の議会で、じゃ、個人の住宅の被害は幾らになるのかと聞いたならば、調べてないからわかんないと。わかんないという状況の中で、町長は、公で、今、大したことないということを言っているわけですよね。私も試算してみたんですけども、大したことじゃないでしょう。1,650軒、平均100万円かければ、16億5,000万ですよ。町の今回災害復旧に使った金額、それは道路で5,800万、水道で300万、下水道31カ所で7,325万、それから学校の補修に1億1,300万。合計すると、被害額は2億5,495万になります。それと比べてみても、住宅の被害1,650軒、16億5,000万だと6.5倍になります。平均150万だと24億7,500万円の被害額になって、町の被害額の10倍の被害額を阿見町民が受けているわけですよね。そのことを大したことはないと言える町長の神経を私は疑う。今日ここに傍聴している人、来てますけれども、そういう内容を知ってて、ああいうビラを出しているのかどうなのか疑問に思います。私は、そういう内容を知ってて、ああいうビラを出しているのかどうなのか疑問に思います。私は、そういう内容を知ってて、ありに反対したいと思います。

以上です。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 11番久保谷実君。
- ○11番(久保谷実君) 私は、議案第21号に反対をいたします。

私は、政治は調整作業だと思っています。特に、意見が違うとき、ぶつかったときには、このことが特に大切になってくると思ってます。年齢や地域、住んでる地域、それから立場、生活環境の違いで、それぞれの思いがみんなばらばらだ、違う思いを持ってると思っています。そこで議論をして、お互いに尊重しながら、よいところを理解し合って、譲り合うという気持ちが非常に大切ではないかなと、そんなふうに思っています。また、もう1つ、政治は、町民、

我々は町民を預かっているわけですから、町民がプラスマイナスゼロになる努力をしていくべきだと思ってます。マイナスの人に、政策的にいろんな補助だったり何かをして、それがゼロになっていくと。プラスの人には税金を余計払ってもらって我慢をしてもらうと、そういうことが我々の4万8,000人の町民に対する我々の任務だと思っています。

そういう意味では、今回の件は、屋根が被害を受けた人と受けない人がいるわけですから、 受けた人は、必ず受けない人に比べたらマイナスになっていることは事実です。そのマイナス になっている人に、町が助成金をやって直していただくというのは、決して私はばらまきでは ないと思っています。マイナスの人をゼロにすると。それは我々の非常に大切な努力する点で はないかなと思っております。

議会が全会一致で出した要望に対して、途中で思いの変わった人もいますけども、出したときは全会一致ですから、それに対して町長が新聞紙上でばらまきだと言ったり、あるいは何回も何回も要望しても、絶対自分の思いを譲らないと。それはやはり本来、立場が違うわけですから、議員といろいろ執行部とか、先ほど言ったように、それぞれの住んでる地域や環境やいろんな思いの中で、違う意見があるのが当たり前ですから、そこはやはり少しはお互いに譲り合ってやるべきだと思っています。それを、何回やってもゼロだということは、私は納得できないので、第21号には反対いたします。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 10番藤井孝幸君。
- ○10番(藤井孝幸君) 私も,第21号,23年度の補正予算に反対をいたします。

理由は、まずですね、この未曾有の大震災ですよ。何度もだれかもいろいろ言ってますけれども、百年もしくは千年に一度の大震災ですよ。その災害に遭った方々に対して、行政としてお見舞金を出してくれと、議員が全員が要望したにもかかわらず出さないという、そういう冷たい行政に私は反対するんです。近隣の市町村はみんな出しているじゃないですか。金額は多少あり……。

[「全部出してねえぞ」「黙って聞けよ」と呼ぶ者あり]

○10番(藤井孝幸君) 黙って聞けよ。やじるな。

近隣の市町村は出してるんですよ。全部ではなくてもいいじゃないですか。出してるんですよ。それで、そういう冷たい、近隣の市町村、隣見て、町民が、やはり何で阿見町は出さないんだというふうになりますよ、それは。金は、原資は、4億9,000万降ってわいた金ですよ。そういう金で、何でお見舞金が出ないのかというので、反対をしているわけです。

そして、町長はさらに、この議会で、私の周りには困った人はいないと、困っている人はいないというふうに答えております。言っております。それで、困っている人はいないと言う…

•••

〔「……やつが話してるから……」「発言できないのに変な話しないでよ」「適当な話しないでよ」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(佐藤幸明君) 発言者以外の方の発言はやめてください。
- ○10番(藤井孝幸君) 困っている人はいないという。そして、災害は軽微であると、軽微であるというけど、私の知人では、数百万かけて、天井が落ちた、壁が落ちたって、数百万かけて修復してんですよ。それ軽微じゃないですよ、そんな人は。

[「だれだって軽微って書いてない」と呼ぶ者あり]

- ○10番(藤井孝幸君) ここ、書いてある。広報に比較的軽微であるち書いてる。
- ○議長(佐藤幸明君) 討論をお続けください。
- ○10番(藤井孝幸君) 広報に書いてある、広報に。

[「……やれよほら」と呼ぶ者あり]

〇10番(藤井孝幸君) だから、そういうことで、なぜ出さないのかということなんですよ。そこで、我々議員が12月の予算を否決したわけです、補正を。それで、町民にはですね、迷惑をかけてないんですよ。12月の議会で否決したときに、1月の臨時議会で、その4億9,000万を繰り越しますと。そして、これは法的には問題ないというふうに答弁をしているわけですよ。それで繰り越しますと言ったにもかかわらず、またこの3月に、そいでその議会で、町民に直接関係するような補正予算は全部議会が通したじゃないですか。何にも町民には迷惑かけてませんよ。だから、1月の臨時議会まで開いて、補正を通したんですよ。だから、町民に迷惑かけない方法というのはいっぱいあるじゃないですか。で、ここのチラシのようにですね、町民の生命、財産とかなんて書いてますけども、ちゃんとその町民の生命、財産を守る方法はあるんです。だから、この4億9,000万を、なぜ12月の議会で説明して1月の臨時議会で見送った、繰越金にしますと言ったのに、なぜこの3月にまた出してくるんですか。我々は、そういう強硬な態度に私は反対をしているわけです。

[「強硬でも何でもないよ」と呼ぶ者あり]

- ○10番(藤井孝幸君) 議長。
- ○議長(佐藤幸明君) 傍聴者の発言は許しておりません。

[「議長,退場命じたらどう」「退場しろ」「退場,退場」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 傍聴者の方に申し上げます。傍聴規定をもう一度お読みになった上, 発言はなさらないでください。

[「4億9,000万の,今回」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 町長に質問の時間は与えておりません。

○10番(藤井孝幸君) 4億9,000万の……。

[「……はだめだよ」「町長は黙ってなよ」と呼ぶ者あり]

○10番(藤井孝幸君) 一部でもいいから、町民にお見舞金を出したらどうだと言っているんですよ。それをばらまきとは何ですか、ばらまきとは。これは被災した人には大変失礼ですよ。近隣の市町村は出しているでしょう。それはばらまきですか。先ほども言ってましたけども、ブルーシート、みんなに配ったじゃないですか。あればらまきですか。

[「緊急性なんだよ」と呼ぶ者あり]

○10番(藤井孝幸君) ばらまきですか。そういうことになるわけですよ、個人的に。

[「緊急性なんて言うんじゃねえよ」と呼ぶ者あり]

○10番(藤井孝幸君) そして、その税金を使う、個人に渡すのはばらまきになるからやらないと言うけど、障害者に対する手当、こんなのはみんな個人に渡るんですよ、個人に。これも税金です。だから、そういうことがあるからこそ、我々は4億9,000万を見舞金の一部に充てたらどうだというふうに言ってるわけですよ。過去いろんな、町長は強引なやり方をしてきましたよ、ここではるる申し上げませんがね、強引なやり方をして、議会との対立をあおってやる手法は町長のやり方だと私は思ってますけども、口では議会と対話してるって言うですけも、新聞記者呼んで、私のやりたいことは議会が反対するからできませんちゅって……。いい政策なら、我々は賛成しますよ、いい政策なら。だから、そういう施策を、我々はやってほしい、心温かい施策をやってほしいからこそ、私たちは言っているわけです。それをよく、傍聴している人も考えてほしいと思います。お願いします。

- ○議長(佐藤幸明君) 14番倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) 私は、賛成討論をいたします。

4億9,000万があるから、被災のお金、お見舞金を払えと、やれと。なかったらやらなくてもいいと。それでは、お見舞いの意味が……。

〔「やらなくてもいいとは言ってないよ」「意味が違うよ、言ってることの」と呼ぶ者あり〕○14番(倉持松雄君) お見舞いのやる意味が全然ないんです。お見舞いをやりたくて、反対するのか……。

[「議論のすり替え」と呼ぶ者あり]

- ○14番(倉持松雄君) すり替えじゃないですよ。
- ○議長(佐藤幸明君) 許可を得た人だけが発言をしてください。
- ○14番(倉持松雄君) 4億9,000万の処分に困ってお見舞いをやる。そういう考え方では、本当に被災した人を心配しているという気持ちにはならない。私は、お見舞金を本当にやる気であったら、4億9,000万なくたってやるんだと、町の特別なお金でやるんだと、それが一番

大事です。

## [「……全くだ」と呼ぶ者あり]

○14番(倉持松雄君) いや、今、皆さんの意見を聞いてますと、4億9,000万の処分に困ってやってるようなそんな気がいたします。

それから、400万の被害があって大変なことだという方もいますが、400万ぐらい、へでもねえと、何とも思って出す人もいます。10万だって容易でない人もいます。どこでどのように差をつけるのか、調べるにも大変なお金も暇もかかりますし、それをどのようにして考えているのか、その根拠も、私は明確には聞こえておりません。ですから、私は、これは財調に積んでおいて、町の全体的な予算に使うと。それから、もともと根拠も、これは和解金でありますので、町の皆さんの税金を和解金として戻ってきたわけですから、それは一応財調に積むというのが当然のことでありますので、私は賛成をいたします。

- ○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 6番久保谷充君。
- ○6番(久保谷充君) 確かにですね、震災で大変な思いをしている人がたくさんいるかというふうに思いますが、基本的には、私は、自分のうちは自分で防御する、守るというのが基本だというふうに思います。そういう中で、今度の、やっぱり朝日中学校の耐震化補強工事、これは本当に、先ほど来、話がありましたが、いつ、マグニチュード7以上のやつがいつ来てもおかしくない状況に置かれてる中で、ストップまたは工事が先延ばしというような中になってしまったときに、今日、あすにでも起きたときに、だれが責任とるのかなというふうに、私は思います。また、新給食センターも、来年の9月より供用っていうか使用開始になりますが、これもまた、震災で、37年もね老朽化した中で、そういうやつが、もう震災でよくよくがたがたになってて、安全・安心が得られないような状況になっております。これね、みんな賛成だよって言ってても、補正予算を否決すれば、全部これが入ってるわけですから、これ反対しているのとまるっきり同じです、さっきのとこで。基本的には、私は、町民の安心・安全に勝るものは、私はないというふうに思いますので、賛成をいたします。
- ○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 9番浅野栄子君。
- ○9番(浅野栄子君) すべての根源は、この4億9,000万にあると、そのように思います。 町長さんも、早急にすることがある、そのようにおっしゃいました。生命に関すること、耐震 化の問題、そして生活道路、それをつくると、そのようにおっしゃいました。でも、この4億9,000万をそのようにこれを活用させてもらいますよと、一言おっしゃいましたでしょうか。 おっしゃらない、そのままで何も言わず、12月と同じように、本当、またお金を計上して、12

月には、前回否決されたときには、その4億9,000万を一度除いて、そして皆さんの可決されたものですよね。ですから、今回また同じように4億9,000万、そのまま同じように計上したのでは、何ら賛成する要因が見当たらないんですね。やはり、民主主義の政治は、どちらも行政も議員のほうもこちらも、両輪となってやるわけですから、もう少し町長さんも、これに使いたいからってお話し合いとか、そういうところでですね、やはりこの感情的な面もとても多く浮き上がってきているような感じもするんですね。ですから、もう少し、信頼関係もあると思いますけれども、お話し合いをして、こういうところに使いたいんだよと、そのようにもう少し広くですね、おっしゃっていただければ、こんなにむきになって反対反対というような感情も持たないと思いますので、町長さん、もう少し柔らかくですね、皆さんにお話かけていただいて、理解を深めていただいたらと思います。要望を込めて、反対といたします。

○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 13番小松沢秀幸君。

○13番(小松沢秀幸君) 言うならば、反対派と賛成派というふうに見えるんでしょう。しかしまあ、先ほど柴原議員が申しました、賛成派なのか反対派なのか、いいえ、どちらでもありません。その現実は、例えば今日の今のこの議会を見ても、ずうっと議案についての採決がされています。じゃ、反対派はすべてを反対したのか。反対派はこの議案すべてを反対しましたか。してませんね、そのとおりです、全くそうです。こういうように、言うならば、この議案はいい、悪いということを、きちんと判断をしながら、議会が今ここに運営をされているということであります。ということは、議員それぞれがそれぞれの立場でそれぞれの思いを持ちながら、是々非々論をきちんと実行している、その姿だと思います。

ところがですね、今、4億9,000万の使い道の問題が大変多く出てきてます。この4億9,000万の使い道の中で、一番最初に段取りミスではないかって判断しているところがございます。それは、いわゆる町民のための施策ということを、どうすればできるかというのが行政であり議会であります。ところが、その4億9,000万を財政調整基金――般家庭でいえば普通預金です。いつでも使えるようにということであります。そのお金を、何の施策もなく――ゼロ施策だったでしょ。4億9,000万の使い道は、財政調整基金だから積んでおくんです。なぜ単年度決算なのか、議会は、行政は。これは、いわゆる歳入になったお金をいかに速やかに、町民のために速やかに新たな事業で組み込んでいけるか。できるだけ早急に町民への施策のために単年度決算ということが一つあります。それを全くゼロ施策で、貯金するだけ積んどきます。そういう施策、そういう発想しかないことに対しては、全く反対です。早急にって言ってます。早急にって言ってますが、施策がないというのは早急ですか。施策がないということが、町民のための早急な施策になるんですか。根幹的に、まずゼロ発想について反対をいたします。

以上です。

○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので, 順次採決いたします。

初めに、議案第21号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、総務常任委員会は否決、民生教育常任委員会は原案可決、産業建設常任委員会は原案可決であります。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(佐藤幸明君) 起立少数であります。

よって議案第21号は、否決されました。

次に、議案第22号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第22号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第22号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第23号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第23号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第23号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第24号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第24号は、委員長報告どおり可決 することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第24号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第25号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第25号は、委員長報告どおり可決 することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第25号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第26号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第26号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第26号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第27号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第27号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第27号は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時10分からといたします。

午後 0時10分休憩

午後 1時10分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(佐藤幸明君) 16番櫛田豊君。
- ○16番(櫛田豊君) 済みません、暫時休憩をお願いします。全協のほうでちょっと話があるもんですから、議員さんに。
- ○議長(佐藤幸明君) わかりました。それでは、15分見ればいいですか。

それでは、暫時休憩といたします。全員協議会室にお集まりください。全員協議会で、終了後、直ちに本会議を開きたいと思いますので、御協力のほど、お願い申し上げます。

午後 1時11分休憩

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号 平成24年度阿見町一般会計予算

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第6、議案第28号、平成24年度阿見町一般会計予算を議題 といたします。

本案については、去る2月27日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

〇総務常任委員会委員長(川畑秀慈君) それでは、午前中に引き続きまして、御報告申し上げます。

議案第28号,平成24年度阿見町一般会計予算, うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,新規事業で,植栽管理事業の事業内容についてお聞きしたいという問いに対して,植栽管理事業の場所と箇所の数の件ですが,まず箇所に関しては,都市公園ほか10カ所,全体で11カ所あります。具体的な場所につきましては,都市公園と町営住宅内の空き地,本郷区画整理地内,小学校用地,文化会館建設予定地,君原実穀平地林,区画整理地内の荒川本郷地内,区画整理地内の空き地,それと,ふれあいの森,町民の森,それに霞ヶ浦平和記念公園,星の里公園緑地,この中の専門的な技術を要しない草刈りのみを対象としております。他の樹木の剪定等は,これまでどおり造園業者のほうへ発注する予定ですと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、機械を買った金額は幾らになるのかという問いに対して、軽ダンプ 2台で248万円、軽トラ 1 台が86 万5,000円、他はバロネス 2 台で、1 台が49 万9,000円、もう 1 台が53 万9,000円です。草刈り機が58 万2,000円、それから普通の肩かけの刈り払い機 4 台、これで合計177 万2,000円ぐらいになりますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、24年度は災害等の非常用電源として庁舎用の自家発電機の設置を行うとあるが、どういうものなのかという問いに対して、庁舎用の自家発電機ですが、屋外用ディーゼル発電機、定格出力が180キロVA、定格圧力が200ボルト、燃料タンクが1,950リットルで2日間運転可能なものを今、考えておりますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、行政評価運営事業の内容はという問いに対して、今まで行政評価については内部評価を中心にやってまいりました。そこで、24年度は外部評価を取り入れ、事業仕分けをやるということです。構想日本は、2002年から全国の地方自治体で事業仕分けを開始して、2009年から国でも予算編成のときに導入するということで、民主党政権の中で事業仕分けが行われてきました。今考えているのは、コーディネーターの方1名、それと仕分け人5名、計6名の方で仕分けをするということです。それを2班体制でやり、仕分ける事業内容については16事業。ほかの自治体でも行われているのですが、判定人を町民の中から40人程度無作為摘出をした中から選出をさせていただき、その中で公開性によりまして事業仕分けを実施していくということです。いつごろの時期にこの事業をするのかということですが、構想日本とも、事業の期間の調整があるのですから、7月から11月ぐらいの間には実施したいと考えています。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第28号、平成24年 度阿見町一般会計予算、うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決し ました。

当委員会の決定に対して,議員各位の御賛同をお願い申し上げ,委員長報告といたします。 〇議長(佐藤幸明君) 次に,民生教育常任委員会委員長浅野栄子君,登壇願います。

#### [民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(浅野栄子君) 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。 議案第28号、平成24年度阿見町一般会計予算、うち民生教育常任委員会所管事項について、 審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

177ページから179ページ,予科練平和記念館の900万近くの減額だが,減額がいい悪いとかの問題ではなく,負の遺産になりつつあるのではないかと懸念している。だから,あらゆる角度で予算の切り詰めをしてほしい。それから,たくさん客が来るように,リピーターが来るようにという努力もしてほしい。

179ページの特別展委託料500万近く出しているが、何をどのようにするのかを聞きたいという質問に対して、24年度の特別展については、人間魚雷回天という特攻兵器をテーマに計画をしている。長さ13メートルぐらいで直径1メートルぐらいの実物大の回天の模型が寄贈されてあるので、これを展示しようと考えている。これまで来館された方の意見やアンケートを見ると、できれば飛行機とかの実物の資料があったほうがいいという意見が多く、今回、その実物大のものがあったので、それを使うことにした。あわせて、コックピット部分があるので、操縦席に座るような状態になるものもあるので、実物を利用して特別展を計画しているという答

弁がありました。

続いて、176ページ、図書館司書の賃金614万5,000円。これは何人いて、どのような形態で動いているのかという質問がありました。

この賃金は、臨時職員分の賃金で、現在10名いると。10名のうち5人がフルタイムの7時間 勤務、3人が土日専門の臨時職員で7時間勤務、2人が17時から19時までの2時間勤務である。 仕事の内容は、カウンター業務関係で、利用者対応や相互貸借といって県内の公立図書館から 本を借りて貸し出したり、図書館の本を県内の図書館へ貸し出したりする業務、利用者登録、 本のリクエストや寄贈の本のコンピューター登録などがあるという答弁がありました。

続いて、181ページ、トップアスリートスポーツ教室事業について、今年度はどのような内容の事業を考えているのかの質問に対して、これは23年度から実施した新規の事業で、今年度は野球教室ということで、プロの野球選手を4名呼んで、運動公園で実施した。2月に入って、ミニバス、バスケット教室にプロリーグの選手4名が来て、子供たち対象に実施した。好評を得ているので、24年度には、バドミントン、バレーもしくは卓球も計画している。アントラーズとの協定が成立した関係もあって、サッカー教室もできれば盛り込んでいきたいと思っているとの答弁がありました。

続いて、85ページ、1115,地域組織活動育成補助金というのは何か。この事業内容についての質問がありました。

これに対して、これは各児童館で活動している母親クラブで、半分ボランティア的な子育て支援をしているグループがあり、そのほうへ活動事業費に補助金として出しているもので、学校区児童館、二区児童館母親クラブにそれぞれ1つずつあって、館員の人数は、二区児童館が22年度45名、23年度32名で、学校区児童館は22年度40名、23年度33名ということで、現在の登録者数は65名になるとの答弁がありました。

続いて、78ページの、家庭的な保育事業について、家庭的保育士の認定は、どのようにする のかという質問がありました。

このことについては、家庭的保育事業は、市町村で行う研修等に出てもらい、それに基づいて、終了した者を市町村長が家庭的保育士として認定する。認定に伴う研修は、国のガイドラインに基づいて各市町村がプログラムを作成し、研修メニューをつくり、受けてもらい、24年度に募集する予定で、人数については、今のところ予定はない。研修も、保育士の資格を持っている人と持っていない人で講習スタイルが違うということ。実施場所は、認定された保育士さんの自宅もしくは認定者が借用するなりしても可能である。自宅改修については、国の補助制度で200万が限度ですが、それを利用していただくようになるとの答弁がありました。

続いて,障害者介護給付事業ですが,障害者が短期入所希望をするとき,翔裕園のベッド数

は何名確保できるのかという質問がありました。

これに対して、障害者のニーズが高いということで、翔裕園に短期入所施設としての許認可をとってもらい、今年4月1日から短期入所の受け入れを始めるところである。施設のほうでも、専門の障害者介護の職員を1名増員して始めることになっているが、あくまでも老人ホームの短期入所のほうのベッドの空き状況を見ながらということで、事前に申し込み相談をしてもらい、登録していただき、希望に合った曜日に利用できるような形で対応していきたいと考えている。今後、引き続き、介護保険施設とか老人ホームについては、許認可をとっていただいて、障害者の方が利用しやすいような整備を図っていきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第26号、 平成24年度阿見町一般会計予算、うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案 どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長(佐藤幸明君) 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(柴原成一君) 議案第28号,平成24年度阿見町一般会計予算の うち産業建設常任委員会所管事項についての審査経過と結果を御報告いたします。

質問を許しましたところ、住宅用太陽光発電システム設置補助金が450万円計上されているが、どのくらいの件数で幾ら補助を出すのかとの質問があり、1キロワット当たり3万円、3キロワット9万円を限度に、50件を対象に補助します。また、国の補助は1キロワット当たり4万8,000円ですが、国の場合は法人でも対象になりますとの答弁がありました。

続きまして、放射能対策事業費 1 億3,000万円、一番多いのが清掃と植栽管理委託料ですが、どういう内容か、また通学路とか公園も含まれているのかとの質問があり、放射能がある場合には、除染ということで清掃していきたいと思っています。針葉常緑樹や広葉常緑樹等に放射性物質が付着している場合が観測されているので、強剪定して、霞クリーンセンターで焼却する予定です。通学路については、環境省で聞いて、環境省のほうでそれでいいということであれば、0.23マイクロシーベルト以下については行わない方向で考えています。公園等も追加ではかり出したところなので、状況を見て判断していきたいと思っていますとの答弁がありました。

また、国の方針なんて言わないで、町独自で高いところはやっていく必要があると思うがどうかとの質問があり、小中学校、保育所を中心に、また公園の砂場の砂の入れ替え工事を始めました。遊具の下も随時、3月31日までに終わらせる予定ですとの答弁がありました。

また、農業者戸別所得補償制度対策事業で1,700万円計上しているが、これに対応している 農家は何戸かという質問があり、補償の交付申請者数は176件ですという答弁がありました。

また、東日本大震災で、道路、下水等の被害額は幾らになったのかとの質問があり、水道の被害が約300万円、下水道は31カ所合計7,325万3,000円、一般会計部分については約1億1,300万円程度使っていますとの答弁がありました。

また、町内の一部損壊の被害額は幾らになったのかという質問があり、家屋の被害は合計で 1,675棟、金額につきましては、把握していませんとの答弁がありました。

ここで、質問を終結し、討論に入り、討論を終結し、採決に入り、異議があり、起立により 採決し、議案第28号、平成24年度阿見町一般会計予算のうち産業建設常任委員会所管事項については、賛成多数にて、原案を可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 私は,第28号,平成24年度阿見町一般会計予算について,反対討論をいたします。

私の委員会は産建委員会ですけれども、その中で質問もしたんですが、町民から生活道路の舗装要望それから排水路の要望などが出ております。これ聞いたところ、道路の要望については100件、排水路の要望についても100件ほどあると、そのうち解決したのが十数件だという話がございました。私は、生活道路の要望については、財政に余力があるわけですから、思い切って予算を投入し、住民からの要望を早急にやはり解決すべきだというふうに思います。そういう点で、今度の予算について、特別増やしているという要素がございません。

また、この後にも、介護保険とか国民健康保険、そういう点の予算がありますけれども、特に国民健康保険税については、町民にとっては、低所得者も町の税金の額でも、一番多く納めるというふうになっております。私はいつも国保会計については、もっと繰り入れもして値下げをすべきだという要望をしてまいりましたけれども、そういう点でも、何ら改善はされておりません。

また、今、東日本大震災で、放射能汚染が阿見町は、まあ、低くなったといっても、まだ通 学路などの除染などされておりません。そういう点についても、早急にもっと力を入れてやる べきだというふうに思いますので、そういう点で不十分だというふうに認識しております。

その3つの点の理由で、24年度の一般会計予算については反対をしたいというふうに思いま

す。

以上です。

○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。 10番藤井孝幸君。

○10番(藤井孝幸君) 私は、ちょっと別な角度から、別な件で、この24年度の会計は予算には反対をいたします。

理由は、先ほど総務委員長からの報告で、外部評価で事業仕分けをやると、しかもまた、構想日本なるものを入れてやると、こういうお話を聞きました。これは、一度、昨年度事業仕分けをやるということで補正予算を組んだんですけども、これは議員が反対多数で否決をされております。もうあきらめたのかなと思ったら、また同じことをいたしてくるという。これはまた、天田町長のしつこさというのか政治手法というのか、だろうと思うんですけど、我々は議会も外部評価は要望しておりました。それは、何もよそから呼んでくるんじゃなくて、阿見町民で有識者でやったらどうですかという提案でございました。それを、今、先ほどの委員長報告では、構想日本なるものを呼んできてやると。当時、公明党の方も、意味があんまりないんじゃないかと、事業仕分け、そういうことで反対をされたはずですが、またその同じようなことを上げてくるということは、私は非常に不信感を持っております。やるんだったら、外部評価で阿見町民から選んで、そして有識者を選んで、それでやるということに、私は賛成はしますけども、この構想日本なるものを呼んできてやるということについての予算は、反対をいたします。

○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、起立により採決いたします。

議案第28号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤幸明君) 起立多数であります。

よって議案第28号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第29号 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第31号 平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第32号 平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第33号 平成24年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第34号 平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 平成24年度阿見町水道事業会計予算

○議長(佐藤幸明君) 次に,日程第7,議案第29号,平成24年度阿見町国民健康保険特別会計予算,議案第30号,平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計予算,議案第31号,平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算,議案第32号,平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算,議案第33号,平成24年度阿見町介護保険特別会計予算,議案第34号,平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算,議案第35号,平成24年度阿見町水道事業会計予算,以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る2月27日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

# 〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

〇民生教育常任委員会委員長(浅野栄子君) 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。

議案第29号,平成24年度阿見町国民健康保険特別会計予算についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ, 質疑あり。

医療費がどんどん高まっているということはよくわかるが、国保の値上げはしてほしくない。値上げの時期はどうなのかという質問に対して、平成22年度の決算で、歳入歳出差引額については5億8,379万ほど出ていて、平成21年度4億7,439万で、1億940万ほど増えている状況であるが、歳入と歳出全体では差引額が生じているということであり、歳入は、国庫負担金、支払準備金、交付金などの収入、実績交付ではなく概算交付されるために、翌年度精算になっていること。さらに、歳出も後期高齢者支援金や老人保健拠出金、介護納付金などについては、当該年度が概算払いということで、2年後精算になるということで、毎年毎年、増減変化が出るというわけではないが、今年度の決算見込みは、歳入歳出差引額については3億6,487万円を見込んでいる。この金額については、変動が見込まれている。残額2億3,447万円が24年度中、療養給付費など補正するというふうな財源になると、税率を据え置くことも可能と考えられるので、現時点では考えていないが、医療のほうは水もので、多くなるときもあれば平均のときもあり、保険料も上げていかなければならないのかなと考えるが、それがいつのことかというと、今のところは考えていないとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第29号、 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計予算は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第33号、平成24年度阿見町介護保険特別会計予算について、審査の経過と 結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論 を終結し、採決に入り、議案第33号、平成24年度阿見町介護保険特別会計予算は、全委員が賛 成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第34号,平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について,審査の 経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論 を終結し、採決に入り、議案第34号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算は、全委 員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長(佐藤幸明君) 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(柴原成一君) 議案第30号,平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計予算につきまして申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第30号、平成24年度阿見町公共下水道事業特別会計予算につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第31号、平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第31号、平成24年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

議案第32号,平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算について,質疑を許したところ,質疑なし。質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り,議案第32号,平成24年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算については,全委員が賛成し,原案どおり可決しました。

議案第35号,平成24年度阿見町水道事業会計予算について,質疑を許したところ,水道料金は高過ぎて取り過ぎですから,安くしたらどうですかという質問があり,水道普及率が90とか

94%となった時点で、利益がどのくらいあるかで計算できるが、阿見町全体を考えたとき、それまでは我慢してくださいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第35号、平成24年 度阿見町水道事業会計予算については、賛成者多数により、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、各議員の賛同をお願いいたします。

○議長(佐藤幸明君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 私は,議案第29号,議案第33号,議案第34号,第35号について,4 件について,反対討論いたします。

29号, 平成24年度阿見町国民健康保険特別会計予算。今, 阿見町の国保会計, 4年ぐらい前ですか, 値上げしてから, 毎年, 余剰金を出しております。今年度までに余剰金を出したのが, 23年度末で8億4,000万, 24年度は1億円積み上げて9億4,000万というふうになる予定です。このことからすれば, 国保税については取り過ぎだと。試算してみますと, 1世帯当たり1万5,000円値下げした場合でも, 1億3,500万円が必要になりますが, 今後, 1億円以上が積み立てていくということを考えれば, 今後10年間以上, 1世帯当たり1万5,000円値下げしても, 大幅赤字にはならないというような試算ができます。そういう点で, 値下げすべきだというふうに思います。

それから、議案第23号、阿見町介護保険特別会計予算。今回、16.8%ということで、大幅値上げになりますけれども……。

- ○議長(佐藤幸明君) 18番細田正幸君に申し上げます。議案の番号が間違っております。
- ○18番(細田正幸君) どれですか。
- ○議長(佐藤幸明君) 33号になります。23号と……。
- ○18番(細田正幸君) 33号に訂正します。介護保険についても、16.8%の値上げになります。先ほど、一般会計それからその前の補正予算でも反対をしましたけども、値上げはすべきでないというふうに思いますので、反対したいと思います。

それから、議案第34号、平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算です。これについては、民主党政権は廃止すると言っておりましたけれども、それがほごされ継続され、今年度、この後期医療保険も値上げになります。この値上げについても容認できないので、反対をいたします。

それから、議案第35号、平成24年度阿見町水道事業会計予算。これについても、阿見町の水

道料金は、近隣の市町村に比べて高くなっております。例えば、阿見町が20ミリの管径で20立方の場合4,357円になりますけれども、同じ量で土浦市は3,745円、牛久市は3,675円と、それで運営をしているわけです。阿見町の水道料会計、23年度の収支でも、7億円からの繰り越しですね、利益金を上げております。利益金のほか、別の基金も合わせれば10億円を超えております。これは当然取り過ぎというふうに言って過言ではないというふうに思います。1世帯当たり年間5,000円の値下げをいたしましても、年間6,700万あれば値下げができます。6,700万円を出しても、10億余りの貯金を持っているわけですから、当然、水道会計が破綻する、また農村部を工事をしてもおかしくなるという状況にはならないというふうに思います。そういう観点から、水道料金はきちんと値下げすべきだというふうに思いますので、そういう値下げが全然考慮されていないということで、反対をいたしたいと思います。

以上, 4件について反対討論をいたしました。

○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。

8番柴原成一君。

○8番(柴原成一君) 議案第35号,阿見町水道事業会計予算について,賛成討論をいたします。

今,細田議員から,値下げすべきだというお話がありましたが,まだまだ阿見町の水道普及率は低い状態です。特に農村部に近い外郭地域を歩きますと,早く水道を入れてくれ,なぜ来ないんだと方々で言われます。ですから,これは町長がおっしゃるように,普及率を高めた段階で,その時点で考えていただいて値下げすべきでありますので,現在はこのままでいいと思いますので,賛成いたします。

○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので, 順次採決いたします。

初めに、議案第29号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第29号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤幸明君) 起立多数であります。

よって議案第29号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第30号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第30号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第30号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第31号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第31号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第31号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第32号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第32号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議案第32号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第33号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第33号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

「替成者起立〕

○議長(佐藤幸明君) 起立多数であります。

よって議案第33号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第34号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第34号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

「替成者起立〕

○議長(佐藤幸明君) 起立多数であります。

よって議案第34号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第35号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第35号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(佐藤幸明君) 起立多数であります。

よって議案第35号は、原案どおり可決することに決しました。

#### 請願第1号 東海第二原発の廃炉を求める請願書

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第8、請願第1号、東海第二原発の廃炉を求める請願書を 議題といたします。

本案については、去る2月27日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

#### 〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長(川畑秀慈君) それでは、請願第1号、東海第二原発の廃炉を求める請願書に関しまして、審議の結果を発表いたします。

全委員の賛成をもって,この請願書を採択いたしました。 以上でございます。

- ○議長(佐藤幸明君) 何にもなかった。経過の報告。
- ○総務常任委員会委員長(川畑秀慈君) ああ、そうかそうか。持ってきてないな。
- ○議長(佐藤幸明君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開を14時20分といたします。

#### 午後 2時15分休憩

午後 2時22分再開

○議長(佐藤幸明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務常任委員会委員長(川畑秀慈君) それでは、先ほどに続きまして、説明申し上げます。 請願第1号、東海第二原発の廃炉を求める請願書について御報告申し上げます。

紹介議員の細田議員より説明を求め、その内容を、まず述べさせていただきます。

趣旨説明としまして、東日本大震災から1年を迎えようとしています。年末に政府が収束宣言した福島原発事故は、今でもさまざまな問題にぶつかり、収束の見通しはありません。10万人近い原発被災者の多くは、今も自分のふるさとや家に戻る展望を持てない避難生活を強いられています。放射能汚染は周辺の各県に広がり、大気も土も食べ物も汚染され、深刻な被害を及ぼした。

大震災のとき、東海第二原発は自動停止しましたが、外部電源が断たれました。内部電源となるディーゼル発電機も1台が津波で使用できなくなりました。残る2台の発電機で3日半もかかり、やっとのことで炉心を冷却して危機を乗り切りましたが、実際は、福島原発と紙一重の危機的状況でした。

東海第二原発の20キロ圏内には水戸市も入り、71万人も住む人口密集地域です。30キロ圏内では県民3分の1の100万人を超えます。万が一にも原発事故が起きたら、避難すらできません。その上、茨城県全域はもとより、近隣各県、首都東京も大きな被害を受けます。

東海第二原発は、昨年5月に定期点検を開始し、昨年11月終了の予定でしたが、今年8月までに大幅に延長しました。しかも、定期点検終了前後にも試運転を開始すると言われ、安全対策を補強したと、新たな安全神話を盛んにアピールしています。しかし、この間も水漏れ事故などが頻発しています。また、地震大国日本では、原発はこれで安心という保証はどこにもありません。

また、東海第二原発を含め、一帯は百里基地の戦闘機訓練空域になっています。大事故はいつも想定外という形をとってあらわれることを考えるなら、原子炉への墜落事故も十分あり得ます。実際、ドイツでは、原子炉事故に大型飛行機の墜落事故を想定した対策も図られています。

さらに、東海第二原発は、運転開始から34年も経過した老朽原発です。原発そのものの事故やトラブルも現実の危険性です。政府が原発の運転期間は原則40年を打ち出し、最長40年を徹底させるため、40年を超えている日本原子力発電敦賀1号機と関西電力美浜1号機の運転再開は困難との認識を示したことからも、老朽原発の危険性は明らかです。

地元東海村の村上村長は、東海第二原発の運転再開に絶対反対です。日立市長も、「将来的 に廃炉」と言及、那珂市長やかすみがうら市長も、東海第二原発の再稼働反対を表明しました。 橋本県知事も、「しっかり納得できる説明がなければ(再稼働は)難しい」と表明するように なりました。

また、県内自治体の議会では、北茨城、土浦、取手市議会等で、廃炉を求める意見書が採択されました。五霞町議会でも同様の意見書が採択されています。県内でもさまざまな地域で危険な東海第二原発はなくすべきという思いが高まってきています。

趣旨をお酌み取りの上, 東海第二原発の廃炉を決定していただきますよう, よろしくお願いいたします。

このような趣旨説明がありました。

請願事項としまして、1, 県民・地域住民の不安を取り除くため、「東海第二原発を廃炉に する」を決議すること。また、決議した内容を住民に周知すること。

2,決議した内容を橋本県知事と野田首相に提出すること。

ここで、説明が終わり、質疑を許しましたところ、質疑があり。

ただいまの説明の中で、一帯は百里基地の戦闘訓練の空域になっていると言っていますが、 これは東海第二をつくる前から空域だったのではないのでしょうか。それなのにつくったとい うのは、何かあったのではないかという質疑がありました。

それに対しまして、東海第二原発と百里基地の前後の供用開始は、ちょっとわかりませんが、 戦闘機は当然、東海空域、原発の上も飛びますので、今説明した中に、ドイツでは、飛行機の 墜落も想定に入れてるということで、当然、茨城県の東海第二原発もそういうおそれがないと いうことは言えない。このような説明がありました。

次に、質疑を許しましたところ、提出者の中で、平和委員会というような名目があるのですが、これは水戸市にあるというふうに書いてありますが、住所は、また、どのような組織なのかという問いに対して、この茨城県平和委員会は、当然、全国の平和委員会でございます。それから、阿見町にも平和委員会ではありませんけれども、これに所属する「平和の会」という組織もございます。平和委員会ですから、当然、戦争それと公害とか住民生活に関する危険なもの、そういうものについて反対していくという趣旨で平和委員会がつくられたというふうに思います。

ここで、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第1号、 東海第二原発の廃炉を求める請願書については、全委員が賛成し、原案どおり採択いたしまし た。

以上で委員長報告とさせていただきます。

○議長(佐藤幸明君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 討論の趣旨については、今、総務委員長が読んだ内容で、そのままでございます。特に、東海の第二原発については、34年経過した老朽原発だということを強調する必要があるのではないかというふうに思います。

またそれから、茨城県内ですね、人口300万弱ですけれども、東海原発から30キロ圏内では、 そのうちの100万人を超す人が範囲に入ってしまう。特にそういう点では、福島原発事故が起 きて、全国の54基ある原発が、今52基までとまっている、定期検査に入っておりますけれども、 福島原発の事故が起きた原因が、まだ解明されてないという時点で、現在の時点では、再開発 というようなことは考えられないというふうに言われております。

また今回,阿見町民に、私どもアンケートをとりましたけれども、そのうち阿見町の89.7% の人が、放射線量については不安を持っている。そして、原発の廃炉についてのアンケートでは、84%の人が廃炉にすべきだというふうにアンケートを寄せております。そういう結果からも、まだ技術的に廃炉それから使用済み燃料の処分もできてない。そういう中では、やはり廃炉の方向に持っていくということが必要になってくるのではないかというふうに思いますので、この東海第二原発廃炉についての請願について、賛成討論をしたいというふうに思います。

議員の皆さん方の賛成を要望するものです。

以上です。

○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号についての委員長報告は、採択であります。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって請願第1号は、原案どおり採択することに決しました。

請願第2号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第9、請願第2号、TPP交渉参加に向けた協議の中止を 求める請願を議題といたします。

本案については、去る2月27日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

## [產業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(柴原成一君) それでは、請願第2号、TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願の審査の結果を報告いたします。

紹介議員の諏訪原実議員より説明を求めました。その趣旨については、別紙を読み上げます。 趣旨。政府は、野田首相のTPPへの参加に向けて関係各国との協議に入るとの方針に基づ いて、TPP関係各国との協議を行っています。

これまでの9カ国によるTPP交渉では、関税ゼロを大原則にすることや貿易にとどまらない、さまざまなルールの共通化・規制緩和も論議されていると言われています。日本が参加することになれば、これまでアメリカを初め各国が日本に求めてきた規制緩和が新たに協議されることになります。

この間のアメリカとの事前協議では、牛肉の輸入条件緩和、郵政民営化の徹底、自動車分野の協議を求めています。さらに、医療への自由競争の持ち込み、食の安全基準・表示の緩和、公共事業への外国企業の参入や労働規制の緩和、共済制度の廃止など、従来から日本に解決すべき事項として要求してきたことを協議対象にするよう強力に求めてくることは明らかです。

このような心配があるからこそ、44道府県や全市町村の8割余に及ぶ議会、さまざまな分野の団体が参加に反対、あるいは慎重な対応を求めてきたのです。国民の8割から9割が、政府の説明は不十分だと指摘しています。

野田首相は、TPP関係各国が日本に求めている要求や情報を国民に明らかにし、国民的議論を踏まえてTPP交渉に参加するか否かの結論を出すということを繰り返し強調してきました。しかし、ニュージーランド外務貿易省は、TPP交渉そのものが秘密主義であることを公式に表明していることは重大です。このままでは、国民的に十分な情報が開示されないまま、結論が押しつけられる疑念があります。

以上、TPPは、内容の面でも手続の面でも重大な問題点を含んでおり、このまま関係各国 との協議を進めることは許されません。

以上の趣旨から、下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。 請願事項。1、TPPへの事実上の参加表明を撤回し、関係各国との協議を中止すること。 以上、説明を受け、質問を許しました。質問がありました。

農協では、このTPP協議に対して、どういう態度をとっているのか説明してくださいという質問がありました。

農協は、強烈に猛烈に反対をしていますとの説明がありました。

質疑を終結し、討論に入り、賛成討論があり、討論を終結し、採決に入り、請願第2号、T PP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択 しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(佐藤幸明君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

- ○18番(細田正幸君) TPP交渉参加に向けた……。
- ○議長(佐藤幸明君) 細田正幸君に申し上げます。反対討論なのか賛成討論なのかをまず、 お願いします。
- ○18番(細田正幸君) ああ、そうですか。はい。

協議の中止を求める請願の賛成討論を行いたいと思います。

請願趣旨については、今、委員長が読んだとおりでございます。TPP反対については、農業団体、医療団体、それから消費者なども一貫して反対運動を続けております。野田首相は、TPP参加に向けて、交渉内容は国民に明らかにするという約束をしておりますけれども、現実的には、9カ国との交渉では、TPP交渉そのものが秘密主義になっており、野田首相が発表します、内容を説明すると言っても、その協議の内容は秘密っていうことになっているわけですから、発表できるものではございません。結果的には、何ら国民には内容を知らせないままで、無条件に日本に不利な条項も押しつけられるというふうになると思います。特に農業については、米はアメリカから輸入自由化を押しつけられるわけですけれども、今、1俵1万2、000円、4、000円っていうような低価格ですけれども、それでも生産費は償わないという米の価格が、1俵当たり――60キロですね、5、000円、輸入、この参加で自由化になれば、5、000円以下になるというふうに言われております。そうすれば、当然、生産費や労賃などは償えないわけですから、日本の農業は壊滅的になるというふうに言われております。そういう交渉は直ちにやめるべきだというふうに思いますので、TPP交渉参加に向けて、参議院、衆議院に対して、やめるよう要請すべきだというふうに思い、賛成討論といたします。

以上です。

○議長(佐藤幸明君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第2号についての委員長報告は、採択であります。本案を委員長の報告どおり採択する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって請願第2号は、原案どおり採択することに決しました。

## 決議案第1号 東海第二原発の廃炉を求める決議(案)

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第10、決議案第1号、東海第二原発の廃炉を求める決議 (案)を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

3番川畑秀慈君、登壇願います。

#### [3番川畑秀慈君登壇]

○3番(川畑秀慈君) 決議案第1号,東海第二原発の廃炉を求める決議(案)。

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

平成24年3月8日。

提出者,阿見町議会議員川畑秀慈。賛成者,久保谷充,諏訪原実,佐藤幸明,櫛田豊,石井早苗。

提案理由については、決議(案)の朗読をもって、説明とさせていただきます。

東海第二原発の廃炉を求める決議(案)。

東日本大震災から1年を迎えようとしている。政府が平成23年12月に事故の収束宣言をした福島原発は、今なお問題が続発し、現実には収束の見通しが立っていない。10万人近い原発事故被災者の多くは、今も避難生活を強いられている。原発事故以来の放射性物質は周辺の各県に広がり、土や海や住居を汚染し、生産と生活を阻害したばかりか、食べ物や大気をも汚染し、健康に深刻な被害を及ぼすおそれがある。

大震災のとき、東海第二原発は自動停止したが、外部電源が断たれた。内部電源のディーゼル発電機は、1台が津波で使用不能になり、残る2台の発電機で3日半かけて炉心を冷却し、辛うじて危機を乗り切った。実際には、福島原発と紙一重の危機的状況であった。

東海第二原発の20キロ圏内は、水戸市も含めて71万人も住む人口密集地帯である。30キロ圏 内では居住人口が100万人を超え、万が一原発事故が起きたなら、この人口では避難先がない。 しかも、被害範囲は茨城県全域を越え、近隣各県や首都東京にも及ぶことになる。

東海第二原発の定期点検は、昨年5月から11月までの予定で開始されたが、終了期限が今年8月まで大幅に延長された。点検では、安全対策を補強し、新たな安全神話をアピールしながら、定期点検終了前に試運転を開始するとの報道もある。しかし、この間も水漏れ事故などが頻発している。地震大国日本では、原発はこれで安心という保証などあり得ない。

さらに、東海第二原発は、運転開始から34年も経過した老朽原発であり、老朽化に伴う事故やトラブルの危険が現実味を帯びている。政府は、原発の運転期間を原則40年とし、40年を超えている福井の日本原子力発電敦賀1号機と関西電力美浜1号機の運転再開は困難との認識を示したことからも、老朽原発の危険性は明らかである。

阿見町議会は、以上の事柄にかんがみ、町民の命と安全、子供たちの将来を考えるならば、 東海第二原発の再稼働は到底容認できず、廃炉とすることを求める。

以上、決議する。

平成24年3月8日。茨城県阿見町議会議長佐藤幸明。

以上でございます。

○議長(佐藤幸明君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

#### [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、会議規則第39 条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

### [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

決議案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって決議案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された決議の配付といたします。「案」の文字の 削除を願います。

意見書案第1号 TPP (環太平洋経済連携協定) への参加中止を求める意見書 (案)

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第11、意見書案第1号、TPP(環太平洋経済連携協定) への参加中止を求める意見書(案)を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

8番柴原成一君、登壇願います。

[8番柴原成一君登壇]

○8番(柴原成一君) 意見書案第1号, TPP(環太平洋経済連携協定)への参加中止を求める意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

平成24年3月8日。

提出者,阿見町議会議員柴原成一。賛成者,同じく難波千香子,同じく細田正幸,同じく大野孝志、同じく吉田憲市、同じく平岡博。

提案理由、別紙意見書(案)のとおり。

意見書の提出先,衆議院議長,参議院議長。

TPP (環太平洋経済連携協定) への参加中止を求める意見書(案)。

野田首相は、2011年11月11日、ハワイで開かれたAPEC(アジア太平洋経済協力会議)首脳会合出席直前に、TPPへの参加に向けて関係各国との協議に入るとの方針を表明しました。翌日の日米首脳会談で、野田首相は、TPPへの参加方針を伝え、すべての物品やサービスを貿易自由化交渉のテーブルにのせると表明したと伝えられています。

これをめぐって政府は、TPP参加が前提でないなどと釈明していますが、そんな国民への ごまかしが許されるものではありません。もしそうなら、関税ゼロの原則に対して、日本政府 は何を例外扱いするよう主張するのか明らかにすべきです。

これまでのTPP交渉では、関税ゼロを大原則にすることや、貿易にとどまらないさまざまなルールの共通化・規制緩和も論議されています。日本が参加することになれば、これまでアメリカを初め各国が日本に求めてきた規制緩和が新たに協議されることになります。

早速アメリカは、牛肉の輸入条件緩和、郵政民営化の徹底、自動車分野の協議を求めてきました。さらに、医療への自由競争の持ち込み、食の安全基準・表示の緩和、公共事業への外国企業の参入や労働規制の緩和、共済制度の廃止など、従来から日本に解決すべき事項として要求してきたことを協議対象にするよう強力に求めてくるでしょう。

このような心配があるからこそ、全自治体の8割にも及ぶ多くの自治体や、さまざまな分野の団体が、参加に反対あるいは慎重な対応を求めてきたのです。国民の8割から9割が、政府の説明は不十分だと指摘しています。

今,国会がすべきことは、まともな情報も開示しないまま行われた野田首相の参加表明を撤回させることです。しかも、ニュージーランド交渉官によれば、TPP交渉そのものが秘密主義と言われています。今後も国民的な論議や国会での審議が保障されない交渉には、絶対に参加すべきではありません。この道こそが、国民の命と暮らし、地域経済を守るものであり、民主主義の原理にもかなうものです。

以上の趣旨から、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への参加表明を撤回し、参加しないことを要望します。

記

1 TPPへの事実上の参加表明を撤回し、関係各国との協議を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月8日。茨城県阿見町議会議長佐藤幸明。

○議長(佐藤幸明君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。 意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって意見書案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字 の削除を願います。

議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第12、議員提出議案第1号、阿見町議会委員会条例の一部 改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

17番諏訪原実君,登壇願います。

## [17番諏訪原実君登壇]

○17番(諏訪原実君) それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年第4回定例会で可決した阿見町行政組織条例の一部改正の施行に伴い、常任委員会の所管事項を改めるため、提案するものであります。

内容は、「総務部」の次に「、町民部」を加え、「民生部」を「保健福祉部」に改め、「生活産業部」の次に「、都市整備部」を加え、「都市整備部の所管に関する事項」を削るものであります。

以上であります。

○議長(佐藤幸明君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

#### [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により 委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これから討論に入ります。

討論を許します。

# [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

## 阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第13、阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。 お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指 名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、阿見町選挙管理委員に、松本尚喜君、長沼節治君、栗山利彦君、大川信一郎君、 以上4名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の諸君を阿見町選挙管理委員の当選人と 定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、松本尚喜君、長沼節治君、栗山利彦君、大川信一郎君、以上4名の諸君が阿見町選挙管理委員に当選されました。

次に、阿見町選挙管理委員補充員には、坪田龍二君、大室雅彦君、長谷川義洋君、友保杉夫 君、以上4名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名の諸君を阿見町選挙管理委員補充員の当 選人に定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め,坪田龍二君,大室雅彦君,長谷川義洋君,友保杉

行政改革について

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第14、行政改革について、本案につきましては、行政改革特別委員会に付議されている案件であります。委員会の審査経過につきましては、委員長より報告を求めます。

行政改革特別委員会委員長細田正幸君、登壇願います。

[行政改革特別委員会委員長細田正幸君登壇]

○行政改革特別委員会委員長(細田正幸君) それでは、行政改革特別委員会の活動報告を、 任期を終了するに当たり行いたいと思います。

平成21年1月16日,第1回の委員会を開き,勉強会から始めようということになり,同年2月17日,行政改革について,地方自治体の役割とはという内容で,茨城県地方自治体問題研究所事務局長飯田三年氏を講師に招き,講演会を行いました。

平成21年6月19日,入札問題について,庁内関係課長,係長を招いて,入札問題について勉強会を開きました。

21年12月18日,入札発注制度改善についての提言を、川田町長に行いました。

22年2月26日に、入札改善に努めますとの、前向きの回答がありました。

22年4月から天田町長にかわりました。

22年11月25日,「芸術文化のまちづくり,低成長,それだ大チャンスの時代が訪れた」との 内容で,指揮者・声楽家の佐藤宏之先生の講演を,歌を聞きながら,本郷ふれあいセンターで 行いました。

23年2月16日,町保育行政について,「待機児童ゼロを目指して」の勉強会を,児童福祉課長高須徹氏を呼んで行いました。

以上, 2点については,議会,町長の努力で,「オーケストラと歌おう in Ami」として実現し,今月25日,132名の参加で2回目の公演を,500名入る医療大学講堂で行うよう,今,練習に励んでおります。

待機児童ゼロを目指しては、23年4月の時点で、うずら出張所内に保育所を増設し、待機児童ゼロになり、現在、荒川本郷地区に150名定員の保育所新設計画が進んでおります。

これら2点の今後のより一層の内容充実、発展を要望したいというふうに思います。

24年2月29日に、最終の特別委員会を開き、総括を行い、任期終了の報告といたします。以上でございます。

長い間の議員の皆様方の御協力、ありがとうございました。

○議長(佐藤幸明君) 以上で委員長報告は終わりました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長(佐藤幸明君) 次に、日程第15、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の 閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤幸明君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで本定例会に予定されました日程は、すべて終了いたしました。

それでは,議員任期最後の定例会を閉会するに際して,議長として一言ごあいさつ申し上げます。

4年前の本選挙にて、また2年前の補欠選挙にて、町の発展、町民生活環境の整備、充実、町民生活の向上を願い、町議会議員に当選され、日夜寝食を忘れ活躍をなされ、多くの実績、大きな功績を残されました議員各位に深い敬意を表するとともに、心より感謝を申し上げます。この4年間を顧みれば、首都圏中央自動車連絡道阿見東インターが平成19年3月に供用開始され、交通利便性の向上により、平成21年7月にはあみプレミアム・アウトレットがオープンし、本年正月三が日には、今までにない売り上げを記録したそうでございます。

また、22年2月には予科練平和記念館がオープンし、2年1カ月の来館者は13万3、932人に達しました。当初目標には届きませんが、悲惨な大戦を二度と起こさない、繰り返さないと来館者の胸に刻まれたことと確信をします。改めて世界の恒久平和を願う次第でございます。今後は、アウトレットのお客様をいかに記念館に、また町中央に来てもらうかが課題とされております。

加えて町道の整備なども着々と進められ、すばらしいまちづくりが形成されつつあります。 これひとえに議員各位の提案、発案、慎重審議などなどの成果と、また執行部の皆様方の並々ならぬ御努力のおかげと心より感謝を申し上げます。

さて、今期限りで勇退される議員もおられると伺っております。長きにわたり議員活動をな され、阿見町発展に大きく貢献されましたことに敬意を表し、感謝を申し上げます。これから も健康に留意され、よき先輩として御教示いただきたくお願いを申し上げる次第でございます。 引き続き、阿見町のさらなる飛躍、発展を願い、立候補される方々のご健闘を心よりお祈り 申し上げます。風邪などをひかぬよう、健康に留意され、頑張っていただきたいと思います。

さて、今回の町議会議員選挙には、多くの主義主張を持ち備えた新人が数多く立候補されます。町民が、また町議会にまた町政に対しての関心が増え、町民の選択肢が広がることにも大変喜ばしいことであります。しかし、依頼を受けての立候補者もいると聞いております。これはいかがなものかと首をかしげます。

結びに、この2年間、いろいろなことがありました。ただいま2年間と申し上げましたが、私としましては、5年も6年も務めたような気がしてなりません。いずれにせよ、議長職、任期全うできたのも、議員皆様方また執行部皆様方の御支援、御協力のおかげと心より感謝を申し上げ、阿見町議会のさらなる発展を心からお祈りを申し上げ、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長(佐藤幸明君) 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了 し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感 謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたし、これをもちまして、平成 24年第1回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 3時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐藤幸明

署 名 員 石 井 早 苗

署名員 柴原成一

# 参考資料

## 平成24年第1回定例会 議案付託表

	議案第3号	阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について
	議案第4号	阿見町震災復興まちづくり基金条例の制定について
	議案第6号	阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
		の一部改正について
	議案第7号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
		内 総務常任委員会所管事項
	議案第8号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
		関する条例の一部改正について
総務常任委員会		内 総務常任委員会所管事項
	議案第9号	阿見町税条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
	議案第20号	阿見町火災予防条例の一部改正について
	議案第21号	平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号)
		内 総務常任委員会所管事項
	議案第28号	平成24年度阿見町一般会計予算
		内 総務常任委員会所管事項
	請願第1号	東海第二原発の廃炉を求める請願書
	議案第7号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	hazalezite : Q	内民生教育常任委員会所管事項
	議案第8号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
		関する条例の一部改正について
		   内 民生教育常任委員会所管事項
民生教育	議案第10号	   阿見町災害遺児手当支給条例の一部改正について
常任委員会	議案第11号	   阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第12号	阿見町障害者施策推進協議会条例の一部改正について
	議案第13号	   阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正につい
		て
	議案第17号	阿見町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部
		<u>l</u>

		改正について
	議案第18号	阿見町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正に
		ついて
	議案第21号	平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号)
		内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第22号	平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4
		号)
民 生 教 育 常 任 委 員 会	議案第26号	平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)
吊任安貝云	議案第27号	平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3
		号)
	議案第28号	平成24年度阿見町一般会計予算
		内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第29号	平成24年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第33号	平成24年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第34号	平成24年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第5号	阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回
		   収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の制定につい
		T
	議案第7号	   阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
		内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第8号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
		関する条例の一部改正について
産業建設		内 産業建設常任委員会所管事項
常任委員会	議案第14号	阿見町道路占用料徴収条例の一部改正について
	議案第15号	阿見町営住宅管理条例の一部改正について
	議案第16号	阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
	議案第21号	平成23年度阿見町一般会計補正予算(第7号)
		内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第23号	平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4
		号)

## 閉会中における委員会(協議会)の活動

平成23年12月~平成24年2月

#### 1. 委員会(協議会)の活動

委員会名	月 日	場所	事件
議会運営委員会	1月6日	第2委員会室	・第1回臨時会会期日程について・その他
	2月20日	第2委員会室	・第1回定例会会期日程について ・その他
議会だより編集委員会	1月5日	第2委員会室	・議会だより第131号の発行について・その他
	1月13日	第2委員会室	・議会だより第131号の発行について・その他
全員協議会	1月10日	全員協議会室	<ul><li>・阿見町一般会計補正予算(第6号)について</li><li>・その他</li></ul>
	2月1日	全員協議会室	・平成24年度阿見町予算内示について ・その他
	2月15日	全員協議会室	<ul><li>・阿見吉原土地区画整理事業計画の変更について</li><li>・阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について</li><li>・阿見町震災復興まちづくり基金条例の制定について</li><li>・阿見町の放射能対策の進捗状況及び今</li></ul>

全員協議会	2月15日	全員協議会室	後の計画について ・阿見町長寿福祉計画・第5期介護保険 事業計画策定事業の途中経過について ・阿見町新給食センター整備事業につい て ・阿見町と茨城県信用保証協会との損失
			補償契約に基づく回収給付金を受け取 る権利の放棄に関する条例の制定につ
			いて・その他

### 2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月 日	事件	議決結果等	出席者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月24日	第1回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合公平委員 会委員の選任について ・平成23年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計補正予算(第2 号) ・平成24年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計予算	高松幸一郎氏 (美浦村) 原案可決 原案可決	大野孝志 吉田憲市
牛久市・阿見町斎場組合	2月17日	第1回定例会 ・平成23年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算(第2号) ・平成24年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算 ・牛久市・阿見町斎場組合監査委員の選任について	原案可決	細田正幸 小松沢秀幸 久保谷実
茨城県後期高齢 者医療広域連合 会	2月6日	全員協議会 ・平成24年度及び平成25年度の 後期高齢者医療保険料について(案) ・平成24年第1回定例会提出議 案等について ・平成24年第1回広域連合議会 定例会開会までの日程等について ・東日本大震災にかかる一部負		浅野栄子

茨城県後期高齢	2月6日	担金等の免除について	浅野栄子
者医療広域連合		・東日本大震災にかかる保険料	
会		の減免について	
		・社会保障・税一体改革素案に	
		ついて	

整理	受年		提住	紹氏 介	議決
番	月 理日	件 名 お よ び 要 旨	出氏者名	議員名	結果
1	平成 24 年 2 月 20 日	1.件 名 東海第二原発の廃炉を求める請願書 2.主 旨 東日本大震災から1年を迎えようとしています。年末に政府が「収束宣言」した福島原発事故は、今でもさままな問題にぶつかり、収束の見通しはありません。10万人近い原発被災者の多くは、今も自分のふるさとや家に戻る展望を持てない避難生活を強いられています。放射能汚染は、周辺の各県に広がり、大気も土も食べ物も汚染され、深刻な被害をおよぼしました。大震災の時、東海第二原発は自動停止しましたが、外部電源が絶たれました。内部電力となるディーゼル発電機で3日半もかかり、やっとのことで炉心を冷却して、危機を乗り切りましたが、実際は、福島原発と紙一重の危機的状況でした。東海第二原発の20km圏内には水戸市も入り、71万人も住む人口密集地域です。30km圏内では県民3分の1の100万人を超えます。万が一にも原発事故が起きたら、避難すらできません。その上、茨城県全域はもとより、近隣各県、首都東京も大きな被害を受けます。 東海第二原発は昨年5月に定期点検を開始し、昨年11月終了の予定でしたが、今年8月までに大幅に延長しました。しかも定期点検終了前後にも試運転を開始すると言われ、「安全対策を補強した」と、新たな「安全神話」を盛んにアピールしています。しかしこの間も水漏れ事故などが頻発しています。また地震大国日本では、「原発はこれで安心」という保障はどこにもありません。また、東海第二原発を含め、一帯は百里基地の戦闘機割練空域になっています。大事故はいつも「想定外」という保障はどこにもありません。また、東海第二原発を含め、原子炉への墜落事故も十分ありえます。実際、ドイツでは、原子炉事故に「大型飛行機の墜落事故」を想定した対策も図られています。			

朽原発」です。原発そのものの事故やトラブルも現実の危険性です。政府が「原発の運転期間は原則40年」を打ち出し、「最長40年を徹底させる」ため、「40年を超えている日本原子力発電敦賀一号機と関西電力美浜一号機(いずれも福井県)の運転再開は困難」との認識を示したことからも、「老朽原発の危険性」は明らかです。

地元東海村の村上村長は「東海第二原発」の運転再開に 絶対反対です。日立市長も「将来的に廃炉」と言及,那珂 市長やかすみがうら市長も「東海第二原発の再稼動反対」 を表明しました。橋本県知事も「しっかり納得できる説明 がなければ(再稼動は)難しい」と表明(2/1)するよ うになりました。

また県内自治体の議会では、北茨城、土浦、取手市議会等で、「廃炉」を求める意見書が採択されました。五霞町議会でも同様の意見書が採択されています。県内でもさまざまな地域で、「危険な東海第二原発は無くすべき」という思いが高まってきています。

主旨をお汲み取りの上,「東海第二原発の廃炉」を決議していただけますよう、よろしくお願い致します。

#### (請願事項)

1. 県民・地域住民の不安を取り除くため、「東海第二原発を 廃炉にする」を決議すること。

また,決議した内容を住民に周知すること。

2. 決議した内容を橋本県知事と野田首相に提出すること。

1

整	受年		提住		議
理番	月	件 名 お よ び 要 旨	出氏	介議	決 結
号	理日		者名	員名	果
	平成	1. 件 名	茨県城南	諏訪	
	24	TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願	城県取	原	
	年 2	2. 主 旨	手組	実	
	月	政府は、野田首相の「TPPへの参加に向けて関係各国」のは常による。	市合新		
	20 日	との協議に入る」との方針に基づいてTPP関係各国との	川組		
	'	協議を行っています。 これまでの9カ国によるTPP交渉では,関税ゼロを大	2 合 9 長		
		原則にすることや貿易にとどまらない、さまざまなルール	7 岡		
		の「共通化」・規制緩和も論議されているといわれています。	野		
		日本が「参加」することになれば、これまでアメリカをは	忠		
		じめ、各国が日本に求めてきた規制緩和が新たに協議され			
		ることになります。			
		この間のアメリカとの事前協議では、牛肉の輸入条件緩			
		和,郵政民営化の徹底,自動車分野の協議を求めています。			
		さらに, 医療への自由競争の持ち込み, 食の安全基準・表			
		示の緩和、公共事業への外国企業の参入や労働規制の緩和、			
2		共済制度の廃止など、従来から日本に解決すべき事項とし			
		て要求してきたことを協議対象にするよう強力に求めてく			
		ることは明らかです。			
		このような心配があるからこそ,44道府県や全市町村の 8割余におよぶ議会,さまざまな分野の団体が参加に反対,			
		る刮ボにねよか議去, さまさまな分野の団体が参加に反対, あるいは慎重な対応を求めてきたのです。国民の8~9割			
		が、政府の説明は不十分だと指摘しています。			
		野田首相は、TPP関係各国が日本に求めている要求や			
		情報を国民に明らかにし、国民的議論を踏まえてTPP交			
		渉に参加するか否かの結論を出すということを繰り返し強			
		調してきました。しかし、ニュージーランド外務貿易省は、			
		TPP交渉そのものが秘密主義であることを公式に表明し			
		ていることは重大です。このままでは, 国民的に十分な情			
		報が開示されないまま,結論が押し付けられる疑念があり			
		ます。			
		以上、TPPは、内容の面でも手続きの面でも重大な問			
		題点を含んでおり、このまま関係各国との協議を進めるこ			

機関に提出することを請願します。 2 (請願事項)		とは許されません。 以上の主旨から下記の事項についての意見書を政府関係		
(請願事項)	9	機関に提出することを請願します。		
1. TPPへの事実上の参加表明を撤回し、関係各国との協議 を中止すること。				